

平成16年9月6日広陵町議会
第3回定例会会議録（1日目）

平成16年9月6日広陵町議会第3回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西 辻 眞 治

書記 竹 若 学 上 田 勝 代

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成16年広陵町議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4 議案第38号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
5 議案第39号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
6 報告第10号	平成15年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について
7 報告第11号	平成15年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告について
8 議案第40号	北葛城郡町立学校指導主事共同設置の廃止について
9 議案第41号	葛城市・広陵町介護認定審査会の共同設置について
10 議案第42号	奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
11 議案第43号	奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更について
12 議案第44号	奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
13 議案第45号	奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更について
14 議案第46号	奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
15 議案第47号	広陵町介護保険条例の一部を改正することについて
16 議案第48号	新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計条例の一部を改正することについて
17 議案第49号	広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて

- 1 8 議案第 5 0 号 水質改善下水道特環安部管渠布設工事（2 工区）請負契約の締結について
- 1 9 議案第 5 1 号 古寺公民館新築及び防火水槽新設工事請負契約の締結について
- 2 0 議案第 5 2 号 平成 1 6 年度広陵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 1 議案第 5 3 号 平成 1 6 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 2 議案第 5 4 号 平成 1 6 年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 3 議員提出議案第 8 号 決算審査特別委員会設置に関する決議について
- 2 4 議案第 5 5 号 平成 1 5 年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 6 号 平成 1 5 年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 7 号 平成 1 5 年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 8 号 平成 1 5 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 9 号 平成 1 5 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 0 号 平成 1 5 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 1 号 平成 1 5 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 2 号 平成 1 5 年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 3 号 平成 1 5 年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 5 議案第 6 4 号 平成 1 5 年度広陵町水道事業会計決算の認定について
- 2 6 議案第 6 5 号 平成 1 5 年度広陵町水道事業会計欠損金処理計算書について

議 長 まず日程 1 番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から 2 4 日までの 1 9 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から 2 4 日までの 1 9 日間に決定しました。

なお、議案第 3 8 号、第 3 9 号と報告第 1 0 号、第 1 1 号につきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 それでは、日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 1 0 条の規定により

5番 山本登君

6番 寺前君

に指名いたします。

議長 次に、案件に入りますが、議案の朗読につきましては、案件が多数ですので省略します。

次に日程3番、諸報告に入ります。

先般委員会が先進地の視察研修をされましたので、その報告をお願いいたします。

まず、ごみ問題特別委員会委員長、山本悦雄君、お願いいたします。

ごみ問題特別委員長 おはようございます。

ごみ問題特別委員会の視察研修報告をさせていただきます。

ごみ問題特別委員会は、去る7月29日に勝山市役所、翌30日にエコクル美方を視察研修いたしました。今回の研修には、ごみ問題特別委員以外の議員も参加して、全議員が出席しての研修となりました。

それでは、ご報告させていただきます。

勝山市は福井県の東北部に位置し、市の中心は福井市の東方約28キロの地点にあり、市の周辺は大小の山に囲まれ、東南より西北にかけて県下最大河川である九頭竜川の中流に位置し、その流域は勝山盆地を形成しており、市の中心地は諸工業の発達した地域となり、繊維工業と農業を基幹産業とする水と緑の豊かな田園都市であります。また、昭和62年に越前大仏が落慶、平成5年にスキー場「スキージャン勝山」がオープン、平成12年には県立恐竜博物館が建築され、現在も市全体の観光客は年間140万人を超えているそうです。

さて、勝山市では和解を受け入れ、平成11年3月31日に勝山市クリーンセンターを操業停止、現在県内自治体や県外民間業者にごみの処理を委託されています。平成11年当時は、ごみ処理緊急事態宣言をし、ごみ処理についての現状と今後の徹底したごみ減量化のためのごみ分別処理方法の変更の必要性について、114の集落に幹部職員がお願いに上がったということでした。他自治体へのごみ処理についての依頼は、ごみ処理施設設置時の各自治体と付近住民との間で交わされた協定事項や各自治体に合わせたごみ質にするための分別、生ごみ搬入出車両の問題など困難を極め、議長、議員にもご尽力いただいたとのことでした。結果として、ごみ処理緊急事態宣言以降、全市民による徹底した分別、マイバッグ運動、家庭用生ごみ処理機の利用による減量化、各種団体による古紙、古着の集団回収、事業系ごみ

の事業者みずからによる処理などが、可燃ごみでは45%の減量、またリサイクル率を35%に達成する成果をもたらしました。ごみ処理委託については、4自治体と2民間業者に委託されております。議会と理事者の強力なタイアップがあったからこそ、厳しい状況を打破できたものとのことでした。

次に、広陵町も勝山市と同じような状況にあるわけですが、1、1人当たりの可燃ごみは勝山市の約2倍なので、ごみ質調査の上、より徹底した分別を図り、ごみの減量化を町民に浸透させる必要があること。2、議会と理事者の強力なタイアップが大切であること。3、各自治体、民間業者への依頼は、期間を長目にしておくこと。4、ごみ処理できないのは、行政の恥との認識が必要であることなどを伺いました。本町も同じ立場にあり、至急に取り組んでいかなければならないことを痛感いたしました。

次に、翌日訪ねましたエコクル美方は、美浜町と三方町で設立された美浜・三方環境衛生組合の処理施設で平成15年に完成され、ガス化溶融施設とリサイクルプラザ施設があります。旧焼却施設の老朽化、ダイオキシン類排出基準の強化への対応からガス化溶融施設を、またごみの資源化、埋立量の極少化を目的としたリサイクルプラザを建設されました。ガス化溶融施設の処理方式は、シャフト炉型プラズマ式ガス化溶融で、1,500度以上の高温により燃焼処理を行い、ダイオキシン類の法規制値を100分の1以下に抑えるなど、公害防止対策に万全を期すものであり、溶解スラグは資源として活用することができ、しいては最終処分場の延命にも繋げることになるものであります。

なお、処理区域人口は2万848人、処理能力は1日22トン（24時間稼働）の施設があります。

リサイクルプラザは、搬入された資源ごみ等を最新の技術と設備により効率的かつ適切に処理し、再資源化するものであります。処理能力は8.5トン（5時間稼働）であり、リサイクル推進、ごみ分別、減量化等環境教育の場として活用できるよう体験学習室、研修室等を備えた施設となっております。また、隣接地では、堆肥施設である美方コンポストセンターが現在建設中であります。

今回の研修で現清掃センターの操業停止、ごみ減量化などについての認識を新たにし、今後積極的に取り組んでいく必要があることを強く感じました。

以上、簡単でございますが、ごみ特別委員会の研修報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

次に、議会広報の研修に参加されましたので、そのご報告をお願いいたします。

広報編集委員会委員、松浦君、お願いいたします。

広報編集委員会委員 おはようございます。

広報研修会より参加いたしまして報告させていただきます。

平成16年度の第1回町村議会広報研修会について下記のごとく、期日は平成16年7月14日から15日。場所は東京都シェーンバツハ・砂防。概要は「議会広報のあり方とクリニック」、エディター城市創事務所代表城市創。日程につきましては、7月14日の13時から16時。7月15日は9時から12時まで。

では、広報研修会の報告書を報告させていただきます。

平成16年7月14日、15日、2日間にわたって東京都の砂防会館で開かれた全国町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加いたしました。講師は、城市創氏で、島根県益田市に生まれました。東京都立大学法学部政治学科卒業後、社会の各方面でご活躍されています。研修内容といたしまして、議会広報編集の基本姿勢。1つ、常に創刊の気持ちで編集する。2番目に、発刊の最終目標をきちんと持つ。3番目に、企画の材料は住民にある。4番、読者の視点で編集する。議会で決定するまでのプロセスも機関紙に載せる。読者の立場に立って作文する。議会広報編集のポイントは、1、議会広報は計画的な編集を心がける。2、読みやすい文章を心がける。3番目に、写真も大きなポイントであります。時期と2画面と桜と言うが、これは入学時の時期です。表紙は難しいのは、方向性がないからと思います。4番目、レイアウトはイメージづくりから出発する。5番、校正上の注意。そして、6番、献本、写真もきちっと返却する。これは提供者に対しての心のあり方だと感じております。12町村の議会広報一つごと詳しく説明していただき、私たちに大変役に立つ研修でございました。

最後に、住民の視点と読者の立場に立った広報づくりがすべてと理解しております。私たち広陵町民も、私が初めて参加させていただきましたが、やはり文章というものは難しいもので未熟なものですが、これによって勉強することができました。報告は終わります。

議 長 ありがとうございます。

議 長 次に日程4番、議案第38号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第38号の提案の趣旨説明をさせていただきます。

今回ご同意をお願いいたしますのは、本年9月30日をもって任期が満了いたします菅野

耕三氏に再度その任をお願いしたいと考え、議会の同意をお願いするものでございます。

菅野耕三氏は、昭和39年3月、大阪学芸大学、現在の大阪教育大学を卒業後、昭和39年4月から松蔭高校に教諭として奉職されました。昭和41年4月に大阪教育大学に移られ、昭和50年4月に同教育大学助教授に就任され、特に地質学を専門分野とされ、土質や地盤に関する多くの著書を発行され、また奈良教育大学、大阪大学大学院、神戸山手女子短期大学など数多くの大学の非常勤講師を務められ、長きにわたり教育現場の指導者として教鞭をおとりいただいております、本年10月1日付で同教育大学教授に就任されることになっております。

菅野氏は、平成7年3月、馬見北9丁目にお住まいされて以来、地域の信頼も厚く、平成9年から1年間自治会長をお務めいただくなど、地域への貢献もいただいております、平成10年1月から現在まで教育委員に、平成12年10月1日からは委員長として、豊富な教育経験と識見により教育行政に対する信念は熱く、本町教育行政の推進者として適任であると考えますので、このたび任期満了を迎えますが、引き続き任命させていただきたく、本日ご同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第38号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第38号は同意されました。

ただいま教育委員会委員に任命されました菅野耕三氏が来られておりますので、紹介をさせていただきます。 町長！

町 長 ただいまご同意を賜りました菅野耕三氏をご紹介申し上げます。先生、どうぞよろしく。

教育委員会委員 あいさつ

議 長 どうもありがとうございました。

これからも広陵町の教育の方、よろしく願いいたします。

議 長 次に日程５番、議案第３９号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第３９号の提案趣旨説明を申し上げます。

今回ご同意をお願いいたしますのは、本年９月３０日付をもって任期が満了いたします安田義典氏に再度その任をお願いしたいと考え、議会の同意をお願いするものでございます。

安田義典氏は、昭和３４年３月、県立高田高等学校を卒業され、同年仏教大学福祉学科に進まれ、中学校教員として奈良県に奉職され、宇陀郡室生村の中学校を皮切りに、王寺中学校、上牧中学校の教諭として教鞭をおとりになり、昭和６１年４月から教頭として上牧第二中学校に勤務の後、平成５年４月からは校長として王寺南中学校へ赴任され、その後王寺中学校校長に転任され、平成１３年３月の定年退職まで３７年の長きにわたり教職に身を置き、これまで数多くの優秀な人材をお育てになってこられました。退職後は新庄町教育委員会生涯学習課に籍を置き、豊かな経験をもとに新庄町の教育行政推進の原動力としてご活躍されました。昨年９月、前任者の後任として教育長の重責をお務めいただいているところでございます。

安田氏は、申すまでもなく人格が高潔で、教育、学術及び文化に関しすばらしい識見を持たれ、変化の激しい社会情勢の中、教育環境の充実と本町児童・生徒の学力向上を目指し、教育行政推進の旗頭として日夜ご努力いただいているところでございます。このたび任期満了を迎えますが、教育委員として適任と考えますので、引き続き任命させていただきたく、本日ご同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第３９号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第３９号は同意されました。

ただいま教育委員会委員に任命されました安田義典氏が来られておりますので、紹介をさ

せていただきます。 町長！

町 長 ただいまはご同意をいただきましてありがとうございます。安田義典氏をご紹介申し上げます。

教育委員会委員 あいさつ

議 長 どうもありがとうございました。

広陵町の教育の向上によりしくお願いをいたします。

議 長 次に日程6番、報告第10号、平成15年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、ご報告させていただきます。

平成15年度の土地開発公社の事業につきましては、本年度は当初事業予定はなく、ゼロ予算でございましたが、町事業担当課からの緊急要請があり、臨時理事会を開催いたしまして補正予算を承認いただいた上で、新清掃施設の関連道路用地376.77平方メートルの先行取得を実施いたしました。

経営の収支につきましては、事業収益が178万8,653円で、事業外収益が1,914円、事業費用が179万9,834円となり、当年度純損失9,267円が生じたわけでございます。この処理といたしまして、繰越利益剰余金を取り崩しまして補てんいたしましたものでございます。

なお、当年度末の期末事業用棚卸高につきましては634万5,584円、借入金につきましては808万3,310円となっております。

以上が15年度における広陵町土地開発公社の経営状況でございます。

続きまして、決算書の2ページでございますが、ご覧いただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、収入としまして事業収入が178万8,653円、これは土地の売却収入でございます。事業外収益1,914円、これは預金利息でございます。支出といたしまして、事業費用が179万9,834円、これは土地の買収費用、役員報酬費及び印刷費が主なものでございます。

次に、決算書の4ページをご覧いただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございますが、収入といたしましては、土地の収用に伴う借入金が808万3,310円でございます。支出といたしましては、事業費といたしまして収用いたしました土地代金の支払いといたしまして808万3,310円でございます。

次に、6ページでございます。財産目録でございます。

資産の部の公有土地は634万5,584円で、流動資産といたしましては、現金預金として311万6,519円、定期預金700万円で、資産の合計が1,646万2,103円となっております。

次に、負債の部でございますが、流動負債としまして808万4,237円でございます。したがって、差し引き純財産といたしまして837万9,592円となっております。

次に、7ページの損益計算書でございますが、これは経営成績をあらわすものでございます。

事業収益が178万8,653円、事業費用が179万9,834円でございます。事業外の収益を差し引きいたしますと、当年度事業損失が9,267円でございます。

8ページにつきましては、平成15年度の貸借対照表、11ページには決算審査報告書、13ページにつきましては附属明細書を添付いたしておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上のとおり報告いたします。よろしくご承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 用地の方の取得のですけれども、売却事業として1筆139.68平方メートルの土地のうちの補助金の割り当てから56平米のみを広陵町に売却したということなんですけれども、この補助事業の補助の割合とか、どういう補助の名目になっているのか、その点のところについてお聞きしておきたいと思います。

それから、結局現在の保有面積は何平米になっているのかということもお聞きしておきたいと思います。

議 長 山村部長！

環境整備部長 この土地開発公社に取得をお願いいたしておりますのは、新清掃施設の進入路でございます古寺中線の事業用地でございます。国の交付金事業でございますので、補助率は55%でございます。土地開発公社に15年度では事業ベースで5,000万円の枠がつきまして、用地交渉の結果、それを超える分について土地開発公社に取得をお願いいたしましたものでございます。以上でございます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 面積につきましては、15年度で代行いたしました139.68平方メートル及び123.57平方メートル、次の筆が105.88平方メートル、4件目が7.64平方メートル、以上376.77平方メートルの面積がございますが、そのうちの56平方メートルを買い戻したということでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第10号の報告は終わりました。

議 長 次に日程7番、報告第11号、平成15年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告についてを議題とします。

本件について報告願います。 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 報告第11号、平成15年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告をさせていただきます。

当サービス公社の事業報告につきましては、去る5月27日、公社理事会におきまして慎重審議、ご承認いただいたものでございます。

それでは、別冊となっております平成15年度事業報告書をご覧いただきたいと思えます。

まず、1ページから3ページにおきましては、法人の概況として、寄附行為の概要、役員に関する事項等になっていきます。説明は割愛をさせていただきます。

4ページ、5ページをお願いします。

4ページの事業の状況、事業の概要でございます。町及び県から管理委託を受けた公園を初め、町道、教育施設等の公共施設の維持管理、街路樹の補植、プランターへの花の植えつけ等を行い、また文化の向上、体育等の普及振興に努めるとともに、シルバー人材センターとの連携し、業務委託方式により積極的に効率的な管理運営に努めたところでございます。

次に、2の事業実施ですが、1、公園等の維持管理を初め、5ページ2の河川堤防等の草刈り及び3、各公共施設の維持管理並びに4での文化の向上及び体育等の普及振興事業等、ご覧のとおり効率的かつ経済的な事業推進に努めました。

次の6ページは、年度中の理事会開催状況でございます。

引き続き、財務諸表に移らせていただきます。7ページをご覧いただきたいと思えます。

公社一般会計収支計算書でございます。大科目の決算額をもって、また決算額についまし

では、1,000円未満切り捨てご報告申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

まず、収入の部でございます。基本財産運用収入として3万8,000円、事業収入では1億1,035万9,000円、補助金等収入は4,374万4,000円でございます。雑収入では、279万5,000円。

当期収入合計といたしましては、1億5,693万6,000円となっております。

続きまして、8ページをお開きください。一般会計支出の部でございます。

管理費につきましては、3,552万8,000円、受託事業費として1億670万4,000円、自主事業費では535万8,000円でございます。特定預金支出は2万9,000円、諸支出金931万6,000円につきましては、町への精算返還金でございます。

以上、当期支出合計といたしまして1億5,693万6,000円となります。

なお、9ページから15ページは、これら収支計算書となっております。説明は省略をさせていただきます。

また、16ページの正味財産増減計算書、17ページの貸借対照表、18ページは計算書類に対する注記事項でございます。説明は省略をさせていただきます。

以上、公社一般会計でございます。

引き続き、勤労者総合福祉センターの事業報告に移らせていただきます。

恐れ入ります、19ページをお開きいただきたいと思います。勤労者総合福祉センター管理運営事業報告でございます。

当センター、愛称サン・ワーク広陵の年間の利用状況でございますが、多目的ホールは約3,300人、浴室は約800人と、昨年度と比較いたしますと減少いたしておりますが、多目的ホールは講座の開催数の減、あるいは大きな会合が少なかったことにより減となっております。浴室につきましては、平成15年3月から4月にかけて配管の破損により修繕を行いましたので、利用者数は減少いたしておりますが、たくさんの方々に喜んで利用していただいているところでございます。また、収入の中でも、大きなウエイトを占めますトレーニングルームは、健康増進、スポーツ活動の場として人気があり、年間利用者数は2万3,941人となりました。

20ページから21ページには、各種教室の開催状況及び各種催しの実施状況等でございます。教室につきましては、公民館、働く婦人の家との競合を避けまして、またアンケートを実施を踏まえ、人気のあるものを選定し、開催いたしました。中でも、パソコンは今日の情報化時代にありまして申込希望者も多く、継続的に実施いたしております。また、エアロ

ビクス、健康ヨーガ、パラパラエクササイズも申込者数も多く、非常に好評でございました。平成15年度の新規講座といたしましては、ハーモニカ、マットサイエンスを企画いたしましたが、好評でもあり、また要望も多く、平成16年度も引き続き開催の計画をいたしております。

各種催しにつきましては、浴室での部屋割りを毎月第4土曜日に実施し、年々住民の方々に浸透、喜んでいただいているところでございます。

次に、財務諸表に移らせていただきます。

22ページをご覧くださいと思います。特別会計サン・ワーク広陵の収支計算書でございます。

まず、収入の部であります。事業収入といたしまして5,596万5,000円、補助金等収入は3,120万3,000円でございます。雑収入では209万3,000円。

当期収入合計といたしましては8,926万2,000円となっております。

次に、23ページをご覧くださいと思います。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして7,766万5,000円、自主事業費につきましては285万3,000円でございます。特定預金支出は2万2,000円、諸支出金は872万円、これは町への精算返還金でございます。

当期支出合計といたしまして8,926万2,000円となっております。

24ページから28ページは収支計算明細書、29ページは正味財産増減計算書、30ページは貸借対照表、31ページは注記事項になっております。説明は省略をさせていただきます。

以上、サン・ワーク広陵の事業報告でございます。

続きまして、ふるさと会館の事業報告に移らせていただきます。

32ページをお願いいたします。

ふるさと会館管理運営事業報告でございます。一般利用での部屋別利用状況でございますが、講座室、軽運動室、もくせい、大ホールにつきましては、年々増加の傾向にありますが、ひまわりにつきましては団体利用が若干少なくなったものでございます。全体といたしましては、2,405件の6万4,394人となりまして、町内外を問わず幅広い利用促進に努めたところでございます。

また、33ページには、過去3カ年の年度別利用比較及び宿泊利用実績を掲載をいたしております。宿泊利用につきましては、和室、洋室、合わせて7部屋ございますが、3,96

5人と着実に増加をいたしております。宿泊利用はほとんどが町外の人でございますが、真心のこもったサービスの提供に努め、利用者拡大に力を注いだところであります。

34ページには、宿泊利用の年度別比較の状況でございます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。35ページをご覧いただきたいと思えます。

特別会計ふるさと会館収支計算書でございます。

まず、収入の部でございますが、事業収入といたしまして4,715万9,000円、補助金等収入では2,718万5,000円でございます。雑収入では296万2,000円。

当期収入合計といたしましては、7,730万7,000円となっております。

続きまして、36ページをご覧いただきたいと思えます。

支出の部でございます。受託事業費として6,692万5,000円、特定預金支出は1万4,000円、諸支出金1,036万7,000円は精算によります町への返還金であります。

当期支出合計といたしましては7,730万7,000円となっております。

次の37ページから41ページは収支計算明細書、42ページは正味財産増減計算書、43ページは貸借対照表、44ページは注記事項となっております。説明は省略をさせていただきます。

以上、ふるさと会館特別会計の事業報告でございます。

最後に、働く婦人の家の事業報告でございます。

45ページをお願いいたします。働く婦人の家は働く女性、勤労者家庭の主婦等が健康で充実した生活が送れるよう、各種講座や両立支援セミナーの開催、また利用者ニーズの把握を目的に、一日体験講座を開催したところでございます。働く婦人の家の事業活動の施設は、ふるさと会館内にあります。

講座につきましては、厳しい財政状況の中、公民館、サン・ワーク広陵と競合しないよう、また利用者ニーズに合ったもの、さらに技術や知識の習得を目指した講座を開催をいたしました。

次の46ページでは講座、セミナー、催し物開催状況になっておりますが、ビーズアクセサリ、ビジネスコンピューティング3級、日商文書技能検定3級は非常に好評をいただいております、継続して開催をさせていただきました。また、日商文書技能検定は昼の開催でございましたが、夜にやってほしいという住民の要望にこたえまして、夜に開催をさせていただ

いたところでございます。

47ページにおきましては、託児利用状況、自主グループ活動状況となっております。
続きまして、財務諸表に移らせていただきます。

48ページをお願いいたします。特別会計働く婦人の家収支計算書でございます。
収入の部でございます。事業収入といたしましては458万9,000円、補助金等収入
では648万6,000円。

当期収入合計といたしましては1,107万5,000円となっております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

支出の部でございます。受託事業費として978万7,000円、特定預金支出は6,0
00円、諸支出金128万1,000円、これは町への精算返還金であります。

当期支出合計といたしましては1,107万5,000円となっております。

50ページから52ページは収支計算明細書、53ページは正味財産増減計算書、54ペ
ージは貸借対照表、55ページは注記事項となっております。説明は省略をさせていただきます。

以上、働く婦人の家事業報告でございます。

なお、56ページ以降には、公社一般会計を初めとする各特別会計の収支計算書等の財務
諸表の総括表となっております。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第11号、平成15年度財団法人広陵町施設
管理サービス公社の事業報告についての説明とさせていただきます。どうぞご承認、よろし
くお願いをいたします。終わります。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず最初に、サービス公社の分からですね。

議 長 もう総括して全体でいきましょうか。細かくいきます、報告だけやから、細かくい
くのがええのか。

6番議員 全部一括して。

議 長 大体後のやつは同じですやろう。サービス公社を中心に。サービス公社をいきまし
ょうか。

6番議員 サービス公社ですけれども、これは毎回質問をして、答弁はいつもシルバー人材セ
ンターの決算書との扱いですけれども、今毎回要望してる点は、これを公式に議会に提出し
てほしいという点については、諸説があり、実現していないと。しかし、サービス公社の決

算書等については、議会に提出するように相手に伝えます、あるいはその方向で努力します、こういう答弁を一貫していただいているんですね。やはりこの決算書と同時に、シルバー人材センターの決算書をつけていただくと、こういう程度はできるという認識で今まで答弁をいただいているわけですから、少なくともシルバー人材センターとの関連で予算書を見るという議会の要望にはぜひこたえていただきたい、このように思うわけですが、この点についてはどのように考えておられるのか。これは個別にはいわゆるシルバー人材センターの決算書はいただいていますけれども、議会としてきちっとした対応をとっていただく、このことが必要だと思いますけれども、まず毎回答弁している内容について、いまだずるずると引っ張ってきている状態であります。この点について、まず1点聞きたいと思います。

それから、いわゆるシルバー人材センターの活動については、町長も理事長と常務理事が定期的に私のところに来て諸活動の報告をしていただいているので把握をしているので、このようにおっしゃっているわけであります。当然述べることでなく、シルバー人材センターの基本的なところは広陵町が委託料として運営をしているということは事実であり、また実態としてもそのとおりであります。そういう点で、シルバー人材センター、サービス公社、一体とした認識を議会としても持つ必要があるんだということをたびたび言っているわけですが、例えばこれは常務理事ではなく、町のその担当窓口として、現在シルバーでやっている活動の中の中心、中心とまではいかないでしょうけれども、いわゆる剪定に生じた枝のごみ処理について独自事業をやっておられると。現状はどういう形でどんな作業をやっておられるのかということを確認しておられる方は具体的にどこまであるのかというのを聞いておきたいと思うんです、そういう内容が1つ。

それから、これは7月時点で絶えず常務理事からは聞くわけですが、シルバー人材センターの現状把握、いわゆる日勤の働いている方々の稼働実数ですね、それと昨年度、いわゆる決算書にあらわれている1人当たりの分配金の状況などについてどのように町としても把握されているのかということは重要だと思います。基本的なところだと思います。

あと委託料については、町長は答弁の中で毎年自主事業は盛んに行われており、それは確かに広がっていると思います。これはシルバーの努力と、あるいはまた町等の連携した努力が実ってきてるんだというように思いますけれども、その点についてもどのように認識されているのかという点については、もちろんこれは具体的な点について報告できなければ、常務理事から報告していただいて結構ですが、そういう町としてどのようにシルバー人材センターの活動を把握されているのかというたびたびの質問に対する実態の把握をどれだ

けされているのかということの裏返しで質問をしているわけであります。

それと、やはり県の県立公園の、ここでは報告では全体の一部という形でしか報告していただいてないんですね。ここではどういう形で書かれているかという、馬見丘陵公園61.3ヘクタールですね、61万3,000平米の一部という形で書かれている。従来でしたら、委託された面積について出されていたわけですけれども、ここ数年はこういう形での報告をされている。これでは正確に馬見丘陵公園、県立から受けられている町の委託金、ここでは委託金は決算で3,432万6,000円余りですけれども、これについての把握の仕方というのも議会の中でできない。県と町と議会が、こういう基本的なところについてきちんと把握できる状況が絶えずあって望ましいことだというように思います。そういう点で、この点について、これはシルバーと、それから実際は常務理事が兼務しているわけですから、町も把握しているといえば、把握しているんでしょうけれども、担当窓口のところの部分という点では、違ってくるというふうに思いますけれども、この県の中で昨年度は県の算出については草刈り等について1人当たり幾らという形の算出をしてもらってるんだということだったわけであります。広陵町では、平米当たり算出基礎は35円の算出基礎でこの支出をしているということであったわけですけれども、この点については今年度どようになされているのか。この15年度の当初では減額予算が1割方行われており、広陵町についてもそのとおりだったというように答弁をされているわけですから、この決算書に当たってはどのような結果であらわれているかということも詳しく説明をしていただきたいと思います。これは働くシルバーの方々の分配金に大きく影響する一つであります。そういう中で1,000万円近くの剰余金が生じているわけですけれども、この剰余金の内訳というのは、当初予算から見てどのような内容の内訳になっているのかという点にもあわせてお答え願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 シルバー人材センターの決算書のことをおっしゃっていただいていたんですが、総会でも議決もされているものです。早速ちょっと調整して、寺前議員が今いろいろ質問していただいたことを含めて全員協議会で報告をさせていただきたいと思います。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 チップ業務でございますが、これはシルバー人材センターにお願いをいたしまして、百済の廃川敷地で剪定の使用、あるいは草刈りの処分を行っていただいているところでございます。それをマルチ材といいますんか、そういう形で県立馬見丘

陵公園で現在利用をさせていただいております。ただ、堆肥といいますのは、ある程度期間をたたないといい腐葉にできないということで、大体3カ月以上になればかなりいいものができるというようなことで聞いております。それらにつきましては、今後計画的に事業を進めてまいりたいと、そういうふうを考えております。

それから、馬見丘陵公園でございますが、馬見丘陵公園につきましては、県の方も厳しい財政状況の中にあるわけでございますが、現在34.7ヘクタールが開園ということでなっております。

それで、巡視員の方でございますが、平成15年度につきましては、当初厳しい財政状況の中でマイナスシーリングということを言われておったわけでございますが、最終的には120万1,000円の北エリアにおいて増額をさせていただいております。したがって、巡視員の方につきましては、昨年度から比較いたしますと、約11%の増額ということになっております。ただ、作業員の方につきましては、こちらの方は厳しい財政状況の中で減額をしておりますけれども、最終的にトータルをいたしますと、2%ぐらいの減額になったというような状況でございます。

そして、県の方につきましては、積算の方でございますが、人員の単価によりまして積算をさせていただいております。以上でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 それ以上については、全員協議会でまた報告していただきますので、一步大きな前進になるんだろうというふうに思います。

1つ、これも全員協議会でもいいですけれども、減額の、これはそっちでも聞いておきたいんですけども、1,000万円近くの減額の中身ですね、これは減額ちゅうより剰余金の還付ですね、町への還付の中身についてはどのような中身なのかというのも聞いておきたいと思います。

それから、1点加えさせていただきますと、箸尾の葛城川堤防上のいわゆる大字中の広瀬から櫛玉神社とのところでの管理等について、地元からも要望などが上がっているわけですが、これについてはやはりシルバーで受けていくという、あるいはサービス公社で受けていくというような形で、県の管理が不十分な状況のところは、やはり積極的に県に要望していただきたいということも要望していたわけですが、その点についてはどのような扱いになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今ご質問の場所につきましては、中から櫛玉神社ですか、葛城川ということで
すね。葛城川に限らず、今各広陵町域全河川堤防の中でいろんな行き違いといいますか、今
までの管理がもう一つはっきり締結されなかったといういろんな公園とかがございます。今
年度におきまして、全部広陵町全域を一括して同じ管理体制になるように県とちゃんと協定
をいたしましょうという話を今進めております。今日の全員協議会の中でも、高田川の部分
でお話ししたいと思っておったんですけども、そういう公園とか緑地とか植樹帯とかという
部分について、全部同じ内容の一括した協定にいたしたいというふうに今土木事務所と詰め
ているところでございます。

議 長 その返還金の内訳よ。 企画財政部長！

企画財政部長 返還金につきましては、公社のいろんな収入からいろんな管理費、受託事業費、
自主事業費等を引きまして、それと清掃センターの人件費の精算分を引きました分ござい
ます。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 まだ、答弁まだやった。

議 長 もうええ、もうええ、もうええ。

12番議員 そしたら、サービス公社について、まず質問させていただきます。

今の内容にかかわってくるわけなんですけれども、できれば、資料がないかもしれませんが、平成12年度ぐらいからの受託の仕事量ですね、広さも町からの受託部分も、県の方の公園の管理とか、そういう部分もかなりふえてきてるんじゃないかと思うんですけれども、その仕事量がどの程度ふえているのか。それから、その仕事の内容なんですけれども、管理の内容ですが、それは従前から変わらないで、草刈りなり草引きの回数とか全く変わっていないのか、そういう点についてお聞かせいただきたいと思うんです。

といいますのは、県の方は面積見ないと実質どれぐらいの受託量の圧縮になっているのかわからないんですけれども、広陵町の場合はかなり金額的に受託量が抑えられてきているというのが実態ではないかと思うんです。収入の部で見ましたら、平成12年でしたら、町の方の事業収入の方で町施設管理委託料の方が、これが収入の部で町の施設管理委託金という部分が1億2,800万円あったんですけれども、これがこの15年度になりますと、7,348万5,000円ということで極端に減っているわけですね。ですから、これは結局は支出の方で見ますと、これの13ページなんですけれども、シルバーへの委託料がここにも大きく圧縮されてきているというふうに思うんです。これは平成12年度でしたら、7,95

7万9,000円だったのが、15年度の決算では6,822万9,000ですから、1,100万円以上の圧縮になっているわけです。その一方で、管理していく面積がふえてきているということになりますから、これについては大きくシルバーへしわ寄せがいつているという実態が浮かび上がってくると思うんですけれども、この点についてはどうしてこういう実態になってきているのか。また、そのしわ寄せについて単価とか、先ほども寺前議員も質問していましたが、どの程度の切り下げに単価計算上されてきているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、職員さんの件なんですけれども、これは平成14年度と比較をいたしますと、職員さんが5人ということで、これは変わらないんですけれども、去年は臨時職員さんが計上されていなかったんですけれども、ところが今回は臨時職員賃金ということで4人分入っているわけですが、それとあわせてまして県の方の公園の受託された事業の中でも、ここでも臨時職員賃金3人ということで、臨時職員の方が大幅にふえているんですけれども、これはどういうところでこういう状態にされたのか、ふやされたのかということと、あわせて従前でしたらパートとかそういう形、アルバイトとかという雇用形態だったと思うんですけれども、臨時職員という形で一律に、今後の問題もですが、そのほかの施設管理でも変えられているわけなんですけれども、この雇用形態も変えたのかどうか、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。

議 長 和田常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 町の施設の委託の方でございますが、これにつきましては、仕事の量は余り変更と申しますか、ないですねけれども、ただ社会福祉協議会のデイの運転の業務と、それから清掃センターの運転業務が極端に社協の方なり清掃センターに対応していただきましたので、その分が減額になっておりますのと、それから平成15年度におきまして、これはシルバー人材センターとは協議をさせていただいたわけでございますけれども、単価の見直しをさせていただきました。それが剪定とか除草とかあるわけでございますが、約11%から20%のカットということでさせていただきましたので、それらが減額の主要因になっております。

それから、委託金につきましては、作業内容によりますが、単価に面積、あるいは本数を掛けて積算をいたしております。

それから、委託料につきましては、実績と申しますか、日数とそれにかかった賃金と申しますか、そういう形でシルバーの方に支払いをしているところでございます。以上で

ございます。（12番議員「臨時職員さんが採用というか、雇用がふえたのかなと思うんですが、その点についての説明と、それから雇用形態がパート、アルバイトという形じゃなくて、臨時職員という形で計上されているので、雇用形態も変えたのかどうかということもお聞きしてたんですけども。」）

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 サービス公社の臨時職員でございますが、これの増といえますのは、今まで清掃センターの事務職とか現場の作業員、今までは清掃センターで交代をさせていただいておりましたが、サービス公社の雇用ということになりましたので、その分が増額という形になっております。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 仕事量がほとんど広さとか、そういうのは変わっていないという説明だったと思うんですけども、これ平成12年度は一覧表という形にはしていただいているのではありませんかとわからないわけなんですけれども、ちょっと待って、トータルしないといけないんですけども、町内公園が19カ所だったのが、公園の数もふえたと思うんですね。北7丁目の公園なんかはどうされてるんですかね。あれは児童公園じゃないから、対象じゃないですね。公園とか全くふえてないんでしょうか。これは正確にお願いしたいんですけども。

そして、消毒とか、そういう部分の仕事の内容をカットしたという説明だったんですかね、もう一つ聞き取りにくくて理解できてない部分があるんですけども、それで委託される町からの受託費が金額がカットされてきたという解釈なんですか。もしそうであれば、仕事の内容が消毒とかの回数が減ったりとか、そういうことであれば、これも一つ問題になってくると思うんですが、聞き取りにくかったんで、再度その点について確認しておきたいと思えます。

それから、一番重要なのは、シルバーの方々の単価、人件費の切り下げに影響されていないかということと、仕事が大変厳しくなっているのではないかという、この2点が大きな問題として出てくると思うんですけども、この点についてはどのように把握されているのか。また、人件費についての切り下げ等があれば、平成12年度ぐらいからの資料があれば、その辺から比較して教えておいていただきたいと思うんです。

それから、町の方の単価、受託する単価ですね、これの変遷についても、実質その受託する場合の単価がどういう変化があったのかということも具体的な数字でもって説明していただかないと、ちょっと理解できないんですが、ですから寺前議員の質問と重複していると思

うんですけれども、数字の方できちっとわかるような形で出していただかないと、実態が把握できないという状況だと思いますので、再度お願いしたいんです。それがもし今ちょっと無理でしたら、また全員協議会のときにということもありますので、あわせてそのときに数字を報告していただいても結構かというふうに思います。そのときには、また県の方の分についてもお願いしたいと思うんですけど、それが2回目の質問です。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 シルバー人材センターにつきましては、町の方はこの金額でお願いしたいということでやってもらってるわけでございますねけども、賃金の引き下げについては、ないように聞いております。現状でしていただいているように聞いております、はい。以上です。

議 長 助役！

助 役 これらの関連質問ですが、全員協議会でわかる範囲で回答させていただきます。

議 長 それでは、一応サン・ワーク、ふるさと会館、働く婦人の家を総括して質疑していただきたいと思います。 6番議員！

6番議員 1つは、24ページの雑収入のレストラン光熱水費ほかというのは、どのような内容なのか。それとの関連で37ページ、いわゆるこちらは手数料という形でレストラン飲食手数料ほかというように出ているわけですが、この収入に占めているところの中身について具体的な報告をしていただきたい。それはどういうものかという、いわゆるレストランがレストラン棟と言うべきなのか、広陵町の施設に3業者が入っていると。3業者の賃貸料については同等だということですが、この施設の利用状況、あるいは施設の建物の仕組み、利用状況についてはそれぞれ非常に利用状況があるんですけども、飲食にかかわる利用の場所等について、このここから引き出されてくる問題は非常に不公平な状況があるわけなんです。そういう内容を議論する基礎的な資料として、この3つのところの利用形態とその収入、町がいただいている収入の内訳について説明をしていただきたいというように思います。

それと、いわゆる自主収入で利用料のところ、これは24ページです、27万9,000円の減額になっているんですけども、当初見込んだ部分から見ると、どのようなところでの利用料の減につながっていったのか、非常に利用が多いという状況の中から見て、この減額要因は何なのかちゅうのを知っておきたいというように思います。

それから、これはいわゆるサン・ワークの利用形態について委員会等をつくって議論をし

ていただいている、あるいはまた結論が出ているのか、報告がその後ないんですけれども、そのサン・ワークの利用形態についての到達状況は今のようになっているのかということもあわせて聞いておきたいというように思います。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 まず、サン・ワーク広陵の利用料でございますが、これにつきましては、特にトレーニングルームあるいは浴室の利用の方が、当初予算を見ておりました以上に多かったということで、かなり増収という形になっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、トレーニングとか浴室も非常に利用いただいておりますねけども、特に浴室につきましては、先ほども申し上げましたように、少し修繕をいたしました関係で、ふえることはふえていっておりますねけど、その期間のそういう修繕がありましたので、その分が減ってるという状況でございます。

それから、ふるさと会館でございますが、これにつきましては、一般貸し館、それの方が当初予算が483万円という予算を見ておりましたが、最終的には750万円というふうな形になっております。

それから、宿泊の方でございますが、これも着実に増加、たくさんの方々に利用をいただいております。当初予算では1,260万円ということで組んでおりましたが、1,580万円という数字になりましたので、その分が増額ということになっております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 12番議員！（6番議員「さっきのいわゆる利用料の、レストラン棟の。」） 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 レストランの部分につきましては、利用料、家賃でございますが、それはいただいております、はい。

それから、家賃は30万円でございます。

それから、レストランの電気代でございますが、これにつきましては約140万円。それから、上水道が45万円というのがサン・ワークのレストランの現状でございます。それから、ふるさと会館の方でございますが、電気代の方が約183万円でございます。それから、上水道が94万円という状況になっております。レストランの分だけでございます。はい。

（6番議員「2つのレストランがあるけども、別々にできへんの。」）別々でございます。

議 長 よろしいですか。はい、はい。

ほかに。 12番議員！

12番議員 そしたら、一括して質問しますが、まずはサン・ワーク広陵の方なんですけれども、このサン・ワーク広陵、20ページなんですけど、教室開催事業なんですけども、この申込者数が昨年と比べましたら大変少なくなっていると思うんですね。それから、教室の開催につきましても、去年というか14年度でしたら、これが3期に分けて募集なさっていたんですけれども、これが前期、後期と2回ということで、トータルとしてこの教室開催事業がかなり少なく、活発じゃないなというふうに思うんですけれども、この点についてはどういう考えのもとにこのような事業開催を少なくされたのかということと、それから申込者数が、1回の、例えば前期の部分につきましても、去年の第1期と比べましても200人ほど減っているんですけれども、これは受講料がかなり大幅に値上げされたということが申込者数の減少につながっているのではなかろうかというふうに思うんですが、2,000円ほど大体受講料が値上げになってるんですね。それと、そういう中で回数も減らされているのかなというふうに思うんですが、この講座についての考え方と実態についてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、サン・ワーク広陵、前にも、3月にもお聞きしたかなと思うんですが、雇用促進事業団との話し合いの経過、再度ご報告をしておいていただきたいなというふうに思えます。

それから、パソコンの教室なんですけれども、引き続きパソコンの方、幅広く講座を開催していただいているんですが、前回のときにこの講座を終えられて、それで実際にご家庭でパソコンを使っていると、いろんなまた新たな疑問とかかわいてくるということで、そのフォローを例えば王寺のように電話対応とか、いろんな形でそういう相談に応じる体制をつくってほしいということを質問いたしまして、そのときの答弁が検討するということだったんですが、どのように具体的に検討していただいているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、26ページの常駐管理業務の内容についてご説明、これ576万2,925円なんですけど、引き続きのことだったと思えますが、業務内容とどういう状況か、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、これも先ほどもありましたけども、臨時職員さんなんですけど、これサン・ワーク広陵ね、前はアルバイト、パートで10人だったのが、臨時職員さんとして10人なんですけど、雇用形態が変わったのかどうか、再度ここでも確認をしておきたいと思えます。これは後の方にも出てくる分について、あわせて説明できるのであれば、雇用形態のことですから、説明しておいていただいたら結構かと思えます。

それから、ふるさと会館の方で、37ページなんですけれども、収入の部の方で先ほど少し寺前議員も質問していましたが、自主事業の方の収入の方で手数料のレストラン飲食手数料ほかで、ほかが入ってるからちょっとわかりませんが、これがかかりふえているのとレストランの光熱水費の部分もふえているんですけれども、これはどういうことが原因で増収になっているのかということもお聞きしておきたいというふうに思います。この分の臨時職員さんの賃金についてもあわせて、先ほどと同じであれば説明を省いていただいても結構なんですけど、お願いします。

それから、今度は働く婦人の家の方なんですけれども、46ページですね、この働く婦人の家の方でこれも講座がかなり減らされているんですね、講座の数。減らしておられますから、受講されるという方も当然減っているわけなんですけど、講座開催事業の方は、14年度が350の定員が175ですから、半分になっているわけですから、講座数もかなり減っているということで、この点についてもどういう状況の中で講座を減らされているのか。講座を減らしましたけれども、申し込みの方は定員を割っているのが大部分という状況なので、その辺では希望されている住民の方の皆さんのこういう講座を開いてほしいとか、そういうニーズが十分に把握できていないのではないかとというふうに思うわけなんですけれども、ニーズの把握についてはどのようになさっておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

ここの分については、自主グループの活動もだんだんと活動が減ってきているような状況もありますので、せっかくの施設ですので、十分に活用していただけるような、こういう工夫を凝らしていくべきではないかと思いますが、この15年度の状況を見て、16年度には新たに工夫されていることなどありましたら、あわせてご報告をしておいていただいたらと思います。以上です。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 まず、講座の方でございますが、サン・ワーク広陵また働く婦人の家、今までも同じような内容のものがございましたので、それらが競合しないようにさせていただいているところでございます。したがって、若干の講座数の減ということにはなっておりますが、とにかく住民の要望の高いもの、人気のあるものを、またアンケートもとらせていただきまして、そして実施をさせていただいているところでございます。

それから、ふるさと会館の利用料でございましたかな。利用料。（12番議員「いやいや、講座、サン・ワーク広陵やったら、14年度は3期に分けて講座開催していて、延べの利用人数が1,608人なんです。ところが、15年度は2期に分けて、前期、後期の2期で、

それで利用延べ人数が997人かな、半分以下になってるんじゃないかと思うんです。数、また見たらわかりますが、だから講座数が大分減ってるでしょう。それと、申込者も大幅に減っている、受講者も減っているというような状況の中で、どうしてそういうことになってるのかなと。ニーズがないからということなのかということなんですが。それはないんですか。」)

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 サン・ワーク広陵の教室でございますが、先ほど申し上げましたように、できるだけ競合しないように、重複しないように考えさせていただきまして、それと厳しい財政状況でもございますので、とにかく人気のあるもの、住民の要望の高いものということで開催をさせていただいたところでございます。

それから、パソコンでございますけれども、パソコンにつきましては、前が10回という形でさせていただきましてけれども、回数をふやさせていただきまして、そしてフォロー等対応できるように考えて実施をさせていただいております。

議 長 松野さん、松野さん、質問をもっと的確に、はっきりとわかりやすく、なかなか理解してないようなところもあるから。

議 長 常務理事、わかります。 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 講座のフォローでございますが、これは先ほども申し上げましたように、できるだけ回数をふやすなり、またそれをマスターできますと、また次の段階というような形で講座を組まさせていただいております。それで、もしその講座の回数でわからない場合は、また職員の方で聞いていただいたら、また対応をさせていただきたいと、そういうふうに思います。

それから、臨時職員でございますが、これにつきましては、平成15年度におきましては10人ということで臨時職員、アルバイトという形でございますが、臨時職員ということで現在は対応させていただいております。以上でございます。（12番議員「雇用促進事業団の方のは。雇用促進事業団との話し合い、その後どうなってるかって質問したですけど。」)

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 それからもう一点、常駐の管理業務576万2,925円でございますが、これはサン・ワーク広陵の清掃業務でシルバー人材センターにお願いをしているものでございます。

議長 理事者、答弁。 助役！

助役 雇用促進事業団の経緯とかいろんな問題については、今資料を持ち合わせておりませんので、また全員協議会のときにご報告をさせていただきます。

議長 12番議員！

12番議員 講座数については調整したということですが、どっちにしてもサン・ワーク広陵と、それからもう一つ働く婦人の家の方の講座数とともに減っているのです、調整したということだけでこうなったのかなというところには、まだもう少しちょっと理解できませんけども、これはもうおいときます。

それから、ニーズについて、アンケートをとってということなんですが、どのようにアンケートをとっておられるのか、どういう場ですね、その点については確認をしておきたいと思います。

それから、パソコンのフォローなんですが、職員に聞いてもらったということなんですけれども、これはきちっとシステム化というかしておかないと、職員さんにそしたら電話でもお聞きしたら教えてもらえるというのであれば、そうやって教えますということきちっと利用者の皆さんに、あるいは町民の皆さんにお知らせしといてもらなきゃいけない内容になるわけですから、その点について、たまたま聞いた、質問があったら答えられる分は答えるよというのではなくて、やはりそういうのは大変喜ばれているということもお聞きしておりますので、位置づけを明確にしてそういうサービスすべきだと思うんですが、再度この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど答弁の方で漏れた分なんですけれども、ちょっと待ってね、どこやったかな、そうそう37ページの手数料と、それから雑収入のここの増額について、ひょっとしたら光熱水費の方が実質にふえたというのは、ちょっと余りないんじゃないかと思うんですが、また手数料の計算といいますか、その単価が変わったのかなとか、ちょっとわかりませんので、その辺の点についてお聞かせいただきたいと思います。

議長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 パソコン等の住民に対する周知でございますが、これにつきましては広報と、あといろんな公共施設にチラシ等を配布して周知をしていただかさせていただきます。

それから、アンケートにつきましては、簡単な内容でございます。その受けられた動機であるとか、どういうふうにしたとかというふうな簡単なアンケートでございます。それと、

要望とかあるかないかというふうなことも聞かさせていただいております。

それから、雑収入でございますが、これは去年は長雨といたしますか、非常に暑くはなかったと、雨が非常に多かったというふうなことで光熱水費の方が減収、減っております。以上でございます。

議 長 ほかに質問ありませんか。 9 番議員！

9 番議員 ちょっと大きな目で見たいと思います。56 ページ、そこで収支計算書（総括表）と、こういうふうな数字が出てるところでございます。

まず、この一番大きな問題は収入。どのような事業収入があるのかということですが、収入の大半が町や県からのお金をもらっている。また、自主事業といっても大半は会館のいわゆる部屋の使用料、会館の使用料、これらはいろいろもう決められている収入でございます。

そして、支出の方、これ人件費ですから、毎年毎年上がっていくと、このようなところで、これがいわゆる三セクの経営のしんどさ、これは実は各市町村皆苦しんでおります。大阪府もどこでもそうなんです。建物を購入して、管理運営がいわゆる三セクがするということがあります。いつまでもこの数字を必要な金は町に言うたらええ、あるいは県に言うてもらおうかということですが、いつまでもいつまでもその県なり町は、そんな言うた数字どおりくれる、委託事業とここにありますね、いわゆる受託事業なんですかね、こういう数字が果たして続くのか。また、自主事業ちゅうてもその中身の大半は会館の使用料、部屋の使用料、こういうふうなもので固定されてくるということが考えれます。

そこで、この局長、この決算の数字を見て、いつまでも果たしてこれが続くのかどうかと。あるいはまた、こういうのが果たして役所が直接こういうことをするのが正しいのか。先ほど言うてた、どういう文化教室をするのがいいのですか、ひとつ役場の職員がアンケートをとって何がいいのか聞いてみよう、こういうことまで役場の高い人件費をかけた職員が果たしてそこまでする必要があるのかということも一つ考慮に入れなければならない。son だけ役所の人余裕があったらいいんですよ。皆住民に聞いたらええんですわ、どんな文化教室がいいでしょうかね、焼き物がいいですか、パソコンがいいですか、何がいいですか、ひとつアンケートをとって調べましょう、そういうことまで役所の人件費の、職員さん高いですからね、果たしてこのようなことがいつまでも三セクでして、それに合ってるのかどうかということについて大きな目で、今回このような決算が上がってきたということでこれはいいんですが、将来的にはこの難しいのはその三セクの管理運営について、このような形

態が果たして続くのかどうか、あるいはこの決算を見て、これからどのような方針をとっていったらええのかということについてお考えをお聞かせ願いたいと思いますが、その考えでは、これやっぱり理事長に聞かなあかんかな。どうなんですか、局長でいいんですかな。私はこの決算を見て、そのようなちょっと心配もしております。そのような考えもひとつここで議会で、ひとつここであればお聞かせ願いたい。いわゆるしんどいのは、入ってくる収入は固定化された収入、決められた収入、それがいつまでもばあっと上がるちゅうわけでもない。先ほどのいろんな質問の内容を聞いてたらわかりますね。回答の内容を聞いてたらわかります。この決算の数字を踏まえて、このような体制、どのように考えていったらいいのかということに、将来の展望についてどのようにしていったらいいのかというお考えがあったら、お聞かせ願いたい。私の質問でございます。この決算については、これでよろしいですよ、はい。何かお考えがあったら、お聞かせ願いたいと思います、はい。

議 長 答弁をお願いします。 町長！

町 長 いろいろご心配をいただいているわけございまして、議員の皆さんの質問に理事者部局はやはり答えが十分でないと思います。もっとしっかり勉強をさせて頑張りたいと思います。

今、坂口議員さんのおっしゃるように、各施設、サン・ワーク広陵、ふるさと会館、働く婦人の家、いろいろお客さんが、利用者が少ないということもございまして、極めて経営の方も大変でございます。これはやはり現在の社会情勢が非常に厳しい状況でございまして、女性の皆さんが、また男性もそうであります、ほとんど女性の皆さんが多いようでございます。このような利用をされるというよりも、むしろ生活、仕事の方が大事だということで、そちらの方で頑張りをいただいているのではないかと、私はそのように思っているわけで、一時的にはここしばらくはこうした何かを習得するという事業が大変でございますが、厳しい状況を迎えていると思います。各施設の運営につきましても、従前と同じ人員配置で去年と同じことを繰り返しているということではだめございまして、これでは役所の前向きな姿勢はうかがえません。少なくともその施設施設、やっぱり頑張りをを見せていただいて、知恵をお出しをいただくということを私かねてから申し上げておるところでございます。単なるサービス公社の人たちに来ていただく、また臨時職員の人たちに頑張らせていただくということだけではだめございまして、正規の職員、サービス公社の職員がやはりきっちり何かの改革をしていただくということが大事でございます。新しいノウハウを取り入れて、今これだということをどんどんやっぱり実現をしてこそ施設に光が差すものでございます。私は、

そういう意味では理事会等でもいいお知恵をたくさんいただいております、今年度は極めて厳しい年ではありますが、新しい年に向かって一層職員とともに理事者部局、頑張っていきたいと思っているところでございます。

議 長 9番議員！

9番議員 これ、まことに結構と、回答と思います。いわゆるもう危機感を持っていかなあかんという、私最近特に心配してることであります。この町本体の経営も、新聞に出てますね。だんだんだんだん交付税が減ってきたよと。広陵町も名前が載っていたところがございます。やはりこの町本体も危機感を持つ。また、こういう関係の先でも危機感を持って、先ほど町長の回答がありました。毎年毎年同じことをしていたら、これからはやっていけない。そのような危機感を持って、このサービス公社の運営についてお願いしたいということで私の質問は終わります。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第11号の報告は終わりました。

しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

(A.M. 11:59 休憩)

(P.M. 1:00 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議 長 次に日程8番、議案第40号、北葛城郡町立学校指導主事共同設置の廃止についてを議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは、議案第40号、北葛城郡町立学校指導主事共同設置の廃止についてご説明を申し上げます。

これまで現在の北葛城郡6町で町立学校指導主事を共同で設置しておりましたが、本年10月1日をもって新庄町及び當麻町が合併により葛城市となり、新庄町及び當麻町が廃止されるに伴い、規約の詳細を協議・検討しておりました結果、現在の学校指導主事の派遣につきましては、県の地域圏担当指導主事設置要綱により運営されていることから、現在の北葛城郡内の町が共同設置いたしております学校指導主事の共同設置を廃止することになりました。今回議会の議決を求めるものでございますが、この学校指導主事につきましては、

郡独自の指導主事の共同設置は廃止いたしますけれども、県が定めております地域圏指導主事設置要綱に基づきまして、県の枠組みの中で配置されることになっており、従来から配置されている指導主事の設置につきましては、何ら変わることはございません。よろしくご審議お願い申し上げます。

議 長 次に日程 9 番、議案第 4 1 号、葛城市・広陵町介護認定審査会の共同設置についてを議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第 4 1 号、葛城市・広陵町介護認定審査会の共同設置についてご説明をさせていただきます。

議案書の 6 ページでございます。新庄町、當麻町の合併に伴い、新市の葛城市との介護認定審査会を共同設置するものでございます。この介護認定審査会共同設置は、6 月議会において一たん廃止の承認をいただき、法令の規定により、葛城市との再設置とするものでございます。前新庄町、當麻町、広陵町介護認定審査会共同設置規約と 7 ページ、今回の葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の改正箇所は、名称が新庄町、當麻町から葛城市に変わったことと、第 3 条第 4 項の委員の報酬及び費用弁償の額等が葛城市の条例の定めるところになったということでございます。次に、第 4 条の事務所等につきましては、葛城市に設置することになります。そして、第 6 条の予算、決算も、葛城市で行うということでございます。

なお、この規約は、平成 16 年 10 月 1 日から施行するものでございますが、年度途中でもございまして、経過措置として平成 16 年度中の間は広陵町で引き続いて行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いをいたします。

議 長 次に日程 10 番、議案第 4 2 号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第 4 2 号の説明を申し上げます。

9 ページでございます。9 月 30 日をもって新庄町、當麻町が合併し、西葛消防組合が解散され、10 月 1 日から葛城市が誕生することにより、奈良県市町村職員退職手当組合の脱退、加入につきまして議決を求めるものでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に日程 11 番、議案第 4 3 号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について

てを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第43号について説明申し上げます。

10ページでございます。議案第42号の新庄町、當麻町の合併に伴う奈良県市町村職員退職手当組合の脱退、加入につきまして、その規約を変更するものであります。

改正の内容につきましては、次のページの議案書11ページ、それから資料にあります改正条例の新旧対照表1ページ、2ページでございます。

それでは、議案書の11ページをごらんください。

第5条は、組合の議員数の規定でございますが、議員定数の「11人」を「12人」に、そのうちの市町村長の数「8人」を「9人」に改めるものでございます。

また、次の別表第1と別表第2に「葛城市」を入れるものでございます。以上、説明を終わります。

議 長 次に日程12番、議案第44号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第44号について説明申し上げます。

12ページでございます。9月30日をもって新庄町、當麻町が合併し、10月1日から葛城市が誕生することにより、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の脱退、加入について議決を求めるものであります。以上、説明を終わります。

議 長 次に日程13番、議案第45号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第45号について説明申し上げます。

13ページでございます。第44号の新庄町、當麻町の合併に伴う奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の脱退、加入についてその規約を変更するものであります。

改正内容につきましては、次のページの議案書14ページ、それから資料の改正条例の新旧対照表の3ページでございます。

それでは、議案書の14ページをごらんください。

第5条は、組合議員数の規定でございますが、議員定数の「16人」を「18人」に改めるものでございます。

また、別表第1と別表第2に「葛城市」を入れるものであります。

この規約は、16年10月1日から施行いたします。以上、説明を終わります。

議長 次に日程14番、議案第46号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 議案第46号について説明申し上げます。

15ページでございます。9月30日をもって新庄町、當麻町が合併し、10月1日から葛城市が誕生することによりまして、奈良県市町村会館管理組合の脱退、加入について議決を求めるものでございます。

なお、この組合に関しましては、規約の変更がありませんが、これは加入団体の規定につきまして、奈良県内のすべての市町村ということとなっているためございまして、改正する必要がないためであります。以上、説明を終わります。

議長 次に日程15番、議案第47号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第47号についてご説明を申し上げます。

議案書の17ページと一部改正に関する条例等に関する新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の改正は、新庄町、當麻町の合併に伴いまして、名称を新市の「葛城市」に改めるものでございます。以上、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長 次に日程16番、議案第48号、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第48号についてご説明を申し上げます。

議案書の19ページと一部を改正する条例等に関する新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の改正は、新庄町、當麻町の合併に伴い、名称を新市の「葛城市」に改めるものでございます。

なお、この条例は平成16年度までとして、平成17年度からは葛城市、広陵町介護認定審査会共同設置規約に基づきまして葛城市で行うもので、来年の3月議会においてこの条例

の廃止議案を提出させていただくものでございます。よろしく願いをいたします。以上、説明を終わらせていただきます。

議長 次に日程17番、議案第49号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第49号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてをご説明申し上げます。

議案書の21ページ並びに新旧対照表の6ページを参照いただきたいと思います。

今回の改正案につきましては、本年10月1日より事業者による二輪車のリサイクルシステムの運用が開始されることに伴いまして、これまで清掃センターへの持ち込み及び戸別収集により処理をいたしておりました50cc未満の二輪車におきましても、スクラップ処理をすることなく、リサイクル化を推進することを目的に、持ち込み及び収集業務を廃止させていただきたいと考えておるものでございます。したがいまして、条文中の処理手数料の項目が不要となりますので、別表中の持ち込み分3,000円と収集分の4,000円の手数料におきまして、50cc未満の二輪車の文言を削除するものでございます。

なお、この条例は、リサイクルシステムの運用が開始されます10月1日から施行させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長 次に日程18番、議案第50号、水質改善下水道特環安部管渠布設工事（2工区）請負契約の締結についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 議案第50号、水質改善下水道特環安部管渠布設工事（2工区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の22ページでございます。本議案は、県道大和高田斑鳩線の平尾白髪池から南、県道と高田川を挟む区間85.5ヘクタールの区域の下水道の利用を図るものであります。この工事によりまして、県道西側区域の現存いたします22.3ヘクタールの住宅並びに工場下水道利用が可能になります。

契約の概要といたしまして、工事延長は270メートルでございます。そのうち推進延長は264.6メートル、開削が22メートルでございます。マンホール設置は4カ所、汚水升1カ所となっております。

契約につきましては、去る8月20日に指名競争入札の方法によりまして、5,355万円
で梅本建設株式会社が落札いたしております。

なお、指名業者は7社で、ほかに村本建設株式会社、株式会社北野組、株式会社米田組、
株式会社浅沼組、株式会社森組、大末建設株式会社でございます。

予定価格につきましては、5,486万2,500円でございます。請負率は92.71
%であります。

工期は、議決をいただきました日から平成17年1月31日までとなっております。

以上の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上
げます。

議 長 次に日程19番、議案第51号、古寺公民館新築及び防火水槽新設工事請負契約の
締結についてを議題とします。

本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 議案第51号、古寺公民館新築及び防火水槽新設工事請負契約の締結について
説明をさせていただきます。

議案書の23ページでございます。本議案は、新清掃施設建設に伴います基本合意に基づ
きまして、古寺公民館の新築並びに公民館敷地内への防火水槽新設の工事請負契約の締結を
させていただくに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関
する条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

事業の概要でございますが、お手元に図面をお配りさせていただいております。それをご
覧いただきたいと存じます。

建設地は、1枚目の図面に表示させていただいております古寺地内でございます。平成
15年度予算で取得させていただいております用地に、敷地面積1,294.46平方メー
トルとなっております。2枚目に配置図でございます。配置図のとおり、公民館及び防火
水槽を配置いたしまして、地域のコミュニティー活動並びに防災の拠点として整備をさせて
いただくものでございます。公民館は、鉄骨づくり2階建てで、建築面積は692.4平方
メートルでございます。3枚目、4枚目が平面図でございます。3枚目が1階でございまし
て、集会室、調理室、会議室が主な部屋でございます。2階につきましては、和室、コミュ
ニティールーム、応接室などがございます。防火水槽は、敷地の北の端、道路際に配置をい
たしまして、貯水量40トンで耐震構造となっております。

契約は、8月31日に指名競争入札の方法によりまして、1億4,100万円で株式会社

森組が落札いたしました。契約金額は、消費税を加えまして1億4,805万円となり、契約の相手方は奈良市の株式会社森組、松本宗八支店長でございます。本来社長との契約となるわけですが、支店長に契約の権限を委任されております関係で、支店長との契約議案となっておりますので、ご了承願いたいと思います。

なお、指名業者は10社でございます。村本建設株式会社、株式会社鍛冶田工務店、東急建設株式会社、株式会社浅沼組、大末建設株式会社、株式会社新井組、矢作建設工業株式会社、大鉄工業株式会社、株式会社森組、中林建設株式会社でございます。

予定価格は1億4,604万円でございます、請負率は91.72%となっております。

工期は、議決をいただきました日から平成17年3月25日までとなっております。

以上、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

議長 次に日程20番、議案第52号、平成16年度広陵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第52号、平成16年度一般会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

24ページをごらんください。

今回補正を行いますのは、歳入歳出それぞれ7,549万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億2,779万6,000円とするものでございますが、内容の詳細につきまして、まずその歳出から明細を説明いたします。

30ページをごらんください。

第5款の農商工費、第1項の農業費でございます。第15節の工事請負費でございますが、水と農地活用促進事業としまして709万2,000円を計上いたしております。これは農道の整備補助金を以前から県へ要望しておりましたが、このほど事業計画が採択されたため、その工事費用を計上したものでございます。内訳は南郷地区、これ南郷公民館の西側でございますが413万7,000円、斉音寺地区、これは大和園南側でございます。295万5,000円であります。

同じく農商工費で第2項の商工費でございます。第19節の負担金補助及び交付金でございますが、新分野進出等企業支援補助事業補助金としまして200万円を計上いたしております。これは大字中にあります広陵化学工業株式会社が財団法人地域総合整備財団、通称ふ

るさと財団と申しておりますが、その団体の補助金制度を活用しまして、輸血用に即刻対応できる簡易な血液型判定計器を開発しようとするものでございます。

次の第6款土木費、第2項の道路橋梁費でございます。31ページ、第13節の委託料でございますが、橋梁設計委託料としまして309万8,000円を、地質調査委託料としまして612万円を計上いたしております。また、第15節の工事請負費では、5,302万5,000円を計上しております。

このたび補正をお願いいたしましたのは、新清掃施設関連進入路であります町道古寺中線の整備費でございます。さきの6月議会におきましても補正させていただいたところがございますが、今回は町道古寺中線と交差する町道百済・赤部線、いわゆる農免道路の古寺橋及び新森橋を含む区間の整備につきまして、国に要望しておりましたのが認められ、新清掃施設関連事業ということから追加交付が受けられることになりましたので、その補正をお願いするものでございます。このたびは交差点改良によります古寺橋のかけかえのための調査設計費及び古寺中線道路整備の工事費などを計上させていただきました。

次に、第7款第1項の消防費でございます。第17節の防火水槽用地購入費でございますが、防火水槽用地購入費としまして200万円を計上しております。これは中区におきます防火水槽の設置用地の購入費用でございますが、工事費につきましては、既に当初予算で計上しております。中区におきましては、以前から公有地を利用して防火水槽の設置要望があったわけでございますが、工事に当たりましては、面積的にその公有地に隣接する私有地も含めて設置する必要がございますので、その用地取得費としまして200万円の補正をお願いするものでございます。

次の第8款の教育費、第2項小学校費、同じく次のページの第3項の中学校費でございます。第18節の備品購入費でございますが、教材備品等としまして小学校費で70万2,000円、次のページの中学校費で20万4,000円を計上しております。これは本年度におきまして北小学校、真美ヶ丘第二小学校、真美ヶ丘中学校への障害児学級の新設が認定されたことに伴いまして、障害児教育用の教材の充実を図るための国家補助が認められ、その備品を購入するための費用を計上したものでございます。

以上が歳出でございます。

それでは次に、これらの歳出に対しましての歳入を説明いたします。

28ページ、29ページをごらんいただきたいと思います。

第13款第2項の国庫支出金でございます。第2節の道路橋梁費交付金でございますが、

町道古寺中線整備事業補助金としまして3,575万円を計上しております。これは新清掃施設の進入路としまして整備します町道古寺中線上におきまして、道路整備に対する国の補助金でございます。続いて、第1節の義務教育補助金でございますが、学校教育設備整備費補助金としまして45万3,000円を計上しております。これは障害児学級設備充実事業備品としまして、障害児学級の充実を図るための備品を購入する補助金でございます。

第14款の県支出金、第2項の県補助金でございます。第1節の農業費補助金でございますが、水と農地活用促進事業補助金としまして240万円を計上しております。これは農道の整備としまして南郷と斉音寺の地区の農道整備工事費用に対する県の補助金でございます。

第18款の諸収入、第4項第1節の雑入でございます。新分野進出等企業支援補助事業補助金としまして200万円を計上しております。これは先ほど申しました広陵化学工業株式会社への血液型判定計器開発に対しますふるさと財団から受ける補助金の歳入でございます。

第19款第1節の町債でございます。町道整備事業債としまして2,770万円を計上しております。新清掃施設の進入路として整備します町道古寺中線上におきまして、道路整備に対する工事費用につきまして、国の補助金に対する町の負担としての起債を利用するためのものでございます。同じく第1節の消防施設債でございますが、防火水槽設置事業債としまして150万円を計上しております。中区におきます防火水槽設置用地の購入費用に対する起債でございます。

最後に、第20款第1項の繰越金でございますが、平成15年度歳計剰余金としまして568万9,000円を充てております。

以上、平成16年度一般会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしくお願いたします。

議 長 次に日程21番、議案第53号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、議案第53号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてをご説明申し上げます。

33ページでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ362万3,000円を追加し、総額を20億8,438万4,000円といたすものでございます。

歳出から説明を申し上げます。37ページをお開きいただきたいと思います。

8款の諸支出金でございます。3目償還金でございますが、362万3,000円を計上

いたしております。これは退職者医療に係る療養給付費等交付金の償還予算でございます。平成15年度の被用者保険等の拠出金の確定額が3億953万4,000円と確定いたしましたことから、平成15年度に既に概算交付金として受け入れをいたしております3億1,315万7,000円との差額362万3,000円を社会保険診療報酬支払基金へ16年9月末日に返還するものでございます。これらの財源についてでございますが、36ページに戻っていただきますと、繰入金、国保財政調整基金繰入金181万2,000円と平成15年度の歳計剰余金181万1,000円を充当させていただきたく考えております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長 次に日程22番、議案第54号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第54号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

議案書の41ページ、歳入をごらんいただきたいと存じます。

今回の改正は、平成15年度の介護サービス費用額が予算額を下回ったことで、2,150万2,000円の繰越金が生じました。それに伴いまして介護給付の法定負担金等の精算を行いまして、国庫負担金、保険給付の20%相当額でございます152万8,000円、県負担金、これは保険給付の12.5%相当額7万5,000円が未交付ということによりまして、本年度に過年度交付として交付されることになるわけでございます。

次に、42ページの歳出でございます。諸支出金の償還金でございます。超過交付を受けました介護給付費交付金、これは保険給付の32%相当額、2号被保険者の保険料分でございます、を社会保険診療支払報酬支払基金に91万5,000を償還するものでございます。これらの精算によりまして2,219万円を基金積立金として積み立てるものでございます。

以上、歳入歳出2,310万5,000円の追加をお願いするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長 次に日程23番、議員提出議案第8号、決算審査特別委員会設置に関する決議については坂口君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。9番議員！

9番議員 それでは、提案趣旨の説明を行います。

決算審査特別委員会設置に関する決議について。

上記の案件を別紙のとおり、議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

決算審査特別委員会設置に関する決議について。

次のとおり決算審査特別委員会を設置するものとする。

記。1つ、名称、決算審査特別委員会。2つ、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。3、目的、決算審査。委員の定数としまして15名。その15名の名簿につきましては、別紙に添付しておりますので、それをご参照願います。5、活動として、本定例会の会期中といたしたいと思いをします。

以上、決議について提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第8号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第8号は原案どおり決議されました。

特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員により互選されました結果、委員長には笹井議員、副委員長には坂口議員と決定されましたので、ご報告いたします。

議長 次に日程24番であります。その前に平成15年度の各会計について監査の結果を報告願うことにします。

山田監査委員、報告願います。

監査委員 では、平成15年度決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査の対象として、平成15年度広陵町一般会計歳入歳出決算、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成15年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成15年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成15年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成15年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算、平成15年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてを審査を平成16年8月9日に慎重に実施いたしました。

審査の結果でございますが、町長から提出されました決算書に基づき、平成15年度にお

ける歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合審査の結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないことを確認いたしました。

また、財産に関する調書についても、計数いずれも正確であり、記帳方法にあっても適正であると認められました。

次に、15年度広陵町水道事業会計決算についてでございますが、これにつきましては、平成16年8月3日に審査を行いました。審査に付された決算諸表について、水道事業の財政状況及び経営成績等を審査いたしました結果、計数に誤りはなく適正に表示しているものと認められました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでありますので、ご一読お願いいたします。

以上で報告を終わります。ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。

議 長 それでは、日程24番、議案第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号及び第63号の9件を一括して議題とします。

本案について説明願います。 収入役！

収 入 役 それでは、平成15年度の一般会計ほか8つの会計につきましてご説明をさせていただきます。

まず最初に、一般会計でございますが、まず歳入の方でございますが、総額98億6,528万2,308円でございます。

町税に係る徴収状況でございますが、まず現年度分では町民税では98.07%、固定資産税では95.71%、法人税では98.9%、軽自動車税では96.32%でございます。本格的な景気が回復されていない状況ではございますが、前年度並みの徴収率を上げることができました。滞納繰越分については、景気の回復のおくれなどがございまして、前年度の徴収率を若干下回っているという状況でございます。

次に、国庫支出金及び県支出金におきましては、予算額に比べまして約8,600万円余りの収入減となっておりますが、これは百済・赤部線の事業繰り越しによるもの、あるいは民生費関係の国県支出金の減でございます。

また、町債におきましては、予算額に比べまして約2億5,000万円の収入減となっておりますが、これは百済・赤部線の事業繰り越しによるものでございます。

その他の科目につきましては、ほぼ予算どおりの歳入を確保いたしまして、総額98億6,

528万2,000円の歳入となったわけでございます。

次に、歳出でございますが、歳出総額は95億473万7,297円でございます。詳細につきましては、別紙でお配りいたしております平成15年度の主要施策の成果に関する報告書というのが15ページのつづりでございます。その内容に従ってご説明申し上げたいと思いますので、主要施策の成果に関する報告書のまず1ページをごらん願いたいと思います。

一般会計の方でございますが、1ページ、庁舎省エネルギー改修工事といたしまして、決算額で7,271万3,000円でございます。内容を読み上げる形でご説明申し上げたいと思います。

独立行政法人新エネルギー産業技術開発機構の補助を受け、省エネルギーモデル事業として庁舎省エネルギー化事業を実施した。高効率熱源機、冷凍機等でございますが、の導入により、インバーター自動制御（風量、流量）及び照明の効率化を図り、消費エネルギーの削減に努めました。

続きまして、畿央大学開学記念事業でございますが、決算額が82万円。畿央大学が開学した機会に、「大学のあるまち広陵」をアピールし、町民を対象とした「開学記念講座」並びに高齢者を対象とした「高齢者いきいき講座」を開催いたしました。また、各種研修会等において、畿央大学の講師を招聘するとともに、大学主催の講座等にも多数の参加者を得たものでございます。開学記念講座は平成15年8月30日でございますが、受講者233人、高齢者いきいき講座は平成15年11月22日、受講者は200人ございました。

続きまして、人にやさしいまちづくり推進事業、決算額172万4,000円でございますが、「人にやさしい、人がやさしい、元気なまちづくり」を目的として、2大字5自治会で地域における特色あるまちづくりを展開していただきました。新規では、笠、馬見南2丁目、馬見北6丁目、馬見南5丁目でございます。継続では、南郷、馬見南4丁目、馬見北7丁目でございます。

続きまして、オストメイト設置工事でございますが、決算額356万5,000円。奈良県内の公共施設では初めて、グリーンパレス、図書館、サン・ワーク広陵、さわやかホール の4カ所にオストメイトを設置いたしました。上記の各施設は、学習の場や交流の場として、広く広陵町内外の方々に利用されており、今回オストメイト設備を設置したことにより、すべての人が安心して各施設を利用されている状況でございます。

続きまして、2ページでございますが、地区体育館玄関スロープ設置工事、決算額190万1,000円でございます。地区体育館4カ所（北体育館、東体育館、西体育館、真美ヶ

丘体育館)の玄関にスロープを設置いたしました。これにより、すべての人が気楽に体育館を利用でき、地域の活動拠点の拡大が図られる、人に優しい施設となったわけでございます。

続きまして、歩道改良工事(真美ヶ丘地区)でございますが、182万7,000円でございます。歩道の段差解消工事を行い、すべての人が安全かつ円滑に通行できるようにいたしました。

続きまして、中央公民館改築工事でございますが、決算額1,369万7,000円でございます。子供、老人及び障害者を初めすべての人が利用しやすいよう、施設の整備を行いました。窓口カウンター、オストメイトに対応できる多目的トイレ、入り口自動ドア、バリアフリーへの改善、かぐや姫ホール出演者控室の改造が主なものでございます。

続きまして、住民基本台帳ネットワークシステム最終事業ということで、決算額148万6,000円でございます。住民基本台帳ネットワークシステムの第2次サービスとして住民基本台帳カード(ICカード)の発行、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化を行ったものでございます。

続きまして、第3ページでございますが、河川・道路などの不法投棄の撤去ということで、決算額287万3,000円でございます。不法投棄物は、生活・自然環境に及ぼす影響が大きいため早急に対処する必要があり、撤去することで良好な環境を取り戻すことができたわけでございます。曾我川、葛城川、土庫川のり面等61トン。広瀬地内、不法投棄物発見と同時に所要の措置を講じまして、硫酸スラッジ60.21トン、アスファルトガラ41.5トンでございます。

浄化槽等の設置状況調査及び啓発事業でございますが、決算額237万6,000円。これは緊急雇用創出特別交付金事業でございます。家庭等における浄化槽、くみ取り等の設置状況調査を行い、あわせて浄化槽の清掃及び保守並びに公共下水道管接続の啓発を行ったものでございます。調査状況は、浄化槽1,963件、合併槽26件、くみ取り642件、自家処理2件でございます。

続きまして、繰越分として、ワンダーランド施設整備でございますが、決算額4,074万円でございます。新清掃施設建設のため、予定地周辺において生活環境影響調査等を行い、実情把握に努めました。生活環境影響調査、新清掃施設基本計画書作成等でございます。

続きまして、ワンダーランド施設整備といたしまして、決算額8億798万5,000円でございます。新清掃施設建設のための用地取得を行いました。施設用地といたしまして、権利者、契約分29名、未契約者1名。面積、契約分2万6,391平米、未契約分903

平米。物件補償、権利者、契約分18名、未契約者1名でございます。これは年度末現在でございます。

それから、続きまして4ページに移らせていただきます。町単独農業基盤整備事業といたしまして、決算額1,143万円でございます。農業の基盤整備を行いました。井堰改良・修繕工事1件、水路改良工事1件、農道新設工事1件、町単水環境、笠池でございますが、1件でございます。

続きまして、町単独農業基盤整備事業（清掃施設周辺大字関連事業）でございますが、決算額410万1,000円。農業基盤の整備を行いました。井堰改良・修繕工事2件、水路新設工事1件、古寺池保全工事1件でございます。

続きまして、県単独土地改良事業（ほ場整備寺戸地区）でございますが、決算額1,308万8,000円でございます。農地の区画整理を行うことにより、生産性の拡大を図るとともに、農業機械への対応が可能となりまして、整地工一式、排水路工一式、道路工一式、用水路工一式でございます。

続きまして、県単独農道整備事業（南郷小路地区）でございますが、決算額246万8,000円でございます。農道整備をすることにより、耕作環境を向上させ、農耕車両の通行の安全性を図ったということでございます。表層工一式、路盤工一式、不陸整正一式、掘削工一式、路盤改良工一式でございます。

続きまして、5ページの団体営水環境整備事業（笠池地区）でございます。決算額2,532万8,000円でございます。笠池の環境整備を行うことで、地元住民及び総合保健福祉会館等利用者の憩いの場、交流の場を提供することができたわけでございます。せせらぎ水路工一式、湧水池工一式、植栽工一式、じゃぶじゃぶ池工一式、附帯構造物工一式でございます。

続きまして、団体営水環境整備事業（清掃施設周辺大字関連事業）でございます。決算額400万円でございます。水路整備と一体的に水辺を活用した親水景観保全施設等でございます。古寺池地区の整備を行ったものでございます。計画書作成業務一式でございます。

勤労者福祉施設買取り事業、決算額244万9,000円でございます。雇用・能力開発機構法の制定を受け、雇用・能力開発機構から勤労者福祉施設（サン・ワーク広陵）を買取ったものでございます。床面積1,083.65平方メートル、構造は鉄筋コンクリートづくり平家建てでございます。

道路橋梁維持費工事でございます。決算額1,986万9,000円でございます。地元

要望箇所及び緊急箇所の修繕等を行い、道路維持管理に努め、安全性の確保を図りました。舗装修繕35カ所、延長1,148.1メートル、維持修繕28カ所、延長19.5メートル、側溝修繕3カ所、延長134.1メートル、水路修繕7カ所、延長15.5メートル、のり面、その他修繕4カ所でございます。

続きまして、6ページでございます。道路橋梁維持工事（清掃施設周辺大字関連事業）でございますが、決算額905万1,000円でございます。地元要望箇所及び緊急箇所の修繕等を行い、道路の維持管理に努め、安全性の確保を図りました。町道舗装修繕、広瀬ほか9カ所、延長470.8メートルでございます。道路側溝修繕、百済ほか3カ所、延長5.5メートル、水路擁壁修繕、百済、延長81メートル、町道維持修繕、古寺ほか6カ所でございます。

続きまして、道路橋梁新設改良工事でございますが、決算額884万9,000円。地元要望により道路整備を行い、安全性の確保を図りました。舗装新設2カ所、延長359.2メートル、道路擁壁2カ所、延長42メートル、舗装改良3カ所、延長496メートルでございます。

道路橋梁新設改良（新清掃施設周辺大字関連事業）でございますが、決算額1,977万5,000円でございます。地元要望等により道路整備を行い、安全性の確保を図りました。新設改良、古寺で延長328.4メートル、道路擁壁、古寺ほか2カ所、延長401.5メートル、側溝改良、広瀬、延長79.5メートルでございます。排水管改良、広瀬、延長83メートルでございます。

続きまして、緊急地方道路整備事業ということで古寺中線でございます。決算額2,750万円でございます。ワンダーランド施設整備に伴う進入道路の整備のため、用地取得等を行いました。町道用地で一般会計取得分で権利者は10名うち1名は複数権利者でございます。買収面積は、1,175.24平米。公社買い戻し分56平米を含んでおります。物件補償は、権利者2名でございます。

続きまして、7ページでございますが、交通安全施設等（百済・赤部線）整備事業でございますが、決算額255万6,000円。歩行者・通学生の安全と快適性を確保するため、幅員2.5メートルの両歩道を設けるということで、明許繰り越しに伴う事務費の執行でございます。

続きまして、交通安全施設整備工事費といたしまして、決算額400万9,000円でございます。地元要望箇所及び緊急箇所の修繕等を行い、交通安全の向上を図りました。交通

安全施設設置で7カ所、延長157.2メートル、転落防止さく設置1カ所、延長110メートル、区画線設置1カ所、街路灯設置5カ所でございます。

続きまして、交通安全施設費として清掃施設周辺大字関連事業で決算額155万4,000円でございます。地元要望箇所及び緊急箇所の修繕等を行い、交通安全の向上を図ったということで、照明灯設置、中で2基、外灯設置、古寺17基、街路灯取りつけ工事、古寺、ネームプレート取りつけでございます。

続きまして、下水道改良工事でございますが、決算額217万4,000円でございます。水路及び下水道の改良により、通水がよくなったことで環境改善が図られたということでございます。水路改良1カ所、下水道改良5カ所、延長32メートルでございます。

続きまして、8ページでございます。下水道改良工事（清掃施設周辺大字関連）でございますが、決算額44万1,000円でございます。地元要望等により排水管修繕を行い、環境改善を行ったものでございます。排水管修繕、広瀬地区で延長35メートルでございます。

それから、都市計画マスタープランの作成で、決算額402万2,000円でございます。都市計画法において「市町村と都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられ、広陵町の都市づくりの基本となるものでございます。平成14年度に実施した基本調査等を踏まえ、計画書及び概要版の作成を行いました。

続きまして、緑化推進事業でございます。110万8,000円でございます。緑化意識の高揚を図り、緑の生け垣をふやすことにより、潤いのある町並みを形成し、住環境の向上を図ったものでございます。記念樹といたしまして結婚、出生、新築、キンモクセイ、チューリップ等でございます。599件が該当でございます。それから、生け垣用の苗木でございます。ウバメガシ、キンメツグ、サザンカ等でございます。12件の申し込みがございました。

防火水槽設置工事でございますが、決算額831万6,000円。防火水槽の設置により、常に防火用水が確保され、非常時の備えができたということで、大字広瀬（林口）地区に1基、40トンを設置したものでございます。

続きまして、9ページでございますが、西小学校廊下改修工事ということで、539万7,000円の決算額でございます。2階、3階が開放廊下であることから、雨、雪の吹き降りの際は、児童が非常に滑りやすく危険な状況であったが、防滑性ビニールシートを張ることにより解消することができました。廊下・階段改修工事1,081.58平米、防滑床シート工でございます。排水口設置工事でございます。

続きまして、真美ヶ丘第一・第二小学校給食室空調設置工事でございます。決算額915万6,000円でございます。給食室に空調設備が未設置であった2校、真美ヶ丘第一と第二でございますが、について衛生管理強化事業として国庫補助採択を受け、空調機を設置いたしました。結果、調理室の高温多湿を解消することができ、給食の安全性の向上に寄与することができるのと同時に、従事者の健康についても配慮することができました。電気設備工事と機械設備工事、厨房用エアコンの設置でございます。

続きまして、真美ヶ丘第二小学校プール漏水補修工事でございます。決算額229万4,000円でございます。プール使用中に多量の水量減少が見られたため調査を実施した結果、プール本体の循環路から漏水していることを確認できたため、管路補修及び補給水バルブの取り換え工事を行い、漏水をとめたものでございます。設備機械配管漏水調査、プール施設配管漏水調査、管路補修及び補給水バルブ取り換え工事でございます。

広陵中学校テニスコート整備で決算額120万8,000円でございます。コート面に多数のこぼこがあり、クラブ活動に支障を来すこととなったため、ラインの引き直しを含め、コート2面の全面改修を行いました。テニスラインの引き直し、表面緩傷工、真砂土入れかえ転圧、化粧砂により仕上げということでございます。

続きまして、10ページでございますが、古寺地区集会所整備事業ということで、グリーンプランに係る周辺整備でございます。決算額4,472万9,000円でございます。新清掃施設建設に伴い、古寺地区集会所の整備のため、用地取得を行ったものでございます。権利者1名、買収面積1,321平米でございます。

続きまして、中央公民館公共下水道接続工事で決算額659万4,000円でございます。中央公民館西側道路に公共下水道が布設されたことにより、マンホールポンプを撤去し、下水道接続を行ったものでございます。

続きまして、特別史跡巢山古墳史跡整備事業でございます。決算額2,206万円でございます。広陵町のシンボルとして発掘調査、周濠泥土の浚渫など史跡整備を行い、文化財の保全に努めました。また、工事中に発見された出島状遺構の現地説明会を行いました。発掘調査600平方メートル、浚渫土処分工2,160立方メートル、浚渫工1,900立方メートルでございます。

続きまして、文化財ポジフィルムデジタル化事業でございます。決算額350万円でございます。緊急地域雇用創出特別交付金事業でございますが、発掘調査で撮影したポジフィルムのデジタル化及びデータベース化を行い、文化財の正確な記録化を図ったものでござい

す。6×7ポジフィルム400点、35ミリポジフィルム200点でございます。

それから、11ページの最後でございますが、中央体育館アリーナ床改修工事ということで、決算額827万4,000円でございます。アリーナ床下支持脚の改修により、スポーツフロアとしての性能及び人数による使用時の安全性の確保を図ったものでございます。

以上が一般会計における主要施策の成果に関する報告でございます。

それから、ちょっとあっちこっち見てもらって恐縮ですが、決算書の176ページに実質収支に関する調査書がございます。歳入歳出差し引き3億6,054万5,000円となっておりますが、翌年度へ繰り越す財源といたしまして3,265万1,000円でございます。これは町会議員選挙関係で829万円余り、新清掃センターの造成工事、用地等で2,430万円余り、百済・赤部線の関係で約5万円ということで、最終的にこれらを翌年度へ繰り越しいたしまして、差し引き実質収支は3億2,789万4,000円の一般会計は黒字決算となったわけでございます。

以上で一般会計にかかわる収入並びに支出、事業の概要のご報告をさせていただきました。続きまして、国民健康保険の特別会計の概要をご報告させていただきます。

ページは、決算書の191ページでございます。歳入は20億5,516万1,329円でございます。歳出は20億5,334万9,566円となっており、181万1,763円の黒字決算となったわけでございます。

平成15年度の被保険者数でございますが、ここには書いておりませんが、1万52人という平均の被保険者数でございます。これは昨年に比べまして約2.9%の増加でございます。また、15年度の平均の世帯数は4,418世帯でございます。これも昨年に比べまして4.3%の増加でございます。社会保険から国民健康保険へ移ってこられる方がふえている傾向はここ数年続いていると、こういう状況でございます。

国保税の収納状況につきましては、現年度分では92.97%、ほぼ前年と同じような収納率でございました。また、滞納繰越分では34.31%ということで、昨年以上の収納率を上げることができたわけでございます。

歳出では、保険給付費が12億5,000万円余り、これは平成14年度決算に比べまして約22%の増加となっておりますわけでございますが、これは平成14年度分は診療請求の改正、見直しがございます。2月の診療分までの11カ月分の保険給付費の決算となっておりますので、ちょっと伸び率が高いわけでございますが、11カ月ということでそういう形になっておるわけでございます。

出産一時金は45件、葬祭費は133件で、これは昨年とほぼ同数でございます。

人間ドックにつきましては191人、脳ドックは80人ということで、受診者の数は合わせて271名でございますが、いずれも前年に比べまして大きく伸びておる現状でございます。

主要施策の成果に関する報告でございますが、これは12ページに掲げておりますが、ご覧いただきたいと思っております。読み上げは省略させていただきます。

以上、歳入歳出差し引き181万2,000円の黒字決算となったわけでございます。

続きまして、221ページの老人保健特別会計でございます。

歳入は20億2,995万2,984円、歳出は20億4,866万1,063円でございます。差し引き1,870万8,079円の赤字となっておりますが、これは平成16年度において国等の支出金で精算されることになっております。

老人保健の会計につきましては、原則75歳以上の方、あるいは障害者の方が受給資格があるわけでございますが、現在では約2,970の方が受給資格証を交付している現状でございます。

簡単でございますが、老人保健関係の説明を終わらせていただきまして、次に237ページの介護保険特別会計決算でございます。

歳入は9億858万6,315円、歳出が8億8,708万3,686円でございます。差し引き2,150万2,629円の黒字となっておりますが、この黒字は16年度において実質的に精算が行われることになっております。

被保険者の数でございますが、1号被保険者、これは65歳以上の方でございますが、4,968人でございます、3月末でございますが。普通徴収で855、特別徴収で3,710でございます。それから、併徴分といたしまして、これは切りかえなどの場合があるわけでございますが、これが403件でございます。合わせて4,968人でございます。2号被保険者、これは40歳から64歳でございますが、これは支払基金から受け入れいたしておるものでございます。ちょっと実数はつかめにくいわけでございますが、約1万1,500人程度と考えております。

それからお、介護の認定者の数でございますが、3月末現在で787人でございます。

以上が介護保険特別会計の概要でございます。

続きまして、265ページの下水道事業特別会計でございます。

歳入歳出とも16億252万8,467円の収支均等の決算となっております。

公共下水道への接続状況でございますが、在来地域で3,532戸、74.3%の水洗化率でございます。ニュータウンにおきましては4,602戸ということで、これは水洗化率100%となっております。

主要事業の概要をご説明させていただきたいと思っておりますので、先ほどの冊子の13ページをひとつご覧願えたらと思っております。

下水道施設管理システム整備事業ということで、13ページの一番上でございますが、決算額1,921万1,000円でございます。緊急地域雇用創出特別交付金事業でございますが、下水道施設及び各戸の水洗化情報等をパソコンで一括管理し、下水道台帳の即時処理、地図のデータの共有等を行うため、システム設計・構築を進めているところでございます。決算額1,921万1,000円でございます。

それから、公共下水道事業でございますが、決算額1億100万円でございます。既成市街地における生活環境の改善と広域的な公共水域の汚濁防止等を図り、公衆衛生の向上のため下水道事業を進めているところでございます。補助事業費は3,600万円、延長222.94メートル。単独事業費は6,500万円、延長435.4メートルでございます。以上の整備による供用開始戸数342戸、普及率98.0%でございます。処理区域内人口2万5,273、行政区域人口は2万5,798で98.0%ということでございます。

それから、特定環境保全公共下水道事業で決算額4億9,000万円でございます。既成市街地における生活環境の改善と広域的な公共水域の汚濁防止を図るという意味でございます。補助事業費は3億円、延長2,218.44メートルでございます。単独事業費は1億9,000万円、延長で1,217.47メートル。以上の整備による供用開始戸数は64戸でございます。普及率は89.3%でございます。ちょっとこの以下の数字は省略させていただきたいと思っております。

以上が下水道会計の主要事業の成果でございます。

続きまして、決算書の291ページ、墓地事業特別会計でございます。

歳入歳出とも1,682万8,500円で収支均等の決算となっております。現在のところ1,070基を有しておりまして、そのうち現在1,034基が売却済みでございます。

歳入では12区画の永代使用料及び墓地管理料、歳出では管理の事務費と休憩所としてのあずまやの1棟を設置したものでございます。

続きまして、学校給食特別会計でございます。

歳入総額2億208万5,692円でございます。歳出総額は2億159万2,543円

ございまして、差し引き49万3,149円の黒字決算となっております。

歳入は保護者負担金と一般会計からの繰入金、歳出は人件費と賄い材料費が主な支出でございます。

続きまして、329ページの広陵町介護認定審査会特別会計でございますが、歳入歳出とも1,467万2,171円となっております。

3町共同によります介護認定審査会でございますが、中身は3町からの分担金と人件費及び介護認定審査委員の報酬等となっております。

続きまして、343ページの用地取得事業特別会計でございます。

歳入歳出とも2億4,611万4,250円となっております。

別紙の主要事業の成果に関する報告の最後のページに掲げておりますとおり、新清掃施設建設に隣接するコミュニティー施設の用地取得を行ったものでございます。現時点での用地取得済み面積は、9,613.74平米でございます。11名すべてが買収済みでございます。財源は起債で対応したものでございます。

以上が9会計につきましての説明でございます。簡潔な説明で大変申しわけないわけですが、これをもちまして9つの会計のその概要をご報告させていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 次に日程25番、議案第64号、平成15年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 それでは、議案第64号、平成15年度水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の388ページの事業報告書をご覧いただきたいと存じます。

まず、営業内容についてですが、平成15年度の広陵町の年度末給水人口は3万2,822人で前年度に比べ385人増加いたしました。しかしながら、1水栓当たりの月平均使用水量では27.58立米となり、前年度に比べ0.83立米減少いたしました。そのため、年間総配水量では383万9,988立米、有収水量では354万3,094立米となり、前年度に比べ総配水量では8万412立米、有収水量でも4万1,969立米それぞれ減少する結果となりました。

なお、有収率につきましては92.27%となり、前年度の91.45%より若干ではありますが改善することができました。

また、県水の受水量につきましては285万5,707立米となり、総配水量に占める割合は74.37%となっております。

次に、工事の概要についてご説明申し上げます。

まず最初に、有収率向上のため、葛城川以東の地域と馬見中、北、それから南の一部の漏水調査を行いました。

次に、新たな配水管の布設工事としまして工事件数3件で、工事延長距離にしまして522メートルの布設工事を実施いたしました。

それから、老朽管の布設替え工事としまして工事件数9件で、延長距離にしまして1,187.1メートルの老朽管の入れかえ工事を実施いたしました。

また、水道工事に伴う舗装の復旧工事としまして1件の舗装工事を行いました。

次に、受託工事としまして、下水道工事に伴う水道管の移設工事としまして、3条予算では17件で工事延長距離にして1,011.1メートル及び4条予算におきまして13件で、工事延長距離にしまして1,197メートルの移設工事や独立法人都市再生機構、旧名称都市基盤整備公団の真美ヶ丘地内の整備に伴います新たな配水管布設工事としまして工事3件で、779メートルの配水管の布設工事を実施いたしました。その他施設の整備工事としまして、水道庁舎の窓枠サッシの取りかえ工事及び公用車5台分の車庫新築工事も実施いたしました。

最後に、経理についてですが、3条予算であります収益的収支におきまして、まず営業収支ですが、水道の使用水量は前年度より下回りましたが、水道料金を10月分より平均で12%値上げいただきましたおかげをもちまして、給水収益で前年度に比べ3,031万5,000円の増収となり、営業収益では7億8,893万7,000円となりました。

一方、営業費用におきましては、受託工事の減少や受水費、人件費、動力費等の減少により、前年度に比べ3,428万円少ない7億7,749万7,000円となり、差し引きで1,144万円の営業利益が生じました。

次に、営業外収支についてですが、営業外収益182万1,000円に対し、営業外費用687万2,000円となり、505万1,000円の損失となりました。

このため経常利益につきましては638万9,000円となりました。

また、過年度分の水道料金の滞納整理により61万3,000円の特別損失が生じたので、平成15年度の最終的な純利益につきましては、577万6,000円となりました。

次に、4条予算であります資本的収支についてですが、収入額1億1,332万1,00

0円に対し支出額1億6,914万8,000円となり、収支不足額5,582万7,000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額144万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,438万1,000円で補てんいたしました。

以上、まことに簡単な説明ですが、決算報告書につきましては366ページから369ページに、財務諸表につきましては374ページから383ページに、また決算の補助説明及び内訳説明としての附属書類につきましては388ページから425ページにございますので、後ほど参照いただきましたらと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 次に日程26番、議案第65号、平成15年度広陵町水道事業会計欠損金処理計算書についてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 議案第65号、平成15年度広陵町水道事業会計欠損金処理計算書についてご説明申し上げます。

本議案は、前年度よりの繰越欠損金2億5,573万7,710円に、平成15年度の黒字分577万5,845円を補てんした残り2億4,996万1,865円の欠損金について、利益剰余金のうち任意積立金4,548万7,046円及び資本剰余金のうち工事負担金2億447万4,819円を取り崩し欠損金を処理するというものですが、本来営業活動により生じた欠損金は営業活動から生じる利益をもって賄うべきものですが、水道料金について過去2回で約38%の値上げをお願いいたしました。が、厳しい経済情勢下での値上げでもあり、また県下並びに近隣市町の料金水準等諸般の事情によりまして、料金算定期間内において欠損金を出さない範囲での値上げをお願いしたものであり、多額な累積欠損金を解消することは当分望めません。そのため、このままでは将来の利用者にこの欠損金を負担いただかなければならなくなり、公平性や受益と負担の観点から、また水道事業会計の財政健全化や今後の料金値上げを抑えるためにも、この際欠損金を次年度に繰り越すことなく処理させていただいた方がいいと判断いたしました。が、何とぞよろしくご理解賜りますようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

議案熟読のため、9月7日から9月9日までの3日間を休会といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって9月7日から9月9日までの3日間を休会といたします。

9月10日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 2 : 58 散会)

平成16年9月10日広陵町議会
第3回定例会会議録（2日目）

平成16年9月10日広陵町議会第3回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西 辻 眞 治

書記 竹 若 学 上 田 勝 代

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:00開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第40号 北葛城郡町立学校指導主事共同設置の廃止について
2	議案第41号 葛城市・広陵町介護認定審査会の共同設置について
3	議案第42号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
4	議案第43号 奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更について
5	議案第44号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
6	議案第45号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更について
7	議案第46号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
8	議案第47号 広陵町介護保険条例の一部を改正することについて
9	議案第48号 新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計条例の一部を改正することについて
10	議案第49号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
11	議案第50号 水質改善下水道特環安部管渠布設工事(2工区)請負契約の締結について
12	議案第51号 古寺公民館新築及び防火水槽新設工事請負契約の締結について
13	議案第52号 平成16年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
14	議案第53号 平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
15	議案第54号 平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
16	議案第55号 平成15年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第56号 平成15年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 57 号 平成 15 年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58 号 平成 15 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59 号 平成 15 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60 号 平成 15 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61 号 平成 15 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62 号 平成 15 年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63 号 平成 15 年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64 号 平成 15 年度広陵町水道事業会計決算の認定について
- 17 議案第 65 号 平成 15 年度広陵町水道事業会計欠損金処理計算書について
- 18 一般質問

議 長 それでは日程 1 番、議案第 40 号、北葛城郡町立学校指導主事共同設置の廃止についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12 番議員！

12 番議員 廃止されたとしても影響がないということでしたけれども、これが昭和 42 年に条例が制定されて、平成 3 年に改正されてるわけなんですけど、この間の経緯についてご存じであれば教えておいていただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまおっしゃっていただきました当初制定をいたしました北葛城郡町立学校指導主事共同設置要綱につきましては、この当時としては県の方に要綱も何もなく、指導主事を設置するのに郡でそれぞれ要綱を設置して共同設置しようじゃないかという機運のもとに、受け皿として要綱を設置されたものでございます。今おっしゃっていただきましたような制定の日あるいは改正の日を経過いたしまして、実質、県の方では平成 15 年 4 月 1 日に地域圏担当指導主事設置要綱というものを制定されました。それから以降、この要綱に基づいて指導主事が派遣されてきておりますので、現実的には、各それぞれ北葛城郡が共同設置しようとしたその設置要綱そのものが不必要であるということになったわけでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第41号、葛城市・広陵町介護認定審査会の共同設置についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 新しくというても中身は変わらないわけなんですけれども、市になるということで、今後、負担金の方、ここの負担金の割合とか、これは人口割とかそういうところでほとんど変化はないのではなかろうかと思うんですけれども、あるいは審査会の委員の人数の割り当てとか、また報酬、費用弁償などの額についての変更が行われる予定なのか、その辺の見通しについてお聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問でございますが、秋に予算の編成をいたします。そのときに新市といろいろ協議をさせていただきたいと、このように思っておるわけでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 これによって均等割が3つあったのが2つになるんですけれども、地方交付税の場合、市における地方交付税算入の中にいわゆる介護に関するこのような市と町とで違う測定単位などはないのかどうか。あれば、もちろんそういうことを考慮したいいわゆる負担の増というのが考えられるわけなんですけれども、そういう点での違いというのはないのかどうか聞いておきたいと思うんです。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今資料を持っておりませんので、委員会でお答えいたします。

議 長 よろしいですか。(6番議員「はい。」)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第42号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 第9条の2の規定に基づきということなんですけれども、この法の説明をちょっとお願いしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 合併特例に関する法律の第9条の2項のご質問でございますが、これはこういう合併があった場合に議会の議決を求めて県の方へ報告するという内容でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 これ奈良県市町村ということで市の方もタイトルの方では入っているんですけども、実際の組織としましたら市が入ってないんじゃないかと思うんですが、その辺の葛城市の対応はどういうことになっていくのかですね。従前どおりということで対応されていくわけなんですけど、その点について、市がほかのところ、次の規約のところを見ても入っていませんから、奈良市とかですね、その辺のところについてはどういう組織になっているのか教えといていただきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 この組織の名前は市が入っておりますが、以前から市の方は独自でそれぞれ規則の方持っておられまして、今回、葛城市だけは市ですけどもこの組合の中へ入られたと、そういうことでございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第43号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 11人を12人に、また8人を9人にとすることで増員されるわけなんですけど、この配分とといいますか、選出とといいますか、そのルールがどうなっているのか。また、そして今回の増員の根拠ですね、別に人口もふえたわけじゃなく、逆に自治体の数が減ってるということなんですけど、その点についてお聞きしたいと思います。

議長 長 企画財政部長！

企画財政部長 確かに自治体の数は減っておりますが、葛城市ができたということで、葛城市だけでその組合議員の数がふえてるということでこのように11人が12人……、はい、（12番議員「葛城市何人なんですか、その中で。」）葛城市は1人。12ページの別表第2表中の一番上の方にあるんですが、市だけで、葛城市だけで選挙区がなって、そこで委員が選ばれるという、そういうことでございます。

議長 長 ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議長 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 長 次に日程5番、議案第44号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 長 次に日程6番、議案第45号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第46号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程8番、議案第47号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程9番、議案第48号、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程10番、議案第49号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 今回の条例改正は、オートバイのリサイクルが企業責任という形で広陵町からの手を放すということになりますので、企業責任ということのリサイクルについてどんどん進めていくという方向について大いに賛成するところです。ただ、費用については負担が高くなるんですけども、広陵町にも6業者が今のところこれに対応できる業者があるということも確認してますので、スムーズにいくのかなあというふうに思ってるんですが、この間オートバイの清掃センターで引き受けた件数、どの程度あったのか。それと、3,000円ということに対応してこられたんですけども、4,000円の場合もありますが、この点について、費用的にはこれで人件費等もかかりますから一定の負担が軽減されるというふうに考えていいのかどうか。その2点についてお聞きしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 これまでの二輪の50ccの収集の実数でございますが、15年度につきまして は年間7台を持ち込みによって処理をさせていただいておる実績でございます。すべて持ち込みでございましたので3,000円として、2万1,000円の手数料をちょうだいいたしております。14年度につきましては20台、そして13年度につきましては21台、12年は31台というふうに年々減少した傾向にございまして、こうしたリサイクルに変更をさせていただきたいというふうに思うものでございます。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 今ちょっとお聞きしましたら年々持ち込みの台数が減ってきてるということなんですが、有料化、また不景気が深刻なる中で不法投棄がふえたと、逆に、そういう認識があつていいのですか。その辺の判断をどのようにとらえたらいいのかなと思いますので、お聞かせいただきたいと思うんです。

それと、不法投棄があつた場合について、従前はどのように対応されてきたのか、また今後どのように対応されるのか、オートバイについてですね。お聞きをしておきたいと思ひます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 現物のままいわゆる産業廃棄物として収集に回ってきておられる特別自動車によって、そういう民間の業者の皆さん方が各個人から出てまいりますこれまではオートバイの回収をしていただいたというふうに認識しております。さらに、オートバイのリサイクルが、この10月1日よりリサイクルシステムがスタートするということで、当然販売業者あるいはメーカーそのものがそうしたリサイクルとしての手数料も込みの単車の価格に算入されておりますので、当然その取引業者が処理をするということで、すべての単車は購入した業者に引き取っていただくと、こういうシステムでございますので、不法投棄そのものは余り心配をしておらないわけでございます。

議 長 よろしいですか。松野さんよろしいですか。聞いてくれはらへんから。

ほかにございせんか。 6番議員！

6番議員 今聞いた不法投棄の問題なんですけれども、現実には例えば箸尾駅前の駐輪場に単車がそのまま放置される例もある。あるいはまた盗難かどうか判断できない場合はあるわけなんですけれども、堤防上に単車等の不法投棄は引き続いて発生しているというように思うわけなんですけれども、この点についてはどのような件数があるって、どのように処理されているのかわかるだろうというように思うんですが、どうか。また、今回特に、結局は洗濯機等のリサイクルと同じようにやはり不法投棄についても発生するおそれが十分あるわけなんですけれども、そういう点についての対応をどのように考えておられるのか。だから、このリサイクルシステムの費用というのがどういう形で積算されて、どういう形になっているのかもあわせて聞いておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 現在の不法投棄の実態の数値については、少し台数までは把握はしておらないわけなんですけれども、実態ということになれば、やはりそのままの状態で放棄されておるといふふうな車、単車も見受けられるわけでございます。当然ナンバーがありますと警察の方へ連絡をして、所有者の確認とともにその処理をお願いするわけでございますけれども、また単車としての機能がもうエンジン部分がないとか、あるいはまたタイヤがないとかというふうな形での機能を有しないというふうなことにつきましては、不燃のごみとしての対応もまた可能であるかというふうに思っております。それで、不法投棄そのものの数年たったものにつきましては、やはり行政の手において民間に処理をお願いしなければならないというふうな部分も出てくるかなというふうに思います。いわゆる所有者が確認のできないもの等につ

きましては、行政の手によって処理をしなければいけないものもあるのではないかなというふうに思っております。やはりリサイクルによります単車のこうした手数料につきましても、家電リサイクル法のいわゆる処理料に勘案した形で、大きさあるいはまた規模においてそれだけの単価が積算されておるものというふうに理解しております。以上でございます。（6番議員「手数料込みのその積算とかそういうのわからんの。」）

手数料等につきましては、厚生委員会で少し積算の根拠というものを調べておきたいというふうに思います。

議 長 14番議員！

14番議員 ちょっと関連でお尋ねしたいと思いますねけどね、もちろん50ccがリサイクルの方の対象になったということはそらそんでいいわけですが、不法投棄のことについてね。かなり単車ばっかし、50cc以上のこともありますし、また車もありますしね。ちょっと確認したいのは、そういう不法投棄が我々のよう耳に入るわけや。どうなってますかとか、処理してほしいとか、置いてますよとか、いわゆる堤防の間に、河川の間とかね、これはどういう手続で、例えば所有者がわからないとか、ナンバープレートが当然ないし所有者がわからない。その場合はどういう手続を踏んで行政が処分していくのか。もうほったらかしとしてもええのか。いわゆるブルドーザーも、そんななつたところもありますしね。その意味で、ずっとどういう手続を日程的に踏んでいって初めて行政が処分をできるということになんのか、ちょっと一回確認したいなと思うよって頼みます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 当然、ナンバーのついておるものにつきましては、警察ネットによって所有者をまず確認させていただくと。所有者の確認をしてわからないものについては、いわゆる一般の廃棄物として告示をするという、この車はだれのものであるかという告示をするという行政の手続を必要とするわけでございます。それで、だれのものでもない、また申し出もないというふうなことになりましたら、その物件はだれのものでもないということできられるわけございまして、そうした場合については警察の手によって行政が片づけをするというふうな手順を、ナンバーのついたある車等につきましてはそういう手順を踏むことというふうになるかと思えます。それで、全くもうナンバーもない、そして不法投棄そのもので数年をたっておるというふうなものにつきましては、やはり行政の手によって、年間の予算をいただいておりますので、その年間の処理委託料に基づいて年間2回あるいは3回といった形で主要な道路の、そういういわゆる放棄されていることによってそれからまたふえるとい

うふうな状況のところからやはり処理をしていかなければいけないなというふうに考えておるものでございます。

議 長 14番議員！

14番議員 あのね、なぜ聞いたというたらね、結果的にどんだけ日にちを置いとかな処分できないのかということがネックになってるということは、そこに捨てられてる、不法投棄されてる、それをずっとたったらそれを見て、あ、また誘発されるということでふえていくように私は思うしね、そやから今おっしゃるようにできるだけ早くね、所有者のわからないものであれば処分のでけるとか、例えば告知は何日以上とかあると思いますねね、それをできるだけ最短でね、そこへずっと目ざわりなもん置いとくことが、あ、ここいいんかなというようなことに、多分ごみというのはね、不法投棄はもう発端はそこへ1つ置いてたばこでも吸い殻でもほかしとったらほかせるということと一緒にやからね。その意味で、短期間にそれはでけんのかということ、最短でやってほしいということ、を言ってるわけやから、例えば告知期間は何日置かんなんか、わかったんねやったらちょっと教えてください。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 告示期間につきましては、市町村の判断で定められるというふうに理解しておるんですが、やはり1カ月ないし3カ月というふうな期間でもって告示をして、そして所有者のわからないものについてはさわっていくというふうなスタンス、きっちりとした告示期間というものは決まっておるかいないか、少し今ちょっと自信がないわけですが、きっちり調べておきたいというふうに、はい、なるべく短期間に処理ができるようにしてまいりたいというふうには考えております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程11番、議案第50号、水質改善下水道特環安部管渠布設工事（2工区）請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず1点ですけれども、この指名競争の指名の選定基準について、どういう形になされたのかというのを聞いておきたいと思います。

それから2点目、競争原理がこの間働いた場合には、最低限度、最低制限価格のところでの抽せんというのもあったわけなんですけれども、そういう点で言えば、この金額が5, 120万円、5, 150万円、5, 175万円、非常に近接した金額になっているわけなんです。こういう点から見て広陵町でも非常に最低制限価格まで入札価格が入るという事態があったわけなんです。それとの比較で見ればこれも業者間の協議があったのではないかと、いう憶測がされるわけなんです。そういう認識は持たれるのか持たれないのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、この下水道の工事の問題ですけれども、これが高田川と県道大和高田斑鳩線との間の88.5ヘクタールの面積を供給する第一歩ということで下流から当然進められるということなんですけれども、これはその他の地域の優先順位等を含めると、全体の流れの中ではどのようになっているのか。たまたまこれは議会に上がってきたということでその審議がされているわけなんですけれども、全体の流れの中で言うと、いわゆる下水道整備の進捗と、その他のところでも急がれるところがあると思うんですが、そういう点での整合性はとられているのかどうか、お聞きしたいと思います。今回の場合、これは現軒数で言えば何軒になるのかということもかかわってくるんですが、そういう内容、詳しいことはいいですけれども、詳しいことは委員会でいいですけども、全体の流れから整合性をとったもの優先順位になっているのかどうかだけをお聞かせください。結構だというように思います。

それと、私は言っておきますけれども、指名にかかわる点で、例えば米田組についてどのような町が実態把握をされているのか。つまり、指名の基準については、過去何年間の赤字決済がなされていないというような企業等についても基準の一つにあるわけですから、米田についてどのような実態把握をされているのか、あるいは報告書に上がってきてる問題についてどうなってるのかというところの問題なわけです。そういう点で、その指名選定基準についてどうなのか。あるいはまた北野組、村本、米田、梅本については地元ですけれども、さらにここに浅沼、森、大成建設が加わっていると。これ逆に広陵町内の業者で選定できるかどうかという点についての検討もいただいたのかどうか。つまり、指名選定基準ではAランク、Bランク等について金額が分かれているわけですけれども、下に行く部分についてはAランクも入れると。ところが、下の部分については上に入れられないということになっているわけですが、金額的に可能な部分というのがあるのかないのかということもあわせて技術基

準の問題があろうと思いますが、その点についてもあわせて聞いておきたいと思います。詳しい点については委員会でも結構ですけれども、大まかな点についてよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたしたいと思います。

この処理区域の全体の流れといいますか、広陵町全体を見ましたときに今やるのが適切かどうかというご質問かと思ひます。広陵町の認可区域内の整備率については、もう既に九十数%の整備率をもう終わっているところでありまして、一団となった固まった区域の中につきましては、この区域が一番もう最後になるんじゃないかなというふうに認識しております。その中でも、現在85.5ヘクタールというふうに説明いたしておりますが、その85.5ヘクタールの区域の中におきまして、現在工場なり家屋が集中している区域が22.3ヘクタールございます。その区域がまだいまだに下水道が未供用になっておるわけでありまして、ちょっと軒数の細かいところはわかりませんが、一団となっている区域がそのぐらいの面積がございます。今回の工事によりましてその区域を速やかに接続するという目的で行っております。

入札ですとか資格の部分については、担当部長の方から答えてもらひます。

議 長 総務部長！

総務部長 1点目、選定理由ということでおっしゃっていただきました。この下水の選定理由でございますが、町内のA1特、これは3社でございます。A1特3社、5,000万円以上ということを入れさせていただきます。そして、経審点数、土木工事一式の経審点数1,100点以上の業者、これを4社入れさせていただきます。これを選ぶに当たりまして、さきに新潟県での公正取引委員会からの独占禁止法違反の指摘がございまして、私どもそれを先に審査いたしました。そういう審査をする中で、31社、広陵町に指名願を上げている業者31社が浮かんでまいりました。その業者をすべて3カ月指名停止させていただきます。その上で、先ほど申しました基準理由、選定理由に基づきまして選定させていただいて7社を選定したと、こういうことでございます。

次に、2番目でございますが、事前にこの入札話し合われたん違うかと、こういうようなご指摘でございます。私どもは、公平、公正にしっかり競争していただいたと判断しております。

そして3つ目、先ほど庁内の基準はどう設けているのかと、こういうことでございますが、

先ほど言いました北野、米田、梅本、これがA1特というランクに値するわけでございまして、これは5,000万円以上入ることができる、4,000万円以上は入札させると、こういう基準を持っております。その下のA1なのですが、5,000万円未満の入札に参加させると、こういう基準をちゃんと設けております。

米田組の把握についてでございますが、米田組の把握につきましては、指名願をもとにし、しっかりと資格審査会を開かせていただきまして、資格審査会の中でよく検討し、A1特にランクづけをさせていただいたというのが現状でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 これはもう指摘だけにしておきますけれども、競争原理が働いてるかどうかという点については、この間いわゆる制限価格まで引き下がってきている事例もあったわけなんです。そういう点では確かに競争原理、最低という形できつい競争ですけれどもあったと。ところが、今回の場合、結局は上下を見てもわずかの差しかないという点で言えば、意欲的にとらうとする業者がなかったという判断にも逆になりかねないわけですから、浅沼、森、大成建設などがこういう金額を入れているという点では、本当にこの業者はこの仕事をとらうという意欲があったのかどうかという点について疑問を持たざるを得ない。もちろん、これは逆にこういう業者を入れたからいろいろな配慮が働いたと言わざるを得ないわけですが、そういう点で一層の競争原理が働く仕組みというものをさらに考えていただきたいというように思います。これはもう要望だけにしときます。

それから、米田組の件ですけれども、広陵町内のちまたでは米田組は既に某業者が借金の肩がわりをして実質支配権が移っていると、このようないわさもあるわけなんです。こういうような実態という問題については、やはりもう周知の事実としてうわさが広がっている中にあってなお米田組を入れるという点については、これは行政能力あるいは指名選定基準のその厳格さ、それと乖離し過ぎている実態に対する公平性の疑いが持たれざるを得ないわけなんですけれども、そういう点についてはどのようにお考えをしているのか。ぜひこれは協議した内容を含めて教えていただきたい。こういう内容については、やはり指名選定委員会でメモ書きあるいは議事録としてきちんと残っているというように思うわけですが、その点もあわせて指名選定委員会の機能が実際に発揮してるかどうかのそういう意味も含めて、議事録というものがきちんとあるかどうか確認しておきたいと思います。

議 長 答弁。 総務部長！

総務部長 さきの業者説明会、このランクのつける説明会の中で業者を全部集めました。そし

て、もろもろの諸注意を申し上げております。会社等につきましてはいつ何どき実態調査するかもわかりませんよと。労務管理の書類を出せというようなこともあり得りますよというようなことで、今まで定期的に出していただいたものを臨時的に出しなさいと、こういう場合もあるというようなことできつく申し上げております。現在は米田の方から正当な手続が出されておられません。そういうことで私どもは指名審査会で入れさせていただいております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程12番、議案第51号、古寺公民館新築及び防火水槽新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 10番議員！

10番議員 古寺公民館の新築工事と防火水槽の工事ですねけど、これ広陵町の業者にも仕事を与えられるように分離発注するとか、そういう方法でやり方でやったどうかと。それと、このスーパーゼネコン、見事に見たことないような大手ゼネコンが入ってきてると。過去3年間でも広陵町でこういう業者が仕事してるとこ見たことない。そういう業者を本町は入れるちゅうのはこれどういうわけかと。そういうとこを聞きたいと思いますねん。

議 長 総務部長！

総務部長 分離発注にしたらええの違うかと、こういう1点目でございますが、指名審査会でいろいろ検討させていただきました。これを合併施工することによってメリットが大きくなるのではないかと、こういうことが浮かんできたわけでございます。1つは、同一年度に工事をするということになって、1人の業者でさせることによって工期が短縮できると。そしてまた、現場での危険性が少なくなると。これが1点でございます。それから、2点目なんですが、現場管理の効率化が図っていけるということでございます。そして、3つ目でございますが、合併施工するに当たりまして、経費率がいろいろ計算してまいりました。経費の率が低くなって工事費も安くなってくると。現に、いろいろ計算してみたわけなんですけれども、設計金額で値する経費の額の減額費、326万円安くなると。きょう提示させていた

だいております契約案件の請負額の関係からすれば314万円経費が安くなったと。これは実質でございます。これだけいろいろこういうメリットもあって、一緒に一つのところで1業者にさせたというのが現状でございます。

そして、2つ目でございますが、聞きなれもしない大企業をというご質問でございますが、先ほど下水道の工事の中でも申し上げました、いろいろ指名審査会で検討いたしました。先ほど言いました31社の中には、隣の町にございます、よく皆さん方ご存じの奥村組も入っております。そういうようなことで、31社を除外した後に、こういう指名審査会を開いて、経審点1,100点以上、そしてなおかつ工事の額、それから工事の規模、そして工事の難度、そういったものにかんがみましてこういう業者を選定させていただいたというのが理由でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 そういうことでよくわかりましたけども、防火水槽自体の金額的な数字というのはもうわかるんですか、今。

議 長 総務部長！

総務部長 防火水槽単独で言いましたら688万円です。これを合併することによって622万円まで防火水槽だけでは下がるということです。防火水槽は622万円。

議 長 6番議員！

6番議員 これを見ても、村本建設の凋落ぶりというか、力というか、非常に談合がなされているかどうかかわからない状況の中ですけれども、大きな変化が町内でも出てるんだなあというのをつくづく感じるわけですが、もう一つはこの入札価格ですけれども、やはりこれも実際に仕事をとろうとする意欲がある業者が入っているのかどうか、こういう点も非常に疑わしいというように思うわけであります。逆に言えば、こういうような実態であれば町内業者でも仕事ができるという業者があるんじゃないかと思うんですけれども、そういう点についての議論、討議という問題はどのようになされたのか。

それと、先ほど漏れている議事録をきちんと作成して残しているのかどうかという点についても再度改めて聞いておきたいと思います。

それから、防火水槽の問題ですけれども、688万円で経費率を落として622万円まで下がるという意味だというように思います。これは設計価格プラスすべてが入ってる価格なのかなというように思うわけですが、こういう問題について、確におっしゃっているように危険の問題については非常に少なくなるだろうというように思います。しかし、これ

は現場管理等も含めて場所についても可能などころなわけですね。そういう点で言えば、この金額についても、逆に町内業者育成というところから、あるいは仕事が少ないというところから、予定価格に反映させて入札できると、こういうことは可能なわけなんです。こういう点について、私たちは予定価格についても談合の疑いがある場合について、いわゆる設計価格から予定価格の部分について5%引く、あるいはまた建築について1割以内に引く、こういうような実態ではなくって、その都度業者のところに町の強権的な部分を示す、こういうこともあっていいんじゃないかというように思うわけなんです。それがいわゆる談合を少しでも減らして適正な価格で競争すると。その部分でも話し合いがあるかないかわからないですけども、適切な価格に向いていく、こういう方向の努力ちゅうのは私は必要だと思うんです。そういうような努力をするということが今回の分離発注についても全体的な地元業者育成と競争原理を働かせるそういう手だてを考えていくことにつながっていくんではないかと思うんですが、地元業者にこういう分を発注するという姿勢がそもそもなかったのかどうかという点も疑問に思いますので、そういう点で町内業者に発注させた場合の比較までされているわけですから、予定価格に反映させて業者に踏ん張ってもらおうと、頑張ってもらおうというような形での仕事ができるというように思うんですが、そういう点になぜ行かないのかというように思うわけなんです。そういう点で再度お聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 建築業者につきましても、土木業者と同じようにランクづけをさせていただいております。村本建設は広陵町内のA1特というランクでございます。その下にA、B、こういったランクの業者がおります。A、B等の業者につきましては、当然学校の修繕工事、そういったものをしっかりと夏休みとっていただいでやっただいでしております。これは先ほども申し上げました、難度のある仕事であると、こういうことから考えてこういう業者を選定したと。ご理解いただきたいと思ひます。

議 長 6番議員！

6番議員 議事録のところの問題についてまた再度答弁しておいていただきたいと思うんですが、この公民館の建設ちゅうのは素人から見ても難度があるというように思えないんですね。例えば、この間も、この間というか、広陵町内の建物についても、老人福祉センターや体育館も過去ありましたし、公民館も、これは村本がとったわけですがけれども、町内業者という中であつたわけですから、そういう点で言えば金額について非常に大きいわけですがけれども、いわゆる上限についてはないわけですから、そういう点について言えば逆に町内業者を入れ

るといことは可能であったのではないかというように思うんですが、そういう点について再度お聞きしておきたいと思います。

それから、防火水槽について、私はこれはそういう、先ほども質問しましたがけれども、町内業者に仕事を出すという立場から、経費がかかる部分については当然町内業者でのところの指名、予定価格に反映させていく、こういう形で頑張ってもらおうということが可能なわけですから、危険については重々その内容を熟知させやらせていくと。難しい場合については、さら危険度も勘案して考えなきゃならないという場合もあるわけですが、これはやはり発注側の姿勢いかなの問題だというように思うんです。そういう点で、今仕事がない、仕事がないというのが実態なわけですから、こういう点について具体的に踏み込んだ議論をされたのかどうか、そういう点もあわせて再度聞いておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 先ほどから議事録は備えておるのかということでございます。ちゃんと議事録は持っております。

そして、広陵町の業者にということでございますが、何回も繰り返すようでございますが、それに適した仕事をちゃんと夏休みしっかりやっけていただいております。この仕事につきましては、先ほども言いましたように難度のある仕事と、こういうふうにご理解いただきたい。

議 長 12番議員！

12番議員 詳細については委員会の方で質問をさせていただきますが、建築業者のランクの一覧表ですね、町内業者のランクの一覧表を資料として委員会までに出していただきたいと思っております。

それから、先ほどの答弁からもわかるわけですが、分割発注のときとの比較をされているわけですね。分割発注はどういう試算をされたのか。先ほど、326万円安くなるとか、防火水槽では688万円が622万円ということでしたが、分割発注を試算されたわけですね、予定価格。その試算を明らかにしていただきたいと思っております。これも大まかちょっとここで答弁しておいていただいて、細かければ委員会の方で資料を出していただきたいというふうに思います。

といいますのは、やっぱりこれは競争がもっと適切に働いていけば、最低価格が9,967万2,300円ということですので、税込みですが、そうすれば合併施工したときよりもっと税金の節税ができるということにもつながってくるわけですから、分離発注をすれば高くなるからだめだという、そういうシンプルな発想でいいのかどうかは大きな疑問を持た

ざるを得ないと思うんです。そういう点で、資料を出していただくのと、分割についてどのような分割を検討していただいたのか、お答えいただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 分離発注の部分につきまして、先ほどまで価格の安価でできるという部分の説明ありましたが、それに加えて技術面の中で分離発注をする方が有利だといいますか、安心であるという部分の説明をしときたいと思います。防火水槽につきましては、いわゆる公民館の建物のそばに新しくつくりたいと。防火水槽の機能の部分からして建物の近くにつくりたいというもちろん計画がありまして、その計画の中で、防火水槽を先につくって、それから周りの建物の基礎に入ることになります。ごく接近した中での工事になりますので、いわゆる建物の基礎工事と一括した管理の上で工事をやる方が技術的には安心できるだろうという意味からも技術的には一括発注せざるを得ないというふうに判断した部分が大きくあるということも説明として加えさせていただきたいというふうに思います。

また、あとの建築業者のランクですとかという資料につきましては、また委員会までに準備して提出いたしたいというふうに思います。

議 長 12番議員！

12番議員 町内業者の育成ということにつきましては、今までも議会の中で住宅リフォーム助成制度をどうだとかということで積極的に取り組んでいただいている、そういう状況があるわけなんですけれども、このような公共施設の建設について、より一層地元の業者の育成ということを考えていただくのは当然だと思うんです。今、合理的だという話なんですけれども、防火水槽もこの土地もかなり広いわけですし、必ずしもその場所に設置しなければだめだというような状況ではないというふうに思うんですけれども、そういう点では幾らも分離発注ができるんじゃないかというふうに思います。再度その点お願いしたいのと、先ほど質問したのは、先ほど試算の分で3点ほど言っていたんですが、その分離発注したときにどういう電気工事なら電気工事とか、防火水槽も分離発注の試算されてるわけですから、その詳細な積算について明示していただきたい。細かければ今数字もメモしにくいですから、きちっと資料として出していただきたいというふうをお願いしてるんですから、その点についてもきちっと対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長 総務部長！

総務部長 資料として出させていただきます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 2番議員！

2番議員 先ほど聞いておりましたが、業者の選定につきまして、納税額も入れて選定されておりますか。例えば米田組についてなんですけれども、ここに上がってくるについては納税も多額に納めてると思うんですけれども、調べておりませんのでわかりませんが、その点。やはり選定の中には点数、またそういう納税額についてもあると思うんですけれども。だから、弱い業者をやはり町内としては育てていく、指導もするべきもんじゃないかと思います。終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 指名願には納税証明書をちゃんとつけておりますので、額等は言えませんが、ちゃんともらっております。

議 長 ほかに。 4番議員！

4番議員 委員でありますので簡単に質問をいたします。この公民館等の工事におきまして、設計業者、中川建築設計ですかね、これの選定のどういうふうに変定されたか。それと、これは設計あるいは設計監理も含まれているのかという点です。

それと、先ほどから町内業者に発注してはという意見が続出してはるんですけども、町側の説明では一括発注の方が経費的にも安くついて幾らか安くなってるというふうな説明であったわけなんですけれども、当然こういう一括という前提で設計を組む中で、分割発注しておいても経費率は全く一緒なんです。それは当然そちらの方は把握しておると思います。したがって、この工事を一本に総括して出すよりも、分割して発注された方が若干安くなる可能性も出てくると私は考えるわけです。と申しますのは、当然防火水槽、そして本体であるところの電気とか、いわゆる細部にわたる業者発注の中でそういう、当然町内の企業に限った発注になるわけなんですけれども、その中でそういう数多くの分割することにおいて若干私は安くなるかなあという考えでおります。その点の方答弁をお願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 今、さきの議会の資料を私の手元に持っておりませんが、中川建築設計事務所をなぜ入れたかということでございます。この業者は、前にも言ったと思うんですけども、県内で町外の業者で入札したわけなんですけれども、こういう公共施設に卓越した業者であると、そういうことから入れようという話で入れさせていただきました。そして、この業者が監理もするのかと、こういうこととございますが、最終結論は出ておりませんが、設計したものがやはり監理をしていただくと。ただし、町がメリットが大きく持てる場合ということで考えております。

議 長 まだやな。 都市整備部長！

都市整備部長 審査会の中で議論といいますか、協議をしたときの資料なんですが、担当の方から防火水槽を新設する場合と単独である場合とその経費の試算が出ております。その部分で現場管理費は幾ら、一般管理費が幾らという細かい資料が出ておる中で、先ほど言いましたようにやはり一緒にやった方が安いと、単独である方が高いという資料は出ております。経費そのものは単独でやった方が高いというふうになっております。

議 長 4番議員！

4番議員 まず、設計だけを発注されてるわけですが、後から当然その業者が監理するということが言われたわけですが、当然先に設計監理という形で契約すれば安くなるわけですが。後で監理を含めれば分割ということになって高くなるはずですが。だから、この辺も指摘しておきます。

それと、今部長が答弁していただいたわけですが、全体的な中での発注であれば、一括発注すれば、何回も答弁いただいているわけですが、安くなると。私が言っているのはそうじゃなくて、単独、単独じゃなくて、一括した一連の工事という、このように私は理解しております。当然一つの敷地の中で工事行うわけですが。その中での全体の中での設計、いわゆる工事と、経費がついてくるわけですが。その経費は全体の中での経費の案分で当然できるわけですが。だから、分割しても合算は一緒です。例えば、100円のものがあるって、50円が例えば経費、これは経費多いですけど、100円の中で50円が経費やと。それを分割することによって、20円、20円、20円、5つに分けてしたら20円に対する経費は高くなるというふうな説明があるわけですが、そうじゃないんです。20円に対しての50円の経費が案分されるわけですが。当然10円が経費として入ってくると。だから、5つに割っても、十に割っても、20個に割っても経費実は変わらないわけですが。私が言っているのは、一括であるよりも、5つ以上の、また多くの入札することにおいてそういう競争原理が働くということでおおかつ安くなるんじゃないかというふうな私は質問しております。これについては委員会等で再度また質問いたしますので、最初の言いました中川さんですかね、その設計と監理の分についてどういうふうなお考えをしてくるかちょっと。もし答弁できなければ委員会で結構ですので。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 設計業務と監理業務と別ということですが、今現在はまだ監理業務については契約はいたしていませんが、先ほど総務部長が申しあげましたように、設計した業者に監理

業務をしていただくというのがいいというふうに担当の方も判断いたしております。ただ、議員ご指摘のように、設計監理一括で発注する方が安くつくというご指摘でございますが、昨年予算を計上いたしておりましたのは設計費だけでございます。非常に公民館の設計内容を固めるに当たりまして、工事を同一年度にできないという事情から年度をまたがって、監理業務については今年度予算で処理したいということから設計監理一括で入札をお願いできなかったという事情がございますので、ご了承願いたいと思います。

議 長 よろしいか。 8番議員！

8番議員 この古寺公民館ということですが、今までにない大規模な大字の公民館ということではないかと思えます。今まで一番大きな公民館で非常に大きかったんは安部の公民館、これが税抜きで1億円の工事であったと。それは安部の方はかなり地元負担もされてやられたということでございます。それで、これ建物の面積一体幾らか、延べ面積。そして、坪単価が幾らなのか。また、建物と外構と、そしてこれ多分防火水槽に分かれてると思うんですけども、それ以外の、あるいはクーラーとか、そんなものも含まれておるのか、その辺についてひとつお聞きいたしたいと思えます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 初日にご説明を申し上げまして、建築面積につきましては692.4平米でございます。広陵町にない大規模な公民館ということでございまして、安部を若干上回る規模になってございます。坪単価につきましては、計算をしなければちょっと申し上げられませんが。後ほどまた委員会でもご報告をいたし……。それから、外構についてもほぼ含んでございまして、契約金額の中で外構工事も、駐車場をとったり舗装したりということも含めてでございます。以上でございます。

議 長 8番議員！

8番議員 設計価格の中でな、外構何ぼ、建物何ぼって、そういうぐあいには出えへんのかいな。水槽が何ぼとか。今言うたように、ほんならクーラーとかそんなは含まれてないのかどうかとかね。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 公民館の建築をちょっと設計金額で概数で申し上げます。建築工事に8,100万円、電気設備に2,300万円……（8番議員「これ建物だけですか。」）はい、建物の分で。それから、機械設備に1,900万円、外構工事で500万円ということでございます。設計金額ですので細かい数字は申し上げませんが、100万円単位で、建築が8,1

00万円、電気設備が2,300万円、機械設備が1,900万円、外構工事が500万円、これらが直接工事でございます……電気工事の中にエアコンもすべて含まれてございます。以上でよろしいでしょうか。

議 長 8番議員！

8番議員 機器が1,900万円ですか、機器っていうのはどういうものが入ってるんかちょっとわかりかねますねけどね。電気工事が2,300万円。工事と、それから機器を合わせて2,300万円ということですよ。で、機器が1,900万円と。この公民館における機器というのは、1,900万円非常に大きな金額だと思いますねけれどね、どういうものが対象になっているのか。ちょっとこの点についてお願いいたしたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 設計書の頭だけを私持っております、詳細の資料を今持ち合わせておりませんので、また委員会の方でもご報告申し上げたいと思います。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。 1番議員！

1番議員 ちょっと設計図ですねけどね、防火水槽の場所なんですけど、これは公民館でフェンスを囲んでこの場所へ、要するに正面の裏面にくるわけですね、この防火水槽の位置。設計図見ていただいています。だれやったかな。あ、山村さん。これでフェンスされるんですやろ、これ、横、参道のところ。これはしないんですか。

それから、この下に別途工事っていうの書いてあるんですけども、これはどういう意味を、別注に発注して別個にするという意味じゃなくして、まあこんなんは一緒にできないもんですから別途工事という意味なのか、別注に業者を別々で発注してそのようにという意味を含めてあるのかどうかですね。

それから、もう少しこの防火水槽というのは、これが使いやすいのかどうかという、場所も含めてですね、もう一度お願いします。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 防火水槽、敷地の道路に面した場所で消防自動車に接近しやすい場所ということで道路際を選んでございます。フェンスはここにはいたしませんで、消防自動車がすぐに近づけるようにバリカーで周囲を囲うと。緊急時にはすぐにそのままで利用できるという態勢をとりたいと思っております。

それから、防火水槽はそのものは別途工事ということを表示いたしておりますのは、設計

段階ではこの防火水槽はこの建築設計業者に設計してもらっておりませんので別途工事という表現をいたしておきまして、役場の職員で設計したものとこの公民館建築設計上がってきたものとをあわせて発注をさせていただいたということでございます。そのために別途工事という表示でございます。

議 長 よろしいですか。（1番議員「はい、よろしいです。」）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程13番、議案第52号、平成16年度広陵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 まず、古寺中線の道路整備工事なんですけれども、これについてまだ用地が買収できていないと思うんですけれども、この点についてはどういう状況なのか。そういう中でこの補正予算を組まれたのはどういうことなのかということ。

それから、交通量の見通しどのように持っておられるのかということもお聞きをしておきたいと思います。

幅員については前も説明いただきましたが、再度ちょっと確認させていただきたいと思います。

また、防火水槽、31ページで今質問させていただいてるんですけれども、防火水槽の用地購入費ということで予算計上していただいているんですが、この間大変大きな地震が続きまして、本当にさらに東南海地震ですか、大きな地震が起きるんじゃないかということで大変危機感を皆さん持っておられるわけなんですけれども、この防火水槽について、防災計画の中で具体的な数字出てないんですけれども、今後あと幾つぐらい設置予定なのかということ。それから、防火水槽のここまで設置したらいいよという目標があると思うんですけれども、あと幾つ設置すればほぼ完備できたということになるのか、その点と。

それから、広陵町地域防災計画というのできちっとしっかりした計画つくっていただい

いるんですけれども、この中であわせてお聞きしておきたいんですが、大変今不安が募っている状況ですのでお聞きしておきたいんですけれども、この中で地震の被害の想定という部分が本当に半ページだけ載せてあるんですけれども、これが阪神・淡路大震災を想定されるようなんですけれども、こうしますと大体一部損壊含めると4,810棟、一部損壊が4,810棟で、半壊が1,652棟、全壊が625棟。また、死者について15人、それから重傷者14人、軽傷者184人ということで推定されているんですけれども、これが岩盤とか洪積層、液状化、沖積層、軟弱地盤ということで5つのランクに分けてされているんですけれども、集中しているのが液状化っていうところの地域なんですけど、ここにおいて大部分が被害が起きるという想定になってるんです。液状化のところは565棟が全壊すると。半壊1,409、それから一部損壊3,026で、死者も14人ということで、ここに集中するというそういう予測を立てられているわけですが、広陵町のどこがその危険地域なのかというところが全く出ていないんですね。全戸配布で広陵町地域防災計画って配布されたんですけど、ここにも全くどこがそういう危険があるのかっていうことわかりません。こういう今回の地震の後にも対応として自治体の方は防災マップや避難計画等をつくって提示していくとか、また津波の場合だってそういうどこで被害が起きるのかと、予測状況を住民の皆さんに周知していくということを言っているわけです。そして、「ためしてガッテン」というテレビなんですけど、これはちょうど今回の地震直前の9月1日放送だったらしいんですけど、このときでも一番やっぱり逃げるっていう大事なことは、自分の住んでいる場所がどういうところかハザードマップなどで確認しておくことが重要だということで取り上げているんですけれども、これだけ広陵町内でも地域によって被害の格差が大きく想定されているということになれば、どこが危険なのかということ住民の皆さんにも周知していくことが重要です。でないと、そのときにどういう対応をしたらいいのか、そういうことも含めて周知徹底しておくことが被害を最大限少なくする重要なことになるんですが、この地域について、どういう地域なのか今ははっきりとお答えをいただきたいなというふうに思います。

それとあわせて避難場所、これはほとんど広陵町のこと書いてなくて、一般論ばかり書いているんですけれども、ただ広陵町の特異な部分としたら地図が書いているだけなんですけど、避難場所を指示したんですね。この部分で、避難の場所が西小学校区の方は1,000名以上避難できるっていうことになってるんですが、地域間でも第一小学校は398人とか、大変アンバランスですし、その被害の出てくる想定とあわせて、この避難場所で十分なのかどうかという部分もやはりきちっと確認しておく必要がありますが、そういう点について

と、それからそういう避難場所も一回配っていただいたんですが、改めてこういう確認を住民の方に周知していただくということも早急にとっていただくのが今の時点で必要なのではないかと思うんですが、震災についての大変な不安な中でその点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、教材備品等で第二小学校の方の障害用の備品ということなんですが、今改修工事も引き続きしていただいている状況があるわけなんですけれども、障害児教育について、国の方の方針も大きく変更されてきている状況があるわけなんです、特別学級をなくしていこうとか、また養護学校の障害者の方々を一般の地域に受け入れていくような方向とかあるんですけれども、この障害者の受け入れについて、今のこういう整備状態でいけるのかどうか大変不安ですし、また具体的にどういうふうになっていくのかちょっとよくわからないような不安もまたあるわけなんです、障害児の受け入れについて、また今後の見通しについてどのようにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 町道の古寺中線の用地買収は今現在も交渉いたしておりまして、農免道路百済・赤部線の交差部分から古寺の真ん中のお地藏さんまでの間、地権者は22名おられまして、まだ契約ができておりませんのは8人でございます。今もご協力いただくようお願いをいたしておりますが、年度内にすべて契約完了できるように努力したいと思っております。

交通量につきましては、もちろん道路交通の交通量調査も実施してデータを持ってございます。今ちょっと数字は持ち合わせておりませんので、委員会でもご報告したいと思っております。

それから、道路幅員、有効幅員は10.25メートルでございます。土庫川の堤防敷を利用して用地買収の面積を減らすということでやらせていただいております。ただ、西側ののり面については、擁壁を建てるよりものでやる方が工事費が安くつく。用地買収費と工事費と比較して、用地費をお願いをしているということでございます。以上でございます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 先ほどご質問いただきました内容につきまして、まず障害児教育、基本的な内容をお尋ねのことというふうに解釈をさせていただいております。まず、広陵町の場合におきましては、幼稚園、そして小学校の時分から障害をお持ちの皆さんの将来を考えて、その子供たちがどういうふうな内容の教育が一番ふさわしいのかということ保護者の方々と相談をしながら、ふさわしい教育のあり方というものを見出すべく、教育相談というものを企画し、実施してまいっております。この教育相談というものにつきましては、障害

を持つ子供たちの保護者の精神的な負担を少しでも軽く、そして教育のあり方というものを
ご理解願いたいという内容で、過去3回の回数でございますけれども、3カ年にわたっての
実施経過を持っております。当初の2回につきましては、県の方のモデル指定を受けまして
研究指定という形での実施をしてきたわけでございますけれども、それが県の指定が終わり
ましても、やはり障害をお持ちの子供さんの保護者の方々から教育についてのご相談あるい
は心配事等の相談事項が多く寄せられますことから、本年度教育相談セミナーという名前に
変えまして、同じような相談体系をつくっております。ほして、この相談体系の中で、障害
をお持ちの子供さんの実態を教育委員会としても把握いたしまして、それをもとに就学指導
委員会の内容の中でいろいろ協議をいただくと。今回の教育相談の方に協力をお願いいたし
ました中には、養護学校の先生あるいは県で障害児教育を実践されている先生、あるいは近
隣の教育関係の中からそれぞれ障害児教育に関心をお持ちの方々の先生等々がボランティア
参加という形で協力をしていただいております。この方々が就学指導委員会にも入ってい
ただく予定をしておりますので、同じ子供の障害の内容を同じ相談者が持った内容の中でその
子の将来というものを考えていこうというふうな内容で進んできてるのが現実の実情でござ
います。

そして、学校の受け入れということも先ほどご質問の中にもあったかと思っておりますけれども、
障害をお持ちの方々が地域の学校へ入学させたいという保護者の願い、これは非常に強いも
のがございます。そして、その保護者の方々におかれましても、自分の子供の教育のあり方
というものを真剣に考えていただくようになりまして、すべての子供たちが地域の学校に全
部行くのかということでは、そうではないというふうな状況が生まれてきております。現実
に、養護学校の方で教育を受けた方がその子のためによいのかというような内容で悩んでお
られるご父兄の方も現実におられます。こういうふうな状況等を把握するために教育相談と
いうものを実施しているものでございまして、今後もこのような内容の活動を続けながら障
害児教育の原点を探っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 防火水槽はあとどれぐらいつくるのかと、こういう質問があったと思っております。当然、
基準によってつくっているわけでございます。しかし、今あと何基と言われれば、また委員
会で報告したいと思っております。

そして、危険な地域はと、こういうようなことも質問があったと思うんですけれども、調
査しているところでございますけれども、こういうような危険な地域ははっきり言いまして

公表すべきではないのではないかなど。はっきりここが一番危険ですよと言えば、その住民の不安がどこまで膨らむかと。こういうことからしたら大変難しいと思います。

議 長 12番議員！

12番議員 まず、道路の問題ですけれども、まだ8名の方が売っておられないという形で、今年度あと残すところも半年余りという状況なんですけれども、このような補正予算つけましても本当に実施できるかどうか、大変見通しが不透明だと思うんですけれども、この不透明な中でこのような強引な予算のつけ方がいいのかどうか、大きな問題ではないかと思いません。この点について再度、努力するというのは本当に見通しが持てないという状況ではなからうかと思しますので、再度お願いします。

それから、新清掃施設の補助金の申請の中で、進入路が確実に確保できていないと補助金もおりない、これは当然なんですけれども、こういう中で、見通しがいい中で、これ進入路にも当たるわけですから補助金にも影響すると思うんですが、その関連についてどのように考えておられるのか。前もごみ特の委員会とか全員協議会の中で、施設の用地については全部の確保ができていないといけないという説明あったんですが、やはり進入路についても同じ条件だということを私の方は別のところで確認したんですけれども、この点について再度お願いしたいと思います。

それから、障害者の受け入れの問題なんですけれども、今本当に小学校、中学校、また幼稚園におきましても、また公共の施設におきましていろいろ障害者の方が使いやすいような形で工事していただいている状況があるわけなんですけれども、学校につきましては国の方の文部省の方向性が非常に不透明な状況だと思うんです。先ほど言いましたように、特別学級を廃止していくとなるとどういう形で障害児を受け入れていくのかなど。施設整備面含めてそれは困難な話になってくるので、ちょっとその辺がよくわからないんですが、もしそういう点についてわかっておられる、どういうふうになっていくということが具体的にわかっておられるのであれば教えておいていただきたいなというふうに思います。

それから、今回も第二小学校は夏休みに工事をするということで、実際はいろいろな工事の変更があったりして工事自体かなりおこなわれているようなんですけれども、まずは当然こういう障害者の方が入ってこられるということは前にわかっているわけですから、入学時に合わせて工事を進めていくべきではないかと思うんです。やっぱり入られてすぐちゃんとした対応をしていただけないというのが原則だと思うんです。そういう点について、なぜこのような状況になったのかということについてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 8件未契約になっているということで先ほど説明をさせていただきました。予算の都合でお待ちいただいているというケースが多いわけでごさいます、残されますのは代替地を探してほしいとおっしゃる方もごさいますので、少し契約がおくれそうなのはそんなに件数としてはないというふうに判断いたしております。

それから、新清掃施設の進入路につきましては、既設の変電所西側に町道もごさいますし、仮設の道路からの進入も十分対応可能ですので、工事そのものについては支障がないというふうに思っております。環境省の方には進入路そのものについての条件はついてごさいませんので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、障害児教育についての国の方針が不透明だということをおっしゃっていただいておりますけれども、現時点、我々としては国の状況等についてはまだ確定はされていないと。確かに不透明だということには間違いないんです。しかし、障害児学級が今年度も認定されてきている、その補助金がついて今回補正予算をお願いしているというような状況から見ますと、今おっしゃっているご意見の反対じゃなかろうかと。国は決して切り捨ててるんじゃないというふうな内容の中で我々は解釈をしております。国に対して障害児学級の新設に伴う教育用備品の整備に関する補助申請をして、その補助申請が認められてきているというのがまず現実の実情でございます。我々といたしましては、現在の障害児教育に対する考え方を基本的に踏襲していきたいと。その維持のために努めていきたいというのが教育委員会の考え方であり、基本的な姿勢でございます。

それと、真美ヶ丘第二小学校の工事で先ほどご質問をいただきました。しかし、この件につきましては以前にも少しご報告を申し上げたと思ひますけれども、真美ヶ丘第二小学校の方に入学をされました障害をお持ちの子供の障害児学級の新設の認可が年度末にずれ込んだということの関係から、工事の着手に伴います予算の措置、そして工事の準備等が16年度当初にずれ込んだというのがこれが現実の内容でございます。そして、少しでも早く環境を整えるべく工事に着手をした、それが子供の休みの間というふうな内容が実情でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。 3番議員！

3番議員 質問させていただきます。

歳出の分で商工振興費の負担金補助及び交付金の新分野進出等企業支援補助事業補助金な

んですけれども、歳入に入っているのここ出てるといことなんです、ふるさと財団
ということで広陵化学に補助金がおりましたといことなんですけれども、私教えていただき
いんですけれども、一般の民間企業のお金がどうして町の歳入といのか、会計に入って出され
るのかといところを教えていただきたい。また、この200万円といのはどうい
う基準で決まったのかといのを教えていただきたいと思ひます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 予算措置の部分につきましては、これは財団の方に申請されて補助金
が来るといことなんです、直接町の方に入るんじゃないで、一たん県の方を
経由して来るといことでありまして、町の方が予算措置をして、トンネル
といひますか、予算措置をしてあげて受け入れをするといだけの
こととごひます。

この補助の内容につきましては、いわゆる新分野の進出企業支援補助事業制度
といひがありまして、その制度を利用して申請をされたと。そういう部分
については町の方もそういひう応援をしていといこととごひます。

議 長 よろしいですか。3番議員よろしいですか。

ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質問がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思ひますが、
これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程14番、議案第53号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質問がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、
これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程15番、議案第54号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 介護給付費準備基金の積立金への支出なんですけれども、これは積立金について今回の今年度の場合には額決めてなかったと思うんですけれども、中間のこの時期に積立金の方に入れるのはどうしてなのかということだけ、1点お聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 あくまでも今回の補正予算につきましては15年度の決算をさせていただいたと。15年度の決算の中に、当然決算書の中に繰越金が出ております。それと、公費でいただいております国庫、県費その他のものを精算して、残りを基金に積み立てるということでございます。まだ精算が実際に3月末で終わっても精算はできないわけです。国の精算とかは全部が支払い終わるといのが大体5月か6月ごろになってきますので、今回でこういう形で補正で基金積み立てというふうな形をさせていただいてるということでございます。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程16番、議案第55号、平成15年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号、平成15年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号、平成15年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号、平成15年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第

64号、平成15年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を決算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号及び議案第64号は決算審査特別委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程17番、議案第65号、平成15年度広陵町水道事業会計欠損金処理計算書についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 8番議員！

8番議員 3条で約2億5,000万円の赤字が出ておるといことでございます。私もこの役場へ入れていただいて、3条予算、4条予算と、これはまあ一般企業にはない形でございます。なぜこういう3条、4条の予算方式になってあるのかと。3条は当然収益関係、4条は設備関係と、設備投資関係ということでございます。今これ現在、3条の中の約4,500万円余りの剰余金を除く2億400万円ほどのお金を4条予算から3条予算へ移して処理するということでございますけれども、本来の目的からいいますと別にそのままほっといてもいいんじゃないかと。赤字になってあるのは事実でございますんでね、別にそれを資金的に何ら困るわけでもない。ただ、4条予算から3条予算へ移してしまうだけというようなことでございます。

そういうことで、これはどういう関係があるかと申しますと、私入ってきたいきにはメーターとかああいうもの関係の費用が3条で収入として受け入れられておったと。それが途中からそういうものが4条予算に移ったと。そして、赤字が拡大していったと。もちろん収支もバランスとれておりませんでしたので、なお赤字が拡大していったと。それなら初めから4条でやっつけばよかったんじゃないかと。その方が合理性がないと、4条よりも、まあ我々も4条の方が正しいという感じは持っておりましたんで、それはそれでいいだろうと思ってましてんけど、こうして一括で後からやるんだったら先やっても一緒じゃないかという感じを持つわけでございます。

この辺のどこ、やはり3条と4条の予算の厳格な使い分け、はっきりしておいた方がいいんじゃないか。今後、そうしないと赤字が出たらまた4条予算で穴埋めしたらいいじゃないかというような関係になりかねない。あくまでも4条予算は設備にかかわる予算だということをしちんとしておかないとね。またどこかの、町長の判断ですからね、これ。赤字出したんもその当時の町長の判断なんです。当然採算とれないのわかっていながら値上げをしなかった。そして、赤字を出してこの累積をやったと。で、今これ2回にわたって何とか収支とれるような数字に値上げして何とかそういうような形になったと。途端に今の赤字を4条でやると、この考え方について、これはもう町長の答弁をお聞きいたしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 このたびお諮りをいたしておりますのは、従前の累積欠損金と申しますか、これらを資本剰余金で繰り入れをして、精算をして新たな水道事業のスタートを切らせていただこうと、そう思うものでございます。未処理欠損金でいつまでも持ち続けるよりも、これから皆さんと協議をして新しい水道事業会計をスタートをさせていきたいと、そういう思いでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

議 長 8番議員！

8番議員 あくまでも収益から消していくと。どうしてもぐあいが悪ければまたそういうメーターその他のそういう関係のやつを4条から3条に移すなりして何らかの形で消すなら消すの努力をされたらいいんじゃないかと。前もそう申し上げたと思うんですけどね。こう軽々しく僕は4条で処理するべきものじゃないと。4条予算の中、あくまでも設備としての金ですからね。その金を使って、何のために3条と4条と予算あるいは決算が分離されているのかというところをやはりきちんと認識した上でやらないと、軽々しくこういうことが前例になりましたら、今までなかったんじゃないですか、こういう処理の仕方は。だから、こういうことを軽々しくやりますと、今後赤字を出してまた4条に金があればそれでしまいいいじゃないかということになりかねない。あくまでも収支のバランスをとるのはやっぱり水道料金。それが原価を完全に割ったような状態を続けて、またそれを4条で穴埋めするというのは私は非常におかしいと、こう思うわけで、この点につきましてはご答弁は、先ほども町長の答弁でございましたので、そういうことで私の意見とさせていただきます。

議 長 6番議員！

6番議員 いみじくも山本議員が今指摘したのは、逆に私たちが言っている内容の裏づけになるわけなんですね。水道会計というのを厳格に企業会計として処理しているのではないとい

うことが明らかであります。本来、全国の自治体でも、水道企業会計の予算の立て方の問題で附属として一般会計方式で提出していると、そういうところもあるわけなんです。というのは、結局は、例えばいわゆる企業会計にした場合に、そしたら水道会計の財産、これは莫大な財産が発生しているわけなんです。本来、自己資本が非常に豊富あるいはまた財産が豊富なところの部分で、なぜ営業の部分だけで赤字が出て、その赤字が穴埋めできないのかという本来の問題からいえば、到底値上げなどする必要のない健全な企業だということになってしまうわけなんです。だから、3条、4条というのは、結局は国が企業会計を導入して、そしてその企業会計の枠の中で健全財政をとれと。逆に言えば、住民からいわゆる費用をできるだけ取るような会計方式をとるというその方向だけであって、本来これはあくまでも広陵町の、あるいは全国の水道というのは自治体が責任を持ってやらなきゃならないものだということが示されているだけの話なんです。だから、こういうところから、先ほど企業会計で言えば、例えばいわゆる負担金の問題については、再三言っているように企業会計の本来からいえば営業の3条予算に回るべきなんです。それを資本に回しているということ自体がおかしいんですよ。企業会計の一般の本を読めば明らかに3条予算に回すべき金なんです。どこにも4条予算に回しなさいちゅうような説明書どこにもないですよ。それをわざわざ負担金を4条予算に回して、工事に回すからというような理由でやっているだけなんです。どこに企業会計の指南書と言われるところに4条予算に入れてるところがありますか。本来3条予算に入れて当然の話が、4条予算になるような恣意的な内容がされているのが水道企業会計の実態だということをもまず認識すべきです。

そういう前提に立って、私は赤字の問題について、本来広陵町では真美ヶ丘建設時にいわゆる公団から十数億円の負担金をもらっている。これがそもそもの始まりになっていて、この赤字の部分というのはそこに使ってきた、あるいはそれ以外にも使ってきているんです。そういう点で言えば、広陵町の水道というのは当然健全な内容を持ってきたにかかわらず、県水を使ってきたために赤字になっている。県水を使わないでより一層やってきた経過を見ても、この原因がそこにあるから、その部分を住民に負担させるのはおかしい、こういうような論法を私たちはとってきたわけですから、そういう点でもこの問題について赤字を解消するというのは当然のことだと思います。しかし、こういう内容で赤字を解消し、なお自己水と県水の比率については七十数%に上がってきている、こういう問題について、将来県水が上がればまた町民の負担がふえるというような悪循環を断ち切るというところを今から既に考えておかねばならないというように思います。そういう点で、このトンネルについては

当然の水道会計がやったということになっているわけですから、そういう点での質問で再度答弁をお願いしたいと思います。

議 長 寺前さん、自分の持論でなしに質問してください。 水道局長！

水道局長 何を答弁させていただいていいのかわちよっと判断に困るんですけど、まず県水ですけども、県水のウエートがふえてきたというのは、再三申し上げてますように、本町の自己水は硬度が高いと。それが現在の生活用水としてはやっぱり不向きな部分がありますので、県水であります軟水をまぜることによって現在のそういう家庭の衛生器具等に影響の出ない程度の一応軟水化を図ってることと、あわせて自己水自身も必要量を確保できない状態になってきてますので、その不足部分について一応県水を今後ふやしていきたいと。不足部分については、今後は県水で賄っていきたいという町の方針のもとに県水の必要量を毎年予算でお願いしているわけです。

それから、給水分担金について、どこに4条にのせる根拠があるかということですけども、給水分担金を設備投資の原資ととらえるか償還金ととらえるかによって、3条で経理する、4条で経理するという判断になるわけです。広陵町の場合は……（6番議員「企業会計ではそんなないですよ。」）それはちゃんと本に載っております。それで、一応本町の場合は投資の原資という判断のもとにやってきているわけです。それで、先ほど4条の金をもってこれを精算することは本来おかしいということは確におかしいわけです。これは正常といえますか、これが当たり前の処分ではないわけですけども、今まで2億5,000万円近い赤字をためてきて、これを3条の収益をもって賄うということは、今後の利用者にもその分を負担していただかなければならないと。過去の借金を今後の利用者にも転嫁すること自身はやはりおかしいのではないかと。ですので、この際、15年の10月分から料金を値上げしていただいて、今後、四、五年については、そういう県水の値上げとか特別な事情がない限りは一応黒字で何とか経営していけると。ですので、それ以降についてまた赤字が発生するようであれば、そのときには当然料金の適正化ということで、議員の皆様方もまたご協議をしていかなければなりませんけども、このまま累積欠損金を持っていきますと、毎年わずかでありまして出てる黒字分を全部その赤字の補てんに使っていくと。ですので、単年度で赤字出れば即もう赤字やということで値上げという話になりますが、たとえわずかずつでも出てる黒字分を積み立てていけば、単年度に赤字が出てもその利益剰余金をもって賄うことができますので、値上げのご協議をいただく期間も十分とれますし、そういう関係で今回欠損金の処理をお願いしたいということで提案させていただきましたので、よろしくお

願いたいと思います。

議長 寺前さん、質問ですので簡潔に。 6番議員！

6番議員 まず、本来広陵町の水道会計というのは、公営企業法に基づいてやっていると。それについては理解できますが、しかしそれが純粹に一般の企業会計とは違うんだという点についてはきちんと認識を持たなきゃならないと思うんです。公営企業法による企業会計という意識を持って、それ以上のものではないということも認識しなきゃならないというように思うんです。大体、先ほども言ったように、公団からもらった金については、当初施設分担金です、あれは。しかし、明らかにあれは話し合いについては赤字分を埋めるという分担金なんです。15億円余りのお金はですね。しかし、それは施設にも回ってきたと。もともとそういういわゆる当初県水を買って、その県水は住民に使えないからその分を赤字として補てんしましょうと、こういう金なんです。それを4条予算に組み入れてるんですよ。こういうような会計というのが公営企業法ではやられてるんです。だから、そういうところの認識ももともとから持たなければ、結局は施設と営業というのは全く別だというような認識を持って一般企業会計と同じような土壌に乗せるというのは間違ってるんだということも含めて持つべきなんです。あくまでも公営企業法のところの部分については、もともと町民の税金で納める部分についてどうなのかというところの根底があるんだということで、赤字についてはどういう処理するかというのは当然その自治体が決めることなんだ。4条予算から3条予算に移動させるのは当たり前なことなんだというのは公営企業法の考えでしょう。その部分ちゅうのははっきりさせてもらわんと、あたかもいわゆる資本と収益というのは全く別なんだというような認識で一般会計と同じような形で認識持たれるのはおかしい。公営企業法においては当然それはできますという条項もあるわけですから、その認識も公営企業法に基づいてやってるんだということもきちんと述べるべきなんです。その部分の認識がなければ、山本議員との一致点というんは見出せないんですよ。これをやってるのはあくまでも公営企業法に基づいてやってるんだと、どこにも間違いはないんだということもはっきりと明確にすべきなんです。もちろん、間違いはないからこうやってやっているわけなんですけど。だから、そういう認識、認識をもってやらなきゃならん。公営企業法の中でやってるんです、その前提に立てば当然できるんですから。

もう一つは、先ほど公団からもらったお金については4条予算に入れてるんですよ。これについても、本来今山本議員からおっしゃった部分で言えば、当然3条予算で黒字としてずっと計上していかなきゃならなかったんです、過去において。そういう点もやられていない

ということについては、あくまでも水道料金というのも一つの種の税として認識されている大きな枠があるんだということの認識を持つべきだということに思いますけれども、その点について再度確認をしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今、寺前議員や山本議員からいろいろ水道事業会計のことについてご意見をいただいているところでございますが、このたびは未処理の累積欠損金を一掃をして新たなスタートをさせていただく。今後の処理につきましては、17年度の新年度の予算編成にはきっちりとさせていただこうと。そこまでのこの16年度中には議会の皆さんと協議をさせていただいて、各負担金の処理につきましてはどう処理しようかと。これが適切というのか、各県下の企業体はそれぞれまちまちであります。一致はしておりませんが、広陵町方式でもいいと思います。皆さんとの意見一致を見ましたならば、新年度から予算編成をきっちりさせていただこうと、このように思っていますので、これから残された6カ月ほどでございますが、議会の皆さんと協議をさせていただいて、新予算編成にはお取り組みをさせていただきたいなど、そのように思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。午後は1時30分より。

(P.M. 0 : 01 休憩)

(P.M. 1 : 32 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に日程18番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序

により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻るができないのでよろしくお願いをいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

9 番議員 常にトップバッターで質問をすると。1 番こと私が質問を行いたいと思います。

朝夕はめっきり涼しくなってきました、私も体調戻ってきました、約1キロばかり体重が戻ってきたと。このような調子が出てきたところでございます。

本日は、真美ヶ丘のところからも傍聴の方が来られていますので、まず1番として真美ヶ丘の現実の問題を取り上げたいと。このようなことについて私は取り上げてみたいと思います。

今、うちの私が住んでる真美ヶ丘地区、既に皆様方ご存じではございますが、今悩んでいることがございます。それをちょっと順次追って皆様方に知っていただいて、対策を立てていきたいということでございます。

今回、真美ヶ丘地区で子供の安全を守るということについて、現実問題として実際このようなことが起きていると、あるいはこのような大事なことがある、皆様方に知っていただき、よりよき対策をとっていきたいと考えております。

質問事項1番でございます。既に多くの皆様方ご存じのことと思います。ことしに入り、みささぎ台の黒石公園トイレの女の子のいたずら未遂、あるいは南6丁目においては、これは連続して女子中学生相手にいたずらがある。あるいは自宅の家の玄関口まで追いかけてきていたずらする、このような状態。あるいは北3丁目の公園、これは後ろから女子中学生をつけて、抱きつきいたずらをしたと。慌てて逃げたと。こういうようなことで非常に凶悪化しているところであります。今まででもこのニュータウン、いろんな不審者とか、下半身を出して見せつけてびっくりさせる、このようなことは再々ありました。昨年度もいっぱいありました。

ところが、ことしに入り、女の子とか女子中学生に対する直接被害を与える、このようなことが、それも一度や二度ではございません。数度にわたってそのような行為が出ております。そのように直接被害を与えるというふうな行為に及んでおります。また、これ事件の発生した時刻。事件が発生した時刻ちゅうのはまだまだ明るいにもかかわらず、一瞬の人の目が途切れたとき、普通は団地ですからたくさん人がいてということなんです、一瞬の人の流れっちゅうのが途切れるときがでございます。その瞬間にこういう事件が起きていると。また、犯人は車見て逃走したようであると、このようなことでございます。いずれにしても、その犯人は隠れている、あるいは待ち伏せしている、そのようなことをして人の流れを見て

一瞬の人の流れの切れたところにそこで事件を起こしているというところが一つの特徴であります。これはまさしく事件を起こそうという確信を持ってそのようなことを行っているというところに対して非常な危機感を持っております。女の子を持つ親御さんの危機感ちゅうのは非常に大きなものがあります。私もいろいろ聞かせていただいております。

このために、じゃ真美ヶ丘に住んでる住民はどうなのかということで、今盛んにPTAがパトロールしております。あるいは有志の人も、こら回らないかん。あるいはお母さん方何とかすることはないのかと。本来はこれは警察がするんですが、警察に任したらいいんですが、残念ながら駐在所は南2カ所、あとは疋相区の交番のお巡りさんが来ることになってるんですが、駐在所行かれたわかりますけどね、私いつ行っても閉まったままおらんと、一体いついてんやと、こういうことを言うんですけどね、非常に疋相でもそうなんですよ。何かあって疋相のお巡りさん自転車乗って来んやと。そんなもんで間に合うのかなあと。ほんで、行ってもおらんとというふうなことで、今疋相区の交番さん、あるいは馬見南2丁目、郵便局の隣にありますね、そこで駐在さん、この2つが管轄1万何千人のところを管轄して回ってるということですが、非常にこれも心不安であります。

そこで、住民はいろいろと策はないのかということでパトロールするんですが、残念ながら犯人は動き回っておりますから、犯人は動き回っておりますからなかなか見つけられない、見つかったもどっか行っちゃうということでございます。そこで、いろいろな知恵を出しまして、定期的にパトロール、毎日これしてる。ここでちょっと私の資料というところを出しております。今、このような活動で活動しておるんですが、これは第二小校区、各第一小校区、第二小校区、分かれてうちとも回ってるんですが、そろそろこの中で見てほしいのは、一番左の下の方にちょっとコメント書いてあるんですが、各見るところざあっと書いてあって、各町あるいは公園、このように見るんですが、一番左の下の辺に車の番号も書いてあります。これはいわゆる不審な車、いつもとまってる車すべて車の番号チェックして控えとるということです。その下にちょっと書いてありますが、ちょっと丸つけてですね、中2から中5の、以前中1丁目ローレルコートで見かけた長髪、背の高い細身の男性、これが実はいたずらしたちゅう男性に非常によく似てると、こういうことなんですが、男性を発見してしばらく後をつけ、大通りを過ぎてエコミ付近で見失うと。北4丁でも再三この人を見ています。牧野古墳と言うんですね、牧野古墳でもふらついておるといっているのを見ています。下校時間帯にも重なってるため、一度何者かということで確認したいという、この成果はですね、毎日回ってるんです、月曜から金曜、3時間、子供の下校時間。そうすると、やはり不審者

がいてる、それらしき犯人像みたいなんいてるということで、定期的に回ってる一つの成果、あるいはそういう不審な者がやはりいてるというのは成果。

もう一つ、ここに書いてありますが、各公園のトイレ。各公園のトイレ、これも結構いろんなものがあるんです。今までトイレの中もいろいろ、いわゆる犯罪の隠れ場所ちゅうのはトイレが非常に使われやすいということです。今まで、牧野古墳にもトイレあるんですが、パトロールなりして何もなければ異常なしと。時々いろんなもんが公園のトイレに落ちております。例えば女性の下着が落ちてる。ビデオの空のケース落ちてる。女性の下着は何やというと、これ夏非常にうちの辺は下着泥棒が多いんですわ。その後、下着泥棒してそのトイレへ要らないもんぼいとほかすと。あるいは各ビデオの空きケースですね。それ多分どこかとってきたんか何や知りませんが、ケースだけほったあると。中身はないと。あるいは危険な刃物が入った袋が落ちてあると。忘れたんかどうか知りませんが、なぜそういうようなものがあるのかと、こういうことも毎日パトロールしていますとそういう実態が出てくるということです。実際そんなもんあんかえというふうなことになるんですが、ちょっと今私持ってきてるんですが、皆様方に見ていただきたいもんがございます。これは先週、牧野古墳ちゅうんですかね、あこのトイレで回収したもんなんですが、こういうふうなアダルトのケースなんですけど、見ますと「中学3年生、女子中学生ブルマニア」と、こういうのが、中身ないですよ、中身私見てんじゃないですよ、言うときますけど、外だけがこういうのぽつと置いてあると。ほったあると。こういうものは見つけたら早急に回収しないと、こういうのはどんどん中にあるとまたそれを見たいろんな、若い子も結構入りますからね、またいろんな興味を示す、いろんなことがある。多分これは盗んでケースだけをほって中身をとってると、こういうケースと思います。こういうことが、8月27日、牧野史跡古墳のトイレで14時38分に発見したが、回収しましたと、こういうふうなことなんです。

そのようにしてニュータウンの中が非常に落ちつかないということです。この中のパトロールの成果としましてこういうふうな活動をしています。車は番号、この車は非常に路上駐車してる、あとはいつもとまってるいろんな不思議な車ございます。これは警察ともいろいろ話しすると、何か事件があったとなりますと警察はその番号を控えておりますとシラミつぶしに全部調べるんですね。その前後に何か事件あったとか、逃走があったとかということ、そこにとまっていた駐車場、だからまずそういうとまってる車を皆控えてくれということで全部シラミつぶしに調べに来ます。そのうちトイレの中も要チェック。これは案外トイレの中は犯罪が起きるとか、あるいは盗んだもんをほかすとか、今言うたようなこういうもんです

ね、そういうものはほかされてること多い。ということは、常にきれいにしとかな、落書きでもそうです、ほっといたら何ぼでも落書きすると一緒ですが、こういうのはすぐ回収するということです。

3つ目が、この今犯人は動き回ってますからね、最初携帯を持ってやってたんですが、ところが携帯では一度に複数の人に発信できない。今どここの辺やでという連絡もあったり、一つ一つ、一人一人全部押さないきませんので非常に時間かかる。これは非常な体制、動きがこの辺が連絡体制をスムーズに動く体制はどうしたいんかという、刻々と動き回る犯人に対してどのような連絡体制をとったいいのかという問題が出てきております。

4つ目に、毎日定期的に回る。これが毎日定期的に回ることにより、いろんな不審者はおかしなもので2回、3回と同じ場所でいろんなこと起こすんですわ。だんだんわかってきたんですけどね。1回目、2回目、そこで何も見つからないなあと思うとまた舞い戻ってまた同じことをするというふうな動きが出てきているということで、これが毎日定期的に回ることにより効果が出てくるということで、現在、毎日、毎日、本日も2時から、ここに時間、大体14時20分、これは下校時間になってるんで、14時20分から17時20分、約3時間、この時間帯にみんな事件が発生しているということです。この時間帯に回っております。回ってる人は当然主婦の方です。地元の小学生、中学生を持つ主婦の方が回っております。その結果、子供の方も顔見知りな、どこどこのお母さんだなということで顔見知りになると。あるいは毎日回るとこにより、例えば真美ヶ丘なんか用水池もあります。いろんなフェンスがあって破れてて中で遊んでる、そのような子供への注意、あるいは帰りの遅い子供、固まってですね、もう早帰りゃええのに帰らないと。そういうようなことの子供への声かけをする。まさしく地域で守っていこう、あるいは地域で子供に対する安全体制をとっていこうという体制ができつつあるのかなというのがことしの3月から続きまして連続ずっと休まず、今9月、最初一月続いたええんかなと思うけれど、だんだんだんだん9月、半年続きました。

設備もどんどんふやしております。この間が、この質問事項に書いてあります。この連絡体制、早急にするの一番ええのは無線ですって。警察に聞いたら全部警察は警察無線でやりますからね。これは物すごく手早いということで設備投資もやりまして、これも違法無線じゃないですよ。ちゃんと許可をとってですね、無線局、近畿総合通信局というところの許可が1つ要ると。また、無線とったら当然またこれ無線使用料ちゅうの払いなさいと、こういうようなことがあって非常に費用も要るんですが、しかしそんなことは言うてられないという

ことで、このたび6メーターアンテナ、ですから広さで言うと大体桜井ぐらいまでは届く無線なんですけど、中和地区全域が届く無線なんですけどね、これをつけていると。本局、基地無線が1局、移動無線が1局、あと個々の無線が6局、合計8局、これでここのパトロール日誌についてありますように今どの辺におかしいのがいてるよと、ほなそれをすぐ連絡してあの辺にいてんちゃうかと、集まってくれということの追及の活動、早く早期発見すると、早期通報するという体制がとられてきたところであります。

しかし、今までで団地の中でいろいろ問題起きた。まず、第一報は役所に入るんですわ。教育委員会に入ります。教育委員会は、各しかるべき団体にいろいろ通知を送る。学校とか防犯委員とかへ送ります。今こんなことがあつとるえとファクスで送ったりします。しかし、私どもとこへは連絡来ないと。一番よう動いてるもんへ連絡ない。非常にこれは困ったことやと。なぜかという、必ずその問題が起きたということは、その前後には必ず動きがあるんですわ、車にしる何にしるね。どっかで変な車とまってたよ、ほんでその事件が起きたらこの車どっか行っちゃったよと。だから、早期に連絡をしてもうたら早期発見、早期通報ができますので、事件を減らすという第一歩、これが早期発見、早期通報、連絡体制ということであります。そのために、連絡ネットワークについて地元の活動してる各種団体にも協力を願ひこの真美ヶ丘地区の安全を図っていきたい、このようなことを考えて、安心して暮らせる真美ヶ丘にしたいという現状を図ってるところでございます。当局もこの連絡体制についても協力、ネットワークについての協力をお願いしたいということで、質問事項、真美ヶ丘地区の防犯・防災体制ということについて1つ上げました。

2番目は、昨日もちよつとありました。過日は震度5が2回続き、その後もまだまだ余震が続いているところであります。改めて地域住民の防災の準備と訓練体制の必要性を感じたところであります。当時、私も晩、夜中や、飛び起きました、びっくりしまして。非常に揺れました。当時の真美ヶ丘地区。だけど役場の広報車が来るわけでもなく、どのような関係先あるいはどのような連絡体制をとって、どのように動いているのか、これが全然わからないんですね、真美ヶ丘に住んでると。ただ物すごく揺れたよというだけで、非常に何が今起きて、役場でどのような体制あって、どのような連絡制をとって動いているのかということが少しでもわかれば非常に住民ちゅうのは安心できます。大きな災害時には、まず情報、それからどこからだれが来るのか、あるいはどうするのか、あるいはだれだれがどのような役割を持っているのか、このようなことが知らされてないと非常にパニックになる、このようなことがございます。大字地区はですね、有線もあります、自警団もある、消防団もあります。

それなりの組織の体制もあり、日常的に集まり顔と顔も知っている。だれだれはどここの自警団やってる、だれだれはどここの消防団やってる、このような顔と顔のつながりもあります。顔と顔とも知っている、このような安心がございます。

しかし、私の住む真美ヶ丘ニュータウン、昼間はみんな勤務しておる、晩は寝に帰る。私もそうだったんですが、非常につながりが希薄なところでございます。実際非常事態が起きたときは、一体どここの住民がどのようにそこに住んでる人が役割分担をするのかと。また、住んでる住民役割分担がまたあるのかないのかと。あるようなないような、その辺からもちよっと議論せなあかんんですが、役割分担があるのかないのかも知らされていない。これは新興住宅地一般にも言われることでございます。早急に防災時にはどのように住民は役割をするのか、体制をつくらなければならないのではないかとということで、町の体制はどうなのか。

あわせて、地震当時の役場内の緊急体制、あるいは地域あるいは各団体に働きかけた、真美ヶ丘地区への特に連絡体制というのはどうだったのかお知らせ願いたい、知りたいということでございます。

以上2点で、真美ヶ丘地区の防犯、防災について、私もちょっとこれからこういうことについて取り上げていかなあかん、力入れていかなあかんと思うことで取り上げてみました。

3つ目、これは3つ目以降いろんな方からも申し出がありましたので取り上げてみたいと思います。学校教室に順次クーラーか扇風機の設置をとということであります。ことしは異常な暑さ、観測史上2番目の暑さやと、このようなこと言います。奈良でも36度近くになったと。非常に暑かったです。また、期間も暑い期間が長引いた。この暑さは6月から続き、ちょうど授業参観がございました。授業参観に行かれたご父兄方、保護者の方々は教室に入っても、これは何とかならないかと、非常に暑いと、こんな暑いとこで勉強しててどうなのかなと、気持ちが悪くなる、このような声がありまして、何とかならないのですかという相談が寄せられたとでございます。確かに年々暑くなってきております。年々暑くなっていく。確かでありますので、そろそろ来年度の夏に向けて何らかの検討をしていく必要があるのではないかと。その方言ってるのは、最初から全部クーラー入れ、今図書室はクーラー入ってますけどね、そんなん最初から全部入れというのは大変やろう。扇風機とか、このようなものからどうなのかということも言っておられました。今からいろいろ検討していく必要があるのではということで3番目の質問に上げました。

4番目、決算についてであります。本議会は決算議会であります。いろいろ本日も資料を

出されておりました。その中の資料を見ますと年々町民税が減ってきている。これ町民税。住民はふえとんですよね。だけど、町民税は減ってきてるのは事実です。固定資産税も減ってきていると。交付税、各年度交付税ございます。昨年度と違い、今まではいろいろ調整財政もありましたが、今年度は昨年度と違い大きく減るであろう、このような予想も既に県から示されております。基金の、まあいわゆる貯金ですな、貯金の取り崩し、基金も取り崩す、このような見込みになってきていた。ことしの決算、数字ちょっと見ましたが、そういうようになっております。これらの数字より先の予想はどうするのか。今、昨今テレビや新聞にもよく出ております。財政から見てこれはどうなのか。合併するにしろしないにしろ、これはどのように考えていったのかいくのかをお聞きしたい。いずれにしても、これは町の考えが非常に色濃く出てくるところでございます。この辺についても、決算の数字より町政の体制を聞くということで質問に上げました。

5番目。いよいよ地元の清掃センター、私地元には清掃センターありますので、非常に憂いているところがございます。来年7月以降もうそこでは燃やせませんよ、こういうことになるんですが、来年7月以降のごみの処理の対策についてということでございます。これは全町的にもまたこれ問題ですが、来年7月以降は本町の一般ごみというのはすべて外部、外に持っていく、外部処理委託、こう言うんですが、外部処理委託になります。もう既に次の新しい炉の建設は非常におくれてます。すべて外部委託になります。過日、本町とよく規模の似た勝山市、議員全員、私も行かせてもらいました。視察をしてきたところであります。特に感じたところ。なるほどやっぱり先の先例地ちゅうのはうまいこと考えてやってるなあというところ感じたことがございます。1つは、1人当たりのごみ量、まあ大体平均は1人1キロと、こう言うんですが、非常に勝山市は少ない。非常に少ないというのが現状でございます。まあうちの半分近くといいましようか、非常に1人当たりのごみ量は少なくなってきた。外部委託ということは、すべて重量に応じてお金を払うていかなあかん、こういう問題もあるんですね。非常に莫大な金、資料もらっていますが、何億円ちゅう金かかると、こういうことです。非常に莫大な金がかかりますので、1人当たりのごみ量をとにかく減らすということです。2番目、外部委託というても、向こうの人も言っていました。持ってこられる方の心境を考えたことございますかと。我々もそうです。私のごみをあなたの市で燃やさない、何ちゅうこと言うんやと、自分とこで処理せえと。これは当たり前の話で、外部委託と言って持ってこられる方の住民は他市のごみであり、そこに至るまでは非常に早くから、役所も、議員も、全員がとにかくお願いしかないと、こういうことです。しかも、複

数の相手先。複数の民間といえども複数の民間。役所といったらさらに複数の役所。早くから向こうはもう県の端っこまで行ってきたと。こういうところをお願いしております。早くから役所も議員も全員頭を下げて頼みに行かないととてもうまくいきませんよ。まことにそのとおりだと思います。当然、持ってこられる側からいうと、住民感情ありますから、何でもんなもん持ってくんやと、んなもん自分とこでやりなさい、こういうこともありますね。そのためにもどうしても受け入れて、早くから行って全員が頼まな、議員も全員頭を下げなさい。そうしないととても受け入れてくれないことを知ったところであります。議員も腰を低くして頼みにいきたい、このようなことを思います。これがですね、ごみ処理できないと3丁目であふれてしまうと大変なことになりますからね。まず、持っていく先の確保、それと持っていく先の頼み。私も、当然よその市へ頼みにいきたいとします。ここの問題先クリアしないと、どうすんやという問題はなかなか突破できない、このようなことがございます。議員も腰を低くして頼みにいきますので、当局の一般ごみ処理対応策はどうかということについて5番目の質問にしたいとします。本日は5つに簡潔にまとめましたので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 坂口議員のご質問にお答えしたいと思います。

常にトップバッター、不動のもののご質問でございまして、まず防犯パトロール隊のご活躍ぶりを聞かせていただいて頭の下がる思いでございまして。坂口議員のお取り組みにも感謝をいたしているところでございまして。

答弁といたしまして、本町ではひったくりや空き巣、窃盗などの犯罪事件が増加しており、また痴漢、変質者の報告も受けております。町としましては、高田警察署と連携を密にし、情報の収集に努めているところでございまして。情報の伝達につきましては、町関係機関や学校、園、保護者に提供しているところですが、町民に幅広くお知らせすることも必要と考えておりますので、坂口議員のネットワークにも情報提供の協力は惜しまない所存でございまして。

駐在所についてのご質問もございましたが、先日、高田の警察署長さん、また県警本部の警務、会計両課長さん、本町にお越しをいただいたところでございまして。警備の充実を私どもお願いをしているところでございまして、特に夜間の体制強化を要望いたしました。きっと本町の願いを聞いてくださると理解をいたしているところでございまして。

2番目の真美ヶ丘地区防災システムの構築と訓練体制をというご質問でございまして。

真美ヶ丘地域での緊急連絡体制と組織体制についてであります。災害時の緊急連絡は、自治会長に連絡する体制となっております。

組織体制については、自警団等の組織が少ないため「自主防災組織結成の手引」を配布し、自治会内で防災組織の立ち上げをお願いしているところであります。各大字におきましては、ご指摘のとおり自主防災組織が結成されており、区の要望により地域での防災訓練や文化財保護訓練を実施しているところであります。真美ヶ丘地域におきましても要望があれば、初期消火訓練など実施してまいります。

地震当日の役場の体制でございますが、先日の地震は本町の観測震度が最大で3.9で、直後の状況も落ちついておりましたので、出動態勢はとりませんでした。震度4での第1警戒態勢となるものでございます。今後は、体制の強化をさらに図りながら、この地震を契機に自治会長を中心に一日も早い自主防災組織の結成に向けて働きかけ、町民の安心と安全の確保に努めてまいります。

次、3番目でございますが、学校教室に順次クーラーか扇風機の設置をせよというご質問でございます。

本町の小・中学校における空調機につきましては、家庭科室を除くすべての特別教室及び教職員室に設置をしておりますが、現在のところ普通教室に関しましては未設置となっております。

公立学校の普通教室へ空調機を導入することにつきましては、文部科学省において新たな施設整備費補助金を創設し、平成15年度から順次10年計画で全国30万教室の整備を図っていく旨の検討をされたことがありましたが、現在のところ制度創設には至っていないのが現状であります。

ご意見にありますように、確かに今年の夏は例年になく暑い日が続きましたが、本町の各学校の教室につきましては通気性に十分配慮した環境を整えており、また児童・生徒の中には体調によりクーラーの冷気を嫌がるケースもございますので、現状といたしましては自然の風通しによる涼しさプラスよき心をお持ちをいただくように、ふさわしい学習の場となると思います。将来計画については教育委員会と協議を進めてまいりたいと思います。

次に、4番目でございますが、決算の数字より町政の体制を聞くということで、4項目のご質問がございます。

長引く景気の低迷によりまして、国、地方を通じ依然として厳しい財政状況であります。特に本年度は、三位一体改革による大幅な交付税の削減が行われ、地方を取り巻く環境はな

お一層厳しくなっております。

さて、平成15年度決算におきましては、税金について坂口議員ご指摘のように、収入減による町民税の減収、土地価格下落、評価がえによる家屋評価の補正率適用、真美ヶ丘地区内の公団の宅地分譲などによる固定資産税の減収があります。税金が減ればふえるはずの交付税が、三位一体改革によりまして逆に減っており、今後財源不足は避けられないだろうと考えております。こうしたことから、財政の健全化に向け、部長級による行財政改新プロジェクトを組織し、受益者負担の適正化、事務事業の根本からの見直しなど、積極的に行財政改革を図ってきたところであります。

今後の財政見通しにつきましては、景気の早急な回復は期待できず、財政運営はなお一層厳しくなると考えておりますが、職員と心を合わせ、町民の皆さんの理解をいただいて、あらゆる施策を講じたいと思っております。また、民間人を入れた行政評価委員制度導入、根本的な組織、機構の見直し、民活による人材活用など、これまでにない行財政改革をより一層推進しつつ受益と負担の適正化を図り、地域の特性を生かしたまちづくりを効率的財政運営に努めてまいりたいと考えています。

最後の質問でございます。来年7月以降のごみ処理対策についてどう考えているのかというご質問でございます。

現清掃センターの操業期限については、和解条項を真摯に受けとめ、操業期限後のごみ処理対策を行政の責任とし、重く受けとめ、さまざまな角度からその対応策に取り組んでいるところであります。

期限後のごみ処理方策といたしましては、現清掃センターの焼却炉を停止し、ごみ全量を近隣自治体や民間業者に委託処理をしたいと考えております。現在は、地元自治会との協議と並行し近隣市町と交渉を重ねておりますが、今後あらゆる手段により引き受けていただけるよう最大の努力をしてまいりたいと考えております。引き受け交渉に当たっては、坂口議員の力強いお言葉をいただいたところでありまして、よろしくお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

なお、勝山市の1人当たりのごみ量は本町の半分と聞き及んでいただいておりますが、資源ごみの徹底した分別処理にその要因があるものと思っております。本町におきましても、今後さらに徹底した分別収集と、減量に対する住民皆さん方一人一人の意識改革を呼びかけ、対策を講じてまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 9 番議員！

9 番議員 まず1番、これが今非常に子供、特に女の子を持つお母さん方、特に女の子を持つ父兄の方の心配事項であります。これ私もずうっと夏、夏暑い中みんな苦労して回ってんですが、普通は人の目というんですか、そういう目があるとばたっとうおさまるんですね。まあ結局どっか隠れてるっちゅうことなんですけどね。非常にだけどそれが一瞬に離れると事件が、ここの反省からなんですけどね、事件が起きてると。この記録を見ても、この時間帯を見てもちょうどその時間帯にぴったりと合ってる場所なんです。黒石公園、いわゆるみささぎ台黒石公園でもこれ回った後に発生してるんですね。時間帯、当日の時間帯から推測するとですね。6丁目団地、これも当日回った後に発生してると、こういう時間帯なんです。一番肝心なのは、もうこれはスピーディーに対応とらないと、後からいやあっここで会いました、こうでした、もう既にどっか行っちゃってわからないと、こういうことであります。私はなぜここに力を入れて設備も投資したかという、スピーディー、警察も言うてんですけどね、そのときはスピーディーに何かをまず見てくださいと。ほんで、動きが必ずあると。変な走り回ってる人がいないか、あるいは走ってどっかへ逃げるような人はおらないか、残念ながらこのすべての件については被害者1人だけが見てる。ほんで、目撃者がおらない。ということは、それまでいっぱいいてんですよ、6丁目団地でも南3丁目、公園の中に子供いっぱい遊んでるんですね。ところが、そのときだけ一瞬におらないと。ほんで、逃げて、本人当然びっくりして逃げますからね、逃げてまた戻るとだれもおらないと。後から役所も警察も来るんですが、だれも見つからない。目撃者もおらないということでございます。だからそのときいかに、第一報が役所に入るんですが、こないなった、やられたとか、痴漢起きたとなるんですが、いかにスピーディーにその近くの人、防犯委員もいますけどね、実際防犯委員の家に電話したわかります。5軒やったら5軒電話してる間にすぐ10分、20分たってしまうと。で、家電話したらおらないということもわかります。すぐスピーディーに連絡体制をとっていただいとけば協力できる場所はすべて住民協力する、このようなことになってますので、このネットワーク体制についてはいま一度協力したいちゅうことなのでお願いしたいとともに、これは一つの組織だけで回ってもなかなか、今大分追い詰めてきてんですよ。追い詰めてると言うたら変なんですけどね、大体動きがわかってきてるんです。どのコース行ってどっから流れていってるというのはわかってきてますからね、一つの組織だけではなかなか効率的なパトロールってできないんです。各自各自の団体がいろんな動きで、こういうふうのうちみたいに日誌つけてるかどや知りませんが、何時何分にどういうふうな不審な車あるというところまで日誌をつけてるかわかりませんが、その辺

もちょっとアドバイスをしていただくと非常に効率的なパトロールができるというのが1つであります。そのようなことについて、1番についてはネットワーク、これから築いていかないきませんので、当局の協力をお願いするとともに、それ相応の関係者ですけど、また協議をして進めていきたい、このように考えておりますので、1番の方は協力をお願いしたいと思います。1番の質問はそれで終わりです。

2番目の防災システム、これは非常に、ちょうど阪神大震災からもう既に10年近くたって、非常に今が見直しの、見直しというんですか、これからつくっていかうというときに非常にタイミングよく、今がちょうど皆さん方の関心が高まっているところでございます。先ほどの質問出しました。なかなか真美ヶ丘は各自治会はあって何かしようってなかなか動きにくいところですよ。すべての自治会がそのとおりに動くんかちゅうとなかなかそうでもない。ある熱心な自治会は早速こういうような自主防災組織つくろうじゃないかということもあるでしょうし、役所から言うてきたそのままになってるところもあるでしょうし、私はたまたま南3丁目と北3丁目と2つ自治会に入ってますけどね、片っ方の自治会の班長もやってんですけどね、ちょっとやっぱりいろんな動き違います。なかなか今先ほど自治会長に任せて自治会の中でつくってくれるような手引を渡してると、こういうことなんです、なかなかそれではできるのは果たしていつになるのかなちゅうちょっと心配もあるんですよ。このような活動は、やはり最初の意識を持った人あるいは意識を持ったグループがまず小さな活動から始めていくと。小さな活動から始めて、順次その活動が広がっていく、そこに行政が協力をしていく。いわゆる住民発議による活動、住民発議による運動と、こういうことなんです、その辺の目標もとらえて、今町長言うてもらいました自主防災組織、このようにについても手引配ってると。非常に心強い感じがしました。グッドタイミング。このように考えております。その辺のもうちょっとこのシステム構築、あるいは役場ではどの当局が担当なのか、もう少し詳しくお教え願えたら協力できるものは幾らでも協力できるのではないかと、このように考えておりますので、2番目について、これは早急にしたいと思いますので、ちょっとその辺もう少し詳細にお知らせ願いたいと思います。

これいろいろね、まちづくりの協力って今いろんな花づくりとかもやってるんですけど、こういうのも取り上げて自主的防犯に強い、防災に強い町という活動もしたらおもしろい、いい結果になるんちゃうかなと思ってますので、その辺ちょっと具体的なお話をお願いしたいと思います。私も地元帰ったらまた自治会の皆さん方に、広陵当局もぜひ力を入れてやりたい、このような熱い返事もらってますので、ぜひ私も力入れてやりたいと思いますので、

その辺の詳細もう再度お願いしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 自主防災組織の結成でございますけれども、真美ヶ丘の中でも組織していただけるように、消防団長等もよく相談いたしまして指導してまいりたいと思います。できるだけ自治会長、それから自治会の役員、そして婦人会の組織、自警団の組織、そういったものも組んでやっていただけるようお願いしていく予定をいたしております。

議 長 9番議員！

9番議員 最初のことですからなかなかとらえにくいと思いますが、とにかく力入れてやりたいと思いますから、よろしくお願いしたいと思います。

はい、次3番、この問題は今まででもいろんな話出てました。非常に暑苦しい、大変や。確かに国の方では、文部省はそういうような一回ぶち上げたことがございます、全国ね、全部津々浦々。東大阪では要するに市長さんが独自で役所の予算でやると、このような前回の市長もそんなこともあったんですが、実際これ、確かにことしは物すご暑かったというのが偽らざる心境なんですわ。まあ窓あけてましたけどね。窓あけたぐらいではもう大変やというので、まあ言うてたのは送風機、扇風機、いわゆる送風機、扇風機なんですけどね、こういうものでもいいのではないかというふうなこともおっしゃってられました。また、あるお母さんは、こらもう署名でも集めて町に言いに行かなあかんかなと、こういうふうなことも言ってたんです。まあまあ私が議会で責任を持ってこれを言います。これは馬見2丁目の方なんですけどね、言ってられました。私が議会でこういうような対策をとってくれというのは言いますということでお話をしておりました。来年も多分またことしより暑くなるだろう、先ほどNHKでも言うてました。暑くなるだろう。年々暑くなってる。ということも考えられますので、この辺は将来的には教育委員会と協議したいということですから、その辺の前向きな姿勢で一度考えてください。今すぐつけるちゅうてももう秋になってまいりましたから、また来年の夏以前に、ちょうど町長も6月にまた町長選挙もあるし、ひとつこの辺も大きな町政のポリシーということで出されたら非常にいいのではないかなあというようなことを考えますので、来年の議会まで楽しみにやっときますので、いろいろ検討を加えていただきたい。そして、どのようになったかをまた3月議会でお聞かせ願いたいと思いますので、3番目はこの程度にしておきます。

さて、いよいよ4番、これからがいよいよ4番からは本番でございます。大丈夫。あと15分あったら大丈夫。決算カード、私もちょっと見ております。一番この決算カードを見る

限り確かに毎年、いわゆる収入、町民税、固定資産税両方ございます。大きな町の収入。毎年毎年減ってきてる。これ人口別、この資料にも出てんですが、税金をですね、トータルの人口はふえてるんですわ。トータルは人口ふえてるんですが、納税いわゆる税金を払う人、これがわずかやけど減ってる。13年度は7,553人、これは天引きの人ですけど、13年度は7,553人、14年度は7,500人、15年度は7,518人。本来は真美ヶ丘はサラリーマンの都市ですから、どんどんサラリーマンが引っ越ししてくれたら納税義務者、特別徴収の方は毎年200人ぐらいふえるんちゃうかなという、私はそういう予想してたんですわ。サラリーマンがどんどん転勤してくれば特別徴収、いわゆる天引きの人ですね、これがふえるであろう。ところが、この傾向を見ますと、13年、14年、15年、横並びか下がっているということの非常にちょっと心配しているところがございます。ほんで、普通徴収がふえてると。これは多分定年になった人がふえてきてんちゃうかなと。私ももう55ですからね、納税の中心……普通徴収に変わってくると、こういうことなんですけどね。その辺の納税の中心をしてる方が動き出してんちゃうかな、こういう心配があるんですわ。ということは、そこの次のページ、この資料なんですよ、7ページにも出てんですが、所得割、あるいは8ページ、町民税個人所得割。例えば1,000万円以上町民税払ってる人、平成13年260人、平成14年244人、平成15年229人、これだんだん減ってんですわ、高額所得者。まあ500万円ぐらい、700万円ぐらいでいきましょう、まあこれがサラリーマンの平均と見ましようか。真美ヶ丘に住んでる方ですね、サラリーマンの平均年収。とすると、13年は399人、14年が383人、15年が362人、このように減ってきてるということのこのような動きからとらえまして、私はここにも書いてございます。本町は3割自治、自主財源3割しか、トータル予算の3割しかないから3割自治と、こう言うんですが、やはりこれからも町民に正直に数字を示して、うちが単独でいくか合併でいくかこれまだ町長のお考えなんですわ、そろそろ財政的には確かに減ってきて、高額所得者の真美ヶ丘といえども納税の中の人数を見ると減ってきている。所得の額も減ってきてる、人数が減ってきてる、これが一つの現実。2つ目は、人口がふえてるとしても税金を払う人そのものがもう減ってきた。ほんで3つ目は、ここの決算のどこについてもだれが税金を払ってるか。だれが税金を払っていますか。ここに書いてる。7ページに書いてあります。給与所得者が大半であります。農業所得の人は14人、税金が112万円払っていると、このような状態ですね。14人しかない。営業の方も8,500万円、平成15年ですよ。約15億円ほどこの中で営業して、何か商売してもうけてんちゃうかというようなことも言われるんで

すが、たった8, 555万円しか広陵町に税金払っていない。このような現状であります。大体総額16億円ぐらい町民税集めるんですがね。こういうような問題点で、サラリーマンといえどもだんだん、いわゆる税金の支払いがだんだん苦しくなっているというのが私の分析であります。

先ほど、不足は避けられないということですので、さきのずばり広陵町は単独でいけるのか、あるいは合併の方向もそろそろ勉強せなあかんのではないのか、この辺についてひとつ方針をお聞かせ願いたい。あるいは分析ができてるとしたら、他町の合併もいろんな資料あると思います。その辺について方向性はどうかということについてお聞かせ願いたいと思います。以上、4番の再質問であります。ずばりどうでしょうか。どのような方向へ進んだら広陵町は生き残っていけるのか。当然これは行政の長として求められる課題でありますので、この辺はちょっとお知らせ願いたいと思います。あと10分ですから。はい。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 合併につきましてのお尋ねでございますが、4月に庁内に、企画財政部に合併推進室をつくりましたように、広陵町としましても合併について完全にあきらめたわけでもないわけでございます。合併についていろいろ研究はしております。それで、合併するしないにかかわらずいろんな研究をしていくわけでございますが、まず第一にしていかなければならないのは、やはり財政の健全化と申しますか、そういう面につきましても、それと合併とあわせていろいろ考えていきたいというふうに考えております。

それから、税収の面でございますが、人口がふえてるのに税収がふえていないということでございますが、これは私ら去年もありましたように、人勧のカット等でやはり経済の不透明さでそういう税収が伸びてないというふうに考えております。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 厳しい財政事情ご指摘をいただいておりますが、これは広陵町だけが厳しい財政事情になってるのではないわけございまして、全国すべての自治体が、今経済不況といいますが、納税者が減額になっているわけでございます。基本的には、税金を納める人が少なくなればその減収分は75%が地方交付税で補てんされることになっているわけございまして、全額が町の財源に及ぼしているのではないわけでございます。それらはすべて25%分だけがしんどいなということになるのであります。

合併すれば助かるかというところではないんですね。実態はそうではありません。人口が多ければ何でもいけるかどうか、これは疑問であります。特例債という甘い言葉で言われて

おりますが、これは借金でございまして、借金をしなさいと、国は認めますよということでございまして、これももっと大変なことだと思います。しかし、今日の三千幾らの市町村があるのを、もう少し広域化になってるんですから、合併推進を国の指導で推進をされているわけですので、私は合併を推進すると、そういう立場で関係市町村と協議を進めているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。合併をしないと書いておりません。よく議員の皆さんとご研究をさせていただいて、そして住民の皆さんに参画をいただく、そして合併を進めるという立場をとっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議 長 9番議員！

9番議員 まあきょうはこのぐらいに置きまして、確かに補てんされるということですが、だんだん国もそんなないそでは振れないちゅうことになってからは怖いんですよ。補てん、それは本当、本当と。果たしてそれがいつまで続くのかと、こういうことで、財源やりまっせと言いながらほんまにくれんかいなど。これがなかったら大変なんですよ。町税も減ってくる、補てんもないわというのが、どうもその流れになんちゃうかなという、ちょっと心配したんですね。国を大きく思っていることなんですけどね。そういうことありましたので、まずこの程度にしたいと思います。

5番目、これの先ほどの合併の話とまた5番目の、私こういう考えも持ってるんです。うちのごみを悪いけど処理してください、当然近隣の自治体に言いに行きます。近隣の自治体は、あ、あんたとこのごみ何ぼでも持ってきなさい、何ぼでも処理したげますよ。私が隣の市長とするならば、自分とこの市も大変な赤字でね、もう給料も下げなあかんよと、一般職員の給料下げるのにごっつい組合から言われてもう頭痛い。隣の広陵町は大分財政豊かやでと。いや、ごみ何ぼでも持ってこい、持ってこいと。持ってきたよろしいがな、ほんでうちに合併したよろしおますがな。当然話も生臭い話出てくるんちゃうかなということでね私も、だけどちはよそにどっか頼まなあかんという、自治体現実どっか頼まなあかんということで3つも4つも5つも、各自治体1つだけではだめですよ。3つも4つも5つも頼みに行かないけないと、ひとつ。まあよそならば、隣ならトン1万5,000円で処理してあげるよというところが出てくるかもわからないが、その辺値段の安い、値段が安いちゅうことは何か隠されてくると、こういうことも非常に私心配してるところでございまして。

ということで、この問題早急に今進めてるということですので、今ここでどこと話した、なかなか言えないと思います。私どももちゃんときっちり7月以降そういうふう

な処理ができるように協力をしたいと思いますので、あと残りの心配がございます。今の現状の清掃センター、あの清掃センターは来年6月でぴったりとやめるということで進んで、今地元の方々と一生懸命お話をされていると思います。地元からは当然町への要望も出てくるところあります。地元からもこういうことをせえということが出ております。地元の要望を120%聞いていただきたい。なかなかこの辺非常に私もしんどいですよ。私も自分ごみ出しながら、そのごみの行方、外に頼みに行かなあかんという心苦しいところもあります。だけど、地元で清掃センター持ってるということです。私最近激やせしてると、そのため気苦労でやせてるんですよ。体が悪いんじゃないくてですね。毎週のようにやはりいろんな方言うてこられます。特に、3丁目になると私1人今回になりました。今まで2人いてたんですよ。1人になりました。ということで、私7キロぐらいね、これ精神的にやせてんです。言っときますが体調はどこも悪くないんですよ。時々体調悪いんちゃうかって言われる。そうじゃないんです。精神的に私も3丁目の町内歩いてられへんと。事によったらもう住んでられへんと、こういうふうになる非常に苦しい、せっぱ詰まったところありますので、どうか地元の自治会がお伺いしたときにはその要望を十二分に生かしていただきたい。当局も誠心誠意、一生懸命、私も一生懸命やります。最近はやせ体ではございますが、病み上がりのような格好してますが、決してこれ病気ではなくて、精神的に私も苦しんでると、こういうことですので、十分に当局の配慮をお願いしたい。このようなことで町長の回答をいただいたら最後の質問の5個したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 助役！

助 役 地元の皆さんとは誠心誠意、一生懸命お話し合いを続けておりますし、我々もいろんなことも課題も与えられております。いろいろ研究し、十分納得してご理解いただけるよう努力してまいります。それで、我々も一生懸命しますので、坂口議員はご安心ください。

議 長 9番議員！

9番議員 はい、じゃ頼みますよ。ひとつよろしくお願いを、また来週からも地元との話し合いが始まると思いますのでその辺ですね、私も病気にならないように、病気で殺されてしまいますからね。病気にならないように頑張りますので、ひとつ行政の配慮をですね、後世に残る格別のご配慮をお願いしたい。このようなことで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、竹村君の発言を許します。

16番議員 坂口議員のように雄弁ではないけども、一生懸命やらせていただきます。

よくやっていただいております平岡町長ではございますけれども、これから4問ほど質問させていただきます。

市町村合併について。

町長は、広陵町の合併について、17年3月31日までに合併するには熟度が足りないとのことで、広陵町は独自路線を進むことから行財政改革を推進しておられます。国の方では、時限立法ではありますが、18年3月31日までに合併すれば特例処置が受けられるとのことですが、町長の合併に対する考え方について質問します。

また、合併するにしろ、独自路線で進むにしろ、広陵町の長い歴史的風土によって培われた広陵町の風土と文化を知り、郷土愛をはぐくむためにも歴史資料館をつくっておく必要があると思うが、お伺いいたします。

質問事項2、町長在任4年目に当たりまして、これまでの政策実施の所感について。

21世紀初頭の広陵町長として、貧しい財政事情の中、第1期目を終わられることになるが、反省点を含めてその所感を伺います。

質問事項3番、広陵町の財政力強化について。

国の進めている三位一体の改革にどのように対応するのか。

また、厳しい財政状況からの脱出策を伺います。

財政調整基金をどのように捻出していくのかもお尋ねいたします。

質問事項4、これからの農業について町はどのように取り組まれるのか。

今、農家にとって担い手不足が悩みであります。自給率を拡大しようという時期まで農地を耕作放棄地にしないよう、農業を次世代につなぐことが大切と考えられるが、高齢化が急速に進む農村集落に対して、情報の提供、指導など、町として取り組んでいかれるつもりはないか、お伺いいたします。この4問でございます。ひとつよろしく申し上げます。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 竹村議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず初め、市町村合併について質問でございますが、合併問題については、少子・高齢化、生活圏の拡大、行政の広域化、住民ニーズの多様化への対応と、実行段階に入った地方分権の成果を上げるためにも市町村の自立が求められ、その選択肢の一つとして市町村合併はありと受けとめております。

市町村合併が社会問題として言われて以来、町としましても常に住民の皆さん方のご意見

をいただく機会も数多く設定してきております。あくまで市町村合併は住民参加のもとに進めていくことが大切であると考えております。また、3市3町「葛城市構想」も新庄町、當麻町が先行合併という形になりましたが、葛城市構想の構成自治体である大和高田市、香芝市、御所市、またさらに多くの周辺自治体を集めた将来の大同合併すべきであるとの考え方を持っております。

次に、歴史資料館についてでございますが、本町第3次総合計画にその設置をうたっておりますが、県立馬見丘陵公園の立地を生かした大規模な歴史資料館をつくっていただくよう県へ要望しているところであります。

2番目のご質問でございまして、在任4年目に当たりこれまでの政策実施の所感について述べよということでございます。

平成13年7月に町の責任ある立場に就任させていただきました。私の任期も早いもので残すところあと10カ月を切りました。在任4年目に当たり、心を引き締めて初心に戻り行政に当たっているところであります。これまでの3年間の中で常に最重要課題として取り組んでまいりました清掃センター問題でございますが、おかげをもちまして新清掃施設については、地元のご理解をいただき地権者の全員の契約をさせていただき、感謝でございます。近く進入路工事、そして造成工事にかかるところまでこぎつけることができました。都市計画決定、機種選定についても最終段階になり、地元の同意とあわせ、最後の正念場と感じております。

一方、現清掃センターの操業問題でございますが、来年6月末日の操業期限までの新清掃施設稼働が間に合わないため、その対応策を地元自治会などと現在協議を進めているところであります。関係者の皆さんのスムーズなお取り進めに感謝しているところでございます。

私の大きなスローガンでありました「人にやさしい、人がやさしいまちづくり」につきましては、サービスカウンターの設置、庁舎の福祉設備の充実、人にやさしいまちづくり推進事業、心の相談室の開設などにより、その精神が行政各方面へ着実に浸透してきていると思っております。町を動かす基盤となります町職員、各種行政委員さんの意識改革に努めているところでございます。運営から経営にと、皆さんとともに働かせていただく、感謝の心を育てているところであります。

また、庁内の各部に対し、本町における当面の緊急課題について、推進室を設置し、市町村合併問題、子供健全育成、医療費の助成、農業振興に伴う構造特区、地域振興券、そして地産地消などに取り組んでいるところであります。

最後に、厳しい財政状況への対応でございますが、これに対する行財政改革につきましては、先ほど坂口議員の4番目のご質問にお答えをさせていただいたとおりでございます。

次に、3番目の広陵町の財政力強化についてでございます。

3項目のご質問でございますが、国の三位一体改革につきましては、現在のところ不透明であります。国庫補助負担金の削減に伴う税源移譲につきましては基幹税で移譲されるものと考えております。交付税改革につきましてはさまざまなご意見がございますが、交付税の減額は避けられないと考えております。なお、財政調整基金につきましては、ご存じのとおり本年度予算で多額の取り崩しを計上しておりますが、効率的な財政運営に徹し、財源の確保に努めながら取り崩しを抑制してまいりたいと存じます。

今後の財政運営につきましては、坂口議員の質問にお答えしたとおり、行政改革に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますが、例えば公立保育園を民営に切りかえるなど、民間と競合するものについては、その内容を十分に吟味し、民間のノウハウを活用させていただきたいと存じます。

次に、4番目でございますが、これからの農業について町はどのように取り組まれるかご質問でございます。

本町の農業基盤整備は、他の自治体と比べますと充実していると自負しているところであります。しかしながら、近年の農業は、ご指摘のようにソフト面において多くの課題に直面しています。特に、担い手の高齢化、遊休農地の増加は、今後急速に悪化しかねないものと危惧しており、現在国に対して、農業構造改革特区を利用し新規就農者の確保、新たな担い手の掘り起こしを目的としており、過日の全員協議会においても制度を説明させていただきました。今後は、地元支部長や農業委員を通じて、次世代の活力ある集落づくりができるよう努力していきたいと考えております。

また、農業指導については、中部農林振興事務所の普及員や奈良県農協などの力をかりるシステムになっております。なお、特区導入による新規就労農業者は、県農業大学の農作物栽培研修の参加等で生産技術の習得をしたり、農業大学の指導者が広陵町に直接出向き営農指導していただけるよう計画してまいりたいと考えております。

また、貸し農園特区として広陵町に合ったファミリー農園を計画しています。役所や地元区、個人でも農園を開設し、施設の内容や規模を充実して、つくる喜びや販売する喜びを味わっていただきたいと思っています。予想されます団塊の世代のサラリーマン等の退職後の夢をかなえる園芸農産物のづくり場の提供、現在の農家の方にも新しい展開が開けるよう、

夢づくりをいたしたいと意気込んでいるところでございます。以上のとおりでございます。

議長 長 竹村議員、これから2回目のあれしますので。 16番議員！

16番議員 力強いご返答ありがとうございました。

議長 長 竹村議員、もう質問の方はよろしいですか。（16番議員「よろしいです。」）あ、そうですか。

以上で竹村君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

（P.M. 2：46 休憩）

（P.M. 3：01 再開）

議長 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、乾君の発言を許します。

10番議員 またきょうも緊張しますよってちょ上脱ぎますわ。

議長のお許しをいただきまして一般質問します10番乾浩之です。よろしくお願ひします。私にとっては今回で第2回目の一般質問ですので、まだまだお聞き苦しい点など多く出てくると思いますが、何とぞご容赦ください。今回は4つの項目での質問を通告しておきました。まず1項目め、市町村合併への取り組みについて、4点質問いたします。

1点目は、第195回国会で合併3法などの法律が一括して成立し、現行法の合併市町村に対する優遇措置の実質1年延長で考える時間も少しふえました。また、来年4月以降に総務省から通知される予定の指針を踏まえ構想を策定されると考えられますが、あくまでも市町村の自主的な合併を基本として推進しなければならないと思います。

そこで、本町での合併問題研究会や合併問題50人会議、それに合併推進室などの関係機関にご依頼された合併を検討する場合のポイントをお示し願ひたい。

2点目は、きょうまでに合併問題がちまたで真剣に話題にならなかったことも関連していると思いますが、地域住民の代表である議会とも十分論議を重ねてこられたか。きょうまでの経緯をお聞きしたい。

3点目は、町長としての激務、公務繁忙を承知の上での質問で恐縮ですが、第2回定例会以降の県や周辺市町の動静、情報と現時点での合併推進室の意見をお聞かせ願ひたい。

4点目、8月以降、桜井市、磯城郡3町の法定合併協議会、吉野町と東吉野村との新設合併方式での法定合併協議会、宇陀郡4町村による法定合併協議会などの設立ラッシュ、本町でも議会に合併問題調査特別委員会の設置を要請するお考えがあるのかないのかをお聞きし

たい。

以上で1項目めの質問を終わり、次の2項目めの地元業者育成のための改善策について、3点質問いたします。

1点目は、さきの第2回定例会で住宅リフォーム制度を含め町全体の産業を活性化するため地域産業活性化事業を立ち上げたいと考えていますとのご答弁をいただきましたが、町全体の各産業、各年齢層にわたるプログラムでありますので、現時点でのプログラムの作成の進捗状況をご答弁ください。

2点目は、入札に関する件についてです。先日、入札結果を送っていただきまして、一見しての低次元の質問になると思いますが、ご容赦ください。税抜き設計金額約5,500万円で、最低制限価格約55%の3,140万円となっています。この4割5分の許容範囲の基準を教えてください。

また、最低制限価格内で落札成立可能であれば、土木工事格付で特A1より1ランク下のA1またはJV方式の組み合わせで入札案内を発送することはできないものかをお尋ねします。

以上で2項目めの質問を終わり、次の3項目め、高田平端線迂回路線延長請願に関する質問に移ります。

6月18日請願書が採択され、7月9日に吉岡議長、笹井副議長と私の3人でエヌシーバス会社を訪問、百済地区住民の事情を切実に訴え、迂回路線の増設を強く要望しました。しかし、7月28日付で4項目めの観点からの理由で要望実現困難との結論の回答をいただきましたので、1点目、バス路線が廃線になる場合は町当局への連絡がどのように入ってくるものですか。連絡が入った場合、地元への対応の基本方策はあるのですか。

2点目は、回答書の中に国庫補助対象路線の認定基準から外れるためとありましたが、認定基準を教えてください。

3点目は、町長初め都市整備部職員を中核として立派な広陵町都市計画マスタープランを作成いただき、絶大な敬意と感謝の念を持っている一人です。少子・高齢化社会や車社会の現在環境に優しい乗り物の登場、資本などにも関連していますが、都市活性化の一番手として庶民の足ともなるような町公営施設巡回乗り物などを考える地域交通活性化協議会を立ち上げるお考えの有無をお聞きしたい。

4点目、請願書要望実現のための努力は今後も継続していただけますか。また、その方策があればお聞かせ願えませんか。

以上で3項目めの質問を終わり、最後の4項目め、人にやさしい、人がやさしい元気なまちづくりに関して、4点質問させていただきます。

平岡町長は就任以来、町政ビジョンとして、表題のように、行政の長らしく人にもわかりやすい表現で行政の理念を実行してこられたことに感服していますが、7月7日と9月1日の奈良新聞を見ての質問となります。

1点目は、普通一般住宅建築の場合でも良識ある施工者は事前に向こう三軒両隣には言葉をかけ、問題点などを整理し、5軒の同意を得てから工事を開始するものなのに、新清掃センター建設予定地の隣接して住んでいる無職女性に区役員からも直接説明もなかったし、女性が要請して初めて町職員が説明に来てくださったが、絶望的な回答。この2年間、一個人を無視して、個人を飛び越えて、遠隔地の自治体と合意交渉の繰り返しをしていることは、新しいまちづくり推進のためとはいえ本末転倒も甚だしい。基本合意締結までに隣接地女性の同意を求める行政指導にどんなものがあったのかお尋ねしたい。

2、私は、新清掃センター建設、それに伴うワンダーランド計画推進にも賛成している一人です。これからも推進のために、現在進行中の調停の一日も早い妥結を願っていましたが、調停不成立。町として話し合いに応じてやらないということは、端的に言えば問答無用、聞く耳持たん、300年前だったら直訴打ち首というのと同じです。なぜ第3回目の調停日も決められず調停不成立になったのか、残念です。もし各人が老女性と同じ場所に住んだ場合、どんなことを考え、思い、悩み、人権無視に落胆しないよう、2分間ぐらい目を閉じて一老女の居住地に住んだつもりで考えてみてください、町長。町としては根気強く話し合う路線をとらず、多数を頼んで戦争路線で行かれるのか、お考えを聞きたい。

3点目は、元気なまちづくりは人づくりからと、私なりに考えています。人づくりは、まず地域住民が社会人として日常生活を立派に夢を持ち、必死に生きていく姿から生まれるものと信じています。その基本になるものとして、憲法第13条、第14条にうたわれています。基本的な人権尊重する人づくりになると思います。まちづくりは人づくりからで、人権を尊重する日常生活の実践からできるものと思いますが、まちづくりについての所信をお聞きしたい。

以上、長い質問となりましたが、10番乾浩之、4項目、14点の一般質問を終わりますが、長時間ご清聴ありがとうございました。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 乾議員からご質問がございましたので、順を追ってお答えをいたしたいと思います。

まず初めは、市町村合併への取り組みについて、4点のご質問でございます。

関係機関へ合併を検討する際に依頼されたポイントはということでございますが、関係機関へ合併を検討する際に依頼したポイントとしましては、まず従前の広域事務組合からの発展した形で、日常生活圏に対応したものであるかということ、続いて行政サービスの高度化、多様化が図られるかということです。さらに、合併後の行財政の効率化と基盤強化が見込まれるかどうかということがポイントになります。

2番の議会と議論を重ねられた経緯はということでございますが、平成14年1月に私と議長経験者によります懇談会を開催、同年5月には議会議員全員参加によります議員研修会を実施、さらに同月と6月には当町議会議員と隣接自治体の議会議員との意見交換が行われたほか、最近では正・副議長と町四役との調整会議におきましても、最新情報をもとに活発な意見交換を行っております。また、広域の会議や組合議会を通じて関係要職者と意見交換や協議をしているところであります。

3番目でございますが、第2回定例会以降の県や周辺市町の動静情報と合併推進室の意見ということでございます。6月議会以降の動静としましては、県内で3つの任意協議会が法定協議会へ移行し、現在合計で7つの法定協議会が合併に向かって協議を進めております。

周辺自治体としましては、西和7町の合併協議会がほぼ合併協議を終えて、各町で地元説明会や住民投票の手続に入ろうとしております。また、桜井磯城合併協議会では2回目の会合が行われ、新市名の公募に近く入るようであります。

企画財政部に設置しております市町村合併推進室には、これらの周辺合併協議会の動向を注視するとともに、それ以外の自治体の状況分析を行うべく指示をしているところであります。

4番目の議会での合併問題調査特別委員会の設置については、以前からその都度情報などを議会にお示ししており、協議を重ねておりますので、設置要望は考えておりません。

2番目の質問でございます。地元業者育成のための改善策について、3点ございました。

まず初めの地域経済活性化対策といたしまして、町内に本社を有する法人・個人の建築関係業者を利用した（仮称）住宅リフォーム促進事業に取り組んでいるところであり、これにより建築関係業者の雇用の安定を図ることの一助となるものと思われま。そして、助成金には、現金か、または現金にかわるものとしたしまして町内でしか使用できない地域振興券を現在検討中でありま。仮に地域振興券にした場合には、町内の小売業、サービス業などにも多少なりとも経済的効果があるものと思うとともに、その効果を他の本町の補助、助成、金品贈呈事業にも波及させるべく、現在各課の意見を調整しているところであります。原案

がまとめ、議会の声を聞かせていただき、国や県の関係各機関との協議が調いましたら、要綱を作成し来年度に実施する予定であります。

2番目の2つ目でございますが、入札結果表の設計金額と最低制限価格との4割5分の差の根拠はということでございます。

最低制限価格とは、1円入札のようなダンピングを防止し、工事の品質を確保するための最低額のことで、本町では土木工事の場合予定価格の60%と定めております。最低制限価格の算出方法は、設計金額に補正率を掛け、万円以下を切り捨てて予定価格を算出いたします。補正率とは、予定価格を算出するための調整率のことで、工事の難易度、資材購入実勢価格等により94%から96%の範囲で設定していますが、その予定価格に60%を掛けて最低制限価格を求めています。つまり、補正率、これは94から96であります。掛ける60%はおよそ56%から58%になり、最低制限価格は設計金額の4割5分ほどを差し引いた金額となりますが、この金額は町として工事の品質を確保するための限界値であると考えています。

また、指名選定に当たっては、業者ランクは設計価格で判断をしております。

次、2番目の3つ目でございますが、町格付特AとA1またはJV方式の組み合わせで入札案内を発送することはできないかというご質問でございます。

指名選定基準では、A1の設定範囲は設計金額1,000万円以上5,000万円未満のため、5,000万円以上の工事をA1特と組み合わせることはできないこととなっております。JV方式につきましては、国、県の指導により一般競争入札を勧められています。町内業者と町外の手業者との組み合わせによるJV方式は、今後の検討課題といたします。

次、3番目でございますが、エヌシーバス迂回路線増設請願に関してのことで4項目ございました。

バス路線廃止については、道路運送法によりバス会社はその6カ月前に地域協議会、関係市町村長に協議をし、30日前までに国土交通大臣に届け出ることになっております。地元の協議については、高田百済線の場合町は存続を強く要望させていただきましたが、エヌシーバスが会社の都合によりやむなく廃止されましたので、その旨を百済北、百済南の区長さんにお伝えをいたしました。

国庫補助対象路線の基準は、まず広域的な路線であること、路線延長10キロ以上で複数市町村にまたがるもの、2つ目は、幹線的な路線であり、1日の運行が3回以上のもので輸送人員が1日15人から150人ある路線、3つ目に路線の赤字が経常経費の20分の9以

下であること、以上の要件をすべて満たしていることが国及び県の補助となります。

公共施設の循環交通については、平成15年度から県を中心に県下各自治体で設立されております。生活交通維持確保対策研究会を通じて、多様な輸送手段を活用した生活交通の確保策の研究を行っております。

高田平端線の迂回路線についてのご質問につきましては、5月26日百済区からの請願書が出された時点で、町として直ちにエヌシーバスに請願の内容を伝え、対応策の協議に入りました。そして、6月18日請願が町議会において全員一致で採択されたことにより、7月9日正・副議長、乾議員がエヌシーバスを訪問され、請願書の内容が要望されたわけでございます。この結果、7月28日付で、エヌシーバスから要望にこたえるのは困難との結論に達したとの回答がありました。町として、今後も引き続き粘り強く要望を重ねてまいりたいと思っております。

最後の4番目の質問でございます。町政のビジョンに関してでございます、3項目ございます。

ご質問の新清掃施設建設につきましては、地元の皆さんにご理解をいただけるよう十分にご説明を申し上げ、ご意見をお聞きして進めてまいりました。また、地元役員の方々とも十分に意思の疎通を図り、地域の意見聴取にも努めてまいりました。ごみ処理施設の建設は、どなたも積極的に賛同いただけるものとは考えておりませんが、必要な施設として苦渋の判断をしていただいたものと感謝をいたしています。このたびの調停の申し立てには全く予想もしなかったことであり、正直残念に存じているところであります。

先ほどは乾議員から厳しいお言葉をたくさんいただきました。私は、地元周辺大字の皆さんに安心して生活していただけるよう生活環境影響調査を実施するとともに、最新の技術を導入し安心して安全な施設づくりと緑地など緑を多く配した安らぎのある住環境整備に努める所存であります。何とぞご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

3つ目の強者より弱者が元気の出せるまちづくりは人づくりからという議員の信念に基づくご意見をちょうだいし、私の政治姿勢をもう一度確かめさせていただくことができました。今までもあらゆる施策において、大きな声には毅然とした態度で挑み、小さな声にも耳を傾けてまいりました。今後もその視点に立ってさらに行政を進めてまいりたいと存じます。

乾議員から私の町政の取り組み姿勢の中でも、特に教育の視点からご質問いただきましたが私は、「人にやさしい、人がやさしいまちづくり」をキャッチフレーズといたしております。まちづくりは人づくりからと言われますように、教育の重要性はご指摘のとおりであり、

私も家庭教育、学校教育、生涯教育と総合的に施策を進めるとともに、ボランティア活動の充実等によるまちづくりへの町民参加も人づくりにつながるものと考えております。町長という職責の重要性を痛感いたしておりますが、広陵町行政は一人でできるものではありません。議会議員皆さん方と連携を図り進めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げ、お答えとさせていただきます。

議 長 10番議員！

10番議員 町長いろいろありがとうございました。

1つ目の市町村合併への取り組みについてですけれども、そういう方向で、前回の場合でしたら合併には3,000項目の市町村のすり合わせが必要であり、最低でも2年ほどかかるということで私も勉強させていただきました。また、そういうことで合併問題については、合併協議会、いろんな協議会で頑張っって前向きでお願いします。

それと2番目の地元業者育成のための改善策についてですけれども、私は入札制度で、地元業者のためですけれども、55%のパーセント提示を70ぐらいに戻すようなことはできないか。地元業者の育成のためにもそういうぐあいに取り組んでほしいと。

それと、入札で分割方式で、5,000万円以上は特A1やと。そやけどもそれを分割して入札して地元業者に、いろいろと業者も苦しい時代で、いろんな人に仕事が回っていくようなやり方でそういう方法でやれへんかとか、それと今までは議会で5,000万円以上は今議会でかかるけども、以前は3,000万円でもう議会にかかったと。それがいつからかわからないですけど5,000万円になったと。それはなぜそういうぐあいになったかということをおもわからないから教えてください。

議 長 総務部長！

総務部長 これは地方自治法の施行令で町は5,000万円以上、市は1億5,000万円以上と定められておりますので、国の制度が変わったわけで3,000万円から5,000万円に変わってきたわけでございます。

議 長 町長！

町 長 今再質問でございますが、70%に戻してはということと分割方式と、いろんなご意見をいただいたところでございます。近隣各自治体の意向を再調査をし、それらの資料に基づいて、我々三役並びに関係する選定委員会等もございませうが、専門家の職員で検討をさせたいと思ひます。意見を承っておきます。

議 長 10番議員！

10番議員 それと関連なんですけども、この前町内の方で、建設の方でやらせてるんかどうかわからないんですけど、業者の方がごみ拾いをしてたと。私もそういうふうなところも聞いてるし、それは町の方から指導してやられてるんですか。

議 長 町長！

町 長 今そういうことを初めて聞かせていただいたところでございますが、業者の総会に私ども参加をさせていただいたことがございます。何らか町のために手助けをしようということを総会で話をなされているわけでございまして、業界も私どものために非常時、災害、いろんなことがございます。また、防災訓練等にも業界の参加をいただいているところでございます。またいろんな応援をお願いをしているところでございます。きれいなまちづくりのために我々も掃除をしようというような積極的な思いをお持ちをいただいているところでございます。また、竹取公園におきましても、何か町のために手助けすることはないかというようなことも業界からお申し出をいただいているところでございます。ごみ拾いは私ども無理に強要しているものではありませんが、これからはいろんな団体がその趣旨、目的以外の町のために頑張ろう、汗を流そうと、そういう気持ちにおなりいただいていることは大いに歓迎すべきことと感謝を申し上げる次第でございます。

議 長 10番議員！3項目め。

10番議員 もう3項目めに移りますわ。町長いろんな、3項目め、4項目めです。最後です。新清掃センターのことですけども、町長は今の一老女の人のことをいろいろ考えて、そういうことで今話してくれはったと思いますねけども、今後その老女に対してどういうふうに、清掃ゾーンの中にある、一角にある家と思います。そのゾーンにある家を見殺しているんな多目的ホールの土地を買いに行ったと、そういうふう聞いてるんですけど、なぜあこだけを残して、ゾーン内にあるのにあこだけ残してるか。それをお聞きしたい。

議 長 町長！

町 長 一人の老女の願いということでご質問をいただいているわけでございますが、当初計画区域の設定につきましては、議員さん各位に区域をお諮りをいたした次第でございます。その計画区域が生きておるわけでございます。一人の人がおっしゃったからといって、わかった、それなら買おうかと、そういうわけにはいかないわけでございます。今後は私は見殺することなく、私ども担当者も含めてその老女という言葉は悪いかわかりませんが、ひざを突き合わせてお話をする、理解を深める、しっかりと事業の説明を加える、そのことできつとおわかりをいただけることがあると私は夢を持っている次第でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 町長、そういうことでその老女とまたひざを交えて話し合いしてくれるようにひとつよろしくお願いいたします。乾浩之の質問終わります。

議 長 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

次に、松浦君の発言を許します。

2番議員 こんにちは。議長にお許しをいただき質問させていただきます。2番議員の松浦敏信です。

私は、1年議員として、簡単に住民の声を得て質問4項目をさせていただきます。

まず第1に、町営住宅の未使用になっているところの更地、空地利用についてお尋ねします。

住所は地域で正相であります。現在の放置されている宅地、更地のところに7カ所の有効利用はできないものか。この住宅は、建築当初、昭和32年で10世帯、昭和33年には30世帯が建築され、住居提供に大きく貢献されたものであります。今ではその空き地が空地となり、土地の活用は考えておられますか。また、今住んでおられる家賃の方も収入に応じてということですか。

2番目に、竹取公園とそれに附帯するサービス事業の設営。

竹取公園の駐車料金の取り扱いは無料であるが、これは無料であるので町外からの利用者が多い。また、友達にも高取の方からも有料であれば利用はしないと。そやから、町外の利用者は増加の道をたどっているの、これに便乗してサービス業を考えて、道の駅の設営を考えるとあります。道の駅というのは国道に面しているのだという規制はありますが、それらしきものはできると思うので、前向きの姿勢でお願いしたいと思います。

3つ目に、家庭焼却炉について。

ごみ減量に伴う問題として、最初に考案として家庭ミニ焼却炉の設置をJAと連携で、平成4年に焼却炉の大、中、小に区別して推奨され、購入者には補助金を出して積極的に売り出したものであると。それが平成9年12月にはダイオキシンの問題に伴いこの制度も中止となり、焼却炉は何の役割も果たすことなくそのままに放置されております。各家庭で高い金を使い、残された焼却炉はそのままになっている。この処理として産廃として回収されるものでありますか。その点もお聞かせ願いたいと思います。

第4点目に、中学生の自転車通学について。

最近、中学生の登下校時において頻繁に不審者が出没し、不審な行為を繰り返しがあつた。

学校からの回覧で痴漢及び迷惑電話等があったことが知ることになります。そこで、中学生の通学を自転車通学の許可をとの要望が大きな声となって私の耳に入っております。中学生はクラブ活動を行ってる者も多く、下校時間はまちまちで、時間的なことから見ても不審者に出会う場合が少なくない。通学路や距離的な制約はあると思うが、駐輪所も広くしていただいたところですので、この件について、自転車通学を全般的に全員に認めていただければと思います。この4点につきまして質問をさせていただきます。2番議員の松浦敏信です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松浦議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めの町営住宅の空き家及び空き地利用についてでございます。

現状空き地につきましては、利用計画が整うまでの便宜的処置といたしまして、フェンス包囲により保全管理を実施しております。

有効な活用方法といたしましては、町が計画的利用を実施いたしますまでの暫定的措置といたしまして、地元大字、自治会と協定を交わし管理を委託した上で、地域の利便性を高めるべくご利用いただくことが可能かと考えております。駐車場やもしくは農園など、付近の住民の方々の意見を聞きながらニーズに合った利用を模索してまいりたいと考えています。また、大字、自治会への利便にもと検討中であります。

2番目でございますが、竹取公園とそれに附帯するサービス事業の設営についてご質問をいただきました。

竹取公園の付随施設として、昨年4月に公園北側駐車場に靴下等の地場産品の販売と飲食店を兼ねたショップ竹取がオープンし、現在土、日、祝日に営業され、行楽シーズンには大変にぎわっているようでございます。また、隣接する芝生スペースには、商工会が窓口となって野菜などの即売を希望する方に有料で区画を貸し出しするテントショップも常設されており、ご活用をいただいておりますが、次のステップとして試行錯誤を繰り返しながら商工会が日々いろいろなアイデアを捻出すべく努力していただいております。

また、道の駅の設置につきましては、今後の課題として、広陵町の特色が生かされた施設ができるよう検討を重ねていきたいと考えています。

家庭焼却炉についてでございます。

ご質問の簡易焼却炉につきましては、平成4年から平成9年までの6年間にわたり、ごみを自主的に処理しようとお考えの方に対して補助金制度により交付をした経過があります。

こうした結果においてはごみの減量につながってきたものと思われませんが、その後、廃棄物処理法施行規則の改正に伴い、焼却炉の構造、維持管理基準が見直され、平成9年12月から使用が制限され、公共施設における簡易焼却炉は廃棄したところであります。

一方、家庭での焼却炉につきましても自粛を促しているところではありますが、中には隣地に気遣いながら焼却されている実態がうかがわれます。現状におきましては、回収相談の問い合わせなどは聞き及んでおりませんが、現在対応策を検討中であります。

中学生の自転車通学につきましては教育長が答弁をいたします。終わります。

議 長 教育長！

教 育 長 松浦議員の質問事項第4、中学生の自転車通学についての質問でございます。

中学生の自転車通学につきましては、各学校長が決定している事項であります。学校へ確認いたしました結果、現行の自転車通学区域については全体的に検討を要する項目であり、時期であると聞いています。現在、学校とPTAで協議の場を設けようとしているところと聞いております。したがって、この件に関しましては、学校とPTAの協議を見守りながら、その決定を尊重したいと考えております。以上です。

議 長 2番議員！

2番議員 先ほどのお答えによりましてまあ満足はしておりませんが、一応町営住宅におきましては、私が区長をさせていただいてるときに町へも上がったと思いますが、空き地を駐車場にお願いしたいと、そういうお話で、承諾をいただきましたが、今度行きますと、今町長がお答えをされたようにフェンスで囲っておりますと。そうすると車は入りません。そんなことで、今ほかにあるんですけども、その下の方に町の所有地が7割ぐらいの西法寺池がございます。その池の利用も考えて、駐車場、また冠婚葬祭につきましては駐車場ですけども、いろんな大きな町の施設も考えていただきたいということでございます。これは前議員の方からの引き継ぎもいただいております。

そして、竹取公園につきましてですけども、そこで今盛んに町外からの誘致、バスのあれが来ておって、本当に喜んでおりますが……。

議 長 構へん。どっちみち質問……。

2番議員 あっ、続いて……。

議 長 答弁構へん。答弁はよろしいですね。

2番議員 はい。

議 長 1番目の答弁はよろしいですんでね。

2番議員 はい。もう1番目はそんで終わってます。2番目の竹取につきまして、一応その路線に当たる今度町の焼却炉の新設のところに、やはりそこへ行くまでに今度河川公園の予定がありまして、そこに道の駅らしきものでもあればいいんだと思います。そして、聞きますと地場産業の農作物ですね、そして地場産業の靴下、一般に聞くところによりますと靴下関係も欲しくて行ったけども、今笠のローソンのそばに靴下販売の場所もありますが、行きますとやはり望んでる品物が無いと。やはりもう少し大きい、いろんな角度から見られても…、わかっています。そんなことで商品を置いてくれと。そういうのでやはり道の駅らしきものをつくりますと広陵町の地域住民の経済発展にもつながるんだらうということでございます。

そして、第4番目の教育長の方なんですけども、こども110番に各地域ですか、地域に110番の旗を掲げております。ところが、それは使われてることありますか、一度でも。例えば、この間飛び込んでいっても、結局飛び込む人も少ないと。ほんで、ブザーが、もう一つ前回にあったブザーありますやろ。ブザーうちの息子の嫁が間違っ引いたら、相当音が鳴りましたけどもだれも出てこない。そういう形でそういう意見も聞いてると。余り役には立ってないのと違うかということで……あるだけでもいいんですが、出てこないからね。一般に例えばデパートとか店に痴漢防止というようなパンフレットというの、リーフレットでも出してもらったらいいかと思いますけども。一応そういうような役に立った事項があったかというケースは教育長ありましたか。

議 長 教育長！

教 育 長 私が就任してからは聞いておりません。

議 長 2番議員！

2番議員 ありがとうございます。そういうことで聞いておりますので、私はまあ新しい議員やし、地域の住民の声を聞かせていただいてこれからも勉強していきたいと思っております。ありがとうございました。

議 長 以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

次に、八代君の発言を許します。

11番議員 議長の許可をいただきましたのでこの席に立っております。私も先ほど来の乾議員と同じく今回が2度目でございますので、まだまだ不行き届きの点あるかと思いますが、その辺はよろしくご寛恕の精神でお願いを申し上げます。

最初に、ちょっと1カ所訂正させていただきます。一般質問通告書の表題のところござ

いますが、補助金制裁と書いてございますが、これ補助金削減のミスでございます。内容欄ではちゃんと補助金削減と書いておりますので町のご答弁には支障ないかと思っておりますけど、とりあえずご訂正のほどよろしくお願いをいたします。

本日は、2つ質問させていただきます。

1番目の質問は、補助金3兆2,000億円の削減と税源移譲3兆円が確定した場合の本町の対応についてであります。

三位一体の改革としてこれが出とるわけであります。地方の自立に向けた構造改革を推進するためには、国庫補助金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を相互に関連づけて一体的に改革することを三位一体の改革だと、私はこのように理解しております。これは、中央集権から地方分権へと日本の行政のあり方が大きな流れで変わっていくその中で避けて通れないものだと思うからであり、そういうことで政府も推進していることだと思っております。

最近の新聞は、全国紙、地方紙を問わず、補助金削減と税源移譲問題及び市町村合併問題、これが紙面に載らないことはありません。特に、8月20日以降特にその傾向が顕著であります。これは、全国知事会の税源移譲3兆2,000億円ということを決めたからであります。ちょっとさかのぼってみますと、5月28日に小泉首相が税源移譲3兆円、補助金削減案は地方で取りまとめという指示をしました。6月9日に内閣府が地方6団体に8月20日までに補助金削減を要請しました。それを受けて、8月19日全国知事会が異例の深夜に及ぶ討議と採決でようやく3兆2,000億円の補助金削減を決めたのであります。これは平成17年度、18年度、2年間の分であります。その主なものとして、公立小・中学校の教職員給与の半額、これを国が負担する義務教育国庫負担金2兆5,000億円ですが、このうちの中学校分、約3分の1の8,500億円を税源の削減対象としております。これに対して、文部科学省は削減に強く反対をしております。また、与党の中にも強い反対論があります。このほか、国が進める政策への補助金と国と地方で分け合う負担金をそれぞれ6,000億円ずつ削減する等々、161項目の補助金を削減するとしております。これにも担当省庁や与党の中に多くの反対論があります。

政府は、骨太方針2004、すなわち地方税、補助金、地方交付税を一体的に見直す、先ほど申し上げました三位一体の改革で国税から地方税へ3兆円移譲、その前提として地方団体に補助金改革の具体案の取りまとめをすることを平成16年6月4日閣議決定したんであります。そして、それが先ほど述べました6月9日の内閣府要請になったんであります。し

たがいまして、まだ知事会の決定なんですから、まだ政府の正式決定ではありませんが、年末の来年度の予算編成まではそういうことで予断を許さないと思います。どの程度実行されるかは不透明ではありますが、しかしながら、これは21世紀は国の行政改革の進展に対応し、地方分権の時代と言われ、これから画期的な地方の時代を迎えるための通過点であります。政府は、小さな政府をつくろうと行政改革基本法を成立させました。そして、各種の規制緩和を行い、行政は住民の身近なところで処理する原則のもとで地方分権を推進し、機関委任事務を廃止し、国から府県へ、府県から市町村へ事務、税源の再配分、移譲を行うこととしております。こうすることによって、住民の身近なところで行政サービスが行われ、地域住民のニーズが迅速、的確に行政に反映するようになります。同時に、市町村みずからが行政能力の一層の向上を図り、体質の積極的な改善、確立が要求されます。繰り返して言えば、市町村は地域における総合的、効率的、個性的な地方行政体制を実現するため、みずからの手で行政改革に真剣に取り組むことが必要不可欠なのであります。

民間企業は、長引く不況によりまして盛んにリストラを行い、不採算部門から撤退し、既存事業部門の再編成をするなど、産業構造を根本的に組みかえてきました。そして、ようやく景気が回復基調になりつつあります。地方自治体も、社会、経済環境の変化、人々の生活様式あるいは意識、価値観が変わる今日、行政需要も大きく変化し、地域住民みずから負担と責任、選択のもとでそれぞれの地域の問題をみずからの手で解決する地方自治本来の姿が実現されねばなりません。地域に関する行政は、何度も申しますように、基本的には市町村が主体となって、地域の実情に応じた公共事務事業を企画、立案、調整、実施を一貫して行うことを意義づけています。そして、先ほどの3兆2,000億円の補助金削減は、17年、18年度、2年間の分であります。今後さらに、農業関係、福祉関係、教育関係あるいは都市計画事業等の権限移譲も十分予想されます。そして、それが我々市町村にとって、積極的に受け入れなければならない状況になると思います。

市町村合併を政府が強力に推進しているのは、一言で言えば弱小自治体では以上述べたようなことが実行できないと政府が考えているからであり、我々も恐らくそうだと考えております。市町村合併につきましては、本町におきましても今までの定例議会で再三取り上げられておりますし、今議会においても質問通告書に多々出ておりますので、この件は私は割愛させていただきます。

そこで、1番目の質問でございます。1つ、中央集権から地方分権への流れはだれにもとめることができない大河のようなものだと私は思っております。あと2年ほどで小泉首相が

退陣されても、あるいは政権が自民政権から民主党政権にかわりましても、若干の軌道修正あるいはスピードに変化はあるかもしれませんが、本筋は変わることはないと思います。そこで、地方分権とは、私も先ほど少々くどく述べましたけれども、本町にとってどのようなもんか、ひとつ基本のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2番目の質問でございます。皆さん方に別紙1の表をお手元にあると思います。これは共同通信社の自治体首長アンケート、本年の1月から2月に実施された、三位一体改革の基本方針の評価の件であります。肯定的評価をしているのは、市町村では50万以上の大都市であります。そこでは83.3%が肯定的評価をしております。以下、人口が少なくなるにつれて肯定的評価は下がっております。本町の欄、1万から5万人未満の欄をごらんください。そこでは「評価する」は33.9%であり、「評価しない」は65.5%であります。この資料は、8月10日上牧町で行われた議員研修会で総務省の大臣官房総務課長の岡本全勝氏が講演で使用された資料であります。

そこで、お尋ねをいたします。本町はこのアンケート調査に回答をされたのかどうか。もし回答されているのであればどのように回答されたのか。つまり、肯定的評価と回答されたのか、肯定的評価はしないと回答されたのか。もちろん、この答えを出すに当たってそれなりに十分な資料を検討されてのことだと思いますので、それをお答えいただければ幸甚です。

3番目、前問と関連いたしますけれども、今回全国知事会が決定しました補助金3兆2,000億円削減、税源移譲3兆円がそのまま決定した場合、本町は財政的にどのような影響があるのか。また、その対応策はどうすんのかをご答弁いただきたい。

次に、2番目の質問でございます。地方分権時代に対応するための官・学の提携の推進という提唱であります。

これからの地方分権時代に対応して何をなさねばならないのかを1番目の質問で私はくどく述べてきましたのはこの質問のためであります。

少し視点を変えます。近年、地域おこし、まちづくりの理論が盛んに叫ばれるようになってきております。これまで、国からの指示に従って受動的に行われてきた地域振興策ではなく、住民の主體的な参加のもとで実践しようとする動きであります。本町のそれぞれの地域には、資源として誇るべきかけがえのない自然、歴史、農林産物、伝統工芸、生活文化などがあります。地元にあるものに工夫を凝らし、そこから地域づくりの方向性を打ち出し、個性のある地域づくりのため何をなすべきか、みずからの知恵を絞り出して実現する。例えば地域の農政を考える場合、農業だけを対象とした施策の対応だけでなく、農業を中心として

従来の観光、地場産業、伝統工芸、地域の文化等関連する他産業などの連携や結びつきを深めながら、地域として総合的な活力を高めることを考える時代となります。しかし、実際に具体的な施策の実行と、あるいは転換となりますと、一体どこから始めてよいのなかなか検討がつかず、結果として従来どおりになってしまうことが多いのであります。

そこで、本問の趣旨でございますが、豊富な人材と知識、情報を持っており、町の産業や地域開発、外部に開かれた風土づくり、人材の交流など、地域経営の視点に立ったシンクタンク、頭脳集団と日本語ではなっているようでありますが、そういうものが例としての大学と幅広い分野で相互に協力する地域連携協定を結んだらどうかということでありまして、大学の先生で1年に1回か2回かぐや姫ホールで講演していただくのもそれはそれなりの意義はありますけれども、今申し上げましたように幅広い分野で総合的な連携協定を結んだらどうかという提言であります。

一例としまして、その資料にお渡ししておりますように、関西大学と高槻市が平成16年7月14日、産業や教育、文化など幅広い分野で地域連携協定を提携いたしました。それは新聞の小さな記事であります。それに基づきまして事務局局長に当該高槻市にお願いいたしまして、どのような地域協定を結んだのか参考資料としていただきたいということを要請しまして、おつけいたしましたのがその資料でございます高槻市と関西大学との地域連携に関する協定書であります。また、奈良県では、吉野町と国立三重大学とで共同研究契約を結んでおります。産業界と大学との産学提携は現在も日常茶飯事であります。大学の研究機能やそのネットワーク、学生の若い感性、行動力をまちづくりに貢献していただくことは、本町にとっても、また大学にとっても有為な学生を社会に送り出すと、こういう使命を持っておりますから、大学にとっても極めて有意義なものであります。したがって、提携を結べる可能性は十分あると私は思料しております。

そこで、そしたらどの大学とそういうようなことを働きかけるかという問題であります。私は本町にあります畿央大学を、それから奈良市の中央にあります奈良県立大学を想定しております。その理由は、簡単に申し上げますと、奈良県立大学は我が国唯一の地域創造学部、これだけを持っている専門大学であります。しかも、奈良県立であります。地域の活性化、地域づくりの研究に特化しております。それから、畿央大学は広陵町内にあり、町の町長初め理事者の皆さん、議員の皆さんと既に十分な信頼関係が構築されておると私は理解しております。そういう意味で、この2つの大学と先ほど言いました地域連携協定を結んだらどうかと提唱しているのでございます。また、この2つの大学は、研究専門分野において競合は

ほとんどありません。それも理由の一つでございます。包括的な連携のもとで相互の人的、知的資源の交流を図ることによって、産業、教育、文化、まちづくり等の分野において双方の発展に十分貢献する、このように思います。うまくいけば非常に意義あるものだと思います。これについて町長の見解をお尋ねいたします。以上であります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの八代議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず初めは、補助金削減3兆2,000億円と税源移譲3兆円が確定した場合の本町の対応でございます。

まず、地方分権についての考え方でございます。地方分権一括法の施行に伴って地方公共団体の自己決定権が拡充し、自己責任が拡大するとともに、住民ニーズの多種多様化、高度化に対応すべく地方公共団体の果たす役割は増大すると考えております。

次に、共同通信社のアンケートでございしますが、合併問題、三位一体改革を主に全部で25問に対し私の考えをお答えさせていただきました。例えば、合併について、「合併は市町村の自主性に任すべきである」、「今後市町村合併が進んだ場合、都道府県合併を進めるべきである」と回答しました。また、三位一体改革については、交付税削減が先行し税源移譲が先送りされていることに懸念を示し、交付税の現在の総額を維持すべき意見を述べさせていただきました。なお、例示されている三位一体改革の基本方針の評価につきましては、先ほどの回答内容の根拠に基づき「余り評価していない」と回答しております。

最後に、税源移譲が全国知事会の案で確定した場合の対応ですが、現在本町の試算では影響額は6,500万円程度と見込んでおります。当然この影響額については、税源移譲され、基準財政需要額に反映されるものと考えております。

次、2番目の地方分権時代に対応するため、産・官・学提携の推進についての考え方のご質問でございます。

大学との連携は、学術及び地域の歴史、文化、経済、産業と結びついた特色あるまちづくりを展開し、地域の発展に貢献するものと考えております。総合的な地域振興計画等の策定や、必要な事業の運営にも参画していただけることまで想定いたしますと、広陵町にとって将来にわたる真のパートナーシップの確立を図ることが必要だと考えております。

さて、昨年開学した畿央大学とは、既に「大学のあるまち」として積極的に連携を取らせていただいております、町民を対象にした開学記念講座、高齢者いきいき講座の開催や、各種研修会等において畿央大学の教授を講師として招聘しております。また、同大学の学生の教育

実習やかぐや姫まつりでの参加など幅広いパートナーシップを進めているところであります。そして、奈良県立農業大学とも、農地特区制度の関係で連携を取るべく準備を進めております。

今回、八代議員からご提案ありました奈良県立大学につきましても、その豊富な知的資源の活用について、官・学連携を積極的に進めてまいりたいと存じます。県立大学は歴史のある大学であり、八代議員は大学長とご懇意にされていると聞き及んでいます。本町のまちづくりに対する考え方、地域総合学部もごございますので、官・学連携を願う本町に特段のお力添えをおかしくさせていただきますようお願いを申し上げて、回答といたします。

議 長 11番議員！

11番議員 1番目の質問に対してでございます。つまるところ地方分権時代につきましては、我々市町村も政策立案能力の向上、これが必至だと私は思います。また、具体的な対応としまして、今町長が答えられた6,500万円の影響、これはマイナスに影響すると、こう理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。そうしますと、ますますこれからそれ以後の同じような補助金削減、税源移譲が行われてきますと、我々小さな自治体にとりましてはますます税源的にはマイナスの影響が増してくるのであります。つまり、今回の3兆2,000億円の削減は17年、18年度に限ったことであり、平成19年以後まだまだ続くと思われるからであります。

そこで、やはり行政改革というのはもう必至であります。それだけでは縮小的なことになります。やはりそこで限られた税源を利用して民間との連携による効率的な、効果的な必要があると思います。したがって、これも先ほど町長、前の議員の質問で公的サービスを町から民間へ委託するとか、いろんな面が施策が考えておられますけども、ひとつこれを今後とも推進をしていただきたい、そのように思います。もちろん、公務員制度の改革とかいろんな面はありますけども、ひとつ手綱を緩めず、三位一体の改革で共同通信社のアンケートに出された回答されたということは、そういうことを十分検討されておられると思いますので、ひとつ今後ともよろしく願いをしたいと思います。別に答弁というようなことはありませんので、2番目の質問よろしいですか。

先ほど皆さんのお手元には関西大学と高槻市の協定書をお手元にお配りしておりますが、ちょっと質問のときに述べました吉野町と国立三重大学との協定書もごございます。これ協定書6枚もありますんでね、コピーしまして皆さんにお配りするとかなりの量になりますんで省略をさせていただいたんでございます。その中には、総合的な協定書を結んで、後は個別

な案件で町と大学とが契約を結んで、そして研究対象を決めてやっております。例えば吉野町の例をとりますと、これ吉野町は平成13年度からこういう契約を結んでおるんであります。平成13年度は空き店舗を活用した地域活性化支援システムに関する協定、平成14年度は中心市街地活性化の仕掛けとして上市町の運営に関する研究、15年度も同じように上市に関する研究をしております。そして、平成16年度今年度は民間活動組織が地域と協働するまちづくりの支援策に関する実践的研究と、こういうように個別に、また大学と協定書を結びまして、そしてその研究の成果を町政に反映させると、これがやはりとりもなおさず地域の政策立案能力の向上に役立つと思います。それから、何よりもこういうことを提唱しますのは、1番には、箱物をつくるのと違いましてお金がほとんどかからない。多少研究委託その他によって若干の費用はかかるかもしれませんが、ほとんど最小の費用で最大の効果を上げられる。我々広陵町の実態についても、町長を初め町の理事者の皆さんやら我々議員、あるいは住民の皆さんもよく知っておられると自負はしております。しかしながら、人間の体と一緒に、わしゃ頑健だ、健康だ、こう思っておりますも、ある日突然脳梗塞とか心臓麻痺とかということで突然に倒れることがございます。我々よく知ってるつमोरの広陵町でも、やはり第三者的視点で、しかもそれを分析、診断し助言する能力のあるシンクタンクと——今回の場合は大学ですけども——共同研究するということは非常に大きな効果があると思いますので、ひとつ今後、町の理事者の皆さんやら、ひとつ議員の皆様のお力、住民の力を利用いたしまして推進していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。質問でありながら質問でないようなことで恐縮でございます。終わります。

議 長 答弁はもうよろしいですね。（11番議員「はい、結構です。」）

以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用われなかった一般質問につきましては、14日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

（P.M. 4：27延会）

平成16年9月14日広陵町議会
第3回定例会会議録（3日目）

平成16年9月14日広陵町議会第3回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 10日の一般質問に続きまして、これより山本悦雄君の発言を許します。

8番議員 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

2点、ごみの減量対策とそれから中学校の弁当のあっせんによる給食の問題について質問をさせていただきます。

まず初めに、ごみの減量対策についてでございます。

ご承知のとおり、来年6月末をもちまして現清掃センターが操業停止になるわけでございます。それに対応するため、町当局では対策本部を立ち上げ、いろいろ考え、また頑張っているところでございますが、例えて申しますと、他町村へのごみの焼却の依頼、また民間業者への依頼、そしてまたそのごみの集積、積みかえ場所の確保、また減量化、その他いろいろな対策が必要でございますが、今回は私はごみ減量対策について質問いたします。

去る7月29日、こういう状況を体験されております福井県の勝山市へごみ特の委員並びに全議員で視察研修に寄せていただき、いろいろとお聞きしたところでございます。その中で勝山市では可燃ごみで45%の減量を達成されたということでございます。やはり人にお願いしに行くごみでございますので、やはりその住民の皆様にもそれなりに非常に厳しい減量をお願いしなくてはならないということは当然我々も認識しているところでございます。その数字を見ますと、本町の1人当たりのごみの現状は勝山市の2倍という数字でございます。もとをただせば、勝山市もやはり広陵町に近い可燃ごみの量があったということではなかろうかと思えます。生ごみをコンポストで処理し、それ以外の可燃ごみだけを出していただく実験を自分の村でお願いし、また自分でもやってまいりましたところ、そのお願いした

本人がびっくりするほどごみの量が少なく、可燃ごみのうち生ごみの比重が大変大きいということが実感されたわけでございます。そこへ分別によりいたしますと、はがき大以上の紙については資源ごみというような分別をいたしますと、まだまだ減るんじゃないかという感想を述べていただいております。

自由主義の国では個々の行い、行動が経済的利益や負担を伴うものが基本でございます。ごみ減量化に向けた取り組みには幾つかの方法があるとは思いますが、その一つとして最近他町村においても実施されている指定袋の導入や有料化は先ほど申しましたとおり経済的負担、利益が伴うことでございますので、大きな減量効果につながると思うわけでございます。そのようなことを考えあわせまして、そこで次の2点についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

1つ目は、対策本部とともに今後減量化に向かつての組織や体制づくりが急務であると思っておりますが、現状はどのようなになっているのか。

2点目は、減量化、有料化に向けてはさきのごみ減量等推進審議会においても答申が出されていると思っておりますが、このことを踏まえ、いつの時点で具体的方針を打ち出し、実施しようと考えているのか。以上、2点でございます。

次に、中学校の弁当のあっせんによる給食についてでございます。

6月議会において山村議員の質問に対し、弁当のあっせん方式による希望者への給食について、実施に向けPTA、学校当局、その他協議を進め、また設備の検討を行うとの答弁があったと思っておりますので、次の点について質問いたします。

実施に向けての諸取り組みの現状はどうなっているのか。どこまで進んでいるのかということでございます。

第2点は、来年4月実施可能かということでございます。

以上、2点について質問いたします。よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いします。 町長！

町 長 ただいま山本議員からご質問がございました。

山本議員は現在の清掃センターの地元選出議員でもございますし、ごみ問題特別委員会の委員長におなりをいただいて、現清掃センター、また新しい清掃センターにいろいろとお気遣いをいただいているところでございます。このたびの質問はごみ減量対策について2点のご質問でございます。

まず、初めの今後の減量化に向かつての組織や体制づくりについては、操業期限問題とと

もにごみ減量対策につきまして最重要課題としてとらえております。今日まで家庭用生ごみ処理機による堆肥化、コンポスト、EM処理容器によるごみ減量に取り組んでまいったところでございますが、ごみ減量等推進審議会の答申による減量化20%目標値に達成に向かって、まずごみは家庭に持ち込まない、ごみは出さない運動の展開を住民皆さん方一人一人の意識改革を呼びかけるため、早急にごみ減量に関するプロジェクトチームを立ち上げ、組織の充実を図り、地域に出向いて説明会、勉強会を実施するとともに、ごみ減量に関しさらなる調査、研究をしてまいりたいと考えております。

2つ目のごみの有料化についての具体的な方針案についてでございますが、ごみの有料化につきましてもごみ減量の一策と考えるところでありますが、方針といたしましては可燃ごみ、不燃ごみについては指定袋の導入、粗大ごみはシール制、いわゆる処理券を発行するといった方向で啓発期間、周知期間、試行期間等の段階を経て、完全有料化につきましては来年度中、来年度途中においても踏み切りたいと考えております。

次の中学校給食は教育長が答弁をいたします。終わります。

議 長 教育長！

教 育 長 山本議員の中学校給食についてのご質問でございます。

中学校給食については過去に保護者から給食の実施を求める意見がありましたが、検討の結果、給食は実施しないという方針で弁当持参を基本としております。保護者の手づくり弁当はそれぞれの子供の体に見合った量と質にも十分配慮されたものであり、親子のコミュニケーションと心のかけ橋であると考えております。ただ、弁当を持参できない生徒の栄養面や食育を考えたとき、希望する生徒に対し弁当をあつせんしようとするもので、現在準備を進めております。2学期に両中学校で保護者のアンケートを行い、今集計とその考察を行っております。方向性といたしまして、教育委員会、学校及びPTAの意見調整を行い、意見がまとまった時点で次の議会にご説明させていただき、ご理解を願いたいと思います。と同時に、12月議会にそれに伴う必要な補正予算をお願いしたいと考えております。

次に、来年4月実施は可能かというご質問でございますが、先ほど説明申し上げましたように、平成17年4月からの実施を目指しております。以上でございます。

議 長 8番議員！

8番議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、今の答弁の中で減量20%というような目標値ということで、これは審議会の方の目標だと思うんですけども、やはりこれは通常のとときぐらいの目標じゃないかと、ここは

非常事態が生じるという中での目標値の設定をやはりやらなくてはならないんじゃないかと。そう考え、20%で本当にあとのごみがいろんなところで処理可能なかどうか、この辺も含めてひとつ答弁をお願いしたい。

それと、有料化につきましてもやはりこれはごみの減量化とセットされていると思います。ですから、来年度途中とかというので実際に間に合うのかどうか、ひとつこの辺非常に気がかりなところがございます。ごみの有料化、だれでもただの方がいいのには決まっておるわけでございますが、国の方針もやはり受益者負担という方向に、小さな政府ということから考えましてやはり受益者負担、大量にごみを出す、あるいはごみをやはり減量して、いろんな工夫をして減量をしている方も、そういうことを無意識でどんどん出される方も全く同じ扱いということは、逆に不公平ではないかと考えるわけでございます。その点につきまして、ひとつ来年度途中と、これははっきりまだできないのかどうか、この2点についてひとつお願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 再質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず一点、減量化の20%目標値ですべてがオーケーかどうかというふうな観点でのご質問でございます。

審議会で答申は20%と当然出ておるわけでございますが、現在の広陵町から出ておりますごみの成分というものを調査した資料がございまして、昨年10月27日に現在の広陵町の可燃ごみの中にまだまだ違ったごみが含まれておるというふうな実態の数値が出てまいりました。当然収集いたしております燃やすごみの中に、燃やすごみは68%でございます。燃やすごみの中にプラスチックごみが12%ございます。燃やせないごみが2%まざっております。そして、資源ごみが22.7%がまざっております。あとリサイクル素材等で、その燃やすごみの中の内容は種々違ったごみがまだまざっておるというふうな実態でございます。何としても勝山市の状況をご視察いただいたときに、はがき大以上の紙類についてはすべて資源ごみで徹底した分類をなされておるという状況も伺ってまいったところでございます。したがって、本町の場合も資源ごみのこの22%、燃やすごみの中の資源ごみが含まれておる22%を何としても徹底した分別収集でもって、その22%分を資源に回すところからごみの減量化につなげていけたらなというふうに考えるところでございますし、燃やすごみの68%、燃やすごみの中には生活から出てまいります生ごみが約半分でございます。そうした観点で申し上げるならば、やはり燃やすごみの中の生ごみを堆肥化処理機、各個人

の堆肥化処理機で処理をしてもらう、あるいはまた地域ごとにご指摘いただきましたように地域でその生ごみを処理するんだという機運ができてまいりましたら、それだけのごみ減量につながってくるのではないかなというふうに思っておるところでございます。何としても今後、町長から答弁申し上げましたように、ごみに関するあらゆる分野での地域に出向いての説明会、あるいはそうした勉強会というものを住民皆さん方一人一人が意識していただきますように努力してまいりたいというふうに考えるところでございます。

そして、有料化についてでございますが、何としても有料化は減量の一策というふうには考えておるわけでございますが、ご指摘いただいたようにはっきり年度途中で実施に踏み切れるかどうかという問題につきましては、現在現清掃センターとの協議の中で若干そのリズムが狂ってくる可能性もあるわけでございますけれども、ごみ有料化にはやはり踏み切っていかなければいけないというふうに考えるところでございます。有料化につきましてもいろんな関係で指定袋の方法、その指定袋に対してのごみの出し方の方法、そういったものにつきましても今後地域に出向いて、その内容を事細かに説明を申し上げて、そしてまず地域の皆さん方のご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。どうぞよろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 8番議員！

8番議員 生ごみが、可燃ごみで皆除いた68%のうちの半分が生ごみだと、これは量の問題を言っておられるんか、重量を言っておられるん。重量で見ましたら、生ごみの比重はもっと高いと思うんですよ。量で見ましたらそうでもないかもしれん。水分が非常に高いです。今度よそ持ち出していくときには多分重量で持ち出していくんじゃないかということで、生ごみが減ることは物すごくごみが減るということを思いますので、ひとつその辺についてもご検討いただきたい。できましたら、私もさんざんお願いしてやり、また自分もやってみてねけれども、生ごみを一回、それだけはもう田んぼのある、もう処理できる機械がなかったも、結構田んぼのあるうちは田んぼの方へでもほかしていただいて、そしてほんまに出せるごみどんだけかと、これだけは出さんといられんというごみはどれだけかというような試験を、職員の中でも何人か抽出していただいて、実際1月なら1月、1週間なら1週間、1月なら1月、やっていただいたら実態が大体つかめるんじゃないかと思うんです。そういうことを実施される意思はあるかないか、その件についてお伺いしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 大変貴重な提言をいただきました。早速そうした関係で地域に説明会を申す

までもなく、職員につきましてもやはり我が家庭から出るごみにつきましての試験的、実験的な処理について考えてみたいというふうに考えております。よろしくご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 8番議員！

8番議員 いろいろありがとうございました。

次に、学校給食につきましては前向きに検討をしていただいて、4月から実施と。弁当による給食ということで、非常にこれからは一律な形では物事がいかない時代が来ると思います。また、今来ているんじゃないかと思えます。だから、多様性のあるものに対応していくという観点で、ぜひとも来年4月の実施に向けて頑張っていただきたい。質問でございませんで、ひとつ要望としてお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で山本悦雄君の一般質問は終了いたしました。

次に、山田君の発言を許します。

1番議員 おはようございます。では、9月度の定例会における一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、障害児と知的障害者の利用のできるデイサービス事業についてであります。

障害児と知的障害者の社会参加の実現の手助けや介護者の負担軽減のため、障害者デイサービス事業をやってほしいと提案するのであります。

国の社会福祉基礎構造改革の一環として、障害者への福祉サービスが利用者本位の制度に見直され、2003年4月1日から新たに支援費制度がスタートしたわけでありまして。これにより、障害のある皆さんが自己決定、自己選定を尊重し、福祉サービスの利用に関してこれまでのように行政がサービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する措置制度から利用者本位の考えに立つ新しい仕組み、支援費制度に移行したのであります。この新しい制度では利用者である障害のある人が事業者との対等な関係に基づき、みずからのサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用することになったのであります。しかし、制度ができたけれども、身近にサービスを利用する場所がなければいけないのではないかと。契約によりサービス提供事業者を選べといっても、遠くの事業者のホームヘルプサービスとか、デイサービスなどを利用することは困難ではないかと考えています。町内において社会福祉協議会が運営するデイサービス事業もあり、その中に65歳未満の身体障害者の乗り入れが可能ではないか。知的障害者や障害児の利用は難しいとは思いますが、町としては利用者が

あり、支援が必要な人には必要な支援をしていかなければいけないと思いますが、その考えを問うのであります。

2つ目であります。高齢者、身体障害者宅に地震等におけるタンス、本棚等家具の転倒を防ぐために固定金具等を支給し、人的被害の軽減を図るために実施してはどうかと提案するのであります。

この9月5日7時ごろ、また深夜12時ごろ、9月6日朝6時ごろ、9月7日朝8時30分ごろと相次ぐ大きな揺れを感じる震度5、4、3と続く、非常に怖さを感じる地震がありました。多くの方は怖かったと感じられたことでもあります。昔から地震、雷、火事、おやじと言われる。ことしは地震の多さ、雷の落ちる多さは異常であるように思っています。過去最高であるようであります。この雷の落ちる、いわゆる落雷は2004年7月だけで166万回、8月だけで97万9,000回と、ランクリニングジャパン調査、先日毎日放送のちんぷいぷいで放送していたのであります。こうした自然に起こる地震、雷などはとまるまで待たなくてはいけない。そのわずかな時間の長さは普通の何秒以上に長く感じるのではないのでしょうか。こうした地震、雷はどうしようにも手の施しようがなく、とまるまで、揺れるまで待つ以外にないのであります。また、火事の場合は自分でも水をかけて消そうとする行動は起こるわけではありますが、この地震と雷にはどうしようもないわけであります。

地震でタンス、本棚が揺れる姿、倒れはしないかといった心配もその長さの中では全員の方が感じられたと思います。特に、ひとり老人家庭、広陵町では300人、寝たきり老人の数は95人と調査が出ています。高齢者の方、身体障害者の方、肢体不自由、視覚、言語、視覚、内部、重複その他、1級、2級の方合計しても352名の方々がいらっしゃるようであります。こうした独居老人宅、身体障害者宅に地震等におけるタンス、本棚等家具の転倒を防ぐために、固定金具等を支給し、人的被害の軽減を図るために実施してはどうかと提案するのであります。

ちょっとした気配りで大きな成果をおさめられるとっております。地震は防げなくても、その被害を最小限に減らす減災、災難を減らすとの視点でこれだけではなく、広く目を広げて今後の対策を進めてほしいと願うものであります。

3つ目であります。

議会のたびに一般質問をさせていただいてるわけではありますが、この質問した後、どのようになっているのかということを追跡をしたいと思って過去、過去と言いますが、この1年間の間に質問させた主な項目について質問し、その後どうなったのか、解決したのか、しな

いのか、質問をするわけであります。

1つは介護予防にパワーリハビリの導入を望むを提案させていただきました。そのときの町長の答弁はパワーリハビリは身体的能力低下の抑止や活動への自信を引き出す効果も期待されると、介護保険のみならず事故防止による医療費の抑制を初め、自立支援の一環として関係機関と連携を図り、導入の研究、検討を行う、これが答弁でありました。

2つ目は、住宅会社が開発した地域、疋相地域において町道認定も下水道も引けない地域がある、その対策はとの問いに開発業者と土地の持ち主と話し合っ、早期接続のために努力したいと考えていますというのが答弁でありました。

3つ目、古寺町営住宅の駐車場の整備について問うたのであります。解決策として現在の社会情勢を考慮しますと、やはり駐車場の設置ということになる。付近の農地を借地して民間の活力を活用する、居住環境を配慮しながら検討をする、これが回答でありました。

4つ目は、印鑑登録の性別記載の削除についてであります。性同一性障害者等人権擁護や男女共同参画社会の推進を考えるに当たり、男女の記載については国の制度改正とあわせて動向を見たい。先日私たちごみ特別委員会で視察した勝山市の印鑑登録の性別の欄はありませんでした。このことも報告しておきたいと思っています。

以上、この3番目についてお願いしたいと思っています。

4つ目であります。構造改革特別区域、（仮）広陵農地活用新規就農支援特区計画についてであります。

広陵町では農業の担い手の高齢化が進んでおり、現在では約半数が65歳以上の高齢者となっている。一方、遊休農地は増加しており、平成7年から平成12年までの5年間で約2%増加した。このような状況の中で特産野菜の産地の後継者等、新たな担い手の育成と遊休農地の解消と発生防止が課題となっている。そこで、農地取得の際に下限面積要件を緩和することで農地の取得をしやすく、既存の小規模農家の規模拡大や就農を希望する都市住民等の農業への参入を促進することで、新たな担い手の確保を図る。また、従来できなかった農業者等による遊休農地等を活用した市民農園の開設を可能にし、都市住民の生きがづくりと都市住民と連携した農地保全を図る。これらの規制緩和を通じ、遊休農地の解消と発生防止と農村の活性化を図り、さらに地域全体の活性化につなげていく。また、導入する規制緩和は1つは地方公共団体及び農協以外の者による特定農地貸し付け、2つは農地の権利取得後の下限面積要件の弾力化、下限面積は10アールということであります。区域は広陵町全域となっている。

これが、特区の意義、目的の案が私たちに示されたのでありますが、私は農地は単なる市有財産ではない。地域社会の共益、国民社会全体の公益に係る、半ば公共財的性格を有していると思っているのであります。農地の多くは一定の領域における有機的地域集合というまとまりの中でなければ個々の農地としてもその機能を十分に発揮できないという特殊な財であると思っています。水田に例えて言えば、一定の面積に区画された点としての補助、面としての水田の地域的広がり、線としての水系のネットワーク、こうした点と面と線が相互に織りなす有機的地域集合単位のもとでこそ、個々の水田機能もまた発揮されるという仕組みになっているのであります。そのことを無視して、単なる私的感覚で農地を転用したり、耕作を放棄したりすれば、おのずと集合財全体の価値破壊を招く。事実、転用や耕作放棄があちらこちらで、周辺農地や自然環境を悪化させているのであります。その結果、集合財である農地によって守られていた国土環境の保全機能もまた失われているのであります。これが水田に対する一つの考えであります。

この構造改革特区を導入することによって、そうした環境が崩れてしまうのではないかと心配している私は、そうした懸念はどうでありましょうか。ひとつ特区を特定することの意義、特区の目標と効果について書いてありますが、本当に構造改革特別区域で地域農業の活性化を進め、さらには地域全体の活性化につなげていきますと書いてはあるが、絵に描いたもちになってしまうのではないか。どんなシナリオを持っているのかを聞くわけでありませぬ。

特区導入に対する懸念への対応についてであります。農家住宅への転用目的で制度を利用される点、新規就農者が本当に営農を行うかが心配である。こうした懸念への対応を考えるべきではないかと思いますが、町の考えはどうなのか。

また、この特区導入により都市計画法、農地法、農振法の3法は構造改革特区ではどのように変化するかお尋ねしたいのであります。以上であります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま山田議員からご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

まず、障害児と知的障害者の利用のデイサービス事業についてでございます。

ご指摘の知的障害者のデイサービスにつきましては、現在香芝市、そして三宅町に事業所が存在するのみで、町内にはございません。事業所指定を受ける事業者が少ないことも否めず、今後新規参入事業者の促進について、県と連携して整備を図ってまいりたいと存じます。

また、新たなニーズにつきましても現在聞いておりませんが、ニーズが生じたならば、

十分なあっせん、調整を行い、対象者の生活支援にこたえてまいりたいと存じます。

次、2番目の高齢者、身体障害者宅に地震等におけるタンス、書棚等家具の転倒を防ぐために固定金具を導入してはどうかと提案がございました。

答弁といたしまして、このたびの地震は非常に体感震度の強いもので、改めて地震の怖さを知った思いであります。議員ご提案の固定金具の支給につきましては、先進地での効果等について研究し、対象範囲、取り付け方法などの条件整備を図った上で、地震対策の一環として人的被害を未然に防ぐ、安心と安全を提供したいと思っております。ご提案ありがとうございます。

その後どうなったか、私の質問ということでございます。

いいタイトルで感心をいたしているところでございますが、議員各位のご質問、ご提案、ご意見については町民の貴重な声として時には反省し、時には実現のために研究をし、中には歳月と経費を投入して汗を流し、激論をしていることを申し上げます。

まず質問1、介護予防上にパワーリハビリ導入についてのことでございます。

平成18年度からの3年間の第3期介護保険事業計画期間において、国の社会保障審議会では軽度者を対象とする新予防給付の必要性が示唆されており、全般の体系的な見直しにより現行介護サービスの中に筋力向上トレーニング、いわゆるパワーリハビリや閉じこもりの予防が盛り込まれる動きがあります。これら介護保険や周辺対策を取り巻く動向も踏まえ、町内の施設を利用し、身近に簡便に利用をいただけるような方法で導入を行ってまいりたいと考えます。

次、2番目の住宅会社が開発した疋相地域の町道認定も下水道も引けないところもある、その対策はどうかということでございます。

ご指摘の地域は広陵町内の業者が分譲住宅計画に着手し、事業途中にて経営が行き詰まり、檀原市の開発業者に引き継がれました。その後、分譲が完了をし、入居されましたが、地域内道路は一部未整備となり、所有権も会社名義となりました。町としましては再三必要な工事施工を指導するとともに、名義を町に移すよう要請をいたしました。そうすることで、下水道管渠の布設を約束してまいりましたが、これが今日までの経過でございます。このたび分譲を受けた12名の皆さんが力を合わせて共有名義に取得し、町に寄附したい旨申し出があり、これを受けたいと思っております。来る12月議会に町道認定の議案を提案させていただく予定であります。承認後は速やかに下水道接続のための測量、設計と工事施工の手順をとりたいと思っております。この種のケースは二度と起こさないよう、開発指導を厳しく行いた

いと思っています。

その後どうなったかの3番目、古寺町営住宅の駐車場の整備でございます。

古寺町営住宅の駐車場整備につきましては、種々検討をしまいましたが、平成15年度から着手しております町道百済赤部線の歩道整備を契機に整備をしたいと考えております。したがって、一部土地所有者の方に借地として利用をお願いし、承諾が得られれば歩道の整備と歩調を合わせて実施する予定であります。土地所有者とは事前に交渉を進めているところであります。

4番目、印鑑登録の性別記載の削除について、その経過でございます。

性同一性障害者等の人権擁護や男女共同参画社会の推進を考えるに当たりましては、6月議会で国の制度改正とあわせて、その動向を見きわめてまいりたいと回答を申し上げておりましたが、国会においては性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が平成16年7月16日より施行をされたことはご承知のとおりでございます。しかしながら、この特例法で申し立ての可能な人はごくわずかな人数であり、大多数の性同一性障害者は依然として公的文書の性別と社会生活上の性別との違いに悩まされていると聞き及んでいます。多くの自治体発行の各種申請書類、公的文書において中には性別記載を削除することも可能ではないかと考えられる書類等もございます。特段の定めのない限り削除方向で事務執行をいたしています。

ご指摘の印鑑登録証明書につきましても、現在は国の印鑑登録証明事務処理要綱に基づき、広陵町印鑑条例及び広陵町印鑑条例施行規則により執行しておりますが、窓口の印鑑登録、印鑑証明等の申請書における男女別の記入欄につきましては、年度内に規則中の様式を改正し、削除してまいりたいと存じます。

なお、過日の勝山市の視察の際において申請書のご確認をいただいたようでありますが、交付証明書におきましては男女の記載は削除されていないようでございます。

次に、構造改革特別区域計画案の就農支援特区の推進についてでございます。

いろいろな懸念がございますが、その対応はどうかというご質問でございました。本町の水田面積は平成15年現在では520ヘクタール、そのうち347ヘクタールが水稲作付となっており、遊休農地増加率は2%となっております。水田が持つ多面的機能は農業生産性とは別に地域の生活環境に重要な要素であることは言うまでもありません。長年にわたり集落が保持してきたものは貴重な財産でもあります。この構造改革特区の目的は、この農村を保持するため担い手の高齢化対策、遊休農地の解消と発生防止を通じて地域社会の活性化を

目的とするものでございます。

特区導入の懸念への対応については、新規就農後転用の年数を制限したり、代表支部長会での推薦を受けた後、農業委員会に承認を得るなどの適用基準を設けることを検討中であり、今後詳細については農業委員会等と綿密な協議をいたし、厳正な運用をする考えであります。

また、都市計画法、農地法、農振法の3法はこの特区において相互に関連するものではありませんが、この特区導入後において関連してくれるものと思われ、本町の農地利用による影響をもたらすことを期待するものであります。

特に、広陵町はニュータウンに都市住民が数多く、近い将来高齢化を迎えるわけであり、家庭菜園のような小規模農園で自家消費用の野菜等を栽培しながら老後を送りたいとするニーズを持つ人がございます。生きがいに、また農村集落と都市住民との交流により、集落の活性化が図られます。特例措置をあわせて実施することにより、地域農業が持続的発展を図り、さらに特産品を促進し、農業後継者や意欲ある青年農業者、そして中核的農家が育つものと確信をいたします。町もしっかりと支援をしてまいりたいと考えています。以上のとおりでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 では、1回目のこの障害者と知的障害者の利用のデイサービス事業についてであります。

今香芝市と三宅町にこうした方の2カ所が、こうした施設があるとおっしゃいました。こうした施設に、では広陵の方から何人行っておられるのかどうか、そういう該当者はおられないのか、おられるのかどうか、もしもその数値がわかれば教えていただきたいと思っています。

障害者、知的障害者のデイサービスをやるにしても、幾つかの課題があることは私も承知しているわけであります。2人や3人の利用者ではそれぞれ職員がつかざるを得ない状況であるため、採算がとれない点とか、個別性が高い障害者のニーズにいかに対応をし、住みなれた地域での生活を支援していくことができるかということで、大変難しいことは百も承知しているわけであります。全国の自治体においては障害者のためのデイサービス施設を単独でつくるのは難しい。ならば、ある施設を利用し、現在やっているようであります。介護事業所で障害者や障害児にも利用を可能にし、障害者の地域での自立支援や家族の介護軽減を目指すために、埼玉県秩父市では障害者地域ケア特区で高齢者用のデイサービスセンター

でのお年寄りたちと一緒に楽しい時間を過ごす障害者たちの事業もやっておられるようであります。また、長野県の木島平村ではデイサービス事業、バリアフリー特区として認定を受け、2003年7月から介護保険の通所介護事業所での障害児と知的障害者の利用の受け入れを始めているようであります。関係者はちょっとした工夫でだれもが必要なサービスを地域で享受できるようになると、この地域の人では話されているわけでありましたが、広陵町においても今さわやかホール等を使ってこうした老人に対するデイサービスは行っているわけでありましたが、こうした施設をもう一度一步進んで使えるような施設にできたらなあと思っておりますので、その点はやはりこうした特区を活用してやっている町もあるわけでありませんが、広陵町ではそうした考えはないのかお聞きしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、ただいまのご質問でございます。デイサービスの利用の状況でございます。

知的障害者につきましては6人の方がサービスを利用されていると、身体障害者の方には、者でございますけれども、6名ほど利用をされておるわけでございます。児童につきましては現在利用はされておらないというふうなことでございます。

今ご質問いただきましたいろいろな市町村で特区を利用して事業を進めておられるというふうなことをお聞きしたわけでございますが、やはり老人保健施設の総合利用ということでございます。いろいろと運用基準等もあると思っておりますが、やはり同じところで障害者と高齢者とがサービスを受けるというふうなことで、いろいろのお互いの思いがあるというふうなことも我々今聞いておるわけでございます。言われました特区の市町村につきましても、我々もやはり全体的に見ても高齢者よりも施設数等サービスについての状況も少ないわけでございます。これにつきましては十分に研究して、障害の起きておられる方のサービスの拡大を図っていききたいとこのようには思っております。

わずかな行政区域の中で人数というのは高齢者に比べて障害者の場合ははるかに少ないわけでございます。介護保険以上に民間の参入は望めないというのが現状でございます。奈良県におきましても、昨年奈良、橿原の2カ所で障害者関係サービスの提供事業について老人関係施設の運営されております社会福祉法人とか介護事業を展開してる民間の業者に積極的な参加を申し上げているというふうなことでございます。しかし、なかなか難しいのは現状でございます。現在は町といたしましても障害者からのサービス利用の相談につきましては、

町長が答弁申し上げましたようにあっせんや調整を行うとともに、必要に応じては業者、施設に対しまして利用の要請も図ってまいりたいとこのように思っております。

特区等につきましては今後研究をさせていただきたいとこのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 1 番議員！

1 番議員 大変こうした知的障害者、障害者の皆さんと一緒に同じ施設でやるというのは大変難しいことはようわかっているわけではありますが、やはり現在ある施設を有効利用、こうした支援費制度もできましたので、身近にできるこうした施設があればなあといい、また近い将来に考えていただければなあと思っていますのでよろしく願いしたいと思います。

それから、2 番目に移りたいと思っています。

先日この9月5日に地震でいわゆる防災グッズがよく売れているようであります。1つはオリジナル緊急避難セット、乾パンであるとか、水筒とか、水とか等のグッズがよく売れているようであります。2 番目にはタンスとか書棚の倒れどめ、つかえ棒やフィルム、窓ガラスが飛び散らないようにするようなもの、またサランラップ等がよく売れているようであります。3 番目は食料とこれも先ほど言いましたようにテレビでやっておったわけですが、やはりその町内などでこうした防災グッズとか身の回り、いざというときのこうした防災グッズを用意されているだろうかとは私は気になるころであります。では、おまえとはどうやと問われたときに、じゃあ懐中電灯ぐらいあるかなと。それ以外に何かあるかなと思っても、冷蔵庫の残り物ぐらいかなというような程度かなと。じゃあ、乾パンやどうかと思うたときに、いざ厳しいのかなと。じゃあ、私の場合ですよ。町内においてはそんなことはないだろうと思いますが、現実どんなもんかなと思っています。

また、町内での緊急避難場所の徹底もどのように徹底されておるのか、その避難場所は本当に大丈夫な構造になっているのか等々、先日もニュースでありましたが、水害のために避難した場所が水で流されてしまったというような現状を見ると、じゃあ我が地域見渡してみても、じゃあ広瀬区の研修センター、避難場所ってなっている広陵高校等でもどうなのかなと。特に地元の研修センターについても、こうした万が一地震が起きたときに耐震性が大丈夫なのかどうかとも考えあわせるならば、その点どうなのかな。

また、町内にある避難場所についても今現在できた学校等はきちっとした耐震もあって大丈夫かなとは思いますが、その現状がどうなのかな。

それから、町民にも徹底して慌てず行動するようにこうして教えてほしいと思っているが、

その徹底方法はどうか教えていただければと思っています。まず、その点をお願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 職員の備蓄でございますけれども、町といたしましては正相並びに百済に倉庫がございます。そこに職員の乾パン等、災害に向けての備蓄をしております。

そして、避難場所の件でございますけれども、避難場所は昨年6月全戸配布いたしました啓発の資料に基づきまして、その中にもきっちり書いておりますけれども、例えば西校区の下郷であれば図書館、大垣内や赤部でしたら町立図書館へ避難してくださいというようなことで書いております。そういう啓発資料も全戸配布させていただきました。そして、広陵町に訪れる転入者につきましては、その都度転入者には広陵町の災害はこういうふうに指導していくというようなことの啓発資料を転入者に渡しております。住民課の方から渡していただいております。そして、避難場所の指定でございますが、学校や図書館やそういった施設を指定いたしております、先ほど議員がおっしゃった広瀬の集会所等もありますけれども、現段階では万全に近い施設を持ってきていると、このようにご理解いただければありがたいなと思っております。

そして、災害が起きたときの住民への周知徹底方法につきましては、あれいつでしたか、ことしの2月、広報に4ページを割きまして載せさせていただきました。そして、先ほど言いました昨年6月には広陵町の防災計画を砕いた内容の啓発、先ほど言いました資料でございますけれども、全戸配布したと。そして、災害警戒体制1号、警戒体制2号、警戒体制3号という警戒体制の順序がございます。それに基づきまして、どこの担当課がどこに配置するかと、住民をどうして誘導するかと、そういったマニュアルもつくっております。以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 ありがとうございます。そうした徹底、本当に紙を、PRはいろいろ徹底されて、行政側から町民に発信はしているわけですが、受ける側としては余り僕自身を含めて読んでいないのかなと。いざ、こうした地震が起きたらどこへ逃げようかなというような、僕だけではないとは思いますが、こうしたもう一度徹底できていただければなあと思っております。

それから、我が地域においても清掃センター絡み等においていろいろな課題もあるわけですが、広瀬区においては農協倉庫の跡地に防災倉庫をつくってほしいとの声もあるよ

うであります、その考えはどうか。

今総務部長が言いましたように、西校区とそして百済においてはこうした乾パン等の食料品はキープしているとおっしゃいましたけれども、そしてまた北も含め、また真美ヶ丘も含め、そうしたきちっとした整備も必要ではないかと思しますので、農業倉庫跡についての防災倉庫、またそのあとの百済、そして西校区以外の点についての整備は行う計画はあるのかお願いしておきます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 広瀬区と協議をさせていただいております中で、広瀬にございます農協の倉庫跡地を活用して防火水槽、防災広場としての整備を提案を受けてございまして、基本的にはその方向で進めてまいりたいというふうに思います。

防災倉庫につきましては、その土地を利用してそこに設置するかどうか、それがいいのかわりか十分協議をしなければならないと思います。防災倉庫の位置そのものはやはり水害等に耐えられるかどうか、震災だけでなしにほかの問題もございまして、いわゆる浸水するような場所に倉庫があっても何の意味もないということもございまして、十分その辺は防災担当と協議をして進めてまいりたいと思っております。それ以外のことにつきましては総務部長の方からお答えを申し上げます。

議 長 総務部長！

総務部長 先般も各大字の公民館等に地震等で例えば町の方からどこの村に行けないというようなことがあれば、未然に自分たちの力でその災害を少しでもやっていただくというようなことでスコープ、いろいろな道具を貸与したわけでございます。今後食料品等の備蓄等につきましては、各大字に公民館、集会所もございまして、総務課と一緒に協議を進めながら考えてまいりたいと思っております。

議 長 1番議員！

1番議員 では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、3番目にありまして、私の一般質問のその後について4つお願ひしたわけでありまして、結構な回答をいただきまして感謝したいなと思ひます。

1つのパワーリハビリについては、身近に利用できる方法で考えると、どうぞ、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり介護のその人も、やはり要支援、要介護度が進むわけでありまして、こうしたパワーリハビリを使うことによって、段階が進まないということも全国的にこのパワーリハビリ

等を活用されて成果が出ていると聞いておりますし、また実際そのようになっているようでもありますので、どうかこの広陵町における介護者数も毎年徐々にではありますけれどもふえてきているのではないかと、階級も1から2に進む人、要支援から1に進む人等を含めて、こうした数値を見ましても進んでいるように思うわけではありますが、こうした機会を使いながら頑張ってもらえればなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、2つ目の正相の開発した点につきましては、どうか一日も早くこうして解決し、町道認定し、そして下水施設ができますことをお願いしたいと思います。感謝しています。

それから、古寺の駐車場の件につきましてはまだまだやはり使用料の件とか、料金等々も含めてなかなか難しいところもあるとは思いますが、今後課題が残っているとは思いますが、整備の方、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、4番目の印鑑証明登録についてであります。先ほどの答弁ありました勝山市について、私も先日ごみ特別委員会と行って、やはりこうしたことも気になるものですから、窓口へ行って印鑑証明の交付申請書を持って帰ってきたら、ここの欄にはやはり勝山市は男女の記載はないわけでありまして、我が広陵町については男女の性別がきちっと載っていますので、こういうことをまず初歩的ではありますが、外してほしいと思っておりましたところ、今答弁は外しますという答弁でありましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、4番目のやはり構造改革特区区域についてであります。

私たち議員全員に資料もいただきました。読ませさせていただきました。せっかくでしたので、私もそれなりに勉強して、勉強というよりもやはり素人から見た農業というのもまたいいのかなと、専門的に見るのもよし、また農業をしない視点から見るのもいいのかなと思っております。少し同じような内容かなとは思いますが、町が書いた資料を見ても大体同じようなことが、結局は就農する人は生きがい対策としてほしい、市民農園を開きたいというのが要約すればそういうふうになるわけではありますが、それをひとつ考えてきたところを整理し、答弁をいただければなと思っています。

構造改革特区の農地活用、新規就農支援特区の計画案について読ませてもらったのであります。1つは区域の自然的、社会的条件で広陵町の郊外住宅地、真美ヶ丘地域には大阪の通勤圏の住民が住み、これらの住民のうちいわゆる団塊の世代が近い将来に一斉に定年退職期を迎え、高齢者として地域にあふれることが予測されると。そして、これらの人々がその地域において生きがいを持った老後を過ごせる環境づくりが必要となっている。だから、

目的を達成するために特区でやりたいと計画されたと思うわけであります。定年退職した人たちが意欲を持って農業に親しんで参入してくれると期待はしているわけでありますが、絵に描いたもちにならなければと私は思っているわけであります。アンケートでもどのくらいの方々が参入していくかという数値でもつかんでおられるのかどうか、あれば教えていただきたいと思っています。

私はこうした退職した人たちが下限面積を10アールにしたとしても、やはり500万円から1,000万円ぐらいの資金は要るわけでありますし、これから年金をもらって生活するにしても厳しい社会情勢で、子供たちと別居している家庭も多いようでありますし、夫婦2人で生活される家庭も多くなってきているのではないかと。今都会の方ではいわゆるマンションブームが起こっているようであります。それは、退職された方々は年を重ねるごとに体の健康のことが一番の心配であるから、便利のいい何もかも備わっている都会に、交通の便、病院等々が備わっている都会に住みたいと思っている方々も多いと先日テレビのニュースでもやっておられたようであります。特区を企画されたのだから、それだけのニーズ、新規就農したい方がおられると思うが、どうか。

それから、2つ目は区域における農業の特色が書いてあったのであります。町中央部から西部にかけては都市化の進展により混住化が進み、担い手の兼業化と高齢化が進展している。東部においては恵まれた土地基盤と都市近郊の条件を生かした野菜の栽培が行われ、専門的で集約的な農業経営の展開で高い収益を上げている。特にエコファーマーの認定を受けた44名の農業者が化学肥料や化学農薬の使用を削減した、持続性の高い生産方式の導入を積極的に行っている地域は、私はこの特区から外して独自の生産方法式の導入も考えてもよいのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。

農業者の高齢化もますます進行し、担い手不足が深刻になることが予想されると書いてある文章があるわけでありますが、だから新規就農支援特区で解決したいと思っているがと、シナリオはあるのか、どのような行程で目標、目的を何年ぐらいで達成したいと考えているのか、尋ねたいと思っています。

それから、遊休農地の増加原因としては農地の資産的保有意識が高く、農地の流動化が進んでいない。それだけに50アールを10アールに下限面積を設定したのものとして、その土地を手放してくれるか心配であるが、そうした心配は無用なのか。期待できるのかどうか。

それから、意義の中にも小規模農家の規模拡大や新規就農希望の都市住民等の農業への参入を促進することで、多様な担い手の育成を進めるほか、農地を市民農園として都市住民に

提供をし、農家だけではなく非農家も巻き込んで遊休農地の解消と発生防止を図ることができると、また市民農園を通じた生きがづくりと農村集落の活性化すること、また市民農園の利用が営農技術の向上のために役立つし、農村集落の側にも都市住民との交流により集落の活性化を進めたいとの声もあり、集落の農業者等が共同して遊休農地等を活用し、市民農園を開設し、都市住民に貸し付けることを可能にすることで、それらのニーズにこたえていく、そのために特定農地貸付法及び市民農園整備法の特例措置を導入すると書いてあるわけですが、地域農業の持続的な発展を図ることができると町は期待しているわけですが、当事者間でそんなすばらしい話は町内にあるのかどうか、需要と供給というのがあるのかどうか、教えてほしいと思っています。

それから、目標の農業の後継者の確保と中核的農家の育成についてであります。農地の権利取得後の下限面積要件を緩和することにより、新規就農や小規模農家の規模拡大を促進し、後継者の確保を図り、広陵町の将来の農業を支える中核的農家の育成を図ると書いてありますが、小規模農家の人が現在規模を拡大したいと夢を持っておられる農家があるのかないのか、また新規に就農する人たちが多くあり、目標に達成できる数値、データでもあるのか、あれば示してほしいと思っています。

また、県の農業大学校での担い手講座を受講されている人は町内におられるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

そして、やはりこの特区の最大の効果は経済的、社会的効果がなければならないのではないかとここにも書いてありますが、確かに50アールを10アールに下限面積要件が緩和されることにより、農地の流動化が進み、可能性はある。しかし、広陵町は経営耕地面積は456ヘクタール、そのうち89%が水田である。その水田の中に仮に10アールを何人かの人々が土地を購入して農業をされるとしても、米づくりではなく野菜づくりでしょうから、前にも述べたように水田は一定面積に区画された点としての圃場、面としての水田の地域的広がり、線としての地域集合単位でこそ、個々の水田機能がまた発揮されるという仕組みになっているだけに、そうした環境が崩れてしまうのではないかと心配しておりますが、町はどのように考えているか、またそのようになった場合どう指導をするか、教えていただければと思っています。以上です。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたしたいと思います。

実は昨日農業委員会が開催されまして、その中でも町の方から特区の区域の計画について

提案を出させていただきました。そのときに特区の目的を細かく説明させていただきましたが、その特区の目的につきまして説明を加えながら回答とさせていただきたいと思っております。

特区の目的であります。目的につきましては山田議員さんがご質問のとおり、農地の有休化を危惧して、そのために50アール、5反以下の小規模農家に農地取得の機会をふやしていこうということでございます。担い手不足という部分につきましては、高齢化社会の中で今現在もう切実に感じておるところでございます。広陵町の農家の方がどのぐらいおられるかという部分から見ますと、正確な数字はちょっといろいろな保険ですとか、部分で町として把握しにくい部分もあるんですが、おおよその数字としましては1,000人未満、若干切れるんじゃないかなという農家の方の人数じゃないかなというふうに把握しております。その中でも5反未満の所有される方につきましては、そのうち80%の方が5反未満の農家の方であるというふうに把握しております。そうすれば、5反未満の方が土地を取得するという行為につきまして、法の中ではできないという現状がございますので、そのために名義をおかりしたり、いろいろやってるわけなんですけども、そういう部分をきちっと正当化するためにも、5反の未満の方の取得の機会をちゃんとつくるというのが今回の特区の一つの目的でもございます。

それと、2番目としましていわゆる住宅地、広陵町の中では真美ヶ丘を指していると思うんですが、その方たちの住民さんの農家への参入を促して、新しい担い手をつくっていこうということでございますが、果たしてその方がそんなに多くおられるのかという部分でございますが、これも私の方で調べたところによりますと、在来地と真美ヶ丘の部分と含めると約1,000の方が今55歳から60歳の間のいわゆる団塊の世代と言われるお方の中で5歳の枠の中に1,000人がおられるという調査をしております。その方が、単純に割りますと毎年200人、今申しましたのはサラリーマンの方だけの話です。サラリーマンの方が毎年200人定年でリタイアされてこれられると。そのうちの何人かの方はそういう定年を迎えまして、昔やっていたとか、もともとあこがれていたとかという形で農業の方に従事したいという希望される方が多いということが、これは予想されます。

それと、市民農園の部分なんです。市民農園の開設を今までは町なりJAの方に限るといふことの法的な枠があったわけなんです。それを拡大しまして個人や大字自治会などもそういうことができるという枠を広げようということでございます。これがもう一つの特区でございます。それにつきまして、そうすることで都市の方と在来地の方との交流を活発にして、活性化するというのが目的でございます。また、具体的にどういうことかといいま

すと、例えば広瀬なり百済地区の中でそういう農園を開設いたしまして、それも大規模な農園の方がいいかと思うんですが、その中で住民の方が地元の農業のベテランの方に指導を受けながら農園で遊んだり、また利益にはならないと思いますが、販売する喜びも収穫する喜びもともに味わっていただいて、地元の方もそれにお手伝いしたり、それによって利益を得るということも特区によって可能になるというふうに思います。

また、この特区を導入したからにはそういう事業を展開して、活性化を実際に図るということ、施策をしなければ、特区を開設した意味がないというふうに認識しておりますので、そういう意味からでも特区導入について頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 最後にですけれども、今部長が説明されたんですが、全国でいろんな経済特区、構造改革特区をやっているのはやはり教育特区、幼稚園と保育園を一緒にするとか、また学校おける英語教育を一円化するとか、やはりまたこうした福祉施設の多目的利用などの福祉分野においての提案、先ほどにおいたデイサービス事業についてもこうした特区を考えている地域は、やはりそのスタートラインのところには何人かの人数がおる、そしておられる、そしてそれから一つ一つのシナリオが書かれて目的達成まで行くというのが、私の頭には大体の絵が描けるわけですが、今部長等、この説明を聞くと、真美ヶ丘の人が1,000人ぐらいおると。その人が新規就農してくれるかどうかと期待は込めても、現実の数がつかめておられない。だから、私はこうした懸念もあるわけで、うまくいってくれたらいいなというのが一つの願いと思っているわけでありまして。できた以上、提案された以上は、きのう農業委員会で三役に一任されて、その結果はどうなったかはわかりませんが、あればどのようになったか等も含めて聞かせていただければなと思いますが、やはり当然ながら構造改革特区の事業実施は手段であるわけで、その目的は町民がその恩恵をどれだけ受けられるかでありまして。いかに工夫して、町民納得する説明をされて、地域社会を向上させるか、これからがこうした特区導入されて、オーケーができてからの正念場を迎えるわけでありまして。期待はするけれども、新規就農する人はなかった、また市民農園をつくってほしいと思ったけれども、そういう希望者はなかった、そんなんとてともというようではこうしたことがだめになるわけでありましてから、これから本当に模索が続くと思うが、本当に頑張ってもらいたいと思っております。以上であります。

農業委員会の含めて結果がわかればお願いしておきます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問のとおり、きのう農業委員会の中で会長、副会長の判断にゆだねるということでしたので、委員会終了後、会長、副会長と協議させていただきました。その結果、委員会として町の提案どおり受け入れると、意見としては特区をするだけじゃなく、それを生かした施策をお願いするという意見にするというのを聞かせていただいております。以上です。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に、山村君の発言を許します。

3番議員 3番山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

6月議会におきまして女性議会の開催を提案させていただきましたところ、平岡町長様初め、関係各位の皆様、議長様初め、議員の皆様のおかげをもちまして10月1日に開催していただけることになり、本当にありがとうございました。各方面でご活躍の女性のさまざまなご意見を聞き、町政に反映していただければと期待しております。また、一度きりではなく、回を重ねていただけるよう重ねてお願い申し上げます。

今広陵町におきまして最重要課題が清掃センター問題であります。先日には福井県の勝山市、エコクル美方に視察に行かせていただきました。勝山市の職員の方が他府県にまでごみの焼却をお願いされた苦勞、また徹底してごみの減量に取り組まれていることを聞き、広陵町ではどこまで減量に取り組んでおられるのか疑問に思いました。現施設は来年の6月30日に操業停止、新施設建設は間に合わない、こうした非常事態とも言える現状を町民の一人としてどこまで切実に感じていたかと大いに反省いたしました。また、ごみ問題は単なる焼却場問題だけではなく、地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模で考えなければならない環境問題です。地球環境を守るためごみゼロを目指し、町が一体となって取り組む必要があると思います。

広陵町のごみ減量推進状況をお聞かせください。

次に、子育て支援についてご質問いたします。

厚生労働省は2003年の出生率が1.29、戦後初めて1.2台に落ち込んだことを発表いたしました。予想をはるかに超えて進む少子化への対応は重要課題とも言われております。子育て支援は未来への投資であります。子供は21世紀を担う人材であり、子育てを社会全体で考えなければならない時代に入ってきました。少子化対策は育児環境の整備が急務

であります。そこで、4点をお聞きいたします。

1点目の不妊治療の助成制度についてですが、少子化の原因については女性の社会進出や晩婚化が上げられておりますが、不妊率についても見過ごせない理由となっております。不妊治療については排卵誘発剤など保険適用されるものもありますが、保険適用外の治療が多く、ほとんどが妊娠まで高額な治療費を自己負担しているのが現状であります。我が子をどうしてもこの手に抱きたいとの思いで治療を受ける夫婦に、経済面や精神面での行政の支援が必要です。2004年度政府予算で新たに助成支援策が豊富に盛り込まれ、奈良県においても特定不妊治療助成制度が創設されました。今回の制度に対して広陵町としてどのように対応をされているのかお聞かせください。

2点目は、出産後にヘルパーを派遣する産後ヘルプ事業の実施です。

核家族の家庭で出産後間もない時期のお母さんは体調が不十分で、育児や家事の負担が大きいです。こうしたお母さんを援助するために昼間赤ちゃんを二人きりになってしまう家庭などに、ヘルパーを派遣する産後ヘルプ事業をスタートしてはどうでしょうか。お母さんと赤ちゃんが退院してから1カ月ぐらいはなれない育児と家事で張りつめた状態で、母親自身ストレスがいっぱいで応援の手が一番欲しい時期です。しかし、核家族化の中で育児疲れから育児ノイローゼになる母親も見られます。出産後張りつめた母親に手を差し伸べることで、その後の子育てが楽しくなるケースもあります。産後ヘルプ事業を実施していただけないでしょうか。

3点目は、子育て支援施設についてです。

育児を支援する子育て支援施設を広陵町でもつくっていただけるよう要望をいたします。そこを拠点にして集いの広場事業を創設していただきたい。

この事業は公共施設内のスペースや商店街の空き店舗など、社会資源を活用して育児に不安や悩みを抱える親などが気楽に集い合い、交流のできる場を提供するのが目的であります。また、ボランティアによる相談等を実施することとなっております。具体的には1つ、子育て親子の交流、集いの場を提供すること、2つ、子育て支援アドバイザー、仮称ですが、子育てやそれに関する相談に応じること、3つ、地域の子育て情報を集まってきた親子に提供すること、4つ、子育て支援アドバイザーの講習を実施すること、以上の4点であります。私も子育てをしながらいろいろな不安なことがありました。そんなときとともに子育て中のお母さんとの何気ない会話、また先輩お母さんの助言などで随分救われた経験があります。しかし、今は核家族化が進み、地域でも昔はどこにでもいた世話やきおばちゃんが少なくな

りました。孤独な育児にならないように、あそこに行ったらだれかに会える、子育ての相談に乗ってもらえる、親子ともどもの安心子育て基地、そうした拠点をつくっていただけるよう要望いたします。

4点目の親業講座についてですが、親業とは1963年、アメリカの臨床心理学者トーマス・ゴードン博士によって始められた親としての役割を効果的に果たすための訓練です。だれでも子供が生まれると親になります。しかし、本当の親になるのは難しい、愛情いっぱい子供を育てているつもりが逆に子供を追い込んでしまっている、子育てに行き詰まり、親業講座を受け、育児は楽しいんだよ、子供って本当にかわいいねとみんなに伝えたいと思えるようになった方がたくさんおられます。ぜひ広陵町でも親業講座を開催したり、町の講演会などで取り入れてはどうでしょうか。

3番目の質問は図書館の利用についてです。

広陵町の図書館では勉強は禁止されているが、許可してもらえないのかと住民の皆さんからよくお声を聞きます。他の町では学習室を設置しているところもあります。あいているお部屋を開放してはいただけませんか。

また、展示コーナーをもっと活用してはどうでしょうか。役場と同じように定期的に文化協会の方の作品を展示してはいかがでしょうか。図書館に来る楽しみがふえるように思います。

4番目の質問は役場職員の接遇改善についてです。

21世紀のまちづくりのためには、町民と行政との協働という理念が必要だと思います。若い職員の方たちは核家族で育ち、人と接することが少なく、コミュニケーションをとるのが苦手な方もおられるのではないのでしょうか。職員の接遇マニュアルを作成して、応対マナーの改善、向上を図ってはいかがでしょうか。以上の4点です。よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま山村議員からご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

まず、初めのごみ減量でございます。

ご指摘のとおり、住民生活に身近なごみ問題は今や地球環境の問題となっております。こうした背景の中、本町のごみ減量の取り組みにつきましては、自主的な減量をしようとお考えの方に対する助成事業として、これまで家庭用生ごみ堆肥化処理機で延べ251件、コンポストで延べ1,649件、EM処理器で延べ850件の助成をいたしているところであり

ます。こうした中で、平成13年10月に広陵町ごみ減量等推進審議会においても、減量化第1段階11%、第2段階20%の答申が出されておりますが、これらの目標値達成に向かってまずごみは家庭に持ち込まない、ごみは出さない運動を展開するとともに、ごみ減量化に向けた基本計画を実行する必要があると考えております。こうしたことから、ごみ減量に関するプロジェクトチームを立ち上げ、地域に向いてごみの分析、リサイクル、ごみの有料化等、ごみに関するあらゆる分野での勉強会を開催し、住民皆様方一人一人の意識改革を呼びかけながら、ごみ減量推進に努めてまいりたいと考えております。

2番目の子育て支援でございますが、まずそのうちの1番目、不妊治療費の助成制度についてです。

不妊治療費のうち、体外受精及び顕微受精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、平成16年6月1日から奈良県の助成事業として特定不妊治療費助成事業が実施されているところであります。これは奈良県民であって、法律上の婚姻をしている夫婦が県指定の医療機関で体外受精または顕微受精の治療法しかないと診断されたとき、かつ夫婦の前年所得合計額が650万円未満である場合、最寄りの保健所に申請すると年度当たり10万円を限度に通算2年間助成されます。町では8月号広報紙でお知らせするとともに、窓口で資料を常設し、相談に応じています。

2番目の出産後にヘルパーを派遣する産後ヘルプ事業、3番目の子育て支援施設、4番目の親業講座につきましては、本年度策定を行っております次世代育成支援行動計画の中で、策定委員会及び庁内会議で検討をいたしているところであります。現在のところ、3番目の子育て支援施設につきましては集いの広場事業及び子育て支援センターを19年度をめどに開設いたしたく、目標値の設定を行っておりますので、申し添えます。

役場職員の待遇改善であります。これは町民と行政との協働ということでご指摘をいただいているところであります。

答弁は職員の待遇マニュアルを作成して対応マナーの改善、向上を図ってはとご提案をいただいておりますが、新規採用職員は入庁後、奈良県市町村職員研修センターの新任職員研修の中で待遇対応研修を受講しております。また、町におきましても待遇対応研修を開催し、平成14年度、15年度におきましても各年約50名受講をしております。本年度につきましても11月の研修開催に向けて準備を進めておるところでございます。待遇研修は1回受けたからといっていいものではありませんので、繰り返し受講して身にしみ込ませることが最も大切だと考えております。また、各職場におきましては常に管理職が課員に対して対応

マナーの質や内容について注意を図り、指導を重ねております。人に優しい、人が優しいまちづくりのため、今後も引き続きあらゆる機会をとらえて接遇研修に努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、遠慮なくご指摘をいただきたいのでございます。山村議員は女性議員として公務員の経験も積まれ、私たちの役所を見られますと数多くのお気づきがあるかと存じますが、どうぞよろしく願いを申し上げ、回答といたします。

議 長 教育長！

教育長 山村議員の図書館の学習室の設置についてと展示コーナーについて答弁させていただきたいと思っております。

学習室の設置についての質問であります。図書館とは文化、知識、教養、情報の拠点となる施設であり、学習室は利用の方法によっては一部利用者の独占的な使用となり、図書館を利用される方の迷惑にもなりかねますので、建設当初から学習室を設けておりません。しかし、図書館には利用者の調査、研究及び調べ学習等に提供するための閲覧席として64席を設けております。図書館での学習を目的とされる方々につきましては、夏休みの期間中、学校図書館を開放しており、ご利用願っております。

次に、展示コーナーのことについてであります。

図書館の展示コーナーは町内に在住する団体及び個人の文化活動の作品発表の場として利用をいただいております。平成15年度、図書館展示コーナーの利用件数は18団体、延べ140日と多くの利用をいただいております。この展示コーナーの利用には文化協会の会員の作品展示とともに、数多く利用されております。図書館としては文化協会に限定せず、展示を希望される方々に幅広く利用をいただきたいと願っております。

なお、図書館の一角に文化協会華道部の方々が利用者の心をいやすため、ボランティアで生け花を生けていただいておりますこともご報告申し上げておきたいと思っております。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 まず、1番目の清掃センターの操業停止後のごみ処理のこと、減量についてなんです。ごみ処理委託っていうのは勝山市でもお話を聞かせていただきましたが、非常に経費がかさむ、またいろいろな問題が生じるっていうことを聞かせていただきました。このごみ減量について本当に町民の皆様これだけの経費がかかるんだ、これほど町は大変なんだということをもっともっと皆様に意識徹底をする必要があると思っております。

また、広陵町にはごみの減量推進委員っていう方が委託を受けておられます。また、環境問題に真剣に取り組んでおられる方もいらっしゃいます。また、レジ袋削減に対してサービ

スを実施しているお店とか、レジ袋ゼロの日を決めているスーパーもあります。もうごみを減らすには住民、事業者、行政の3者がみずからの課題として取り組むとともに、お互いに協力、連携をすることが大切だと思っております。行政任せではなく、私も買い物袋を持参するマイバッグ運動の推進とか、またごみ減量の意識を高めるように勉強会を住民の方々と開催していきたいと考えております。その節には職員の方にも講師をお願いしたいと思いますが、ご協力はいただけますでしょうか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まさに減量化につきまして積極的なお考えを賜りまして、本当に感謝申し上げます。ごみ減量推進委員の皆さん方とともに我々一緒にその説明会あるいは勉強会をしてみたいという方向性を持っております。当然まずはごみをつくらない努力からスタートをさせていただくというふうな観点で、住民皆様方にご説明をまずしていきたいというふうに考えております。当面のごみ減量に対する対策でございますが、やはり当然これまでの生ごみ処理機の設置についての助成を促していく、そして食べ物の生ごみの出ないように、食べ物を残さないように食事をしていただく。あるいはご指摘の買い物袋の利用にして、毎回毎回買い物袋、ビニール袋が家庭に持ち込むことを少なくする、そういう方法、そして業者に対してはやはり簡易な包装を促していくというふうな形で、まずはごみをつくらない努力から勉強会を開催したいというふうには考えております。当然ごみ減量推進委員の皆さん方とともに協力をお願いしながら、その啓発をしていきたいというふうに考えております。もしそういった独自の勉強会の申し出がございましたら、ぜひご連絡をいただきまして、私どもとともにご協力を賜りたいというふうなふうに考えておりますので、大変ありがたいというふうな思いでおります。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。本当に私も町民の皆様と一緒に広陵町のごみ問題、ごみ減量問題に真剣に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2点目の子育て事業の支援についてですが、不妊治療について現在保険外診療となっている治療費は平均30万円から50万円もかかる。もう利用者にとっては個人で負担できる限界を超えて、やむなくもう治療を断念せざるを得ない夫婦も少なくないのが現状であります。私はもう町単独での一部助成をお願いしたいというのは、もう本当にやまやまなんですけれども、本当に少子化によって将来的にも国の活力を失いかねないとされる今こそ県とか、また市町村が一体となって保険適用を考える要望の時期に来ていると強く感じるものですが、

いかがお考えでしょうか。

また、子育て支援センターを19年度をめどに開設して下さるということをお聞きいたしました。現在ある施設であいている部屋を利用する、そういうことで一日も早く開設していただくことはできないものでしょうか。

また、まず子育て支援アドバイザーの講習からでも取り組んではいただけないでしょうか。育児から手の離れたお母さん方のお力をぜひボランティアとしておかりしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 現在特定の不妊治療の助成事業につきましては、全国的に都道府県で実施されておるといふような状況でございます。ただ市町村レベルでは全国的はまだされておられない。費用的にも30万円から50万円、我々30万円程度というふうなことで半分ぐらいの助成というふうなことで都道府県ではやっておるわけでございます。さらに助成というふうなことになりますと、やはり市町村のレベルになりますと財源の公平とか、また財政状況とか、こういうところを考えていかなければならないというふうな思いでおります。ただ、保険治療でできるかどうかということは、今後県とも協議して、政府の方にも要望できる範囲であれば要望をしまいたいとこのようには思っております。

それから、子育ての施設の関係でございます。19年度ということで遅いじゃないかというふうなことでございます。

我々もあくまでもこういう地域子育て支援センターとか、集いの広場とか、こういうものにつきましては19年度をめどにというふうなことで今策定委員会で計画を立てておるわけでございますが、既に保育所におきましてはご存じと思いますが、わんぱく広場とかというふうなことで、未就園児とその保護者を対象に園庭を開放して遊具で遊んでいただいたり、また園児と触れ合い、遊んだり、運動会に参加していただいているというふうなことも行っております。保護者の子育ての情報等の提供、また子育て悩みの相談というふうなことも実施しております。しかし、定期的に年に何回とかというふうなことでございます。やはり毎日のようにできるような状況、この辺は早くやっつけていかなければならないし、できる範囲につきましては施設のあきの状況ありましたら、その部分については早急に対応できるような方法を考えていきたいとこのようには思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。本当に一日も早い子育て支援センターの開設をよろしくお

願いいたします。

次に、図書館の学習室のことですが、やっぱり印象としましてもっと開かれた図書館にしていただけたらいいというのが、思ったのが率直な意見でございます。私もよく図書館に行かせていただきますが、展示があるときとないときっていうのは非常に印象が違うんです。それはもちろんお花は生けていただいておりますけれども、ひそやかに生けているだけですので、本当にあいているところに本当に教育長お気に入りのとか、図書館長お気に入りの絵をととか、また書画をかけていただけたら、随分そういうことで文化に触れる機会も町民の方々に触れる機会が多くなるんじゃないかなって思いますので、もう本当に140日使用されているといっても約3分の2ぐらいはあいているという状態なんですよ。ですので、やっぱりもうちょっとご検討をよろしく願います。

最後の4点目の接遇改善についてのマニュアルなんですけれども、新聞の切り抜きがあるんですけど……。いいんです。答えは結構です。検討をお願いしますということで、よろしく願います。

4点目の接遇改善に対することなんですけれども、香川県の高松市というところに新しい接遇マニュアルを作成された事例があるんですけども、不親切で無愛想という役所のイメージを払拭するため、対応のあり方を見直し、改善しようと高松市の若手職員がさわやかサービス推進チームっていうのを立ち上げてまして、このチームで笑顔であいさつ、来庁した市民には様づけ、電話のコールは3回まで名前を名乗るっていう3点を柱に対応マナーの新マニュアル、さわやかサービスガイドっていうのを40ページの小冊子にまとめたって、これが見本なんですけれども、本当に県とかの、私も研修を受けた経験もございましてけれども、本当にお仕着せっていうか、そういうマニュアルだけじゃなくって、本当に心から住民の方々に大切に思っている、住民の方々は毎日来るわけじゃない、毎日見てたら、ああそのとき、あの職員の方は気分悪いねんって、きょうは体調悪いねんっていうぐらいで聞き逃せることでも、本当に何カ月に1回、何年に1回用事があって、せつかく役場に行ったのについて、そのときに寂しい対応をされるやっぱり住民の方もいらっしゃると思うんです。ですので、本当に職員みずから接遇マニュアルっていうのを意識徹底しながら、こういうのつくってくださいっていうのもあれなんですけれども、こういうのも参考にさせていただいて、本当に広陵町が人に優しい町なんだっていうことを職員みずから実施されているんだな、実行されているんだっていうことを町民の皆様にもっともっとわかっていただきたいし、やっぱり役場にもっと行って、話してみようっていうところのもっと身近な役場っていう希望

をいたしますので、今後また検討をよろしく申し上げます。以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上で山村君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(A.M. 11:54 休憩)

(P.M. 1:30 再開)

議長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、青木君の発言を許します。

14番議員 失礼します。ほんまにちょっと失敗したと反省しております。というのは、本当は私の方が順番早かったやけど、山村はんはちょっと譲りしますって言うて、山田君の先輩の後の方がいいだろうと思うてええ格好してしもうたら、これ、ちょっとショックですもんけどね。そういうことでございますので、観客は0でございますので、これは今度はシビアに、ほとんど聞いてないと思いますけど、シビアな形で質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

自然界においては先ほど山田議員も触れられておりましたが、新記録の7個の強い台風が本土へ上陸し、そして本町周辺では本当に歴史的にも珍しい震度4なり5の強い地震が群発したということでございます。本当に何か自然界の営みのバランスが、人間と一緒に狂ってきているのではないかと案じております。人間の力及ばずの自然界の怒りを大変心配しているわけでございます。

これは人間界のことですが、小泉総理政府の施策においても郵政事業の拙速なる民営化の推進、これは特に我々庶民の日常生活にとっても大変影響が大であり、道路公団の民営化のように中途半端な妥協の産物では民営化の意義がないように私は思います。我々地方議員では国政には到底力及ばずでございますのが現実でございますが、十二分に見定めていかなくてはならないと痛感をいたしております。

今の世の中、人と人との触れ合いの関係においても、どうも風紀も大変乱れて、年少者の凶悪犯罪の増加、きょうも池田小学校の犯人が死刑執行されたとニュースで言うておりますが、そのような凶悪犯罪の増加をしている傾向があり、ほんの小さいことでも自分が気に入らなければ逆上して、そしてキレるという現象になり、それほどでもないことなのに殺人にまで至ってしまうという恐ろしいことだと私は心配をしております。本町内においても各地

で、これも坂口議員からも前日質問がありました。変質者の出没等が続発していると聞いております。今はまだ関係方面の人たちのご努力により、大事には至っていませんが、悪い芽は小さいときに摘んでおかななくてはなりません。力を合わせて防いでいきたいなとこう思うわけでございます。

国際問題も国も地方も、基本的には人間は安全で人間らしく幸せに暮らせる平和な世界をつくるために知恵を絞って、仕組み、制度を時代に即応するために改革をしてきたと思います。しかし、民族、宗教、国家観、そしてまた歴史観の価値観の相違で紛争が絶えず起こり、平和が崩れていると思います。仕組み、制度をつくり、それを改革しても、それには限界があり、すなわちそれにかかわる、そして携わる人間、人によって正当に機能しなくては成果は出ないと思います。俗に言う、仏つくって魂入れず、また入らずではだめであると思います。何も本町がそうだとはいっておりません。誤解のないようお願いをいたします。

自治体は最大のサービス産業であるとの観点で質問をさせていただきます。

それでは、人に優しい、より効率的住民サービスのある役場を……の項目①のことでございます。

機構改革及び職員の配置転換の遂行後の成果のほどはでございます。

当局は政府の三位一体の改革の施策の先取りとして、役場の機構改革を遂行されました。その目的は住民サービスの低下をさせずして、でき得る範囲でスリム化をして、より業務の効率化を図るため部課の統合をされたと思います。その上、幹部職員による収納対策本部、清掃センター操業期限対策本部、その他合併、特区推進室等、7つ余りの事業のプロジェクトチームをつくられました。各チームそれぞれが実際にそのことの機能をさせれば、本業が暇な部署はないと思いますが、本業に支障が出るんじゃないかなというような懸念を私は持っているわけであり、負担がふえ、私の老婆心であるが所管の業務に支障を来せば住民サービスの低下につながりかねないと心配をしているわけでございます。どうでしょうか。

おおむね県庁もそうですが、役場の行政機構そのものは国、いわゆる官の仕事の下請組織として配置されてきたようでございます。しかし昨今、地方でできることは地方で、民でより効率化の上がる業務は民でということは、私も大賛成であります。私がさきの6月議会の一般質問で役場業務の外部委託を提言させていただきましたのもそのためでございます。当局は広陵町方式と位置づけて、平成15年5月に機構改革を断行され、その機構改革の断行から既にもう1年を経過しておりますので、十分精査されたと思いますが、その成果のほどをお尋ねをいたします。

全体、また細部を問わずして、予想以上の成果の上だった特区所、そしてまた逆の部署があれば早急に原因を排して再構築をされるべきだと思いますが、どうでしょうか。

そしてまた、項目②のことでございます。職員の新規採用についてでございます。

私は来年度の不採用のこのみを質問をしているわけではありません。経常経費の抑制の面からでもそれは困難でございますが、私は地方分権、そして近い将来対面するであろう合併問題等に対する役場の質の高い機能が必要となってくると思っております。これに対応するにはすなわち職員さんの力量、人、いわゆる職員さんの力量を培うことも大切なことでございます。地方分権では私は今後は特に国、県の施策、また事業の情報をいち早くキャッチして、その方向性を収集して、その方向性を的確に把握して、専門的に施策の立案、そして自治体の経営感覚のある職員を育成していくのも、今より一層の質の高い組織が必要となることだと思います。それには私自身は定期的に新しい血液が入ることが大切であると思っております。そして、質問をします。

本町においては平成12年3名、平成13年6名、平成16年7名、うち保健婦さんが1人と新規の採用があったと聞いております。他町と比べては多い方だと思いますが、その分退職者もかなりあったように私は思っております。採用の困難は当局の諸事情の結果と推察しますが、私は一般職はできますれば毎年1人でも採用される方がよいのではと思います。と申しますのは、サービス産業としての役場では毎年若い血が入ることで、最新の若人の考え、ニーズを把握でき、また狭い門より採用をされることでもあり、より優秀な人材が獲得できるように思います。そしてまた、先輩職員の刺激にもなり、またよりスムーズな人事の新陳代謝が機能をして、よりよい傾向が生じると思っておりますが、どうでしょうか。

それでは第2番目の質問、施設管理サービス公社を充実させて、さらなる本庁業務の委託を推進されては、これについて公社としての限界はどうかという件でございます。

このことも役場の業務のサービスを低下さすことなく、住民サイドから役場をより機能的にスリム化させて、経費の節減につながる大きな一つ的手段として外部委託の大きな受け皿としての組織を、その機能をより向上させてはと思い、そして極言すれば、役場の業務で公務員でしかできない、またさせられない業務以外はすべて外部委託をしてはと思います。しかし、町外の企業にすべて任せていくということでは、雇用のことも含めいろんな納税者の人に仕事もしていただくということにもなるので、町外で全部というのはどうかと思います。その視点で、この質問をするわけでございます。

その業務の受け皿としての今現在のサービス公社の組織のままでは、人の増員だけではだ

めなことは当然であると思います。本町では本年度より3年の期限付きの保育士等を公社で雇用されました。これは苦肉の策と思いますが、一つの知恵ある施策と私は一応評価をしております。しかし、公社としての制約もあるため、そのために委託の受注においても、中身においても限界があるのか。そうであれば、サービス公社を根本的に見直して、全く違った受け皿の機関、組織をつくった方がよいのではないかと思います。

例えばこれは参考の一例でございますが、もっと研究しなくてはなりません、愛知県高浜市では高浜総合サービス株式会社を平成7年に設立され、市の事業の外部委託の受け皿として事業を展開されて、市職員の削減に寄与され、もちろん自然退職という形の補充をしないということも一つでございますが、逆にその株式会社が民間から200人以上を採用され、3倍以上の雇用をつくり出されたそうでございます。その人件費は市職員での対応をした場合により、約4億円コストダウンをしたとのこと。よいことばかりのようですが、この事例は私自身も現地で十分研究、勉強をさせていただき、広陵町に適用をし、機能をさせることができるのか否か、模索をしたいと思います。今後の地方自治体行政の一つの現実的かつ重要な施策として公社を見直して、発展させ、限界があれば新たな機関、組織を創設して今後の国の施策を見定めた上、多様な住民ニーズにこたえていかなくてはならないと思いつつ、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 ただいまの質問に対し答弁をお願いします。 町長！

町長 ただいま青木議員から質問がございましたので、お答えをいたします。

人に優しい、より効率的住民サービスのある役場をということでございまして、まず初めの機構改革及び職員の配置転換の遂行後の成果のほどはということでお尋ねをいただいております。

平成15年5月1日の行政組織の変更の成果についてと理解しておりますが、その当時実施しました課の統合につきましては、統合したことによるそれまでの課間、課の間ですね、課間の調整が排除されたことにより事務の合理化やスムーズな運営ができたこと、大きな成果と自負しているところでございます。

また、職員の配置につきましては職員の特性を生かし、適正な配置に努めているところでございます。職員のみずから意識改革を図っていただいた。また、一生懸命頑張ってくれていることに感謝をしているところでございます。

2番目の職員の採用についてのご意見がございました。

本年度末におきましても5名の職員が定年退職することになっております。補充すること

なく、みんなでカバーしてもらいたいと思っております。ただし、専門職員に支障が生じた場合には、これは補充を考えなければならないと思っております。職員の皆さんには先進地の研修を初め、先ほど山村議員から接遇の基本も大切ですよということでございました。専門講師を招聘して、八代議員もおっしゃるように大学の地域連携、また大学の先生を通じて学びをいただいて、質の高い職員づくりに頑張ってもらいたいと思っております。

それから2番目でございますが、人に優しい、効率的住民サービスを施設管理サービス公社等のご意見をいただいたところでございます。

サービス公社の活用で住民サービスの向上のためにアウトソーシングによる町のコストダウンを積極的に進めているところでございます。ご指摘もございましたように、ことし4月実施した3年間の期限つき職員22名は幼稚園、保育園で汗を流してくれています。役場においても元気な作業隊、そして公用車の運転業務、清掃センター等の機械操作など多くの方々に頑張ってもらっているところでございます。そして、各施設については限られた人材で受託業務を遂行願っているところであります。

ご質問いただいていますさらなる委託推進と限界でございますが、役職員が経営認識を持って人材育成に努め、町の行財政改革の受け皿にすべきと思っております。先ほど議員は公の仕事は公務員がやらなければならないというそんな既成概念を捨てて頑張ってもらいたいというご意見でございましたが、私も同感でございます。最も満足度の高いサービスを提供する、それがサービス公社であり、また第三セクターでもあると思います。公務員がやらなければならないことは政策や法務の形成と言われております。限られた税金を最大限に活用をする、そのようなサービス公社であってほしいのであります。サービス公社の活用は無限だと思っております。知恵を出し、さらなる取り組みに職員とともに、そして理事、役員さんと心を合わせながら取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞアイデアの豊かな青木議員でございます。よろしくお願いを申し上げます。

高浜市のご意見も聞かせていただきましたが、私どももいろんな資料を取り寄せながら、もう全国の先進を行っておられる高浜でございます。しっかり見習ってまいりたいと思っております。以上のとおりでございます。

議 長 14番議員！

14番議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

なるほどちょっと私自身もこれ質問通告書に余りにも簡単に書き過ぎましたので、大変ちよつと無理だなと思っております。これは私の責任でございますので、たまたま時間がな

かったということで大体わかっていただくであろうなあとということで余り詳しく書かなかったことは反省をいたしております。

そこで、いわゆる機構改革が断行され、遂行され、まさにスリム化であったと思います。ただ私自身、町長も大変目の前に起こっている、山積している問題と、これは事実ですからね。合併にしろ、清掃センターの問題にしろ、特区の問題、いろいろありますよね。これを何としてもやっていきたいという形をもって、いわゆるプロジェクトチームと言われるのか、そういうものを組まれたと。これは当然なことであるわけでございます。それで成果を出していこうやないかと。いわゆる縦割りやなしに関係のある職員は一丸となって、役場が一丸となって、職員が一丸となって対処をしていこうというねらいであると、目当てであるところを理解をしているわけですが、少し現実的に果たしてかけ声はきっちり、それはできておると思うわけですが、本業業務がこれ当然あるわけですし、まして幹部職員さんがチームに入っているわけですから、本業というのか、所管の事務的なこともいろいろあると思いますが、それがあつ程度、これまた夜、夜中にまた勤務時間以外にやっておられるのか、それはどうか知りませんが、やはりかなり私自身これは勝手に思うてますねけど、ひょっとしたらこれかなり負担になつとるところが出るんじゃないかなあと思うわけですね。そのことでちょっと老婆心というのか、それをちょっと懸念をしている。というのは、町長がおっしゃるように少数精鋭でやりましょうというのは私も賛成です。しかし、少数精鋭ということは裏を返せばやはり過重な仕事もしていかないかんとすることもこれ当たり前のことだと思ひます。これ人間にはすばらしいそれは能力があるかもわかりませんが、やはり4畳半には4畳半の畳しかひけませんし、10畳の部屋には10畳の畳はひけますけどね。その意味ではやはり過重なことになっておれば、大変求められる結果が出てこなくてなれば、期待される結果が得られなければ、これはぐあい悪いんじゃないかなあと思うわけでございます。

それと、新規採用のことでございます。

もちろん今の時代、交付税削減とかいろんな意味で財政的にも大変な時代であることは重々承知をしておりますし、なかなか新規採用というのは難しいというのはわかっております。しかし、やはりこの重大な時代、このような大変なときこそ、人材の育成というのもこれまた大事だと私は思うわけですので、何もやたけたに雇いなさいじゃなしに、先ほども言いましたように最少人数であっても血を入れることが全体の足腰を強くすることになると私は思うわけですね。ただ、近い将来合併すんねから、別にそんなことしゃんでもええやないかと、

まあまあということになるでは別ですが、まだ今この辺の状況から見ても即合併ということがなかなか実現的には現実性がないようにも思いますし、それでは、さすれば今の中に多分10年なんのか知りませんが、合併というときになったときに広陵町の立派な資質の高い職員さんがあることによって、他の合併した後においてもそこでリーダーシップをとっていただくほどの俗に言う、私は農協の職員でもございませんが、広陵町農協が奈良県単一農協に全体になったという今現実には、なるほど広陵町農協のすばらしいノウハウが大きくなってそれが活かされるのであればええけど、どひゃん抑えられたというような、もとに、古いシステムに戻ったということも多々聞いておりますが、しかし最後はシステムは古い、戻っても、人間という職員さんの資質というのか、質というのがかなり高くあったということを知っており、今現在各幹部の方でその農協においても非常に評価を、広陵町職員さんですよ、評価を受けておられるということも私は耳に挟んでおります。そういう意味で、本町におきましても組織という、合併という一つのことも踏まえているがゆえに、そのような形で職員さんを育成していくという観点、これはそろばん入れたら合わんということはもちろんですよ。そういう意味で、やはり行政、サービス産業、ある視点では経営を度外視せんらん場合も出てくるという、ある視点はですよ。そういう意味で私は言っているわけでございます。

今言うように、この私の質問の中で何かこうちぐはぐになっているような誤解もあるかもわかりませんが、片っ方では外部委託しなさい、経費を節減のために人員を考えなさい、こう言っているわけですけど。やはり全体から見て、要は国、大きな財政、パイが大きかったとき、また地方もそれが裕福であったときはなるほどそれでもよかった。しかし、パイが小さくなってきたら、よりそのことに知恵を絞って、町長もいつも言うように知恵を絞って、感謝の気持ちでということでおっしゃっておりますが、その意味で何としても今のこういう国の施策、三位一体とか交付税の削減、補助金の見直しと、まさに3割自治の本町においてもこれは首締められるぐらいのことですので、あえてそのことも踏まえた上で全体を見て、民で効果の上がるものは民に任そうやないかという大きな振り分けの大事なときに来ていると思って、私はこの機構改革及び新規採用ということにひっかけることに言うて、質問をしているわけでございますので、そういう意味で基本的に言っている意味は大きな森を見て語らせていただいているということをご理解をしていただきたいなあと思うわけでございますので、まず1番目の質問のことで一応今後の考え方なり、町長がおっしゃりましたけど、もう一つ突っ込んだ答弁をいただければ幸せかなあと思うので、よろしく願います。

議 長 町長！

町 長 今青木議員から機構改革等による成果といいますか、また職員に対する考え方をいろいろご質問をいただいているようでございますが、きょうまでの常識は公務員は楽だなどというそんな気持ちの人が随分多いようでございました。また、職員自身もそのように考えている人もあるのでございまして、今もうそんな時代ではないんですね。民間企業は大変でございまして、公務員も厳しい時代を迎えております。従前の考え方では役所には通用しないという、そんな時代を迎えてございまして、皆さんがしっかりとそれぞれの与えられた職務を完遂をする、そして皆さんと心を合わせるためにいろんな行政課題に立ち向かっていただくということを推進をしているものでございまして、それぞれの管理職に推進室というのか、ノルマを与えておるのが実態でございます。特に気になることは、納税推進員として管理職がたしか82名だと思いますが、幼稚園、保育園の園長先生まで納税交渉に当たっていただいている。どうも他の町から見ると、不自然な状況でございます。先生、なぜこんなうちの家にまで集金に来るんやというようなことでおっしゃっていただいているのが、私どもに聞こえてくるわけでございます。しかし、いずれも広陵町の管理職であるという認識をしていただいて、経営認識をしっかりと確かめていただく、そして責任をおとりをいただこう、みんなが頑張れば、きっといい町につくっていける、住民の意識まで変えていただこうというのが大きなねらいを持っているわけでございまして、極めて厳しい町長やなというようなご批判もたくさん受けているところでございますが、近隣市町村では余りやっていないことまで実現、実施をしております。職員も一生懸命、やはり緊張感があってこそいいことではないかと思えます。のんびりするよりも、あのときあのしたなど、あのとき汗かいたことをいつまでも思ってくれる、そんな思いで頑張っているところでございます。

また、職員の採用につきましてもご意見をいただいております。

全くこのままで行くんだということを言っておりません。これからの職員の採用につきましては、やはり将来は管理職だという、この町でしっかりと仕事をするんだと、また合併後の新しい町に向かっても仕事をするんだという、そんな意気込みのある上級職員の雇用をやっぱり図っていかねければ、汗をかいていただく人はサービス公社で一生懸命汗をかいていただくと。政策決定等知恵を出していただく、そういう人に区分されるのではないかと思えます。私はそういう上級職員の雇用については年限にこだわりなくやはり必要かと思っております。いずれにいたしましても、住民の信託にきっちりこたえていただく、税金を有効に使う、これが意識改革の一步でございます。どうぞ、頑張っておりますの

で、お力添えよろしくお願いいたします。

議 長 14番議員！

14番議員 収税に対しての本当にすばらしいっっちゃうのか、すさまじい意気込み、これは私は大変評価しますね。ただ、ちょっと私さっきも言うたように、それは保育園の先生であっても何であっても公務員として、また税金で生活している者としてやっぱりそれをやるというがはいと思う。ただ、私の懸念は本業というのか、本来の自分の仕事に対することに影響があるようでは何なりませんよという老婆心を言っているということでございます。これは感覚の相違ですので、これは結構ですよ。そういう意味で言ったと、質問したということをご理解をしていただきたいなあと思うわけでございます。

それでは、2番目の質問であります施設管理サービス公社のことに入らせていただきたいと思えます。

私ちょっと心配してたんはサービス公社、大変私機能の仕方によっては、使い方によっては大変いい組織だなあと、これはもう前々から思ってたわけでございます。そしてまた、平岡町長もそのことは当然把握されておまして、前向きに利用というのか、活用をしていただいておりますこともこれは十二分にわかっているわけでございます。そこで、もう一つ踏み込んでやったらどうかということ先ほど言ったわけですね。

そこで、もしもサービス公社の限界というのは今ちょっと町長の答弁では無限でありますという答弁をいただいておりますので、それはそれであればいいわけですから、制約があるとか、これ以上ができないとか、いやもっと、今現在は無限であろうが、業務の展開によっては組織の改革をしていかんないかんとか、また財団法人という形をとっておられますので、その中でいろいろ立ち上げていかんなんもんもできるとかということがあそうございますので、今の状態での受注という体制ではそれはいいと思います。私の言っているのはすべて、例えば役場の事務関係であり、将来、この高浜市におきましてもかなりな事業を出して、受けております。これかて初めはそういう形での組織でありましてんけど、広範囲なことになりますので当然市施設の管理とか、そんなんは当然ですけど、医療事務から給食、用務員の派遣、事務支援、市役所の窓口、水道事業、公用車の運転はやっておりません。交通、防犯とか、いろんなこと、それから物品の販売、すべて市職員、市がやったことを受けているという大きな広範囲な受注体制をとっておられますので、これではだめだということで、財団法人では限界がある、またいろんな制約があり、また事業を起こすための投資も大変になると、また人的管理も大変だということも含めて株式会社にしたところには書い

ておりますが、その意味でもっと次元を変えた中で、できればサービス公社という、公社というより株式会社という形をここでとられて成功されて、本当に実益を上げておられる。また、雇用も市民の雇用にもつながっているということになっておりますので、これ実際、もしも、私自身もこれ高浜市人口4万人というような町ですので広陵町と余り変わらない。ただちょっと違うのは、高浜市は結構不交付団体と聞いておりますので、財政が豊かであるということになるわけ。ただし、その財政豊かな高浜市であっても、あえて先にそのような立ち上げをされていることが私は意義あるのではないかなあところ思うわけでございます。

広陵町においてもけつから火ついて、もうあした倒産しますということで、そんなことから考えては大変ですが、今現在では高浜市とはいきませんが、それなりの多少のハンドルの遊びのあるところですから、その間にやはりつくるべきものはつくっておこうやないか。というのは、町長がおっしゃった役所のスリム化であり、効率化、これをやったらどっかでそれを受けなん仕事は当然出てくるわけさ。そんなんもう無理聞いてくれはりまんねん、町民の皆さんは辛抱してくれはりまんねん、そんなこと絶対ありませんからね。その意味ではどっかでやっぱり受け皿はつくつといかないかん。これも当然なことだと思いますので、その意味をもちまして、このサービス公社をもう一つランクを上げてとらえて、もっと役所の町長がおっしゃるスリム化であり、効率のある、また汗をかいてもらうということ。もう汗は当然かいていただいておりますが、そっから後、どういう形でちゃんとフォローしていくんだということも大事なことだと思いますので、その意味でたまたま高浜市ということで、このように私自身かて、うああ、これはええなあ、こんなんあつたら雇ってもらえんかなというぐらいの感覚を持って、市民の皆さん、町民の皆さんがそのように感覚を持たれた、持たれる、そういうような職場の受け皿をつくれたら最高だなあと私は思いますので、あえてそのことを聞いているところいうわけでございますので、再度お話を伺いたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今高浜市の実態をいろいろご研究をされて、ご質問をいただいているわけでございます。

私もいろんな全国の自治体のすごいところをいろんな資料等を通じて、また現場にも行かさせてもらったこともあるわけでございます。基本的にはやはり住民のサービスを徹底するには、今の現在の役場の体制でできんのかどうか、これが役場では少々無理がある、もう少し考えて財団法人でサービス公社をつくってきた、きょうまで大きな成果を得ていますものの、さらなる発展については少々無理があるのではというご意向でございます。

高浜市は豊かな財源の中でもあえて新しい方法に踏み切っておられるということでございまして、私もせんだっての三役、担当部長や公社の管理職を交えてそんな意向を申し上げてきておるところでございます。昨年と同じような組織体、計画、事務事業をしているようではもうだめでございます、毎年同じことの繰り返し、マンネリ化ではだめでございます、さらなる改革をしていく、しかも経費を減らしながらいい方向に向かっていくということが基本的なことでございます。また、実益のある雇用創出ということも今おっしゃっておられますが、このことも大事なことでございまして、新しい組織体で雇用を広げていくということで、住民サービスの向上を目指していくためにも公社のさらなる研究を進めてまいりたいと思います。公社の理事で今回議会からも出ておられますが、こうした皆さん方と協議を交えながら、今年度は進めて、新年度から新たな展開のできますように進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

12番議員 では、一般質問をいたします。

今回の議会では11人の質問者ということで、本当に議会の活発化につながってきていると思います。理事者と議会が切磋琢磨し、また議員同士で切磋琢磨して、そして本当にレベルの高いまちづくりにつながっていくことを今後も期待していきたいと思います。

では、まず1番目、簡単に質問をしてまいりたいと思います。

この清掃センターの操業停止についてですが、今差し迫った大変重要な課題になっています。和解を守っていく、全面操業停止前提にして質問をしたいと思います。

まず1番目、可燃ごみの委託先の進捗状況がどのようになっているのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

2番目、その他のごみ処理について。

可燃ごみ以外のその他のごみ処理について、どのような解決方法を考えていただいているのかお聞きしたいと思います。

3番目、ごみの減量のためのさらなる取り組みについて。

これは何人か先ほども質問していただいたわけですが、お聞きをしておきたいと思います。

4番目、現清掃センターの跡地の活用についてどのように議論されているのか、お考えになっているのかお聞きしたいと思います。

2番目、生ごみの堆肥化の推進についてでございます。

まず、1つ目が生ごみの全量堆肥化に取り組まないのはなぜなのか。

今流れとしては堆肥化の方向は一層強まっているわけですが、今まで議論してきました塩分の問題や堆肥の利用については解決できるということ、再々伝えてまいりましたので、このことを踏まえてお答えをいただきたいと思います。

2番目、新清掃施設の規模を見直しをして、RDF炭化方式も見直しをすること。

これも引き続き取り組んできている課題ですけれども、35トン、一層に減量化すれば規模を小さくすることができるわけでございますし、またRDF炭化方式も今なおかつ見直しをすることが重要な問題だと考えておりますのでお願いします。

3番目、町民への説明会。

これも従前から取り上げていることですが、この説明会をいつしていただけるのか、再度お聞きをしたいと思います。

3番目、まちづくり条例の制定についてでございます。

真美ヶ丘ではワンルームマンションの建設反対運動がありました。これについてはほとんどの真美ヶ丘の自治会の方が自治会として賛同をされているという状況だったことを聞いているわけですが、この混乱のもととなったのは、この広陵町開発指導要綱、あるんですけれども、これが平成13年4月に改定されたわけですが、この中で500平米以下の開発についての指導について、さきの前の一般質問の中で私の方もこれはおかしいということで質問いたしましたけれども、答弁としては全協で説明したということで答弁されていまして、全協のテープを起こしてみると、全協でも一切この500平米未満の開発については説明をしていない、こういう状態でした。また、文章も変えられていなかったわけですから、この従前の指導と同じ内容であるということで、住民の皆さん認識をしている中で広陵町が指導をしなかった、こういう混乱の大もとがあるわけですが、これにつきましては吉田議員や坂口議員、八代議員も一緒になりまして、このまちづくりについてご尽力いただいているところです。そういう中で、町長の方も指導要綱の再度の見直しの方をおっしゃっていただいたわけですが、この指導要綱の見直しにとどまらず、地区計画条例あるいはまちづくり条例など、今地方分権にあって条例化をしていくことが大変重要ですが、条例化についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

4番目、乳幼児医療費の無料化についてですが、3月議会で全会一致で可決した就学前までの医療費の無料化は8月に行われました国保運営委員会の方でいろいろと含みのある回答をされたということを寺前議員から聞いているわけですが、歯科だけとか、そういう

一部の無料化を求める内容ではなかったわけですから、誠実に議会決議を実行して、乳幼児医療費の小学校へ上がる前までの全面的無料化をしていただきたい。この点についてお聞きしたいと思います。

5番目、小泉内閣の三位一体の改革について。

これも何人かの方が質問をされました。今国の税金の使われ方、国政をチェックすることが広陵町理事者、そして議員においても大変大切な大きな課題となってきました。そして、その国の姿勢に対してははっきりと意見を言うていくこと、住民を守る立場で意見を申し出ていくことも大変重要な問題となってきたわけですが、町長は三位一体の改革についてどのような評価をされているのかお聞きしたいと思います。

2つ目、広陵町への影響はどうか。

3番目、広陵町の今後の方向性についてどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

6番目、同じく三位一体の改革について。

教育に与える影響は深刻ですけれども、広陵町としてどのように対応をしていこうとされているのかお聞かせいただきたいと思います。

今後の方向性についてもお聞かせいただきたいと思います。

7番目、防災対策の充実についてでございます。

ことは先ほどからも何人かの方も質問されておりますが、ことは台風や地震が続きまして、本当に不安が高まっているわけですが、防災計画のチェックと住民への再度の周知徹底を図るべきではないかと考えてます。災害が発生したときの避難勧告や対応について、住民への周知方法が確立していない、こういう状況で住民への災害無線の配置等早急に検討していただくことを強くお願いしたいと思います。以上、1回目の質問、簡単に終わらせていただきます。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松野議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

現清掃センターの操業停止について4項目のご質問でございます。

まず1番目、可燃ごみの委託先の進捗状況でございます。

焼却炉を停止することを基本とすることから、可燃ごみについては現在地元自治会との協議と並行し、近隣市町と交渉を重ねておりますが、市や町によっては個々の事情もあり、民間委託もあわせて現在最善の努力をいたしているところであります。

2番目のその他のごみ処理については、現在役場施設を含む他の公共施設での処理をいたす考えであります。どうしても現清掃センターの施設を利用しなければ処理できない種類にあつては、現在誠意をもって地元自治会との協議を重ね、お願いをいたしているところであります。

3番目のごみ減量につきましては、さきの山本議員、山村議員にお答えをいたしましたとおり、住民皆さん方一人一人の意識改革を呼びかけ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

4番目の跡地の活用につきましては、解体撤去費用に対する多額の財源確保等いろんな課題を抱えておりますので、十分な検討を加え、慎重に対処してまいりたいと考えております。

2番目でございますが、生ごみの堆肥化の推進、3項目いただいております。

生ごみの堆肥化についてですが、食品廃棄物のリサイクルは循環型社会構築のためにも、それができれば理想的だと思います。しかし、ごみ処理の発想では現実的に効果は望めないというのが私の考え方でございます。堆肥を使う人の側からの要請でスタートするのであれば、一定の成果は上がると思いますが、ごみ減量という視点からのスタートでは広陵町として取り組むことは難しいというのが実情でございます。自分たちでつくる堆肥を自分たちで使うという、比較的コンパクトな地域においてモデル事業として研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

新清掃施設の規模については、平成22年における目標を20%減量としてRDF炭化処理施設は1日処理量35トン、リサイクルプラザは1日処理量9.9トンという計画でいたしているところでございます。

町民の方々への説明についてですが、私は機会あるごとにこの新清掃施設建設に対し、住民のご理解を得るため、お願いやご説明を重ねてまいりました。また、関係大字の皆さんに対しましては説明会や施設見学をお願いして、一緒に勉強もしてまいりました。大方のご理解をいただけたと考えているところでございます。ごみの減量のためには町民皆さん方のご理解と意識改革が不可欠であり、各地域へ出向き新施設のことも含め細かな説明会を計画するよう指示いたしているところでございます。

次に、3番目のまちづくり条例の制定でございます。

バランスのよいまちづくりと快適な住環境を目標に、指導要綱につきましては常に町の発展を考え施行しております。国、県の通達と法令などを基本に個人の財産権を尊重しつつ、周辺への配慮を要請し、均衡と活力のあるまちづくりを目指しております。地区計画条例に

つきましては、地域のほぼ全員の同意が得られれば町の手続条例に基づいて進めていく用意があります。また、まちづくり条例につきましては現在の指導要綱で十分対応できるものと考えております。

次に、4番目の乳幼児までの医療費の無料化でございます。

乳幼児医療助成事業は平成14年10月に医療保険制度改正において少子化対策の観点から3歳未満の乳幼児の自己負担を3割から2割とされ、県と町負担において無料化を実施しているところであります。決議いただきました就学前までの拡充につきましては、これまでも県町村会、県町村議会議長会から国において制度化が図られますよう、国、県に対し要望をしているところでございます。町といたしましては、現在医療費無料化研究推進室において6歳未満児、これは5歳到達日の属する月末でございます。6歳未満児までにおいて通院、入院、歯科等の種別による医療費の範囲や事務量の増加等による人的面、財政面において検討を加えており、乳幼児の健康を守る観点から来年度から順次実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

小泉内閣の三位一体改革について、3項目のご質問でございます。

町長は三位一体の改革についてどのような評価をしているかということでございます。

三位一体の改革については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針の中で官から民へ、国から地方への考え方のもと、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図るとされており、地方分権の理念に沿った形となっておりますが、国庫補助負担金削減に伴う税源移譲の額が不十分であり、また交付税の見直し、いわゆる財政計画の大幅な縮小は脆弱な財政基盤の市町村にとって影響は大きく、大変厳しい方向に向かっております。

なお、本町への影響ですが、国庫補助負担金の削減に伴う財源移譲については、基準財政需要額への反映等で影響は少ないと考えていますが、交付税の改革はさらに進むものと推測され、交付税の減額は避けられないと考えています。

今後の財政運営については坂口議員にお答えしたとおり、行財政改革に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますが、一方で国の依存体質からの脱却による地方の時代の到来において、町の特色を生かした夢のある事業を起こし、考えているところでございます。

6番目の小泉内閣の三位一体改革の教育のことにつきましては教育長がお答えをいたします。

最後の質問ですが、防災対策の充実でございます。

本年2月の広報で4ページを割いて、巨大地震に備えるテーマを取り上げたことはご承知

のとおりでございます。また、昨年6月にも災害時の対応や身近な避難場所を示した広陵町地域防災計画、災害に強い町と題した冊子を各家庭に配布しております。

住民への対応につきましては、坂口議員の質問でお答えしたとおりですが、緊急時には区長、自治会長に連絡するほか、町内全域への公報を配布、避難場所の運営や必需品の調達をすることとなります。また、消防団におきましては避難誘導、人命救出、救護に当たり、自主防災組織の指導を行っているところでございます。災害はいつ起こるか予測が付きません。地域ぐるみで避難場所の確認や防災組織の再確認を行っていただき、町へも訓練の要望を積極的にしていただきたいと思っております。今後も区長、自治会長会等を通じて、地域の助け合いの認識を深めていただき、町と地域が一丸となって災害に備えてまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教育長 松野議員の小泉内閣の三位一体の改革について、教育に与える影響、それから今後の方向性についてのご質問でございます。

行政改革が教育分野に及ぼす影響についての質問でございますが、県が国と協議を行っている事項を除き、本町の教育委員会といたしましては日本のどこへ行っても同じレベルの教育が受けられる教育の機会均等は国が保障しなければならないと考えております。奈良県教育委員会並びに関係機関に対して、現状に即した教職員の配置をお願いしていきたいと考えております。

今後につきましては、教育に地域間格差が生じないように、また現在の教育水準を低下させることのないように教育環境の整備に努力していくつもりでございます。よろしくご理解願いたいと思います。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 では、再度質問いたします。

まず、1番目の清掃センターの操業停止の件なんですけど、可燃ごみの委託先の進捗状況、これは勝山へ研修に行きましたときに具体的に議会の方も頑張っていないと、本当に今こんな状況では大変だということを実を身をもって体験の中から切実に教えていただきました。そういう議会も含めた動きをしていこうとすれば、どこに委託を頼んで、どこがどういう状況だったのか、こういうところを明らかにしていただかないと動きようが全然ないんです。ですから、具体的にどこの自治体とどういう話になっているのか、どこの企業とどうい話になっているのか、それについて情報を公開していただきたいと思っております。

それから、その他のごみ処理についてなんですけれども、この点について、その他のごみ処理について存続させていただきたいということで地元の方と話をされたということはお聞きはしているんですけれども、そうなりますと和解期限が守れないということになります。それに対する地元同意は大変難しいと思うわけですが、どういうふうにとめておられるのか。

それから、そうなりますと罰金、これは罰金ということで裁判の中で決められたお金ですから、これについても発生するわけなんですけれども、この点についてどのようにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

そしてその地元、3丁目の方と話し合いされたときに具体的に委託の積算とか、それから方法等もどういうふう、粗大ごみの処理とか、積みかえとか説明されたそうですが、ただし具体的な形までは行っていないということになりますと、特に心配になってくるのが、この問題なんですけれども、それについてもどのように具体的に解決をするのかということが、今になっても提示されていなければ、住民の方は判断のしようもないと。こういう状況になっているのではないかと思います、その点について具体的な方法をご提示いただきたいと思います。

それから、ごみの減量の取り組みなんですけれども、住民の方の方に勉強会なり説明会なり行くということで再々説明いただいています、いつぐらいから予定されているのかお聞きしたいと思います。

また、ごみの減量に伴って有料化を先ほども答弁されたわけなんですけれども、この有料化については住民アンケートの中では反対の方が多数でしたし、ごみ減量推進委員さんの中でもおおむね反対の状況だったというふうにも何人かの方から聞いているわけですが、結論的な形で有料化の方を決められていったのではなかろうか、こんな状況でございます。ですから、この有料化に対して、有料化してごみが減量できるかという、一時減ったとしてもやはりすぐにもとに戻ってしまうし、それから今までの経験でテレビとか冷蔵庫が有料化になりましたら、そうすると不法投棄がふえる。こういう弊害が明らかになっているわけですから、それと有料化してもたくさんの財源つくれるわけじゃありませんから、この有料化にとってはごみ減量、余り意味がない。それよりも徹底して説明会開いて、住民の皆さんに理解をしていただいて、ごみ量を減らしていけば、処理費用が大変浮いてくるわけですから、その方が費用効果大きいわけですが、この有料化については絶対やめていただきたいと思います、その点についてなぜ有料化にするのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、跡地活用についてなんですけども、この跡地については施設を使わないと傷みが早くなるんですね。そうしますと、燃やさないで今の町の提案で言えば、少なくとも1年以上は放置していくと、煙突の老朽化なんかも進んでまいりますと、本当に住宅の中にありますから煙突が倒れてきたらどうしようとか、そういう不安も大変大きくなるわけなんです。ですから、操業をやめたということになれば、早急に施設の撤去に取り組んでいただくのが当然ですし、それが誠意ある態度だと思うんです。いわんや、古寺地区の方ではまだ建設前から15年後の跡地の利用について相談するんだということをおっしゃっているわけですから、もう操業停止、1年も切っているわけなんですから、当然跡地活用、そして施設の撤去については具体化していただいて当たり前なんです。それについて再度お聞きしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 現在の可燃ごみの委託先の進捗状況でございます。

とりわけ勝山市の方の視察の際のお話も伺ったわけでございますが、本町の場合はあくまでも現在まだ操業をしております清掃センターがございまして、当然地元同意をいただくよう、現在どうしても清掃センターを利用させていただくというふうな種類のごみにつきましては協議をしておる最中でございます。したがって、そうしたことも絡み合って、現在は可燃ごみの委託先につきましても民間、そして近隣市町にも事務者レベルでもお願いをしておるところでございますが、情報という、まだ議会の皆さん方に協力を求める時期に今達しておらないのが実態でございます。こうした中で、お願いをする時期が参りましたら、またお願いをしていきたいというふうに考えるものでございます。現在の取り組み状況についての委託先の交渉内容については、公表を差し控えさせていただきたいとこのように思うところでございます。

それから、その他のごみ処理についてでございますが、現在は焼却場そのものの焼却はしないという方式で可燃ごみにつきましては委託先の問題もあわせて地元の皆さん方と交渉をしておるわけですが、中継地を含みます他の場所でごみの種類によっては処理し切れないというふうなごみの種類もございます。したがって、現在の焼却場そのものを、清掃センターそのものを利用させていただかないとどうしても処理し切れないという部分につきましては、地元の同意、合意いただけるよう、頑張っているところでございます。そして約束の和解、そしてその和解の条約の中には10万円の罰金と申されましたですが、守らないときには操業期限後の10万円が発生するというふうな指摘もございましたが、当然両者間で地元

の同意が得られればそうした罰金の発生する、あるいは執行するというふうなことも合意した時点では消滅するのではないかなというふうに考えておるものでございます。

それから、ごみの減量のためのさらなる取り組みについてのご質問につきましては、当然説明会を予定をさせていただいておるわけでございます。ごみ減量推進委員の皆さん方にも協力を求めながら各地域に参って、そしてあらゆる分野でのごみに対する認識を住民の皆さん方一人一人が自覚をしていただくように啓発をしまいたいというふうに考えるものでございます。

その際の有料化についても実施に踏み切るのかというふうな質問でございます。

とかく私たちそのものは生活する際に欲しいものを自分のものにするためには自分のお金、財布からお金を出すわけですが、とかく不必要となったものについてはそれを捨てるというときにお金がかかっておるといのが個々においてやはり自覚し切れておらないということも往々にしてあるのではないかなというふうに思っております。やはり捨てる際には自分のお金は出さなくとも、税金といった形で行政が処理いたします。そういった負担は当然町民の皆さん方一人一人のご負担になってきておるわけでございます。もはや、やはりごみを捨てる際に自分自身でお金を出さなければ処理ができないという認識のもとに、ある程度の個人からの有料化に向けてのご負担をいただくと。こういうことにつきましては各個人の認識のもとに自主的に私は有料としてのお考えをお一方ずつ持っていただけではないかなというふうに考えるところでございます。いずれにいたしましても、処理するには費用がかかるということでございます。そういったことで、やはりごみをつくらぬ努力から、出向きましてお話をさせていただく機会を持ちたいというふうに思っておるものでございます。どうぞよろしくご理解賜りますようお願いいたします。

跡地の活用につきましては、当然当初からいろんな角度で計画はございました。一たん計画の中では新清掃センターの建設には多額の費用を要すると、だから現有清掃センターは住宅地にするという一つの方針も出ておりました。しかしながら、その住宅地で果たしてその活用について年限がかなりたっておりますので、果たして住宅地というものについて強行すべきかどうかというところ辺も現在はまだ見直す必要があるのではないかなというふうな観点で、跡地利用の問題につきましては答弁を差し控えさせていただいておるわけですが、いずれにいたしましてお金はございません。だから、お金の必要とするというところ辺で、新清掃センターにも多額を要しますし、跡地利用につきましてはいま一つ十分な検討を加えて対応をしまいたいというふうな考え方に立っておるものでございます。そのままの状

態で煙突が崩れ去るのは危ないというふうな状況になりましたら、一応の安全対策面を考慮して、そしてその適切な時期が来たら解体、撤去というふうな観点も考えられてくるのではないのかなというふうに思っておるところでございます。どうぞひとつご理解いただきますようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

議 長 12番議員！

12番議員 答弁ちょっと簡潔にお願いしたいんですけども、まずどこに委託先っていうので、情報を出す時期じゃないということなんですけど、まずこの情報を共有していくことこそが解決への一番の近道なんですけど、広陵町はしばしば情報を隠すことに力を費やされる。このような状況ではなかろうかと胸を痛めるところです。ですから、勝山の教訓、せっかく勉強に行っていたんだから、教訓にさせていただいて、情報をはっきりと開示させていただいて、そしてみんなと一緒に力を合わせて解決をしていく、このことを再度確認していきたいと思うんですけど、今そしたらもうすべての全量について委託の見通しが立っているのか、立っていないのか、それと民間と近隣自治体との比率、どんな状況になっているのか等についても簡単にお聞かせいただきたいと思います。

それから減量につきまして、ごみ減量推進委員さんの方では有料化じゃなくて、減量推進委員さんも言うてくれたら頑張りますということでおおむねおっしゃっていただいているということは何人かの方から聞いているんですけど、ごみ推進委員会は最近開かれているのか、開かれていないのか、そしてなぜこのような熱心な方々のお力をかりようとされないのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

また、3丁目の方に提示されました資料を見ますと、ごみの委託の量につきまして減量をする気がない数字なんです。ほとんど現状維持の数字で、大変高い委託料を算出しておられます。これでは本当に真剣に減量をして、経費を節減しよう、こういう姿勢さえ見えないという、こういう状況なんです。これについてどのようにお考えなのか、簡単をお願いしたいと思います。

それから、先ほどから中継地の問題についても具体的にどういう方法で積みかえするのとか、脱臭はどのような形ですの、どういう装置入れてどういうふうにするの、とか、そういう具体性が全然ないんです。だからそういう点について、そしたらいつまでに具体的に地元、そして議会の方に提示するのか、そのタイムリミットを決めていただきたいと思いますが、その期間についてお答えください。

それと先ほども、時間がありませんので、その点とそれから周辺自治体、みささぎ台と南

3丁目の方で話し合いされたと聞いているんですが、周辺自治会との話し合いについて予定はどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

それからスケジュール的なこと、もう一点期限聞きたいんですが、跡地活用とそれから現施設の撤去について期限を明示していただきたい。いつまでに目標を持っておられるのか、ここで明らかにしていただきたいと思います。以上、お願いします。

議 長 助役！

助 役 情報でございますが、うちはあくまでも情報公開の方針で進めているところでございます。ただ、ごみの近隣自治体へのお願いの状況を報告せよということでございますが、まだまだ事務担当レベルでの話し合い、これはまだ公開してもらったら困るという話もございます。また、施設には地元がございまして、議会もございまして。そういう中でまだこの話し合いの状況を広陵町でしゃべっていただいたらつづれますよという話もございまして、情報としては現在のところ話し合いはしておりますが、公の場では差し控えているところでございます。

それから、民間にもお願いをしております。一応のパターンとしては民間で3分の1、自治体で3分の2をできれば理想かなという考え方で進めております。と申しますのは、年末年始とか、あるいはごみが立て込んだとき、そのときだけ民間に頼むということは、よいときだけということで、それは断られるということで、ごみの確保という意味から民間には定量を日々お願いしていこうと。それ以外には自治体でお願いしていこうとこういう構想を持っているところでございます。

それから、積みかえに伴う臭気の問題でございますが、これは現在検討中でございます。一応うちの場合は焼却とともににおいをも焼却するという方法でございます。しかしながら、それが万全でなかったので24時間、8時間の操業でございますので、他の時間はおいがするということで活性炭による脱臭装置を持っているところでございますが、この問題についても積みかえに伴う臭気という疑問もございまして、どのように積みかえたらいいのか、どのような工法ですれば迷惑をかけないか、その他臭気の測定等現在いろいろ検討しております。具体的にはそれがわかり次第、結果として出次第、提示をさせていただきます。

それから、解体、撤去等の問題につきましても補助金の問題やいろいろ、リサイクルタウン事業等いろいろございまして、それらも現在研究、検討を重ねているところでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 全く具体化とか、日程目標を持たないでわかれば、わかればとか……。

議長 答弁終わった。

12番議員 そういう形でするずるしていくのは大変問題だというふうに思います。

2番目、次の問題ですが……。

議長 勝手にやってもろうたら困りますねん。

答弁終わったか。

12番議員 2つ目、次の問題なんですが……。

ほかに答弁あったっけ。

議長 答弁、全部終わってないのでは。

12番議員 時間がないから結構です。

生ごみの堆肥化の問題なんですが、簡潔にちょっと聞いたことだけを答えていただきたいんですけども、生ごみの堆肥化についてですが、第一小学校と第二小学校の方の生ごみの堆肥化について、一般の住民の方も含めて見せていただきました。給食のごみですから、不純なものも入っていませんし、良質の堆肥ができるなというふうに思いました。ですが、これを例えばこういう形で自治会単位等でやろうとするのには大変大きな問題があるというふうに思います。先ほども答弁ありましたし、従前も言っていたようにコミュニティー単位でということをおっしゃっているわけですが、また南3丁目も手を挙げていただいているということもお聞きしているわけですが、まずごみの不純物、異物をチェックするシステムなくて、住民の方がそれも含めてやるということは大変に難しいという点が1つ。また、量が多くなりますから、南3丁目であれば1,191人ですから、ざっと少な目に計算しても350キロぐらいは1日に生ごみが出るということになれば、これを投入したり、また堆肥になったのを出したりするのは重労働、大変な負担になって、これも大変難しいというふうに思います。また、常に回転しているわけですし、機種によってかなりの高温、300度とかなるわけですから、必ずかぎをかけておかなきゃいけないんですね、機械、ごみ投入した後は。そうしますと、うっかりとしてかぎをかけ忘れていたら重大事故につながりかねない、こんなような状況で管理が大変ですから、もしそういうコミュニティー単位でやる場合にああいう方式を考えておられるとしたら、もうこれは難しいと言わざるを得ない状況なんです。どういう方法で考えておられるのか、簡単にお聞かせいただきたいと思います。

また、RDF炭化方式については維持管理費も本当に大変な負担になるんです。これも恵

那市の方では焼却のときの3倍必要だということも聞いているわけですが、広陵町以前に、昨年に出していただいた試算についても大変甘い試算になっているということを指摘せざるを得ません。新聞記事でもRDFの利用については三重の爆発事故から1年たつけれども、原因は解明されていないし、安全面での不安は残されたままで安全対策のコストもかさむためにこのような計画については進んでいないし、見直しの時期だということで、1年たった今もRDFを推進しているのは広陵町だけという、こういう状況なんです、それにもかかわらずなぜなおRDFを進めていなきやいけないのか、大変大きな疑問に思うところです。ぜひ見直しをしていただきたいし、引き続きこの運動も続けていきたいというふうに思います。それから、これについては答弁結構です。

それから、生ごみの堆肥化についてはそう、さっきのですね。

それから住民に対する説明会、ちょっと取り違えて答弁していただいたかとは思いますが、従前からRDF処理方式について説明会をしてほしいという声を繰り返し繰り返し質問しているんですが、再度簡単にいつごろの予定か、ここまで差し迫ってきていつごろの予定かお聞きしたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 生ごみ堆肥化の件はもういいとおっしゃいました。違います。生ごみ堆肥化、自治会単位でということはまだ確定はいたしておりませんが、基本的には学校に導入されております方式を参考にして、地元とご相談を申し上げてまいりたいと思います。現によその府県おきまして、ああいった形での自治会単位で処理をされているという地域もございますので、それらも参考にして協議を申し上げたいと思います。

それから、RDF炭化方式を見直せということでございますが、いろいろな課題をすべて機種選定委員の先生方にも検証をいただき、作業を進めておりますので、それらの成果も含めましてご説明を10月4日の特別委員会で報告をさせていただきたいと思います。

それから、住民の皆さんに対する説明会につきましては、町長が答弁で申し上げましたように細かく地域に出向いて詳細に説明をさせていただくという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 12番議員！

12番議員 自治会ごとの堆肥化については事前にまず了解とる形ではなくって、具体的に説明をして、視察もしていただいて、その上で相談をしていただきたいということだけお願ひをしておきたいと思います。

それから、生ごみ堆肥化につきましてはその自治会単位でやっても大変にやるとか、やらないところということになりますので、やっぱり徹底して堆肥化をしていこうということになれば、やっぱり自治会単位では進まないということになります。そういうことから、町全体での取り組みについて進めていただきたいと思いますが、時間がありませんので、これは要望にしておきます。

それから、次の質問の方に移らせていただきたいと思います。

まちづくり条例なんですけれども、これは地区計画につきましても、都市計画マスタープランの中で地区計画の制定についてうたっているわけなんです。それから、建築協定等の導入についてもうたっているわけなんです。それと、ニュータウンは戸建て住宅が建ち並ぶゆとりある都市型住宅地区として今後も良質な住環境の維持、保全を図るとともにということで、戸建て住宅を中心にした住環境をつくっていくということをうたっているわけなんですけれども、これについて議論の中でやはり500平米以下の小規模開発を手放しにしてしまったら、とてもそんなまちづくりはできない、これが今の実態。いっぱい工事始まってますけど、何ができるのか、本当に不安なんです。工事が始まるたびに。大変な問題になってきていますが、こういう点について、やはり地方分権の時代ですから、地区計画手続条例あるんですから、町の方がもっと積極的に住民と相談しながら地区計画をつくっていただくのは当然だと思います。それとあわせて、まちづくり条例も全国的に大変たくさんまちづくり条例つくっているところがふえてきて、あちこちで行われています。自治体憲法という形のまちづくりと開発規制のまちづくり、種類はありますけれども、このまちづくりの条例について検討をしていただきたいんですけれども、それについての考えあるのかなのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問の500平方メートル以下の小規模な開発につきまして、今現在町の指導要綱の中では500平米以下の分については町がタッチするところではないという指導要綱になっております。ただ、松野議員さんがおっしゃるマスタープランの中での意味という部分もございまして、今現存の住宅以外の個人の間地の部分もたくさん存在している状態もございまして。その方の財産権を無用に縛るといふ部分もちょうちょ部分でございまして。そういう部分と調和のとれたまちづくり条例というのであれば、そういう条例もいかなというふうには思っておりますので、今後の検討課題という形にさせていただきたいというふうには思っております。

議 長 12番議員！

12番議員 この点については、指導要綱については500平米以下は指導をされていないのが実態ですが、住民の認識しています指導要綱の中ではやっぱり指導をしていただくのが当たり前だ、こういう指導要綱が手元に行き渡っているわけですし、そういう認識ですから、大変大きな問題です。これについては町長は前向きな姿勢を示していただいておりますので、話し合いの中でですね。ぜひ再度町長の方と担当課と話し合いをしていただいて、具体的にさせていただきたいということをお願いしておきます。

それから、4番目の乳幼児医療費の無料化については検討中ということなんですが、財源についての問題が一番大きいのしかかっているのかなというふうに思うわけですが、3,000万円の財源ですべての乳幼児医療費、小学校へ上がる前まで実施できるということもお聞きしているわけなんです。その3,000万円の財源なんですが、これは後の三位一体の財源の確保等の問題にも係ってくるわけですが、私の方も具体的に清掃センター処理方式の見直しで20億円とか、議員特別職の報酬の引き下げとか、入札制度の改善などを具体的に提案しています。さらに調整手当の廃止も大阪府の特別職では実施しておりますから、これも広陵町も参考にして削減、見直しをすべきだろうというふうに思います。また、例えば道路とか、とりわけ古寺の方も新清掃センターの関係で道路もたくさんつくる予定があるわけなんですけれども、この道路も自動車の需要、通る通行量等に応じて補助金もらったら何でも有利だという発想を捨てて、2車線であれば例えば1.5車線で作って、機能はあるけれども財政的に効果的なやり方ということもやっているところもあるわけですから、そういう形で知恵を絞って住民の要望にこたえながら財源をつくっていくという方法もまだまだ多々あると思うんです。これこそが今求められる大変大事な問題なんですけれども、そういう点では乳幼児医療費の無料化について財源の確保は3,000万円十分にできるということを指摘して、この点についても質問は終わりたいと思います。

それから、三位一体の改革についてなんですけれども、この三位一体の改革の中で先ほども青木議員の方も議論をされていたわけなんですけれども、大変三位一体の改革につきましては、小泉内閣の改革につきましては私の方の共産党としては強く反対するところです。6団体の中で今回いろいろ知事会の方でも議論をされまして、合意されているところもあるんですけれども、やはり補助金につきましては土木関係についての見直し、財源移譲については賛成なんです、教育、福祉についての補助金のカットということについては、これは国の責任として水準守っていくという立場から反対しております。それから、交付税の措置について

は引き続き充実させていかないと、財源移譲だけを進めてしまうと格差が広がるということで、これは理事者、町長の方とも一緒になって頑張れる点だというふうに認識しているわけですが、この三位一体改革の中で今差し迫った問題として保育所の民営化、答弁されておりましたですね、この議会の中で。これは本当に大きな問題だというふうに思うんです。

この間の保育所の歳出の方を見ますと、かなり大幅に削減されてまして、公立保育所は人件費の方で2,000万円ほどの削減をされています。それから、私立保育園あるいは西真美北保育園につきましても委託費等がそれぞれ1,000万円程度の削減ということで、大変経営が厳しくなっているということが予想されるわけですが、それが人件費に大きく影響しているだろうというふうに思うんです。今回もこの保育所の負担金などが大幅にカットされて、本当にやりくりが大変な中なんですけれども、この民営化につきましても安易に民営化をしていくということについては到底同意できません。というのは、先ほど青木議員の方も質問されました公社を株式会社化していくということをおっしゃっていただきましたけれども、これは国の方が進めております管理者委託制度なんですけれども、指定管理者制度なんですけれども、こういう指定管理者制度になってきますと、これはもし民間にまるっきり株式会社も参入してもいいということになってまいりますと、保育料が利益上乗せして値上げすることができるだとか、そういうことになりますと住民サービスの徹底に大きく反してしまうわけなんです。そういう点とか、また公平な対応ができるかとか、今までの公的な責任のもとでやってきたことが根本が崩れていく、このような大きな不安があるわけなんです。ですから、こういう民間委託について、指定管理者制度を踏まえてどのように考えておられるのか、それとこれにつきましては、公社については3年間の間で見直しをしていくということも言われております。その点について、サービス公社について、これについてもやっぱり株式会社化をしていくということになりますと、同じように利益の問題、住民サービスの低下に直結していきますので、大変重大な問題だと思うんです。この指定管理者制度についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 指定管理者制度でございますが、やはり行政につきましても経営感覚は必要でございますので、ある程度の民活導入といいますか、民間の意識の導入は必要だというふうに考えております。

議 長 12番議員！

12番議員 具体的に検討されている内容はどうかということをお聞きしたかったんです

けれども、ある程度ではなくって、今民営化という言葉まで保育所、出てきているわけですから、どういうイメージでおっしゃっていただいているのか、確認をしておきたいと思うんです。お願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 保育所の民営化につきましては、今現在公設民営をしている保育所について民営と、あくまでも社会福祉法人に委託すると。民間の株式会社に委託するというような思いは持っておらないというふうなことでございますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

議 長 12番議員！

12番議員 そしたら、株式会社じゃないということで、まだいいかなあとは思いますが、まだいいかなというのは語弊があったらいけません。

それから次に、そしたら質問を進めていきたいと思います。

教育の問題はちょっと時間かかりそうですので、また後の機会に回しておきたいと思いません。

防災対策の充実なんですけれども、災害が発生したときに区長や自治会長に電話連絡とか、パンクしてしまいますから、大変難しくなるんですね。だから、今どういう状況になっているかということ把握したり、それから情報を住民に提供をすることについては、今の広陵町のこの防災計画の中ではできないんです。また、どういうふうに対応しているのかということについて、前回の台風のときにも青いシートを配布、決めていただいたんですけども、それを周知徹底するということができなくて、知っている人はよかったけど、知らない人がたくさんおられたというような混乱した状況もあったんです。ですから、そういう情報を共有するためには、河合町でも当麻町でもあるんですけども、各戸に置かれた防災無線、これがどうしても必要だと思うんです。あるいは、上牧町では大きい放送みたなのでやっているんですけども、いろんな放送してますけれども、あれはでも電気が切れたらどうなのかなというところ言えば、ちょっとそこ確認してませんので知らないんですけど、災害が起きたときに行政と住民と情報を共有できる、そういう防災無線がどうしても必要だと思うんですが、以前は阪神・淡路大震災ができた直後のときには検討するというのでおっしゃっていただいていた、途中で高いからだめだということになったんですけども、再度今の状況の中で大変不安が大きい中、お願いしたいと思うんです。

それと、前も言いましたように液状化の地域はどこなのか教えていただきたいと思います。

地価の下落とかということも心配されているのかもしれませんが、やっぱり危機管理ということが大変重要な問題ですから、区長、自治会長さんの方と相談しながら、やはりハザードマップを知らせていただく、このことが大変大切だと思うんですが、よろしく願います。

議 長 総務部長！

総務部長 広陵町の災害無線はどのようになっているのかというようなことでございます。

松野議員ご指摘のように、住民と直結する無線を引いたらというのは理想の考えではないかと、どれほど経費がかかるかというふうに、算定されたことがあるか、逆にお聞きしたいと思うわけでございますが、広陵町では消防団の専用無線を使用させていただいております。3月まで12台あった専用無線でございますけれども、ことしになって6台購入させていただきました。そして18台の消防無線、災害が起きれば第一線に消防団が出ていってくれる、その消防団を頼ってその無線をさらに充実していこうというのが現在の広陵町の実態でございます。こういった無線の充実を今後も図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。（12番議員「それから液状化、ハザードマップは。」）

議 長 12番議員！

12番議員 済いません。答弁まだしていただいてませんが、幾らかお聞きしたいとおっしゃるんですが、それは自分、理事者の方で調べてこんだけだから大変困難だと、そういうような説明が当然でありまして、私の方で試算せえっていうのは筋違いです。とんでもない質問ですね。

それと、これは以前の記憶では4億円程度ということが記憶の片隅にあるんですけども、そういう点で命にかかわる問題ですから最優先にお願いしておきたいと思います。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

（P.M. 3：14 休憩）

（P.M. 3：44 再開）

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、寺前君の発言を許します。

6番議員 最後になりましたけれども、あと1時間、おつき合いのほどをよろしくお願いいたします。

まず最初に、新清掃センター建設問題についてであります。

町財政から見た建設に係る諸問題、この問題は私たちが議会でたびたび質問をしてきたわけですが、最も大事なことは15年の町長の所信表明でこのように述べておられます。新清掃施設建設事業や関連する事業には多額の財源を必要といたしますので、緊急やむを得ない事業は別といたしまして、それ以外の事業につきましては実施をご辛抱いただくこともあるかと存じます。この一語に尽きると思います。私たちは新清掃センター問題が最も広陵町で重要な課題だということについては認識、共有しているつもりであります。しかし一方、全町民的な暮らしをどうするのかという問題は、日常的な生活から欠かすことのできない問題であります。このことを無視した形で新清掃センター建設を進めることは、全町民的な合意を得れない。このことは明らかだと思います。118億円の財源、想定したものは住民合意を全く得ていない中身であります。

このような問題を持ちながら現在に至っているわけですが、その一端がいみじくも先般の古寺地区の方が調停に及び、後裁判を起こした事件にあらわれていると思います。あの方は区長や町から説明を一切受けていなかった、このように述べておられます。私たちは再三まず古寺区での説明会を開くべきだ、このようにも述べてきました。しかし、開いたのは最終古寺は6月29日、古寺区主催で区民集会を開いたのが、7月21日に古寺区区民集会を開いたのが最後であります。そして、このときにもRDF炭化についての問題は話をされていない。こういう事態であります。いつ、どこでRDF炭化が決まったのかということは、再三議会で述べてきたので省略いたしますが、結局は古寺区の区役員の方が水島の施設を見に行く、行ったところでこれもいいなという形でが発端だったと。これは議会でも理事者側が答弁され、その事実は明らかであります。このような経過を経ながら、結局その年の12月24日に急遽古寺区と基本合意締結に至ったわけであります。来年4月に県議会選挙が控えた時期でもありました。このような経過からいっても、古寺一区民の方が裁判を起こして、説明が一切なかった、このようにおっしゃっている背景は十分に察せられることでありました。こういうことに見られるように、古寺区の建設問題については財政的な側面からの問題と住民合意をどのようにつくってきたかという問題がいまだ解決されていない。これが現在の実態だと思います。

まず、新清掃センター問題については地元住民からの要望合意については残念ながら、中身については私たち自身もよくわからない部分があるわけですが、古寺区の公民館についての規模は先般入札された結果、広陵町で一番大きい規模だと。これはいみじくも山本悦雄議

員が指摘されました。安部より大きい。この背景にはそのような広さの公民館が必要だったのかどうか吟味をされたかという意味合いがあったのかなという推測を、私自身勝手にさせていただいているわけですが、このように古寺区民の方々の全区民の合意、もちろんこれは全区民が100%賛成するという意味ではありません。私たちが絶えず言うのは、全区民の合意というのは賛成多数ということも含めた理解と合意の経過を大事にしてきたかどうかということでもあります。こういう問題がなお残されていたわけです。そして、財政問題に至っては先ほどの問題、先ほどの松野議員も指摘したように、結局新清掃センターの機種選定から今日に至るまで住民との対話、会話、あるいはまた地元の古寺区役員さんの状況は把握できないわけですが、その他の区民の方々を初め、一切RDF炭化についての意見徴収はなかったわけであります。当然施設見学は行われました。14年5月30日には古寺区役員が施設見学に恵那市に行かれております。また、10月23日、29日には古寺区民対象にした恵那市の見学がなされています。しかし結局、これらはすべてRDF炭化を決めた後の内容であります。そういう点で一体どのような形でこの問題、RDF炭化に至ったのかということが結局わからない。そして、選定委員会ではこれもたびたび本議会で述べているように町は地元の合意だということで押し切っていったわけであります。

このような中で、私たちは一番大きな問題は財源問題についてであります。RDF炭化は1つは恵那市においてもランニングコストが一体どのようにかかっているのかという公表がなされていない。私たち議員が視察したときにも、そのことは3年間公表できない。こういうことであったわけであります。そして現在もなお企業の職員が常駐をされているというかの聞いているわけですが、この問題について明らかにいままRDF炭化施設の導入に至っているわけです。もちろんランニングコスト等については資料をいただいているわけですが、これもあいまいであります。実績を持った公表がどこまでなされているのか、私たち議会では把握すらできない状態であります。こういうところに加えて、RDF炭化が生ごみ処理あるいはごみ減量化から出発した、生ごみ処理を含めた減量化によってどれだけごみを減量化した後の設定をするのかということについても不十分であります。議会ではこれも山本悦雄議員の質問に答えられて、基本計画の平成二十何年ですか、の20%削減目標を再度述べられているにすぎません。しかし、緊急の課題としてこれでは余りにも不十分だと。これは議員も述べられたところであります。こういうところから考えると、どうしてもこの財源問題と機種選定問題では再度住民合意の経過をとるべきだと、これからでも遅くないというように考えるわけであります。

なお譲って、この問題がこのまま進められようとする過程においても、ごみ減量化を大々的に行う、生ごみ処理を堆肥化する、このことによって機種を最小限にするという方法はなお可能であります。こういうところについてもぜひ財源問題から町民合意を形成を得る過程の中でつくっていただきたいということを再三述べてきたわけですが、今議会においてもご答弁をお願いしたいと思います。

また、勝山市への視察から学ぶべき課題というものが、なお明らかにされていません。この問題は勝山市では可燃ごみでは45%の減量、リサイクル率を35%に達成する成果をもたらしたと。また、広陵町も勝山市と同様な状況にあるわけですが、1、2、3、4と議会視察報告は述べています。こういうことをやろうとする中で、住民の合意が当然必要だと。当たり前のことなわけですが、今議会初めて具体的にどこへでも出かけていく、指示をとったとおっしゃっているわけですが、減量化についてのごみの説明、あるいはまたRDF炭化に伴うごみの説明にすぎないかと思えます。これでは有料化を目指す、あるいはむだを省く、このようなところの住民の声は反映されないまま進んでいくことになるわけですが、こういう点についても大きな問題だと思えますが、なぜこのような経緯をとらないのか。説明会と意見の反映をなぜ避けるのか、非常事態宣言とごみ減量化、生ごみ堆肥化の取り組みについてなぜもっと明確な一歩進んだところまで進まないのか、このことについて再度お聞きしたいと思います。

質問事項第2、三位一体改革と自立したまちづくりの推進についてであります。

地方分権の確立、税源移譲などと称しながら、自治体を弱める作用しか働かない三位一体改革、合併問題、これは財政事情がよくなるということではないにかかわらず、合併問題と絡めて財政問題をとらえ、合併で住民生活がよくなるというような保証もないにかかわらず押し進めようとしているわけであります。そして、今回に至っては国が押しつけをもってやろうとする姿勢が今回の地方自治法改正の中でも明らかであります。全国でも自立への道を歩み始めた自治体があります。人口3万人は自治の形成に見劣りしない規模で、住民参加の徹底で自立への道を示すことも考えるべきだと思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

保育所負担金、学校義務教育負担金問題についての一般財源化についてもご答弁をお願いしたいと思います。

質問事項3、医療費無料化の受給権の改善について。

少し言葉が難しくなったわけですが、これは外国や他府県への単身赴任の世帯主の

場合、広陵町に住み、保育園などにも通っていないながら3歳未満児の医療費無料化の施策が受けられない子供たちがいる。こういう実態が明らかになっているわけですが、まず受けられる環境解釈、いわゆる適用解釈を広げて、谷間にいる受けられない子供たちを救済すべきだと考えますがどうでしょうか。

さらにこの矛盾を考えていくためには、県などに働きかけ、全国統一的な物差しが必要だと考えますが、その点についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

質問事項4、携帯メールで危機情報の発信で子供の安全確保の手段に。

これは再三心配をかけながら、親が今大きな取り組みを行おうとされている最中ですが、門真市PTA協議会は子供の安全確保の手段として、危機情報を携帯電話のメールで一斉発信する、セーフティネットワークシステムを独自に開発し、活用をしているそうであります。PTAは子供の安全確保につながるならと、無償でシステムの内容を公開しています。子供の安全確保の一手段として積極的に活用する考えはないのかどうか、お聞きしたいと思います。

質問事項第5、学校給食と食育教育についてであります。

東小学校が食に関する指導を推進して研究校の指定を受け、実践に基づく研究を進めているところだということでしたが、どんな成果が見られているのか。

また、学校給食を生きた教材としている学校も各地にたくさんあります。地元食材の活用はまさにうってつけの教材であり、今求められているものであります。その進捗状況はどうでしょうか。

食指導は中学校でも重要であり、中学校での弁当業者のデリバリー方式は緊急避難の対策として認識すべき事柄であって、中学校給食あるいは食の改善につながる給食への展望を持った取り組みが必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。以上です。

議長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町長 ただいま寺前議員からご質問がございました。

多くの項目がございましたが、まず新清掃センターの建設でございます。

町財政から見た建設に係る諸問題を申されました。町民の皆様への説明会と住民合意の形成に努めよとのご趣旨ですが、操業期限はあと1年を切ってしまっており、一日も早い施設建設の実施が緊急の課題であります。さきに松野議員にもお答えいたしましたとおり、私はこの3年間機会あるごとにあらゆる場面で住民の皆さん方にご理解をいただくべくお願いをしまりました。ごみ処理にかかわらず、あらゆる分野において住民の意識改革こそがま

ちづくりの大きな原動力であると認識し、日々取り組んでいるところでございます。先ほどの説明では説明がなく裁判をされたことについて申されましたが、ご当人と私は今月中に日時をセットしてお越しただいて親切丁寧に説明し、わだかまりのないように話し合うことにいたしていることを申し添えたいと思います。

また、新ごみ施設につきましては多額の負担が生じるわけですが、周辺大字の皆さんにはそのことを申し上げております。痛みを伴う旨申し上げましたが、現実には他の大字において工事をお断りしたとか、引き延ばしをするという、そんなことはしておりません。必要な公共事業は優先順位を定めて施行をいたしておるところでございまして、言葉の切れ端で言われていること残念であります。

さらにこのごみ減量のことでございますが、住民の皆さん方の取り組みが基本でありますので、指定袋制、有料化等を視野に入れながら分別を徹底し、減量に努めてまいりたく住民の皆さんへの説明会を実施してまいります。寺前議員、どうぞよろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

生ごみ堆肥化については、松野議員にお答えしたとおりですのでよろしくお願い申し上げます。

2番の三位一体改革と自立したまちづくりの推進でございます。

三位一体の改革については松野議員の質問にお答えしたとおり、大変厳しい改革と認識しております。また、合併を視野に入れず自立したまちづくりをしてはどうかというご提案でございますが、合併の必要性については増大する広域的な行政需要に対処するため、将来をにらんだ大きな視点でのまちづくりが不可欠だと認識しており、地方への権限移譲に対する国の依存体質からの脱却について、地方の努力も必要でないかと考えています。

なお、公立保育所国庫負担金について、一般財源化については基準財政需要額に影響分はほぼ算入されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

医療費無料化の受給権の改善でございます。

現行制度におきましては医療費の助成を受けることができる者は広陵町内に住所を有し、かつ国民健康保険法に被保険者である乳幼児または社会保険各法による被扶養者である乳幼児を主として養育している者とするとなっております。つまり、子供の居住地ではなく、主として子供を養育している方の居住地となっているため、その方が広陵町に居住しておられない限り、広陵町での医療費助成は受けられない状況となっております。しかし、保護者が外国や他府県におられても、事実子供の養育をされている場合には子供の居住地を主体とする受給権について、近く運用基準を設け正当助成をいたしてまいりたいと考えております。

なお、医療費無料化制度においては今後も国の一元化制度に向け、要望をしまいたいと存じます。

4 番目でございます。携帯メールで危機情報の発信で子供の安全確保の手段にしてはというご提案でございます。

ご提案いただきました門真市PTA協議会、セーフティーネットワークシステム運用については、できるだけ早く情報を発信し、共有することが子供の安全につながるものとして昨年11月から双方向性情報一斉集配信システムとして実施されているものであることは承知いたしております。いろんな通信手段が発達した現在、子供の安全を守る一手段として種々の方法により迅速な情報提供が可能になってきています。教育委員会においては地域イントラネットの整備にあわせてデータベースを創設し、携帯電話やインターネット等により情報発信ができるようなシステム構築を検討しているところでございます。

学校給食は教育長がお答えします。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 寺前議員の学校給食と食教育についてのご質問にお答えいたします。

東小学校の食に関する指導推進指定研究校としての指定を受け、その成果についてのご質問でございますが、ご承知のように平成15年、16年度の2カ年にわたり奈良県教育委員会の研究指定校となっているもので、家庭と連携し規則正しい食習慣の定着を目指し、心身ともに健康な児童の育成を研究主題とし、教職員が一丸となって取り組んできたものでございます。成果としてPTA活動との連携により、朝食の必要性に関する啓発活動、偏食をなくす調理の工夫による食習慣のしつけ、食材が持つ栄養と身体の仕組みや食生活が身体をつくるという基礎からの学習を重ねることによって、学校全体の活性化につながっていること、また学習した内容を家庭での食生活に生かそうとする児童がふえていることなどが上げられます。また、学校と地域、家庭との結びつきが強まり、さまざまな情報交換をすることができ、保護者同士の交流も深まってきております。

中学校での弁当のデリバリー方式の質問については、さきに山本悦雄議員にお答えしたとおりでございます。以上でございます。

議 長 6 番議員！

6 番議員 1 番目についてであります。

町長は財政問題のかなめである全住民を対象にした公共事業については優先順位をつけ、定めて行っている、このように述べておられます。そういう点についての問題とともに、具

体的に今財源が要するという形からいって住民生活に密接にかかわっている問題がたくさんあります。例えば先ほどの乳幼児の医療費無料化の拡大、これについても財政問題がネックとなっているということも国保運営委員会でその旨述べられていました。600万円から3,000万円の範囲であるけれども、それについての検討課題という形でその他述べておられました。あるいはまた、次世代育成事業についても重点課題として取り組んでいかなければならない課題であります。また、広陵町の施設、道路、公園等についての維持管理についても当然費用がかかる問題であります。あるいは保育所運営についても費用がかかる。こういうところについて今問い詰められている点は住民負担を新たに課すかどうか、あるいは民間委託をし、住民サービスを切り捨てていく、このような考え方が出ているさなかにあつて、広陵町の財政が将来どのような形で運営されていくのかと、このことについてやはり説明責任があろうと思います。

その唯一のと言っていいほどのものは、町が長期財政計画を示され、きょう持ってこなかったわけですが、示されて、この一般質問でもさせていただいたところ、19年以降については新たな財政運営ができないような状況が示されていたわけです。こういう点についても、新清掃センター問題と絡んで、全町民の方々に理解を得ていく、この作業は欠かせないものであります。少なくとも私たちはあれこれ反対をしているわけですが、町民に説明をし、納得をする過程をつくっていかなければ、これは当然住民の意思決定が無視されたと、地方分権、自立に反する形になってくると思います。そういう点で住民に将来の財政計画を含め、長期計画を含めたものを示していく、あるいはこれは次の三位一体改革とかかわってくるわけですが、町財源と新清掃センターのかかわりについての説明を全町民的に行っていく、欠かせない形だと思っておりますけれども、なおこの問題については明確な答弁がない。今議会において説明をしていくというのはごみ減量化に対する問題であります。緊急に広陵町の財源問題から見た広陵町民にかかわる、生活、福祉向上にかかわる問題等の兼ね合いも兼ねた財政問題、ごみ清掃センターと兼ねた財政問題について、あるいは新機種の選定についてなど、町民の説明会を開く、このことについてどのようにお考えなのか、再度お聞きしたいと思います。

それから、先ほどから生ごみの問題で町は生ごみについては町長が先ほど述べられた点は、生ごみの用途から出発したものであれば考えられるが、減量化を先行して考えるのには困難が伴う。このように述べておられます。しかし一方で、自治会を通じた生ごみの処理対策を行おうとしています。これとても、結局は生ごみの処理、堆肥の使用方法を考えなきゃなら

ないわけであります。そういうものがなければ、これの問題について一気に出ない。というのは、ごみ減量化を一気にやっていくという姿勢が今必要だということから言っているわけで、1年、2年先に考えますというものでは遅いわけです。先ほどからもごみ減量化の問題は、ごみゼロ化という主張もありました。これは今全国でもやっておられる先進自治体があります。あるいは、先ほどのごみ減量化について喫緊の課題だという議員の一般質問もありました。そういう視点から、例えば遅いわけであります。もし生ごみを真剣に考えるというのであれば、RDF炭化の取引先についてもあれほど真剣に考え、困難を乗り越ろうとしておられるわけですから、それほどの姿勢がなぜとれないのか。結局はRDF炭化でその処理を賄って、減量化は20%目標をもう少し頑張ればいい、こんな安易な考え方が見え隠れしていると指摘せざるを得ません。20%は緊急の課題で減量化していく。その計画のさなかにごみ減量化をあわせてRDF炭化の処理量について徹底した削減をつかった計画が求められていると思います。これは100%、私たちの主張を譲ってどのように考えていくのかという今の問題に対して誠実に答えていただき、ごみ減量化と合わせた処理施設の規模を考え、財源問題を少しでも将来に借金を残さない、この姿勢を貫いていただきたいと思いますが、再度お聞きします。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 まず、生ごみ堆肥化を町として取り組まないという点についてのご指摘でございますが、前からご説明申し上げておりますように、いずれにしても出口の問題があるということは十分ご理解をいただけたと思います。それと、生ごみをもって堆肥が生産されるものではないわけでごさいます、副資材の牛ふん等を、広陵町にないものをよそから持ち込んで堆肥をつくるということが許されるかどうかという、いわゆる住民感情もあるかと思っております。そういう意味で、広陵町が全量生ごみを堆肥化するというのは困難を伴うということでご説明を申し上げているわけでごさいます。しかしながら、新清掃施設の施設において処理するごみの量を減らすということは地域に環境負荷を与えないという観点から、減量の取り組みは欠かせないものであると考えております。自治会におきましても生ごみを堆肥化する取り組みをしていただけたら、そのような方法をもって啓発をし、ごみ減量の意識を高めていただく一つの手段として住民の皆さんに参加をいただいて、ごみ問題をみずからのものとして考えていただく機会を、これをとっていただければというふうに思っております。もちろん生ごみの利用先の問題もごさいます。自治会でつくられましても、みずから利用をしていただくというのがまず一番でごさいます。それでも消化できない分につい

てはやはり農家等にネットワークを組んで、町が間に入ってその利用先も確保していかなければならないということも十分考えてまいらなければならないと思っております。

そういった意味で、減量の取り組みの中から機種能力を算定いたしております。なお、より一層取り組まなければならない減量につきましては、さきの山本悦雄議員の方にもお答えさせていただきましたように、まだまだ可燃ごみの中に資源化できるごみが含まれているという現状もございますので、そのあたり住民説明会を通じて新清掃施設のシステムとともにごみ減量の取り組みについても住民の皆さんのご理解を得てまいりたいというふうに思っております。

財政問題につきましては、企画財政部長の方をお願いいたします。

議長 企画財政部長！（6番議員「説明会。」） 環境整備部長！

環境整備部長 説明会は先ほどもお答えの中で申し上げましたように、地域に出向いて説明を
してまいりたいと思います。

議長 企画財政部長！

企画財政部長 ごみ問題に絡みます財政問題でございますが、全体の事業費が118億円という
ことで出ておりますが、これも長期的な支払い関係ということで、それについては計画し
ております。ただし、今国で行われております三位一体改革で税源移譲、それから交付税問
題がまだ先がはっきり決まっておられませんので、それらを踏まえた上で長期的な財政計画を
つくっていきたいというふうに考えております。

議長 6番議員！

6番議員 1つは生ごみの問題というのは、私は財政問題と絡んだ問題だというように再三言
っているわけなんです。それは減量化の問題と関連しているというわけですから、今機種
能力もその減量化に含めて算定しているということだったわけですが、そうすれば、
機種当初議会にもらっている資料から見てどれだけの減量化でどれだけの能力を減らすと
いうように現在考えておられるのか、このこともあわせて議会が求めている緊急の減量化と
対応化に間に合うのか、このような内容がわかってくるわけですから、緊急にその現在公表
されようとして中身の機種についても減量化によってこれだけの当初からの負担が減る、
こういうことも明らかにしていただきたいわけですが、その点いかがでしょうか。

それと、先ほどからの説明会の問題ですけれども、私たちは町民合意の観点として、一方
で財源の問題で医療費無料化の問題についても6歳未満の全児童、全医療を対象にと言っ
ているけれども、それはあやふやになった。あるいはまた、支援費制度についてもお金が要る。

その他、町民にかかわるところの負担はふえていくけれども、むだを削るというところについては説明を一切していないわけなんです。一切と言えば語弊がありますけれども、私たちが求めているところでのむだを削るということはやっていない。そのことと関連して、住民合意を得るための説明会が必要だと、このように言ってるのに、今後の説明会という形で言葉が濁している。これについて再度、財源問題等を含めて町民に生活にかかわる、広陵町全体の問題を説明会を開いて緊急に合意をとっていき、あるいは説明を開いて町の説明責任を行うことが情報公開と今自立への道を本当に真剣に歩む試金石だと思うわけですが、その点再度お聞きしたいと思います。

それから、先ほどの討議の中で秘密にしてない、言えないことがあるんだということで、ごみの処分先について今言えないとおっしゃっています。しかし、対象は高田市や御所やこの近辺、自治体で言えばこの近辺のところであるんだというのは明らかなんです。そうすれば、そのところについての状況というのは、当然議会や町民に対しても説明があってしかるべきなんです。勝山市ではごみ質やその他の問題で議会も含めて相手方の自治体と議会の協力ももらって解決に全力を尽くしたんだとこう言っていることと、やっていることが全く別なんです。情報公開をしないまま、結局決まった内容についてこれだけしかできなかつたけれども、残念だけれどもこうだと、こういうことになってくる。財源が一層ふえてしまったんだと、こういうような報告だけで終わる。そうじゃなくって、議会や住民含めて頭を下げて頼むべきは頼んでいくために、町民、議会こぞった運動がとれるような情報公開が必要だと思いますけれども、そういう点についてもなお今それは秘密にしておかなきゃならないというように考えておられるのかどうか、再度お聞きします。

それと、民間について当然この秘密は通用しないわけですから、現在どのようになっているのか。どの民間業者と話をし、どこまで煮詰まっているのか、こういうことについて公表していただきたいと思います。再度お願いします。

議 長 町長！

町 長 いろいろ手厳しいお言葉をちょうだいをいたしているところでございますが、清掃センターで多大の経費はかかりますが、いろんな事業がこれによってできないということは私は言うておりません。必要な事業はしなければいけない。財源確保は私どもの責任でございますので、しっかりと国や県に、またいろんな財源捻出に頑張っていきたい。節約できるところは節約をさせていただいて、捻出をしていきたいと思っております。

住民説明責任でございますが、財政や事業については必要な機会あるごとに説明を申し上

げているところでございます。近況報告をさせていただいています。特に、ごみの減量化については各大字に回ってお願いしていこうと、この機会は絶好のチャンスでございまして、町の状況を説明させていただこうとこのように思っています。

また、ごみの処分先等については情報公開を十分されていないというようなご意見、ご指摘がございました。

例を申し上げますと、皆さんの家庭でも隣近所、いろいろおつき合いあると思います。この場合はつき合いの範囲というのがあるんですね。どれだけ心を許しているかどうかというのがあると思います。すべて公開したら、隣近所むちゃむちゃになると思いますね。私どもの町でも隣の市や隣の町とはいろいろ助け合いをしているんです。何かあったら、ごみをお互いに助け合いして無料で費用は結構ですと、また私どもの町にあったときはぜひお願いしますということをお願いしている町村もあるんですね。この場合は実は費用は結構ですということになります。うちの町はトン1万円くださいと、そうしたらお受けしますよと、いや、うちは絶対だめですと、受ける余裕ありませんと、いろいろな町村があるわけございまして、一定量、この町は1日何トン、この町は1日車何台来てくださいと。しかも昼から来てくださいと。いろんな条件があるのでございまして、これらを具体的に皆さん方に周知をしていただく、もちろん正・副議長さんにはしっかりと聞いていただくことにしますが、公表すれば大変なことになると思います。受けた町は大変でございまして。これ卑近な例でございまして、磯城郡と桜井が今合併の話がされていますが、今桜井市の方では新聞紙上に載っているんですね。桜井には磯城のごみをみんな受けないかん、これはうちの町はごみの町になる。これは大変や、反対やと、そんなこと載ってあるんですね。こういうことからいきますと、ごみの行くところによっていろいろな問題が生じるわけございまして、広陵町のごみをみんな寄って周辺市町村が助けてやろうと、こういう意向で言われておりますので、明らかにするのは当たり前でございまして、どうぞこれらの情報が流れることによって、一生懸命進めているのがむだに、またいろんな反対運動が起こったりするのでございまして、ともかく私どもにお任せをいただきたいと。内容は関係の正・副議長さん、ごみ対の委員長さん、このことはしっかりとご理解をいただこうとこのように思っていますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

議 長 6番議員！

6番議員 それでは、2番目に移りたいと思います。

なお、跡地利用については地元3丁目以下、関係の大字に合意をもらえるための必要条件

だというように思うわけですから、そういう点を後回しにするということは不可能ではないのかというように思うことをつけ加えておきたいと思います。

2番目の問題ですけれども、三位一体改革の問題については、これは現在多くの自治体でも政府の案に対して反対が起こっています。その点については今回も意見書が、義務教育負担の削減に対する反対の意見書を提案しているわけですけれども、この問題の背景については結局今広陵町が住民負担を求めていること、そういう背景と表裏一体の関係にあるということを描きざるを得ないわけであります。何かと言えば、結局財源がないというところからの発想です。その財源がなくなった責任については全く放置したまま、既成事実化させて国民に負担をさせていこうとこういうことでもあります。簡単に、ちなみに小泉内閣になってから7兆円を超える住民負担が予定されてます。現在に至っては3兆470億円、医療費の医療保険の改悪が平成2年10月、3年4月に行われ、以下いろいろ行われました。あるいはまた、今後合計で4兆2,220億円の負担増がメジロ押しだと、こういう事態がこの三位一体の背景にある。このことをまず指摘しておかなければならないだろうと思います。

そういう点で、今義務教育費負担金の削減が、一般財源化が言われているわけですけれども、ここに日本経済新聞に書かれている記事が、おもしろいものがあります。来年度予算公募で補助金削減が主役。こういう中で、自民党が一体どのようにかかわっているかといえば、教育の分野については最も補助金削減がまとまっているから簡単だと。あとそれさえ行えば、今政府が示そうとしている3兆円余りの補助金削減については各省庁が分け合えばわずかだと、こういうことで義務教育の負担金を一般財源化しようということの発想だというように書いているわけなんです。その一例として例えば自民党も27日の厚生労働部会では社会保障の役割が全うできなくなるという形で政府と一体化して補助金の削減に反対する。こういうような運動を行っている。あるいは鳥取県の知事はこの削減については具体的に三位一体改革は国民の補助金を一般財源化することで地方に自主性を持たせ、事業選択を厳格にし、国も地方もスリムにむだなくする改革だと。ところが、義務教育費は国の負担義務を法律で定めた負担金で、地方で陳情や、あるいはお願いに行く必要のない負担金だと。そういうものを削って、自由にできないものを残そうとしている。こういう形で反対だと言っているんですね。これはある団体が全国の自治体を調べたところ、九十何%の自治体が反対をしているというように言われています。これは国際基督教大学のフジタ先生がアンケートをとったところ、全国の自治体を対象に行ったアンケートで自治体の9割は一般財源化に反対していると回答しているという実態であります。

こういうようなことを踏まえて、私はやはり住民負担につながってくる問題について明確にした取り組みを議会、住民こぞってこの運動にやはり取り組んでいく、こういうことが必要だということを聞きたいわけですが、まず第1点、そのことをお願いしたいと思います。

それと関連して、結局は合併については要は政府は財源問題から指摘しているわけなんです。今合併については全国各地で、これは地方議会人の8月号ですが、我が町はなぜ自立を選択したかという事例紹介がかなり行われています。1つは長野県の原村については自立する場合に新しい村づくり計画を住民にきちんと示し、合併の賛否を判断するための資料を示してきたと。そして、これで第1回の地区懇談会は13会場で行ったと。そして、合併問題を住民で考えるのを全町民で4回やったと。こういう形で努力をしながら、住民は自立を選んだと、こういうことが具体的にうたわれています。自立についての目標も原村自立プランというものを住民に総合的に示して、将来の村の活性化を図っている。こういうことが報告されています。また、2番目のところでは馬路村、高知県ですが、ここについても自立をなぜ選んだかという形が報告されているわけです。これは村長がもちろん報告しているわけなんです。そういう中で、合併問題について2年間の時間をかけ住民の意見を聞いて、その中で自立、馬路村自立村づくり宣言を議会が議決して取り組んだと。これは議会が率先してやってきたという事例の一つです。そして、その中で村のテーマ、課題、赤ちゃんの元気な泣き声のする村づくり、子供が元気な云々という等々について具体的に述べて、住民とともに歩んでいこうという決意を確立しているわけなんです。あるいはまた、その後の説明でも種々うたわれています。もう一例を言うと……。もう時間がないので、これは省いておきますが、こういうようなところの問題がたくさんある。

こういうところについて、私は自立をして住民生活がよくなるかと言えば、全くその逆だと、現在で言えば。そういう点に立って、自立とそしてそのための手だてを町民とともに考えていく。そういうものについて町は真剣に考える必要があるんだと思うわけですが、一体町長はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 自立するのかどうかとかという、いろんな具体例を資料を示してお話しをいただいたところですが、我々今最重要課題はごみ処理をちゃんとせないかん。これが第一でございまして、また減量化もしっかりせえ、またそっちの合併についてもどう考えているのかと、もう私、体3つも4つも欲しいと思います。もうふらふらになっておるところで

ざいまして、また国の方ではこうして三位一体の改革と称して厳しい町財源でございます。今何を考えていいか、皆さんと一緒にいろいろと知恵を絞って、まちづくりの方向をしっかりとお考えをともにさせていただきたいなと思っているところでございます。

基本的には私はやはり将来は合併に向かって進んでいるんです。3市3町、いずれ合併を目指しているところなんですね。いずれの町も反対だとはおっしゃっておられません。もっと広域的にこの中和をさらに大きく、県下のもう県庁所在地の奈良市にいつまでも追随するでなく、やはりもっと大きなまちづくりに進めてほしいなど、それぞれの首長さんおっしゃっているところでございます。私もその方向で進んでおるところでございます、これからいろいろご意見をお寄せをいただいて、将来のまちづくりをご議論いただければ大いに結構かと思えます。

議 長 6番議員！

6番議員 自立の問題、合併の問題は結局は、今おっしゃっている中身の問題というのは住民から見ると、結局は合併をすればよくなるということは見えてこないんです。結局、財源を減らすための合併なわけですから、結局合併すればサービスが低下していく。これはもう当然の内容として出てくるのは当たり前なんです。財源問題が深刻だからということで、今県や国は合併推進を行っているというところについて、先ほどの問題とあわせて指摘しておきたいと思えます。

3番目の問題については、この問題についてはぜひ基準をつくって、例えば三重県では子供の住所所在地が医療費無料化の対象になっている。奈良県は生計を主とする世帯主の住民票があるところというようになっているわけなんですね。こういう違いがあるために受けられない方がたくさんいる。しかし、住民票があっても海外に行かれた方は、住民票があってもそれは住所は有してないとみなされて受けられない。ところが、県の基準でははっきりと主たる生計主が住所を有しているところという形になっているわけですから、その解釈は大いにできるものであって、ぜひその点の拡大を目指していただきたいと思います。その点については省かせていただきます。

第4番目についてメールについて、これは例えば香川県の高松市でもPTAが先導で電子メールで行っていると。こういうことがあるわけですが、各地でこれが行われて、その内容も知っているということだったわけですが、先ほどの答弁の中で情報発信ができるように検討しているところだということにおっしゃっていますけれども、今子供を取り巻く環境を何とか急いで、少しでも安全な環境をつくろうと言っているわけですから、できる可能

性のあるところについてはすぐ手をつけられる、これは必要だと思いますけれども、その1点について、いつ、こういう問題について先行して、検討というのは実施することになるのか聞いておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 現在情報システム課から近畿総合通信局を通じまして総務省の方へ来年度イントラネットの補助金の計画を出させていただいております。そういう中で教育委員会がこういったものを構築してまいりたいということで、教育委員会からご報告を受けております。

議 長 6番議員！

6番議員 今私が言っているのはインターネットを使ったシステムの問題なんですね。これは例えば香川県の高松市の場合でしたら、年間二十数万円で運用が可能になっていると。ところが、実際に東京都内で導入をしている同様のシステムの例では年間1,000万円を超える費用が要しているという場合もあるんです。だから、そういう問題から言えば、無料で公開しているソフトについて活用していく。これを積極的に先に取り組んでいくということが、子供の安全を少しでも早く安全にさせていく一つだというように思うわけなんです。こういうことについて研究、すぐにできるわけですから、検討するんじゃなくて対応してやっていく、こういうことが今いろいろな取り組まれている中で喫緊の課題だというようにおっしゃっているわけですから、この点について緊急に検討しているんじゃなくて、例えば門真はソフトを公開している、高松についてはこういうソフトも公開しながら20万円でできている、こういうことがあるわけですからすぐさまの研究が必要なんです。今求められているのは町長は目も回るようだとおっしゃっているわけですが、議会や職員が町民から見ればもっと具体的にやるんだということで、一生懸命もっともっとやってもらおう。議員をもっと活用していただくということも、視点もあわせて取り組んでいただきたいと思うんですが、その点についてご答弁をお願いします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいま貴重なご意見をちょうだいいたしておりますけれども、先ほど総務部長がご説明を申し上げましたように、地域イントラネット整備計画の中に取り込んで、そして検討を進めていこうということで現在研究は行っております。今おっしゃっていただきますことを十分に糧といたしまして、総務当局の方とも調整をした上で、なるべく早く実現に向けた状況を迎えられるように努力してまいりたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

議 長 6 番議員！

6 番議員 これ何回目、2 回目けえ。

議 長 もう終わり。3 回目。

6 番議員 もう終わりやな、これは。

この問題、私はイントラネットの云々じゃなくって、PTAが先導して取り組んでいる内容だということからいっても、やはり子供の安全を考えるということから直ちに取る姿勢が必要だということに思うんです。来年度という形の時間的尺度というのは、住民から見た場合に、今来年ができることであれば前倒しして何ぼでもできるんだということがあるわけですから、そういう危険、安全にかかわる問題については時間を許さないという視点を貫いていただく必要があるということに思いますので、強く要望しておきたいと思います。

最後ですけれども、学校給食と食教育についてであります。

この問題について、学校教育全体の活性化に役立ったと。あるいは朝食や食材の持つ栄養機能などの理解、家庭で生かす努力や情報交換などが広がったというようにおっしゃっています。これは給食の現場では本当に生かせる内容だということに、今おっしゃっているわけなんですね。栄養教諭が配置されるということはもちろん教育委員会が決めることですが、この過程の中で今盛んに言われている問題は、生きた教材として健康問題から見た問題、そしてまた日本食を大事にするというところから見た問題など総合的に取り組まれている問題なんです。そういうことからいって、学校給食の問題では文部省の学校給食調査官の方、オガワタツヤさんは正しい食習慣身につける、それから以前から学校給食を生きた教材として活用することを提案してきていると。こういうことで具体的に食材、どの地域でとれたか、あるいはまた流通の足もとはどうだったのかということで、これは全国規模ですから言っているんですけども、広陵町で言えば地元食材を使うという観点からこの問題をもっともっと安全でおいしい給食をつくっていく要にできるわけなんですけれども、こういうようなところの取り組みを今行っている最中だとおっしゃっていますけれども、この視点から見た場合の取り組み、今現在どうなっているのか、再度報告を受けたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、ご存じいただいておりますけれども、現在東小学校が食に関する指導推進指定研究校として受けております主題の研究課題として、先ほど教育長が申し上げましたように家庭と連携して規則正しい食習慣を定着させる、それが子供へのまずの研究課題であるということでの研究着手をしているわけでございます。そして今おっしゃっ

ていただいておりますように、地場産品を学校給食にということの意向があるかと思いますが、その内容等につきましても広陵町の特産品、今ここで何が生産されているかというものの内容につきましては総合学習の時間帯の中で生きた教材としてそれぞれ活用をしているというようなのが現場の現状でございます。今おっしゃっている内容等につきましては、学校現場の方から既にそれぞれの報告をいただいた内容の中で、総合学習の時間帯の中でということで総約してお答えをいたしておりますけれども、今どの地域で何が栽培されているのか、その栽培に当たってはどんな苦勞があるのかと、つくる苦勞について学習の中でそれぞれ児童に教えているというのが実情でございます。お答え終わります。（6番議員「地場産品を使うという取り組みはどうか。」）

地場産品を使うという取り組みにつきましては、地場産品の研究推進室というものを今設置して、その内容等の研究を行っている段階でございます。今現実の中で、まず地場産品を使うということと、地場産品を確保するというところをまず整理して考えておるところでございます。終わります。

議 長 6番議員！

6番議員 それでは、中学校の給食の問題でデリバリー方式については答えたとおっしゃっていますが、実際に今食教育が非常に重要な時期であります。これは健康21の保健、福祉から取り組んでいる視点からも言われている、あるいは教育からも言われている。こういう内容から見て、中学校における子供たちの食の取り組みというのは重要なわけです。これは残念ながら学校給食をやっていないという状況の中で、弁当の実態どうかと、あるいは弁当の時間について生徒の対話が一体どのように進むのかということも問われていると思います。小学校給食があるからというんじゃなくて、中学校の食教育についても大事だと。こういう視点から見た場合、中学校での食教育の取り組みというのは弁当の時間についても図れるだろうと思うわけですが、その点についてどうなのかと考えてみると、今度弁当業者が持ってくる弁当というのはそういう視点も含めた形で具体的に取り組みながら、そして中学校での食の考え方を全体として学校給食に取り組んでいくような安全でおいしいものにつくっていくということが求められる時期があると思うわけですが、そういう点についての考えも根底に入れた上で、今中学校の弁当を考えておられるのかどうか。弁当についての矛盾、たくさん出てくるだろうと思いますけれども、そういう点についてのマイナスの部分についての対策についてもどう思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 時間ないで。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 弁当の内容につきましては過去の学校給食検討委員会の成果等も議員は既にご存じいただいております。その内容等におきまして、まず質の問題、量の問題、中学生いろいろ違いがございます。その違い等を十分に管理をいたしまして、弁当のあっせんをしていこうというものを今着眼したわけでございます。終わります。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4 : 46 散会)

平成16年9月24日広陵町議会
第3回定例会会議録（最終日）

平成16年9月24日広陵町議会第3回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西 辻 眞 治
書記 竹 若 学 上 田 勝 代

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------|--|
| 1 | 議案第40号 北葛城郡町立学校指導主事共同設置の廃止について |
| | 議案第42号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| | 議案第43号 奈良県市町村職員退職手当組合同規約の変更について |
| | 議案第44号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| | 議案第45号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同規約の変更について |
| | 議案第46号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| | 議案第52号 平成16年度広陵町一般会計補正予算(第2号) |
| 2 | 議案第41号 葛城市・広陵町介護認定審査会の共同設置について |
| | 議案第47号 広陵町介護保険条例の一部を改正することについて |
| | 議案第48号 新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計条例の一部を改正することについて |
| | 議案第49号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第53号 平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第54号 平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 3 | 議案第50号 水質改善下水道特環安部管渠布設工事(2工区)請負契約の締結について |
| | 議案第51号 古寺公民館新築及び防火水槽新設工事請負契約の締結について |
| | 議案第65号 平成15年度広陵町水道事業会計欠損金処理計算書について |
| 4 | 議案第55号 平成15年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について |

議案第 56 号 平成 15 年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 57 号 平成 15 年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 58 号 平成 15 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 59 号 平成 15 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 60 号 平成 15 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 61 号 平成 15 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 62 号 平成 15 年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 63 号 平成 15 年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 64 号 平成 15 年度広陵町水道事業会計決算の認定について

- 5 議員提出議案第 9 号 郵政事業の拙速な民営化に反対する意見書について
- 6 議員提出議案第 10 号 人身売買禁止のための法制化を求める意見書について
- 7 議員提出議案第 11 号 CH-53Dヘリコプターの墜落事故に関する意見書について
- 8 議員提出議案第 12 号 「容器包装リサイクル法」の見直しを求める意見書について
- 9 議員提出議案第 13 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 10 議員提出議案第 14 号 介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書について

議 長 しばらく休憩いたします。

(A.M. 10:05 休憩)

(A.M. 10:35 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議 長 それでは日程 1 番、議案第 40 号、42 号、43 号、44 号、45 号、46 号及び 52 号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、青木君！

総務文教委員長 おはようございます。

総務文教委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、全員出席のもと、さきの本会議において付託されました 7 議案につきまして、9 月 15 日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第40号、北葛城郡町立学校指導主事共同設置の廃止については、奈良県教育委員会で定めている地域圏担当指導主事設置要綱に基づき派遣が続いていたこととの経緯を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第42号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第43号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更については、市は独自で定められているところですが、新庄町及び當麻町の区域をもって設置される葛城市は、今回、奈良県市町村職員退職手当組合に加入される旨を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第44号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少については、他市は入られていませんが、新庄町及び當麻町の区域をもって設置される葛城市は、奈良県市町村職員退職手当組合に加入される旨を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第45号は、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第46号は、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。奈良県市町村会館管理組合の役員構成や維持運営の状況について伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第52号、平成16年度広陵町一般会計補正予算（第2号）についてであります。小学校費の教材備品等に関しては、障害児学級を新設した北小学校及び真美ヶ丘第2小学校に対する教材備品充実の国庫補助が確定し、障害児学級の設備の充実と、児童のさらなる機能、学習効果を高めるための教材などを購入するものであることを伺いました。

続いて、古寺中線道路整備工事及び橋梁設計委託料などについては、古寺中線及び百済赤部線の古寺中線交差部分から新森橋までの約200メートルの区間についての道路整備で、百済赤部線では両サイドに歩道を施し、古寺橋をかけかえるものであると伺いました。

また、新分野進出等企業支援補助事業の概要など詳細にわたり伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第40号、北葛城郡町立学校指導主事共同設置の廃止についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第40号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に議案第42号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第42号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に議案第43号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第43号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に議案第44号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の

数の減少についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第44号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に議案第45号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第45号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に議案第46号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第46号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に議案第52号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とし

ます。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 この分野の中で、国の制度を活用するということで、新分野進出等企業支援補助事業補助金について委員会でも議論をしたわけですけれども、国の制度を積極的に勉強していく、これは地方自治体職員の当然の任務であります。まして、産業の活性化を図るためにも、国、県の制度を積極的に活用していく、こういう点では、商工会やまた縦割りの各種事業組合任せではなく、町職員が積極的に産業活性化のための国の制度を学び、活用していく姿勢が必要です。この補助制度の中には、転業アドバイザー制度など、現在、広陵町の産業が抱えている問題に活用できる制度もあるわけですから、その勉強及び活用について、活用されることを強く望んでおきたいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第52号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第52号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程2番、議案第41号、47号、48号、49号、53号及び54号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、山本登君！

厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました6議案について、9月16日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず議案第41号、葛城市・広陵町介護認定審査会の共同設置についてであります。新庄町及び當麻町の区域をもって設置される葛城市による介護認定審査会の事務費の交付税算入額の増減については、前年度と同額であることなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第47号、広陵町介護保険条例の一部を改正すること、議案第48号、新庄町・

當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計条例の一部を改正することについては、何ら異議なく、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第49号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについては、二輪車のリサイクル料金が、国産車、外車などにより区分され、1台当たり4,120円から6,800円までであること、また、ことし10月以降の二輪車にあっては、購入価格にリサイクル費用が含まれるとともに、リサイクル料金不要のマークを張りつけてあることなどを伺いました。さらに、最近の不法投棄の状況も伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第53号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。退職者医療費の給付等の交付金の償還は、平成15年度の確定負担額と平成15年度の概算交付負担額とを比較し、362万3,000円の超過が生じたため、平成16年度予算について支払基金に返還するものであること、また、国民健康保険税と国民健康保険料の差異についても詳しく伺い、全員一致で可決すべきものと決しました。

最後に議案第54号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、介護保険の財源は、公費と保険料に分別され、公費は国、県及び町で負担しており、国庫負担金及び県負担金が翌年度精算となっているところから、このたび補正をするものであること、また、特別養護老人ホーム等の待機者について、平成15年4月から重度の者のために、各施設において入所枠が設けられたことなどを詳しく説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第41号、葛城市・広陵町介護認定審査会の共同設置についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第41号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり可決されました。
次に議案第47号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題とします。
先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第47号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に議案第48号、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第48号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に議案第49号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第49号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に議案第53号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第53号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に議案第54号、平成16年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第54号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第54号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（A.M. 11：00 休憩）

（A.M. 11：16 再開）

議長 休憩を解き再開します。

議長 次に日程3番、議案第50号、51号及び65号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、吉田君！

産業建設委員長 本委員会は、さきの本会議において付託されました3議案について、9月16日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず議案第65号、平成15年度広陵町水道事業会計欠損金処理計算書については、平成

12年度以降の累積欠損金及び平成16年度の給水単価、供給単価見込みなどについて伺い、また水道料金については、平成15年度から平成18年度までの4年間を一つのサイクルとして単価設定していることなどの説明をいただき、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第50号、水質改善下水道特環安部管渠布設工事（2工区）請負契約の締結については、土質・水質などを調査しての適切な工法として泥水工法を選択し、270メートルの一括契約については、分割発注するとマンホールを共有することなどにより、工事期間が長引くとともに、設計金額の面でも割高になるためである旨の説明をいただきましたが、委員からは、隣接工事——既に入札され、契約が終わってる工事の部分です——その続きである今回の塩ビ管推進工法を採用しているにもかかわらず、なぜ泥水工法を採用したのか、また地元業者育成を上げながら、さらに細かく区切られて発注されている工事も多々ある中で、なぜこの地区を一括の発注とされたのか不明確であるとの意見があり、採決の結果、可否同数となり、国への申請工区割り（4工区）と実際の発注工区割り（2工区）に差異があることにも理解できないことなどの理由から、委員長の裁決権により、否決すべきものと決しました。

最後に議案第51号、古寺公民館新築及び防火水槽新設工事請負契約の締結については、古寺区と町との協議の上、古寺区公民館敷地に防火水槽を設置するとともに、公民館には公民館機能のほかに、自警団の詰所や自衛消防設備を配置できる防災倉庫の機能を持たせ、防災拠点として整備すること、また一括発注については、工期の短縮、経費、現場管理などについて、指名審査会で検討したものであることなどの旨を説明いただきましたが、委員からは、地元業者育成を徹底せずに、公民館と防火水槽とを一括発注されたこと、敷地面積を3割も上乘せされた理由が不明確であることとの意見があり、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第50号、水質改善下水道特環安部管渠布設工事（2工区）請負契約の締結についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番議員！

9番議員 先ほど原案とともに否決ということについて、私は非常に危惧を抱いてるんですが、

これはこの9月16日の委員会でこのように決まると、こういうようなこと。たまたま私、ちょっとその委員会、傍聴参加してませんでして、ちょっとわからないところがあったんですが、これ委員長に聞くのがええんか、行政に聞くのがええんか、ちょっとわかりませんが、聞くところによると、やはり今までも同じようなことを言われて、例えば入札時点の書類、あるいは入札したその業者のいろんなそろえるべき書類、あるいはほんまにそういうような名簿だけ出してんちゃうかとか、いろんな、今までも不安感というのが確かにあったと思います。しかし、その後、いろいろ当局も改善、あるいは委員会でこのような厳しい注文が出たと声を聞くが、それなりのいろんな改善案が出てんちゃうかなと、このようなことも考えて、その辺のものを踏まえて、私もちょっと判断したんですわ。今の話では、どうも委員会だけの話で、ちょっとニュアンスが伝わりにくいところがございますので、その辺の後の書類提出とか、あるいは不安に思っている、そのようなところへいろんな資格者リストとか、その辺の不安を払拭するような行為は、これ委員長に聞いたらええかな、行政かな、例えば資料は準備できてるとか、準備してるとか、何らかの解決方法ですね、今までの不安に陥ってるような解決策があったのか、あるいはそういうようなのをしているのか、あるいはそういうのはちょっと今やってますよというようなことでも進みがあったのか、その辺についてわかればお教え願いたいと思います。これ委員長に聞いて、わからなければ、ちょっと行政、どのような推進、あるいは進歩があるのか、聞かせていただきたいということでございます。

議 長 ただいまの質疑、委員長、答弁できますか。

簡潔にわかりやすく。

9 番議員 簡潔に言うと、今いろんな業者、指名願出してるの、例えば本当にその業者、人がいてるのとか、技術者がいてるのとか、今までもいろんな不安が出されてきました。今回そのようなおそれはない、ちゃんと町当局でちゃんと資料を調べて、資料も提示する、そのような動きがあるのかなのかということの質問でございます。あれば……。

議 長 9 番議員、委員長に質問ですよ。

9 番議員 委員長が回答できなければ、当局がそういう準備、切にやってますよという回答でもいいんですよ。だから、質問してんですわ。今のだけの質問では、ちょっとなかなか否決に至った理由がわかりにくいところがありますので、それをわかれば教えてくださいということでございます。いやいや、それだけでは、私の考えね、これ反対してええんか、賛成してええんか、ちょっとわかりにくいところがありましたのでね。その辺の今までの言われてる問題点も入ってると思いますので、その辺の前進はあるのかどうかということ聞かせて

いただきたいということです。要言するのは、その人がいてるとか、名簿だけ、名前だけ書いててんちゃうかとかという問題もよう今まで言われてた話なんですわ。そういうのはちゃんと調べて、問題なくやっていますよということがあるのか。うん、だから、委員長が今これを判断、否決やっちゅうことやからな。だから、そういうおそれもあるんちゃうんかって、私危惧してるから聞いてんですわ。できなければ、当局。わかってたら、ちょっと教えてください。

議長 一応、吉田委員長、吉田委員長、答えるしかあらへんもんな、答弁。もしか、わかれんかったら、こっちへ振ってもろうたら早いわな。その今の内容で委員長がわかなければ、こっちへ振るといふ。

9番議員、一応、委員長が答弁しかできないということです。

9番議員 だから、ちゃんと業者に対する名簿とか、資格者リストが出てますわ。私も見ましたけどね。やっぱりそういう実態がちゃんとありますとか、その辺も調査して、ちゃんことこれは入札にたえられる業者ですよとか、その辺の再度調べて、ちゃんと入ってますかと、こういうことですねん。

議長 吉田委員長！

産業建設委員長 今、坂口議員の方から質問があったわけですけども、この今の議案につきましては、委員会での結果を報告させていただいたということです。それからのことにつきましては、討論等で……。討論で言われへんな。

委員長報告では、委員会での報告をさせていただきました。しかし、委員長として、委員会の中でも委員の方から多々問題点が指摘され、それを理事者に伝えたということは、これ事実です。その中での歩み寄りをやっていきたいという旨もあわせて相談させていただき、その内容については私から言うよりも理事者の方から、できましたらご答弁願いたいと思いますけども、この事案に関して、お願いします。

議長 助役！

助役 指名願の内容について、町資格審査会では厳密に提出書類を審査いたしました。この指名願については、すべて適切であると判断をいたしております。また、いろいろご意見もございました。入札についての案件につきましても、より適切、より厳粛にこれから入札に向かって、いろんな検討、対応をしていく所存でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。質疑ですよ。 1番議員！

1番議員 委員会は16日やらせていただきました。私も一人です。その中でちょっと聞き漏

らしたことを、ちょっとこの場所で、委員長お願いしたいと思いますが、その中で全員に資料として出されていましたが、この指名競争入札調書、いわゆる平成16年1月28日に行われました広陵町大字大塚区内、委員長も松野委員もこれおかしいのではないかという指摘がありまして、その3つの書類を出させてもらう一つの件であります。

これは、工事場所は大字大塚、そして設計価格は2,445万1,000円、そして最低制限価格、これは税抜きですが1,393万2,000円、これは地元業者、梅本建設株式会社、1,393万2,000円、そして株式会社野村建設、1,393万2,000円、堀口重機建設株式会社、1,393万2,000円、株式会社米田組、1,393万2,000円、株式会社北野組、1,393万2,000円、松井組蔦工業有限会社、1,393万2,000円、それから松竹建設株式会社、1,393万2,000円、大和興業、1,393万2,000円、中山組、1,393万2,000円、服部土木、1,393万2,000円、松陵建設株式会社、1,393万2,000円、青木建設株式会社、1,393万2,000円、安田組建設株式会社、1,393万2,000円。町内業者はこの13社で、いわゆる最低制限価格がこのように入ってるわけですね。委員長として、これを見られて、この間の委員会で、どういう感想をお持ちか。これ渡します。すべて最低制限価格を13業者が入れたことについて、委員長としてどう思うかということ、まず感想だけ。

議 長 山田議員、議案とは少しかけ離れると……。

1番議員 その中で、議案の中で出たことやからね。

議 長 吉田委員長、一応この議案とは違うと思うんですけど、委員会で出たということで、委員長、答え、どっちでも結構ですので、一応委員長。 吉田委員長！

産業建設委員長 話は委員会で出たような、私記憶はないんですけども、今はこういう入札調書、初めて……。これ、目を通してないで。もうそのまま出してんもん。それで、松野さんが……。

議 長 よろしくお願ひします。もしか答弁できるのであれば。

産業建設委員長 答弁の方は、私がするというのもおかしい話なんですけど、私の感想と申しましていいですかね、結果がこういう結果が出てますので、それ以上は何もつけ加えることはないと思います。だから、きょう全員が仕事を欲しいということで、こういう結果になったと。そういうことです。それ以上ね……。はい。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。

先に原案賛成者から討論願います。 1番議員！

1番議員 9月16日にこの委員会、大変今までにない伯仲したかなど。けれども、私にとっては反対する理由、まず4つ上げられたかなと思っています。

国へ申請した、4つに分けて申請しておったのに、なぜ2つに割ったのかと、1つの、それが争点だったかなど。地元業者の育成のために地元業者を使ってほしいというのが2つであったかなど。工法について、いわゆる泥水工法を取り入れた、この泥水工法は、さきの契約された業者のやった、この圧入工法でもうできるのではないか、単価的にも安くなるのではないか、だから、この103メートルと167メートルを別個にしたらどうかということ、これが3つであったのかなど。経費的に見ても、国へ申請したとおりの4つに分けて業者にやってもらっても、1つの業者にやってもらっても、同じ経費でできるのではないかと。例えば、委員長は、家の例を出されまして、例えば1,000万円の家を建てるのに経費が200万円かかった。それをいろんな形、電気とかいろんな形で4つに分けたと、それも全体で200万円かかるのであれば、同じように4つ等分でいわゆる50万円ずつで済むのではないか、今のこの工法も経費は1本でやっても200万円であるけれども、4つに分けても200万円ではないかと、いわゆる50万円ずつではないかというような論法で、経費が同じではないかというような質問があった、それが大きな4つの争点であったと。

それで、理事者側の方から、部長と課長、次長出て説明を受けたと。何も工法的にも、やはり上流の方の圧入工法においては、やはりこの塩ビ管を入れるのにおいては、やはり立坑というものを掘らなくては行けないと、それは圧入工法というたら、やはり50メートルか60メートルぐらいにおいて1本ずつ、2メートルぐらいの立坑を掘らなくては行けないという工法、この圧入工法ですね。推進じゃなくして、圧入工法だと。うん、推進工法の圧入工法が正解な答えではないかなと思っています。だから、その圧入工法は、さっきの国へ申請した1番と2番で一つの業者でこの3,433万5,000円で落札しているわけであります。

今、委員長が先ほど委員会でありましたような、この圧入工法をこの続きのところまでやった方が単価が安くつくのではないかという質問もあったわけですが、理事者側の方から、ここの場所はやはり別個にするよりも、深さも深いし、乾辰雄さんとこの1番マンホールは4メートル22、そして県道の大和高田斑鳩線が一番深いところで4メートル50、またその間に、大和平野の分水管も通っておりまして、大変工法的には普通のようなこの圧入工法

等ではできないし、そして泥水工法ではできないから、この2つを一緒にして、一つの業者の梅本建設が落札されたということでもありますので、何もこの別個にする必要も何もない。経費的にも2つやった方が、東西と南北でやった方が経費的にも安くつくということが一つの賛成の理由だということ。

泥水工法の場合は、やはり100メートルぐらいを押し付けていける工法らしいですわ。でも、圧入工法であれば、50か60ぐらいのところはこの立坑を掘らなきゃあかんさかいに、余計に経費がかかる。また、今言いましたように、場所的にもやはりこの泥水工法しかこの場所はできないのではないかという回答も得たところでもあります。それから、経費においても、4つで分けるよりも、2つの方が経費が当然安くつくし、委員長が言うように4つに割ったら、例えば1本で200万円かかる経費でも、4つに割れば、私はもっと経費が上乗せになるのではないかという理解をいたしたところでもあります。

地元業者に発注したらどうやというところもありましたけれども、やはりこの工事においては、やはりA1特の業者しか指名業者の中には入らないのではないかというところでもあります。そういう理由で説明を受けたものを、私は何もそんなに疑問はなく、理事者が説明されたとおりで理解し、この議案については賛成したいと思っています。

議 長 ほかに。

賛成討論ですよ、今のは。 12番議員！

12番議員 そしたら、反対の立場で討論をしたいと思います。

委員会の中でいろいろ議論はしてまいりましたが、まずちょっと反対の1点は、議会の議案説明の中では、落札率が92.71%という説明があったんですが、この落札率といいますが、よくよく見てみますと、設計金額に対しての落札率を説明していただいたわけですね。しかし、設計金額での落札金額を割った落札率というのは正確ではないというふうに思います。予定価格も公表しているわけですから、予定価格についてどれだけの落札率だったのかということが正確ではないかと思います。そういう点から見ますと、今回の下水道のこの工事の落札率は97.6%ですから、とても競争原理が働いているとは言えない。かねがね言っておりますように、95%以上の落札率というのは、国の方もやっぱり談合の疑いがあるという、そういう姿勢で対応してきている状況でございますから、今回のこの落札につきましても、やはり談合があったのではなかろうかという疑いを持たざるを得ない。こういうような状況を放置したまま、この落札を認めるわけにはいかない、これが反対の理由です。

そして、委員会の中でいろいろ議論をいたしまして、やはり分割をすべきでないかという

点ですが、やはりこれは、今回はその後の手だてを一定きちっとしていただくということも後になって聞いておりますので、意見として加えておきますが、やっぱり下水道工事で5,000万円以上というような形は余り例もありませんし、できるだけ分割をして多くの地元業者の方がひとしく入札に参加する機会をつくっていく、この努力は引き続き一層強めていただきたいというふうに思います。地元業者育成という部分についても、本当に不況の中で大事な問題ですので、それも含めてお願いをしたいと思います。

分割をすると割高になるんじゃないかという、そういう声もありますし、理事者の方からも、今回の場合であれば、これを分割をすれば840万円の差が出るということも説明を受けているわけですが、こういう観点も踏まえながらも、やはり競争原理をきっちり働かせていく、この指導の中で、一番の節税が効果を上げるわけですから、その点が税金をむだ遣いしてはいけないと多くの議員の皆さん思っておいでですけれども、まずはこの競争をしっかりとしてもらい、しかし最低ランクでしていくことが一番いいということも言いませんが、適切な競争というところ、もっと今後努力していただくように強くお願いをしておきたいと思います。

議 長 ほかに討論はありませんか。 4番議員！

4番議員 先ほど委員長報告をさせていただきました。賛成。だから、賛成の立場で討論させていただきます、この議案に対して。

だから、先ほど委員長報告で……。だから、原案に対して賛成いたします。だから……。

先ほど委員長報告について、委員会の報告をさせていただきました。その後において、先ほど質問の方がおられて答弁させていただいたように、委員長として理事者との歩み寄りを図りました。その後においての経過報告をさせていただき、賛成とさせていただきます。

その理由といたしまして、当委員会が終わりました後において、理事者との歩み寄りの中で、委員会の中でいろいろと反対の意見もあり、その旨を伝えた中で、町内業者3社が今現在入札参加されたわけです。そのうちの1社が落札されております。その経営事項、いわゆる経審のその委員会でコピーもいただき、その内訳、いわゆる積み上げの過程での技術者人数等が明確でないという旨も委員会が終わりその後協議をさせていただいた中で、理事者側は近日中にすべての町内業者、全業者を対象に、近日中に再度、経営事項審査のそれが明確にできる資料を提出させるということで……。これ討論やから。それと委員会の数名の委員が受けたということで、委員長報告では反対という立場をもって報告させていただきましたが、きょう本会議において、ここにおいて賛成ということで相なったということを明

確にさせていただきたいと。それをつけ加えるなれば、朝10時に議長に対して全員協議会を開いてほしいと要望をしたところ調整に至らなかったということで、この場をおかりいたしまして報告させていただきます。

議長 ほかに。 6番議員！

6番議員 先ほどからの話の中で、山田議員から出ていた、いわゆる最低制限価格の入札がこの路線上であったということなわけですが、これは感想をとということではなく事実として、まず談合が失敗したときには、最低制限価格での入札が発生する、こういうことでもあります。もう一つは、これとは別に、徹底してこの仕事を私はとりたいという意思を全入札参加者が持った場合、最低制限価格の入札になる、この2つのどちらかなんです。だから、こういうようなことが昨年は10件あったというように聞いています。ところが、大多数は予定価格に張りついた価格になっている。この実態を見れば、山田議員は、私が言った後方のとりたい人がたくさんあったから最低制限価格になったんだというように思ったと感想を持っておられるわけでしょうけれども、実態は大多数は予定価格に張りついた落札が行われている。この実態を見れば、談合の疑いが強いというように判断せざるを得ないわけなんです。こういうところから逆に推測すれば、私は談合が失敗した場合、予定制限価格最低の入札が行われるというのが、この過去の事例だろうというように思います。

それから、もう一つ重要なことは、私はこの下水道工事については、過去もたびたび言ってきた問題、それは何かといえば、行政の恣意的な判断によって、工事延長幅を変えてきたということでもあります。事実は、年間の予定について、1,000万円の価格をどれぐらいつくるのかと、あるいはまた、もちろんその全体の工事の経緯、把握を掌握する当初の行為によるわけですが、どこでどうするのかということについては、町は技術的発注する場合の予定を全体一年間通した形で決めていくわけですから、当然そこにその恣意的な内容が働いている。これは、通常であれば地元業者育成という形での判断になってくるわけですし、もっと極端に言えば、先ほどから議論している中身で、これを分割するなら800万円余計に経費をつくる。それであれば、このまま4工事一つの入札にすれば、町が言っている分割をしないで経費を削減できる、そういう工事になるんです。工法じゃなくて、工事の範囲については、工法についても、それは私は議論の中に参加してないので言えないわけですが、私はその町自体の判断がこのような官庁談合を呼んでいる。要は、どの範囲でとるかというのは、町の恣意的な判断で決まってしまうわけなんです。それをいかに合理的につけるかどうかは、そのときの町の判断なんです。この後に出てくる公民館と防火水槽の問題も

同じことなわけです。町の判断によってすべてが行われる。そして、予定価格については公表するわけですから、職員とのあつれき、また職員との癒着、町との癒着はなくなる。しかし、町の施策で、結局はその工事の範囲をどこまで決めるかということについての中身の経過は、私は少なくとも官庁談合を生む土壌をつくっている一つの側面があるというように意識を一貫して持っています。そういう点を指摘しておきたいと思います。そういう点で、これは町が年間計画をどうするのかということにあらわれてくるので、私たち自身がその分野に直接関与できるという立場にはありませんので、こういう中身についての感想を述べさせていただきます。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。 10番議員！反対、賛成。

10番議員 私ははっきり言って賛成です。

私も初めのときは素人なりに、ただ長いもんを半分してええと。ほんで、業者のために育成になるんやったら、そういうぐあいにしてええんかと、1年生ながらそういう単純な考えで言いました。それから、いろんなことを理事者側といろいろ勉強させていただいて、協議の申請にかかわらず、いろんなことをまた調べていって、そういう疑問点をいろいろまた、これから前向きに検討していくということを聞いて、私は意見は今賛成に変わりました。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第50号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に議案第51号、古寺公民館新築及び防火水槽新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番議員！

9番議員 次のことについても、ちょっと委員長できなければ、ちょっと当局に一遍ふってください。

この次の議案も否決というふうなことを聞きました。私もこの日ちょっと参加してなかったのでわかりませんが、聞いているのは町外業者に決定したと、こういうようなことを聞いて

おります。大手の業者に決めたと、こういうことを聞いております。この地元のこういう大きな工事について、税金は町内から集めます。そして、こういう仕事はやはり町内に業者、還流をさせる。そして、町内の業者にもしっかりと税金を払っていただく。これは非常に大きなお金ですからね。そういうことは、私の基本的な考えはそうなんですわ。町内で税金を集めて、町内にまた還流し、またそこから税金として町に納めていただく、これが基本の原則でございます。

これを、私のもらった資料は、大手で決めただろうと、こういうことの結果の書類をもらっております。委員長、これは後ほどいろいろ聞かれたと思うんですが、この工事、見るといろいろいっぱい入ってるんですが、これから書類を進めたら当然下請の指名願も行政をとると思います。どのような業者を使うんやと、いろいろな話も進められると思いますが、やはり地元の業者もちゃんと下請を使って、そこもやっぱり仕事をしていただくと、このような流れは当局にあるのかなのかということについて、私はこのままでは私もはっきり言って、こんなの賛成できないですよ。大手に任せといたらええわだけではだめなんですわ。やはり、ちゃんと下まで、地元にも潤うような体制をとっていただいているのかどうかと、その辺について、私当日おらんかった、いてたら聞くんですけど、その辺ちょっと聞けませんので、委員長はわからなければ、当局にその辺の下請もちゃんと指名リストも出させて、ちゃんとその辺を業者もかませていくと、このようなことは話があったかないかわかりませんので、その辺の考えはどうなんでしょうね。こんなん、大手にぼんと任すっちゃうだけじゃあ、何にも町内にまた返ってきません、還流ないですからね。この辺はどうでしょうか。ちゃんとその辺の配慮も考えてるかどうか、ちょっとお聞きしたい。

委員長、わからなければ、一遍ちょっと当局にもふって、どない考えてんやというのをちょっと聞いてください。このままではこんなんだめですよ。ちゃんと潤うようにしなくては。私はそういう心配をして言っております。ちょっとお願いします。

議 長 吉田委員長！

産業建設委員長 坂口議員は産業建設委員ではございませんので、当然そういう質問もあるはずですが。満足な答弁ではないかと思えますけども、私なりの考えていることを答弁させていただきます。

まず、町内業者ではどうかという点ですけども、私の考えていることは、最終的には工事が完璧に100%、100%に近いじゃなくて、100%できる業者に発注していただきたいというのがあるわけです。その中で、先ほどの議案の中で私が言いました経審、いわゆる

経審の点数で、国から、そして県、町がランクを決めておられると。そのことに対して、2年ほど前になりますけども、私監査委員をさせていただいたときにちょっと腑に落ちない点もあり、いろいろと理事者側と詰めた時期があったわけです。その後において、特に委員会ですけれども、これは中で、近畿整備局、刑事告発も視野にという面で、経審の虚位に厳しい姿勢と、だからランクを決められるときに、そういう経審を、近畿圏内かもわかりませんが、ちょっと話はそれますが、全国の地方自治体の工事発注する1億円以上に対する請負率が掲載されておまして、8月の中ごろだったと思います、記憶では、毎日新聞で、トップというのは一番談合がないであろうという県は、長野県であります。請負率はちなみに75。幾らかなというふうに記憶しています。今ちょっと資料を持ってないんでわかりませんが、普通の100万円で請け負いされておる、75万円で平均ちょっととっておられると。ということは、当然その2割5分という金額が残ると、それでなおかつ、しっかりした工事をしていただくと。その中を推察するについては、今言ってる経営事項の点数に沿った技術者の人数、設備等が配備され、例えば広陵町が今60%で設定をされると、最低制限価格を。それでも自社で設備が整っている業者であれば、十分とは言えないですけども、60%でも利益は出るか出ないかというふうな線でやります。それでも努力はしてるわけです。しかし、ペーパーカンパニー、いわゆる丸投げの業者は、4割とられるんか、3割とるんか、私は実態はわかりませんが、それだけの金額がその業者に入ると。それが、今まで国が言っている経済効果という点では、全く相反する状態が出てるわけで、実態があるわけです。しかし、先ほど言いましたように、しっかりした経営をしている、しっかりした経審を上げている企業は、それなりの社員もおられ、それがそれぞれの市町村の方に税金として入っていくと、これが当然いわゆる景気対策、経済効果があるわけです。だから、それを私は強く過去数年において言っているわけです。その中で、私の判断としては、先ほども言いましたように、100%いい仕事をしていただける、まして現場監督、私も当然町の職員のとときは現場監督をしておりました。だから、同じような思いを持っているわけです。現場へ行けば、その人がその指定をされている業者が、現場監督がいてるかどうかというのも、これ当然今は問題にされているわけです。その当時は何もなかったわけです。ただ丸投げして、孫請とかがして、かなり今の現在というか、現在もあるかどうかわかりませんが、私が職員をしていたときはかなり現場でもめ合い、けんかもあったことは事実です。だから、そういうような面で、特にこの近畿圏はおくれているのではないかというふうに認

識するわけで、工事のことについては、私はランクを町が設定され、それは別に反論もございません。しかしながら、その内容のいわゆる経審については異論もあり、先ほどの議案で調整させていただき、近日中に全業者をとるということで、それは坂口議員が今質問あったように、町内、町外問わず、私はただその経審で点数が上回る、下がる、上がるとあると思うんですけれども、それで町が入札されることが私はそれでいいと思います。

ただ、防火用水については当然建設工事です。建築工事ではございませんので、金額的には町外の業者を指名するというのはないかなと思うわけで、例えばの話ですよ、これは。だから、防火用水であれば、町内の建設業者が入札に入るということ。

ほか、何か質問あったかな。ちょっと聞き取りにくかったもんで。

議 長 9番議員、委員長に質問ね。

9番議員 当局もこれからしっかり町内の業者、町外もそうですが、町内の業者もしっかり見ていくと、こういうような話も先ほど聞きました。ほんで、この仕事、非常に大きな工事なんですわ。ほんで、やっぱり町内にもしっかり仕事を流していくと、当然これは発注者側でそれはできますので、当然元請から指名リストも出てくると思います。ここらの業者を使うっちゃうことも出てくると思います。発注者側も、これは広陵の金を使うんやから、地元の業者を、どことは言わんでもいいんですよ。どの業者ではない、地元の業者を使うようにと、こういうようなことを一筆入れる、これは幾らでもある話なんですわ。その辺もしっかり話ができているのかと。こんなん、町の外に全部……。

議 長 坂口さん、これ質問ですか。

9番議員 はい。だから、できてるのかということ……。

議 長 討論で言ってもらえたらええと思うんやけど。

9番議員 いや、できてるのかということ委員長に聞いて、委員長わからへんかったら、一遍当局ちゃんと、それまでちゃんと流すようにできてるのかどうか一遍聞いてくれと、私は心配してますのでね。その心配をしますので、ちょっと聞いていただきたいということで。

議 長 委員長！

産業建設委員長 今の坂口議員の方から質問あったわけですがけれども、それについては私が答弁するまでもなく理事者の方で願いますわけですがけれども、先ほども言いましたように、朝10時において議長に全員協議会を開いてほしいという旨を伝えたわけで、その内容は産業建設委員会が終了し、その後において委員長としての理事者側との折り合いをというふうなことで、それは坂口議員が言われたように、そういう申し入れも、業者については申し入

れておりません。ただ、土木工事、そして建築工事としては分割できないかというふうなことは調整を図りました。結論は出ないままに終わっておりますけれども、今坂口議員が質問あったわけですけど、私はその辺は私はそういうふうに明確に分けた方がいいっちゃうんか、分けていただきたいという気持ちは今持っております。それにおいて、坂口議員の質問に対して、理事者の方、もし何かご答弁ございましたら、答弁お願いいたします。

議 長 助役！

助 役 公民館の工事については、特定業者を指定せず、できる部分については町内業者を利用していただく努力をしていきたいと、このように思っております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず1つは、先ほどから出ている地元業者の問題です。

議 長 どこに、委員長に対してね。

6番議員 委員長に対して。

まず一つは、最近の大型公共事業の例では、広陵町では、図書館建設が挙げられます。図書館建設時は分割発注をされました。そして、地元業者がとれるところについては地元業者がとったわけでありまして。こういう町の実績があります。

それから、もう一つは、地元要望については、当然尊重しなけりゃならないわけですけども、必要かどうかはきちんと町の責任で決める必要があるのも当然であります。今回の公民館用地、あるいは公民館の広さについて、山本悦雄議員が質問をしていたように、安部公民館よりも高いということの指摘は、暗に安部と古寺の世帯数を比較すると、これは客観的に大き過ぎるではないかという思いを持っておられたのかなというように思います。そういう点で質問をさせていただきます。

まず、土地について、当初よりも3割を広げた。これはどのようなことで3割を広げたわけですか。このように、このことについて……。これこそ質問やんか。このことについて、委員会での中身を教えてくださいたいと思います。

議 長 吉田委員長！

産業建設委員長 寺前議員は、当然産業建設委員ではございませんので、委員会の内容も把握されていないと思います。私もこういう、これはあくまでも質問ですので、そういう形で答えさせていただきます。

当初1,000平米ぐらいというふうな規模で伺ってございました。当然これは協定書にも載っております。ところが、1,300平米に近い面積があると。それについて、今寺前議

員の方から質問があったわけですが、委員会ではそういう反対の中で出たけども、答弁的にちょっと私もうかっとして聞き漏らした点があったかどうか、私もわかりませんねやけども、間違っただけです。できたら理事者の方、答えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長 山村環境部長！

環境整備部長 面積、基本合意ではおおむね1,000平米というところがあったのに、実際1,300平米もなぜ必要としたのかというご質問をいただいて、私の方の答えさせていただきましたのは、当初、防火水槽は公民館敷地に入れないで、近くの小北稲荷神社の鳥居の入り口の北側にミニ広場をつくって、そこに防火水槽を設置するという計画であったのを、それを地元と協議の上で、それをやらないで、公民館敷地を持って防火水槽を設置しようということになったために、面積が若干広がったというふうにお答えを申し上げました。

議長 6番議員！

6番議員 もうミニ広場は、だから中止になったということで、委員会で確認をとってるんですか。ミニ広場をもしする、つくる……。待ってください。つくとすれば、なぜ防火水槽がこっちに移るのか疑問になります。これはなぜかといえば、地元業者に防火水槽を仕事をつくるということにとっては、非常に重要な内容になってくるわけなんです。こういうことがいつの間にか公民館敷地内をつくって、結局この分割発注もしないで一括して県内大手に渡したと、こういう経緯は非常に不明確です。そういう点で、その点について再度質問いたします。

議長 吉田委員長！

産業建設委員長 寺前議員の方から質問があった内容に、委員長として答えさせていただきます。

その内容においては、私も答弁しかねると考えております。それで、当然理事者の方は、地元との協議の中で、当然議事録等をとられておられると認識しております。それにのっとった中で、できたら寺前議員の方を確認していただいたら、一番明確では……。(6番議員「要は中止になったわけやな、だから。」)えっ。(6番議員「中止になったわけやろ。ミニ広場は。」)だから、その辺の方も、議事録があるようでしたら、理事者の方に聞いていただいたらと思います。だから、その辺、山村部長の方から今言いましたように、地元との協議の中で決まったということをおっしゃるわけですが、それに対する議事録等がございましたら。(6番議員「ミニ広場が中止になったのか、中止にならんのか聞きたい。」)だか

ら、その辺の方も、当然古寺区との話の中で出ただろうと思います。町が勝手に、ここをやめてどうのこうのとかというのは、まず考えられません。当然、清掃工場の環境整備ということで、地元と協議を重ねられての中での、再度繰り返しますけども……。静かにしていただきたいと思います。再度繰り返します。

議 長 ちょっと静かにしてくれます。

産業建設委員長 静かにお願いいたします。質問、答弁しておりますので。

山村部長の方から、その辺あるのかないのか、あればそういうような形でということで、当然大事な審議しておる中でのことですので、誠意をもって答えていただきたいと思います。

議 長 山村環境部長！

環境整備部長 特にその部分について議事録はとっておりません。古寺区の役員の方々と協議をして、事業計画をこのように変更しようというまとめができたということでございます。

図面につきましては、14年12月20日に、ごみ問題特別委員会に古寺区との基本合意というところに資料をおつけしておりますので、それをごらんいただきたいということで、松野議員にもお願いをいたしております。資料は、当然我々の方はございますので、直接基本合意書の附属資料についてございますので、そこにはミニ広場を設置するという絵になってございます。ただ、その部分についてやめて、防火水槽の位置は公民館敷地にしようという話がまとまったということでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。

先に原案の賛成者から討論願います。 2番議員！

2番議員 9月16日の産業建設委員会には、傍聴では行かなかったんですけども、私は賛成の理由といたしまして、一括と分離ということで、6カ月議員ですので、建設そういう形につきましては無知な方でございます。これから本当に勉強させていただきます。その中で、16日に否決されたということを知り及びましたので、大分悩みました。そして、家の方で、息子が一級建築士持っておりますので、話を聞きますと、お父さん、それは一括、総括でした方が工事的に工程の中でも、またコストも安くなると、そういうことと、ほいで分離発注をすると、やはり経費が上がってくると、そうかと、そういう形で家族で話を息子に聞きましたら、やっぱり専門家に聞きましたので、皆お笑いだと思いますけども、いろんな方でいろんな話が出ておりますので、やはり慎重にしましたが、やはり自分の実の気持ちで賛成の

答えにいたしました。

議長 ほかに討論。 12番議員！反対のあれやな。

12番議員 反対の討論です。

反対の立場で討論いたします。

まず1つは、先ほどの下水道工事と同じように、これを予定価格で落札率を見ますと96.55%なんですね。ですから、大変に落札率が高い。先ほどと同じように、やっぱり談合が働いているのではないかというふうに疑わざるを得ないような状況です。この点がまず第1点です。

それから、2点目なんですけれども、これについては従前から、また今の寺前議員の質問からも指摘されておりますように、図書館とか、さわやかホールにおきまして電気工事を分割したり、それからまた図書館も少し細かく分割したと思いますが、またさわやかホール、前にも言いましたように、備品ですら1回、2回、3回と3つに分けて入札してるんですね。ですから、従前からの経緯から見ましても、これだけの金額のものであれば、当然分割していくのが当たり前だというふうに思います。

それから、先ほど委員会の中でも、また今の山村部長の答弁の中からも、もともとは防火水槽については分割する予定だったわけですから、これも全部引くくめて一括して大きな仕事にしてしまうということについては、やっぱり地元業者育成の観点からも到底賛成できません。公民館の建設そのものについては、当初の約束ですから、地元との約束という経過の中で賛成をするものなんですけれども、その建設について、今回この大きないろいろな問題を含んでいるこの入札案件をもし否決されたとしても、すぐに再入札を行う手続きをいただいて、臨時議会を開いていただければ、それほど大きな影響は与えないというふうに十分に推測されます。ですから、もしこの案件が否決されましても、重大な問題にはならないというふうに判断するところです。

そしてから、今松浦議員の方が、工程の流れをスムーズにした方が経費が安くつくということでしたけれども、これもやはり経費、これで説明の中で326万円だとか、688万円が622万円になるということですから、46万円とか66万円ですか、少し経費が安くなるというのは実際十分理解できるんですけれども、この例えば入札をもっと適切に競争が働くようにしていただければ、そんな単位の問題ではなくして、もっと大きな金額、節税できるんです。ですから、やはりまた地元業者の方が仕事をとられたら、その分の税収の面にもメリットも出てくるということもありますし、大きな目で見れば、一つにまとめていくさ

やかなメリットと、もっと違う観点から入札の見直し等、幅広く見ていけば、こちらの方が大きなメリットがあると言わざるを得ませんので、これについては松浦議員の賛成の意見については納得しかねるところです。そういうところで反対をいたします。

議長 ほかに討論。 1番議員！賛成、反対、賛成ですね。

1番議員 賛成です。

これも大変議論を呼んだところであります。公民館を分離発注するのかしないのかというのが大きな争点であったわけであります。今までの公民館、安部においても、南においても、いろんなところでこの公民館は建てられたわけでありますけれども、今回は特異ではないかなど。それは何か。今、広陵町における重要課題である清掃センターが一日も早くできるかできないかいうところまで迫っている中において、このやはり万が一、今共産党の議員が、これがもしも否決になったら大した影響はないとおっしゃいますけれども、これは大きな影響であります。

先日も、きのうも運動会でありました。古寺の区長もおられましたし、万が一これが否決になれば、清掃センターの基本合意はペアになると、そういう姿勢でこの議会を見守ってんねんと、これが偽らざる本音ではないかなと思っています。私もそう思っています。なるほど、身丈に合わない点はあるかもわからないけれども、やはりああした忌み嫌う施設を受けていただく、また我が広瀬地区においても、この10月3日に基本合意をするわけでありませけれども、やはりこの公民館、いわゆる古寺の公民館のこの建設が否決になれば、広瀬地区においてもこの基本合意はペアであります。この将来にわたる町民のことを考えると、本当にこの我々、ここに座っていることの重大さというのが痛いほど皆さんにもわかるのではないかなど。それが分離発注せよとか、地元業者を育成せよとか、そういう個々の問題はいろいろあると思いますが、これを可決させていただいて、そしてその後、防火水槽なり、電気発注、いろんなところにおいて、まだ町の理事者側がその受けた業者とお話ししていただいて、スムーズにいけるような形をつくっていただくのが、広陵町にとっても、この目の前にあるこの清掃センター問題が一步でも前進するのではないかな。

もしも、これが否決されたときに、あの土地代、いろんな部分でお金がかかったものが、どのような形で我々議会はもちろん理事者側に、ここにおられる議場の幹部の皆さん、議員の皆さんに影響があるかと思うと、本当に真剣に考えるときがあるのではないかと考えておりますので、どうかいろいろ委員会では1対3、完敗をいたしました。賛成派が私一人でありましたけれども、どうか先ほどの議案にありましたように、委員会報告と土木でありまし

た逆転されるように見直していただきますよう、委員長、副委員長、どうぞ御計らいをお願い申し上げます。以上です。

議長 6番議員！賛成、反対。

6番議員 反対です。今話を聞いて、非常に不思議に思います。まず、3点ほど上げられると思うんです。

一つは、公民館が清掃センターにかかわる問題で一日も早く建設する必要がある、こういう点。もう一つは、地元が否決すれば基本合意を破棄するという点。またもう一つは、業者については、スムーズに行くために、落札した業者がスムーズに行くということは、地元業者の下請を使ったらいと、こういう点に絞られると思います。しかし、どれを見ても重大な問題であります。

まず、最初言われた清掃センターの問題のかかわりであることは当然です。一日も早い工事が必要だってことも当然です。しかし、この問題については、公民館を否決するという、あるいは反対するという意味を、議員諸公はだれも思っていない。それは、委員会やその他の話を聞いても当然のことであって、あたかも公民館の地元要望を否決するというようなことに歪曲して問題をしている。しかし、今問題になっているのは、防火水槽の分離発注をどうするのか、あるいはさらに言えば、例えば建物については8,000万円、その他附帯工事が残りの分、防火水槽が六百幾ら、これを一つずつ分離すれば、どれをどう地元に戻元できるのか。あるいは建物についても、地元業者が指名されるチャンスがあるわけなんです。こういうようなところを無視して、一日も早く清掃センターをやってほしいということその材料にして、基本合意が否決される、こんな矛盾をした言いわけはないと思います。まず、これを否決すれば、直ちに分離発注のための手だてをとっていただく。徹夜やっていただいても、分離発注の手続をとっていただいて、地元が望んでおられる公民館についてはすぐに工事を行う、こういうことは可能です。こういうような問題をとらえて、基本合意が合意になるという脅かしに屈して、町自体の従来行われてきた分離発注の問題、地元業者を育成するという問題を否定する、これは地元の広陵町全体の発展にとって反する意見でありませぬ。

もう一つ、先に言うときますけども、もう一つは落札業者が、下請に地元業者を使うというようにスムーズにやれという点については、これも結局は談合を議会みずからが温存するという内容です。なぜかといえば、この落札業者が地元業者とどのように契約をするのかということが、もし町の事前協議であるとすれば、これは明らかに町が談合に参加してるとい

うことになるわけであります。

もう一つは、こういうような形で地元業者を参加させるということは、結局は落札業者の意思決定を町行政が拘束する、このような事態は入札制度の正当な作用を誤らすことになるということになるわけですから、もともと地元業者を本来工事に参加させようとするのであれば、分離発注をして、きちっと入札に参加させていく、こういうことが行われて当たり前の話であります。ここにも二重の間違ひがあるわけです。

議 長 寺前さん、それでよろしいですか。寺前さん、座っていただきます。

ほかに討論ありませんか。

6 番議員 ちょっと済みません。忌み嫌うものをとにかくやっていけば、公民館の、それは先ほどの話と二重に重なるんですけども、公民館の建設にだれも反対してない。先ほど言った内容については、当然の話として、地元の要望を聞くということになるわけですから、基本合意を破棄するという点で、地元の役員の方が間違っただ意識を持っておられるのか、あるいはまた、意図的に公民館と防火水槽を同時に発注してもらわなければ地元の意向は通らない、こういう間違っただ考えがあるのかどうかということにつながってくるわけです。そういう点でも、町はくれぐれも言うておきますけれども、地元の要望は大事にしていくというのは当然ですが、客観的に、町の責任において事業はすべて行わなければならない。地元の要望を、要望を町の基本的、客観的な方針を曲げて受け入れていくということになれば、重大な誤りを犯すことになりまますので、その点についてもくれぐれも意見を述べておきたいと。

そしてもう一つ、私はこの中で、本当に事業計画の問題、先ほどから言っている問題は、防火水槽がもともと別にあつた公民館が敷地は1,000平方メートルであつた。あるいは、下水道についても補助申請するときには、どこをどうするかちゅう形での認識を持っていく、こういう点については、町は事前、1回目の事業計画のときに、業者あるいは町民、議会にその事業計画すべてを公表すべきです。そのことによって、業者間での競争意識を高めていく、こういうことによって、なお官庁談合の温存をなくしていく。予定価格公表は官庁職員との癒着を切りました。しかし、さらに事業計画の当初の公表、すべての公表によって、官庁談合と言われるような事業をどの業者に振り分けていくかという恣意的な部分についても排除していく、こういうことについても強く要望しておきたいと思ひます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第51号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に議案第65号、平成15年度広陵町水道事業会計欠損金処理計算書についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第65号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第65号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 0 : 33 休憩)

(P.M. 2 : 01 再開)

議長 それでは、休憩を解き再開します。

議長 次に日程4番、議案第55号、56号、57号、58号、59号、60号、61号、62号、63号及び64号を議題とします。

本案について決算審査特別委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

決算審査特別委員長、笹井君！

決算審査特別委員長 決算審査特別委員会は、さきの本会議において付託されました10議案につきまして、17日、21日、2日間委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

審査を行った順に行います。

初めに、議案第55号、平成15年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、一般会計の決算収支は、景気が低迷するなど極めて厳しい状況が続く中、経費の節減、事務事業の効率化などに努められた結果、実質収支では3億2,789万円余りの黒字決算となりました。

歳入面では、全体でわずかにふえてはおりますが、歳入の中心となるべき、町民税、固定資産税、地方交付税は前年度より減少しております。こうしたことから、町税の収入未済額についての今後の取り組み、経常収支比率、公債費などについて詳しく伺いました。

次に、歳出面については、総務費では、需用費の不用額の状況、日々雇用職員の状況、電算委託料、使用料の算出根拠などについて、民生費では、障害者支援費、保育所費などについて、衛生費では、国保中央病院の通院、再生資源集団回収の効果、ごみ減量推進委員活動の状況などについて詳細にわたり伺いました。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第56号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、保険証は今年から郵送しており、4,200世帯が郵送、147世帯について町が保管していること、収入未済額が1億8,779万円あり、今後、滞納者の状況を十分把握して対応していくこと、財政安定化支援事業繰入金、老人保健拠出金、任意減免のことなど詳しく伺いました。

短期保険証交付に反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第57号、平成15年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、1人当たり医療費の状況、レセプト点検の委託料に見合った効果があったかなど伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第58号、平成15年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、現在1号被保険者が4,840人おられ、介護認定者は787人で、その中の7割の方がサービスを受けていること、有料老人施設が来た場合の介護保険料、高額介護サービスなどについて詳しく伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第60号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、何ら異議なく、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第62号、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定については、新規認定者249人、更新776人、区分変更45人の合計1,070人であることを伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第59号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、不能欠損処分の年数、公用車のリースには補助があり、6年経過後は町名義にできること、普及率は96.1%、水洗化率87.4%で、水洗化率向上のために広報などでPRし

ているとのことでした。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第63号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、何ら異議なく、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第64号、平成15年度広陵町水道事業会計決算の認定については、大滝ダムは5年後に供用開始となるが、水道のかなめであり、大きな費用負担とならないよう県に言っていくとのこと、水道料金の時効、有収率、自己水の確保のことなど伺い、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第61号、平成15年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、東洋ベーカリーの食中毒に関して、本町では実害は出なかったこと、冷凍食品購入の際には、献立により食材が決められ、市場調査して購入していることなど伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

審査の結果は以上のおりであります。今後も財政環境は極めて厳しい状況が続くと見込まれることから、予算の執行に当たっては、効率性、有効性に十分配慮されることを望むものであります。

簡単であります。決算審査特別委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第55号、平成15年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 反対の立場から討論をさせていただきます。

15年度の一般会計予算の議論で、町長の所信表明の部分を引き合いに出し、15年度の決算審査をさせていただきました。そういう中で、一つは、最近の地方自治体と国とをめぐる状況は、戦後最悪と言っていいほどの対立関係を含んできています。そういう点は、三位一体の改革、また政府の三位一体の改革が、実質上、地方自治を破壊する方向で進められ、当初、地方関係団体が望んだ地方自治の確立、地方分権というところから遠ざかっていって

いる現状が具体的になってきたからであります。政府の三位一体改革は、財政赤字を減らすための手段として使われてきている。補助金のカット、あるいはまた一般財源化、地方交付税の改悪などなど、地方自治を狭めていく方向が明白になっています。これには、全国の地方自治体の首長はこぞって反対の意向を示しています。

また、政権地盤を持つ自民党を初め、保守層の間にもこの地方自治、地方分権の破壊に対して、危惧の声を大きくさせているのが現状です。このような現状は、国民の中に一層具体的にあらわれているわけであります。一つは、15年度の予算、決算の中にあらわれてきたように、国民負担も昨年4月から医療保険料の引き上げが行われました。これで約1兆円の負担が国民にかかったわけであります。また、年金給付の引き下げ、あるいは雇用促進制度の改悪、また酒・たばこ税の増税、これによって約3,000億円以上の国民負担が発生しました。また、消費税の税制の問題で言えば、特例の縮小で、3,000万円までの中小企業の特例が1,000万円に引き下げられ、その結果、中小零細企業に6,000億円以上の負担があらわれました。こういうような状態である一方、この間、大企業向け減税は積極的に先行減税と称して行われる。また、資産家への減税も非常に行われてきたわけであります。相続税や証券税制などの減税で、約3兆円の減税が実行される。税負担の不公平が広がっているのが現状です。これに消費税の増税が本格化しています。

これは、9月22日の日経新聞の記事ですけれども、ここに日本経済連専務理事が「財政の将来展望共有を」という形で論文を載せています。この論文は、結局は今骨太の方針とうり二つのところであります。最後のところを見てみますと、この専務理事は、定量的ビジョン、政府も定常という形で、試算をいろいろな角度からしたと称して、試算結果からは財政社会保障を持続可能とする上で、歳出給付抑制と増税の組み合わせが現実的であると読み取れる。歳出抑制の主な課題としては、これは社会保障では所得比例部分の給付抑制、年金給付の適正化、いわゆる年金給付を下げるということであります。私的年金、これは私的な年金——いわゆる生命保険などが扱っている年金です——の役割拡大、また公的医療保健の守備範囲見直し、混合診療の皆勤、介護保険の重点化、これは施設生活コスト相当額を給付対象から除外する、施設介護から在宅介護への移行促進、これについて地方では受益と負担の対応関係を明確化すること、これはよく受益と負担と言われるのは、要は今の制度を税金外からも住民から金をとれということであります。

一方では、税制面でどう言っているかといえば、経済活力の悪影響を最小限にとどめる観点が必要、試算で想定した消費税率の引き上げは、広く薄く負担を求めることができ、勤労

意欲も阻害しない、こういう形で財界が消費税最終目標 16%、8%を目指すところの内容であります。

また、諸外国が近年進めた法人実行税率の引き下げも、重要な検討課題と。大企業優先の減税が行われているにもかかわらず、あるいは実行税率は欧米諸国と比べても圧倒的に少ないという数字があらわれているにもかかわらず、なお一層、大企業の減税を求めているわけであり。そして、これを2010年代初頭のプライマリーバランス黒字化、これは骨太方針の中でうたわれているわけですが、具体的な経路など、財政社会保障の点について、政府はビジョンを示せと、こういうように言っています。これは、この9月22日、日経新聞に載った記事であります。

こういうような内容で、国民の暮らし、犠牲にもとに進められているわけですが、今、広陵町の予算を見るときに、この観点から、どうしても見る必要があります。そして、それは何かといえば、地方6団体が強く要望している諸問題もあります。現実的な問題としては、町長もこの点では地方6団体の消防と共通した認識を持っておられます。こういうところについても、議会としても共同歩調をとれる要素を強く求めており、これは住民の暮らしとの関係でどのような立場をとるのかということにつながります。先ほどの国の制度の改悪、国民負担増の諸視点は、広陵町民といえども影響をかぶっているものであり、その中にあって補助金の削減、地方交付税の改悪など、町民の暮らしを直撃しかねない課題もあります。こういう現状認識を共有することであれば、町長は県や国に対して、堂々と町民とともにその問題点を指摘し、その問題点については町民とともに反対の立場を明確にさせることが必要です。こういう予算編成こそがまず町民の暮らしを守る首長の責任だろうと思います。

また2番目に、反対の理由としては、当初予算でも述べたとおり、同和予算に関する569万円の予算化の問題であります。決算審議の中でも、開放・保育という名称で、いまだ部落解放同盟の一部幹部が唱える方針を行政の分野に持ち込んでいるのが実態であり、道徳法からの期限切れから、なお奈良県はその方針さえ自治体に示そうとしない、その文章も教育委員会に届けようとする、こういう全国でも最もおくれた自治体を呈しています。その方針に町及び教育委員会が従っているという点は、非常に問題であろうというように思います。

また3番目には、L GWANの導入であります。もちろん、科学技術が発展し、科学が進歩する中での自治体や暮らしをよくするための利用促進は当然であります。しかし、この住民基本ネットワーク等については、いまだ情報保護制度の完備がなされていない。長野県やその他の若干の自治体での実験でも、外部からシステムに侵入することができる、このよう

な結果が生まれているにもかかわらず、国の方針に沿った導入促進がうたわれている現状であります。このことについても危惧せざるを得ない状況であり、専門的な知識を有しない町職員の中にあっても、当然その明確な問題点を明らかにして、その点の疑問を県や国に明確に示すべきであります。

また4番目には、職員の雇用問題があります。平成15年度では、当初75人の臨時職員が計画されていました。そして、これも雇用地方自治法、地方公務員法などでは、半年雇用で1年限り、こういうことを理由に行ってきたわけですけれども、労働法の趣旨からいっても明らかに1年以上雇用を続けなければならぬ状態の場合には職員採用をすべきだというのが、本法律の趣旨であります。こういう趣旨を受けて、16年度では若干雇用期限を3年にするという措置をもって対応されたわけですけれども、この点についても重要部門については雇用を図っていくことが強く求められています。

5番目に、し尿くみ取りの問題であります。し尿くみ取り料金については、以前から問題点が指摘され、そしてそれが解決できないままになっています。いわゆるくみ取り料は、総計予算主義からいっても、違法な扱いであることは間違いありません。もちろん、この内容を改善させていくために、業者と徹底した議論を行っていく必要があるわけですけれども、今現在では業者の仕事の縮小に伴って、その補てんが具体化されているわけですけれども、この点についても明確な基準が毎回示される状態にはなっておりません。こういう点についても、くみ取り料、委託料についての適正な予算措置が望まれるところであります。

また、新清掃センター問題についての町長の説明責任も果たされていません。町民ネットの皆さんなどが昨年町長と懇談申し入れをした際には、町長は明確に新清掃センター問題にかかわる機種を選定や、またその他について、町民責任を果たしていく、このことを明確にされました。しかし、なおいまだそのことが果たされていない状況のまま、機種を導入やまた住民参加での問題の解決に、さまざまな疑問を投げかけられているのが実態であります。町民責任を果たさなかった15年度予算では、この問題を解決できなかったと言わざるを得ません。

また、退職金手当組合への負担金の問題であります。むだを省くという姿勢は、今15年度予算でもシルバーへの委託料を1割カット、あるいは各種団体補助金のカットなど、住民負担しわ寄せを実行しました。しかし、町長、四役、議員などのところでは、その特権的立場がいまだ存在しています。特に、退職金の負担は八千数百万円の年間予算の中、4人で1割を占める状況であります。町長を初め四役で1割を占める状況、このようなむだの部分に

メスを入れていくことが求められます。職員の退職金については、この間大幅なカットが実行されているにもかかわらず、四役についてはいまだそのままにされていることについても改善を直ちに着手すべきであります。また、議員の報酬についても、町長の考え方を明確に報酬審議会に反映させていく、その作業は欠かせないところでしたが、結局は報酬審議会の開催は行ったけれども、広陵町近辺、あるいは広陵町、奈良県全体の現状から是認した、このような結論を導き出させたと言っても過言ではありません。

私たちはこのような状況を考えていくときに、3割自治、地方自治の自立としたまちづくりが強く求められている中で、最も今重要な問題は、予算編成に住民参加を位置づける、予算編成を本当に住民の側から議論を起こすような資料をつくり、町の財政を共有していくことが求められます。それは、14年度に町側から長期財政計画が示されました。この長期財政計画でも、新清掃センターでの予算の使い方がおこなわれているから、これには具体化されていませんけれども、平成17年、18年、19年、20年まででも経常収支比率は94、96%に上がると示されています。このような財政難のところにあつて、なお町が自立したまちづくり、住民が主人公のまちづくりをつくっていくためには、住民参加による予算編成は欠かせない問題だと考えます。このような状態を、決算を見てからでも具体的にこの来年度予算に反映させる重要な課題だと認識いたします。このような手法をとっていくことこそが、今、国と地方6団体の関係においても、今度の地方財政計画に地方の声を反映させる、このような具体的な状況が生まれている中にあつて、予算編成の住民参加の取り組みを何としても実現させていくことが求められる点を強く主張し、この予算に対する不十分なところを指摘しながら反対といたします。決算に反対としております。

議 長 ほかに討論ありませんか。 9番議員！

9番議員 賛成の立場で討論いたします。

当時、その決算委員会、個々詳細について検討しました。採決の結果、反対の議員は2人、民主主義により賛成多数により、この案が可決されましたということを報告して賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第55号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第55号は原案どおり認定されました。

次に議案第56号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 反対の立場で討論いたします。

従前は、この制度的な問題として、国の補助金がカットされて、そういう中でだんだんと国保の財政が厳しくなってきたという状況がずっと続いてきたわけです。それに対して、町長は住民の立場で補助金の増額を要望すべきだという点を、そういう姿勢について欠けているという状況で反対の原因としてまいりましたが、今回は決算の中でも、繰入金の中で保険基盤安定繰入金保険者支援分とか、また財政の安定化支援事業繰入金等ですね、また老健の拋出金の減額も、これも老健の方の国の負担が多くなってきたということは、一つはやはり町村会の大きな国に対する要望があったということの評価いたしまして、反対の理由からは削除いたします。

今回の反対の根拠は、今のこの国民健康保険制度皆保険ということで、国民のすべての人が保険制度にのっとるといところからスタートしているわけなんですけれども、大変な不況の中で、保険料の滞納者が大変ふえております。広陵町でも例外ではなく、広陵町は14年度と比べましたら、件数は町の方の努力によりまして若干減ったものの、滞納の理由をお聞きしますと、悪質な滞納者はいない、いわば準悪質という形では19人ということ報告を受けましたけれども、大部分の方は苦しい中でやりくりをし、こんな実態に陥っている、このことを新たに認識したわけでございます。

こういう状況の中で、滞納が出る中で、滞納者には保険証の郵送をしない、これは本当に大きな問題です。すべての方にまずは保険証を郵送していただいて、そして納税計画については個々それぞれに応じてしっかりと相談をしていただく、徴収率を上げていただくということについては、大いにさせていただかなければならないわけなんですけれども、こういう状況の中で、やっぱりすべての皆さんに保険証を渡していただく、このことは、この広陵町でやろうと思えばできることなんです。県内の中でも幾つかの自治体がすべての保険者の方に

保険証を郵送しているんです。これは税金がかかるとか、そういう問題ではありません。本
当に町民の皆さんの健康を守っていかう、これが仕事なんだ、こういう認識に欠けている、
この点について強く、すべての皆さんに保険証を送付していただいて安心して治療してい
ただけるようにしていただきたい、この点を反対の根拠といたします。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。 9 番議員！

9 番議員 この件も先ほどと同じく、民主的な鉄則により賛成多数だったということで賛成討
論といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第 5 6 号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。よって議案第 5 6 号は原案どおり認定されました。

次に議案第 5 7 号、平成 1 5 年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを
議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6 番議員！

6 番議員 初めて広陵町老人保健特別会計予算の賛成をするわけであります。

理由は、一つは、国保についても賛成をするかどうかを検討したわけですがけれども、町自
体のいまだの前進的な側面、努力の側面が数点にわたって住民と直接かかわるところで実行
されていないということがあったわけです。国保については、国の制度がすべてを支配して
きている、そしてまた国が医療費について非常に大きな問題点を抱えているわけですがれ
ども、法律の中にこれが反映していない。そして、もう一つは、国がこの負担比率を引き上げ
てきている、こういう側面を評価して、今回は賛成に回るという意味であります。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第57号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第57号は認定されました。

次に議案第58号、平成15年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第58号は認定されました。

次に議案第59号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 反対の立場で討論いたします。

この下水道料金につきましては、広陵町の条例で定めるものです。この広陵町の条例には、消費税分の5%を上乗せすることを定めているわけなんですけれども、やはり今消費税、大変長引く不況の中で、一層消費税の増税をしていこうという策動が大きく動いているわけなんですけれども、この下水道の料金にしても、滞納が大きくなってきている、生活が厳しくなっている中で、さらに消費税の増税を絶対許すことができませんし、やはり消費税の上乗せ分については、大変生活にも影響を与えていく、小さな金額だったとしても切実な内容ではないかと思います。そういう点で、今一層この自治体として、町民の暮らしを守る立場、消費税反対の立場を明確に貫いていただくためには、やっぱりこの消費税の上乗せについて納得することができません。消費税の上乗せについて、反対の根拠といたします。

議長 長 ほかに討論ありませんか。 9番議員！

9 番議員 賛成でございます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第59号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第59号は原案どおり認定されました。

次に議案第60号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第60号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第60号は認定されました。

9番議員、副委員長さん、今委員長さんがおられないので、もしか質疑あったときは答弁をお願いします。

次に議案第61号、平成15年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第61号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第61号は認定されました。

次に議案第62号、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第62号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第62号は認定されました。

次に議案第63号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第63号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第63号は認定されました。

次に議案第64号、平成15年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、下水道の会計決算と同じく、消費税の料金に対する上乗せに対する反対でございます。

また、意見として強く加えたいと思います。県の方との契約の仕方については、受水量の契約が大変に12分の14の範囲内ということで幅が狭くて、場合によってはやっぱり県の

水道会計にはいいかもしれませんが、自治体にとっては大変負担となる、こういう状況も発生しますので、契約方法については改善することを県の方に要望していただく、このことを意見として強くつけ加えたいと思います。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。 9 番議員！

9 番議員 反対意見として、先ほどから消費税が出ておりますが、日本全国すべての自治体の水道料金については、消費税上乘せ、あるいは内税、あるいは外税、いろんな形がございますが、これは消費税はすべて最終的には預かり金ということで税務署に納めているということと、これは私はこの決算委員会もちゃんと反対の方は2名でございました。残り多数が賛成ということで、民主主義の原則に基づきまして賛成多数、このような報告となりまして賛成意見といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 6 番議員！

6 番議員 これには水道料金の値上げの分が含まれているわけですので、こういう内容についての審議は15年度当初予算で行ったわけでありまして。

賛成理由の中で、坂口議員はいかなる理由があろうと賛成多数のところに従うという立場の表明であって、賛成の理由にはならないと思うわけですが、奇怪な賛成討論を聞かせていただいて不可思議に思っておるところであります。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第64号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第64号は原案どおり認定されました。

しばらく休憩します。

(P.M. 2 : 45 休憩)

(P.M. 3 : 10 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

議 長 次に日程5番、議員提出議案第9号、郵政事業の拙速な民営化に反対する意見書については青木君から提出され、所定の賛成者がおりますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 14番議員！

14番議員 この意見書については、最初は請願書という形で上がっていましたが、他の市町村で一応意見書という形で出てくるということでございましたので、そういうわけで総務委員会でいろいろ審議させていただきましたところ、いろいろご意見もあったわけですが、それでは総務委員会でいきましょうということで、たまたま私が委員長ということでございましたので、提出者ということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、趣旨説明でございますが、このお手元に配付させていただいております意見書案について朗読をさせていただきますして、趣旨説明とかえさせていただくことをお許し願いたいと思えます。

日本郵政公社は、国営の新たな公社として、郵便・郵便貯金・簡易生命保険の各業務及び郵便局等の施設を活用して行うその他の業務を総合的かつ効率的に行うことを目的として、平成15年4月1日に発足し、郵政事業の改革が始まったばかりであります。

日本郵政公社においては、住民の日常生活に必要不可欠な郵政三事業の生活基盤サービスを一体的に提供し、加えて全国均質サービスを確保しつつ、効率的な経営とよりよいサービスの提供に取り組んでおり、住民の高い利便性において一定の評価がなされているところであります。しかし、先般、政府の経済財政諮問会議は、郵政民営化問題について連絡協議会を設置し、平成16年4月26日中間報告を発表、郵政民営化は避けて通れない改革であるとしています。

つきましては、住民の利便性確保の観点から下記の事由により、現在の公社形態の成果を見守り、構造改革の名のもとに拙速に行われようとしている郵政事業の民営化には反対するものであります。

記、1、郵政事業は、全国的に展開された約2万4,700局の郵便局ネットワークを通じ、国民生活に最も身近な国営の機関として、住民に広く公平なサービスを提供しています。全国均一料金で利用できる郵便を初め、郵便貯金の預け払い、年金の受け取り、国庫金の受け払い、簡単な送金、さらに簡易保険の取り扱いなど、一つの郵便局でむだなく効率よく利用できる、都市部と地方とのサービスの格差もなく、住民には極めて利便性の高い窓口機関であります。

この2番目におきましては、広陵町にとって大変影響があるわけございまして、もしも

民営化になれば、これが無理なようになるようでございますので、特に広陵町にあっては、広陵真美ヶ丘北郵便局を初め、他の2つの郵便局において、住民票、印鑑証明書の交付等、行政のワンストップサービスの取り扱いも行われているほか、地域住民の交流の場としても活用され、住民生活の安定と福祉の増進に役立っていることも事実であります。

3番、競争原理に基づいた郵政事業の民営化が行われ、収益性向上の採算性だけを重視したものとなれば、都市部、地方を問わず、不採算地域においては、郵便局の廃止や各種料金の値上げも想定され、全国均質サービスの継続的な維持が困難になるなど、住民生活に大きく影響することは明らかであります。

4番目、従来の郵政事業は、改革に値する諸課題もあることも十分理解するところですが、平成15年4月1日から公社化し、郵政改革が始まったばかりであります。この成果を十分見定めないままに、構造改革の名のもとに住民の利便性を置き去りにした拙速な郵政事業の民営化には反対するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

議員各位におかれましては、いろいろありますが、どうかひとつご賛同賜りますよう心よりお願いをいたしまして、私の趣旨説明とさせていただきます。失礼いたしました。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。4番議員！

4番議員 郵政事業のこういう意見書についてですが、私のところにも、その担当と申しますか、局長が来られまして、書面を持ってこられました。そのとき既にもう町の方でそういう文面もございましたので、後は提出者である青木議員と公明党の山田議員とのすり合わせをするということで聞いておりました。その後、どういうふうな形でされたんか。それと、内容的に、当初局長がみずから持ってきた書面と変わってないのかということをお聞きいたします。

議長 14番議員！

14番議員 議会運営委員会で、そういうすり合わせのことがありまして、後日山田議員とすり合わせをさせていただきまして、いわゆる題といたしまして、このいわゆる郵政事業の民営化に反対する意見書ということで私自身も出したわけですが、それと山田君との改革という、見直しという意見書とすり合わせいたしまして、山田君のご了解を得まして、「郵政事業の拙速な」、いわゆる慌ててしないでくださいという民営化に反対する意見書という形で題を持たせていただきまして、後は全文私の方の意見書で結構ですよということですり合わせが終わり、総務委員会で審議した上、提出ということになったわけでございます。

議長 長 それでよろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第9号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第9号は原案どおり可決されました。

議長 長 次に日程6番、議員提出議案第10号、人身売買禁止のための法制化を求める意見書については青木君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 長 これより本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。14番議員！

14番議員 これも総務委員会で審議の上で、委員会から提出ということでございますので、立場上私が委員長ということで、厚かましくもまた提出者としてなったわけでございます。ご了承願いたいと思います。

人身売買金利のための法制化を求める意見書。

ちょっと訂正していただきたいんですねやけど、ここに「ヤクザ」と書いてますねやけど、まあそれでもいいかなと思いますねやけど、「非合法的団体」という形でちょっと書いていただきたいなど、こう思うわけでございます。ちょっとヤクザっちゅうたら何かね、私も怖いから。どういうことは知りまへんねやけど、法律に合わん、非合法的ですよ、そういう意味で。暴力団でもよろしいねやけど、そういう意味で、そういうことで、ちょっとご了解を願いたいと思います。

非合法的団体などの犯罪組織によって、海外から日本に送り込まれ、性産業で強制的に働かされている外国人女性がふえている。売春や強制労働等による搾取の目的で、外国人女性や子供を勧誘、送り出し、受け入れを行う行為を人身売買、または人身取引というが、日本の対策のおくれに国際的な批判が高まっている。米務省がことし6月に発表した人身売買に関する年次報告書では、日本を今後1年間に必要な措置をとれるかどうか見きわめる必要がある。第2分類監視対象国に指定した主要8カ国の中で、監視対象国にされたのは日本とロシアで、少なからず国内に波紋を広げたが、昨年7月に国連女性差別撤廃委員会から人

人身売買に対する包括的戦略の必要性に、加害者の処罰強化が勧告されるなど、日本は人身売買の主要受け入れ国として、国際社会から見られております。政府は、2000年に採択された国連の人身売買協定書の批准に向けて、国内法の整備に取り組んでいるが、日本には人身売買という行為を規定し、禁止する法律がない。アジア、東欧、中南米から来日した女性たちが莫大な借金を負わされて風俗産業で働かされ、人身売買ブローカーや暴力団の暴利の犠牲になっている現状を打破するため、加害者に対する罰則強化を明記し、人身売買の禁止、被害者の人権救済、保護・支援を実施するための法制化を早急に国及び政府に求めるものであります。

記、1、人身売買は被害者の尊厳と価値を著しく侵害する行為であり、人身売買が犯罪であることを法に明記すること。

2、被害者の救済、保護、援助については、国は必要な法律整備をすること。

3、国は人身売買の実態についての調査研究、学校教育、社会教育、メディア等を通じて、人権教育、啓発、情報提供等を積極的に行い、被害の予防を図ること。

4、政府は諸外国と連携を強化し、人身売買防止を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。よろしくご賛同のほどをお願いを申し上げて、趣旨説明にかえさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第10号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第10号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程7番、議員提出議案第11号、CH-53Dヘリコプターの墜落事故に関する意見書については青木君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提出趣旨の説明をお願いします。 14番議員！

14番議員 何回も済いません。これも総務委員会という採択されましたので、そういう意味で委員長として何回も失礼いたします。

それでは、提案趣旨の説明をお手元に配付させていただきました意見書の朗読にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく願いをいたします。

CH-53Dヘリコプターの墜落事故に関する意見書。

去る8月13日午後、沖縄県宜野湾市の沖縄国際大学構内において、米海兵隊所属のCH-53Dヘリコプターが墜落するという事故が発生した。同米軍ヘリは、住宅地上空で尾翼が落下し、操縦不能の状態になり、胴体が回転しながら、大学本館に接触し墜落、炎上した。大学構内や付近の住宅密集地には、墜落ヘリのローターや破片が広範囲に飛び散り、民家のドアを貫通、オートバイやブロック塀が壊されるなど、大学職員、学生、地域住民を死の恐怖に陥れました。また、事故現場及び周辺を米兵が封鎖し、県警や消防、大学職員を現場に立ち入らせない異常な状況も起きました。8月22日には、事故機と同型の大型輸送ヘリ6機の飛行を再開するという暴挙を行い、地元市民を初め日本国民の感情を逆なでをいたしました。

日本の主権を無視するようなこのような行動をとめさせ、国民の生命と財産を守る当然の立場から、次のことを強く要求いたします。

- 1、今回の事故について、徹底した原因究明を行い、その結果を早期に公表すること。
- 2、期待の徹底的な安全点検を実施し、安全性が確保されるまで飛行を停止すること。
- 3、米軍基地に起因する事故、事件の根絶に向け、日米地位協定の抜本的な改定を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員諸氏の温かいご賛同をお願いをいたしまして、趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第11号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第11号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程 8 番、議員提出議案第 1 2 号、「容器包装リサイクル法」の見直しを求め
る意見書については山本登君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題と
します。

朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 5 番議員！

5 番議員 「容器包装リサイクル法」の見直しを求める意見書。

一般廃棄物の約 6 0 %（容積比）を占める容器包装廃棄物の発生抑制、減量、及び分別収
集と再商品化の促進を図るため、平成 9 年に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商
品化の促進等に関する法律」、いわゆる「容器包装リサイクル法」では、容器包装廃棄物を
市町村が収集、選別、保管し、容器包装の生産者、利用者等の事業者がそれを引き取り、
再商品化することを義務づけ、おのおのの役割に応じた費用を負担する仕組みになっている。

しかしながら、現状は、市町村が負担している収集、選別、保管等の費用がリサイクル費
用の大部分を占め、事業者が負担している再商品化費用の数倍にもなっており、分別収集に
積極的に取り組めば取り組むほど、市町村の財政を圧迫する状態になっている。また、事業
者に回収の責任がなく、再商品化義務も国の再商品化計画の範囲内で義務づけられているに
過ぎず、市町村が分別収集してもその全量を引き取ることすら義務づけられていない。

また、平成 1 2 年 4 月から対象になった「その他プラスチック」は、分別基準に適合させ
るための中間処理施設やストックヤードが設置できず、多くの市町村が分別収集に取り組み
ない状態にある。加えて、事業者のリサイクルコストの負担が軽いため、事業者が真剣に廃
棄物の発生抑制、減量に取り組むインセンティブが働かず、法が目的とする発生抑制、減量
の効果が上がっていない。逆に、ペットボトルのような廃棄物が激増したり、環境への負担
が少ないリターナブル容器の減少に拍車をかけているのが実態である。これからの問題は、
主に現行制度に起因するものであり、容器包装廃棄物により効果的な発生抑制、減量、リサ
イクル法を進めるためには、「容器包装リサイクル法」の抜本的な見直しが必要である。よ
って、「環境型社会形成推進基本法」で規定している廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用
の優先順位に基づいた容器包装廃棄物の減量、処理を推進するため、平成 1 7 年度から予定
されている「容器包装リサイクル法」の見直しにおいて、次の事項を実現することを強く要
望する。

記、1 番目、市町村と事業者の責任分担を見直し、拡大生産者責任をより徹底強化して、

現在、市町村が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

2、発生抑制、再使用、再生利用の優先順位に廃棄物の減量を推進する経済的、規制的手法（例えばデポジット制度、製造時課徴金制度等）を導入し法制化すること。

3、市町村が分別収集した容器包装廃棄物は、その全量を事業者の責任で当該年度に引き取るようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第12号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第12号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程9番、議員提出議案第13号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については松野君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 12番議員！

12番議員 では、提案説明をさせていただきます。

まず最初に、ちょっと朗読させてもらいます。

全国知事会を初めとした地方6団体は、8月24日、2005年、06年度で3兆円余りになる国庫補助負担金の削減案を政府に提出した。小・中学校教職員の給与の半額を国が負担する義務教育費国庫負担金については、中学校教職員給与費の8,500億円の一般財源化を盛り込み、2009年度までに小学校教職員給与費も廃止し一般財源化するとしている。地方税財政の「三位一体改革」を掲げる小泉内閣は、2006年までに国庫補助負担金約4兆円を廃止・縮減し、削減額の8割を地方へ税源移譲するとしているが、あとの2割は地方への新たな負担となる。特に、義務教育費国庫負担制度については、制度そのものが廃止され一般財源化が行われれば、奈良県のような財源規模の自治体では、新たな財源負担から現在の教育条件が大きく後退し、40人学級の維持さえも困難になることも危惧されている。

義務教育費国庫負担制度は、法令で国に支出を義務づけているものであり、教育基本法第3条に規定された教育の機会均等を具体化した施策である。義務教育は、国民として必要な基礎的学力を養うものであり、全国どこでも一定水準の教育内容を確保することは国の重要な責務であり、義務教育費国庫負担制度はその財政的裏づけを担ってきたものであることから、この制度の根幹は今後とも保持すべきである。したがって、国庫補助負担金の削減という単に財政的な視点からの見直しを進めるべきではなく、教育に必要な財源やその総額を確保する仕組みとして今後も維持されるべきである。よって、国・政府に対して次の事項を強く要望する。

1、憲法と教育基本法に明記された教育の機会均等の原則を守り、すべての子供たちに行き届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

2、事務職員、学校栄養職員を引き続き義務教育費国庫負担制度の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内容なんですけれども、皆さんのお手元に、日本教育新聞の8月27日付のコピーを配らせてもらいました。これは、けさ教育委員会の方からお借りしてコピーしたものです。この日本教育新聞によりますと、今回の国庫負担金の地方への一般財源化につきましては、教育関係者はすべてが反対をしているっていう状況なんです。まず、上の方に、河村文科相ということで、「教育論として議論すべきであって、総額3兆円の削減を前提とした数字合わせであって、数字に意味があるとは思えない」と厳しく非難をしております。そしてまた、校長会組合の談話も細かく載っているわけなんですけれども、全日本中学校長会会長の藤崎先生の方でも、「なぜこの中学校教員をカットをするのかということについては、義務教育制度が崩れることにつながる」と、大変な危機感を抱いています。同じく、小学校長会会長の角田先生につきましても、「数字合わせの採決は残念だ」、また各組合、日本教職員組合書記長中村さん、「各知事は説明責任を果たせ」とか、また全日本教職員組合書記長の東森さんは、「教育のレベルダウンを招く」、また全日本教職員連盟でも意見書を提出している。こんな状況です。

あわせて、これ写っているかどうかちょっとわかりませんが、全日本のPTA全国協議会会長の赤田さんという方なんですけれども、この方も、「我々は制度の堅持を求めているが、それは子供の産まれた家庭環境や地域によって格差が生じてはならないという思いがあるからだということで、この義務教育の負担の堅持は絶対に必要だ」という立場で意見を述べておられます。

また、これはお配りしてないんですが、同じく教育新聞の同じ日の意見なんですけれども、これは中教審の主査を務める小川正人東京大学大学院教育学科研究科教授なんですけれども、この先生の意見なんですけれども、「これについては、国の重要で規定的な社会資本と言える義務教育制度の根幹のあり方を首長組織の多数決で決するという、行政手法自体にも大きな疑問を禁じ得ない」ということを指摘をされています。

そして、これは二の舞を繰り返すなということ、ちょうど戦後シャープ勧告が出たわけなんですけれども、この1950年にシャープ勧告が出たんですが、これは地方自治の確立を目的に、地方税源の拡充強化とか補助金の整理、廃止、そして財政調整と財源保障を目的とする、こういう平衡交付金——今の交付金みたいなものですけども——創設という改革構想を提案して実施したんですね。そして、義務教育は地方の責任であるということを確認した上で、このような制度をしたわけなんですけれども、それは簡単に破綻してしまったんです。そうして、義務教育の国家的関心、全国的水準の確保は、義務教育費国庫負担金による直接的な財政負担ではなく、教育の必要最低水準を法律によって制定して、それを基準に自治体が自主的に決定して確保していく、これがそういう制度だったんですけれども、今国の方が提案しているやり方と全く同じなんです。これが破綻をしてしまったということなんです。なぜかといいますと、シャープ勧告のねらいとした地方財源拡充強化の方向で、国と自治体間の税源調整が実現しなかった、そういう状況、自治体への税源移譲が不徹底に終わったことが大きくあるわけなんです、今もその危惧は免れない、こんな状況なんです。そして、そのため、自治体の財源確保にとって重要な役割を担うはずの、先ほど言いました平衡交付金が最初から大きな問題を抱えていまして、その大部分が教育費に使わざるを得ないというような状況になりまして、これで自治体の義務教育確保に不安定要素をつくり出すことになったわけなんです、今回の三位一体の改革と言われる教育改革にもその危険性が多分に含まれている。財源移譲が本当に保障されるかどうか、大変不安な部分であります。そして、これはシャープ勧告の挫折過程に驚くほど符合しているということ、この中教審の主査の先生は指摘しておられます。

そして第2に、今回の税財政改革では、さらに交付税制度の大幅な縮減が図られようとしているわけですから、その分は地方でやっぱり財源をつくっていかなきゃいけない、こういうことになってくるわけですから、その税収を各都道府県や地方自治体が確保しようということになりますと、個人住民税や地方消費税に振り返って試算した場合には、都道府県間の格差は著しく大きくなり、全国的に国の最低水準を確保していけるのか、大変強い不安を感

じるといふことで、これは具体的に中教審の方で試算をされて、この問題点を指摘されております。そういう中で、大変、国が保障しなければいけない教育に、地域間格差が生じるといふ、この大きな問題をクリアすることは、今大変に困難な状況になっているということ指摘せざるを得ません。

3つ目が、総額裁量制の検証なんです、これは16年度から総額裁量制を実施されたそうです。教育分野の包括的負担金として、国の最低水準を保障しつつ、都道府県市町村のより裁量的な活用と発展が期待される内容を有している、こういう総額裁量制、ことしから始めたにもかかわらず、この効果がいかほどかというところを全く検証もしないで放棄をしてしまう、このことについては大きな禍根が残る、このことも指摘をせざるを得ません。このような憲法で保障されている義務教育のありようと連動する義務教育費国庫負担金制度のあり方については、国の再考議決機関である国会の中で、国民の各界、各層の意向を見定めながら、慎重審議されて決定されるべきであります、今回は小泉内閣の方から、全国知事会の方に投げ返されて、それを知事会という特殊な一分野だけで投げ返したという、こういう決定の経過としても納得できない、こういう内容があるわけです。とりわけ、一般行政と教育とは権限としては分立しているにもかかわらず、教育界の意見が反映されないで決められてしまうということは許すことができない内容になるわけです。

そして、この広陵町議会でも、今議会では三位一体の改革について、何人かの方が質問をされております。私も教育長に対して、三位一体の改革について質問いたしましたところ、答弁はこのような内容でした。「行政機関に関し教育分野に対しての質問ですが、県が国と協議を行っている事項を除き、本町教育委員会といたしましては、日本のどこへ行っても同じレベルの教育が受けられる教育の機会均等は、国が保障しなければならないものと思っております」、こういう答弁です。「今後についても、教育に地域差が生じることないように、また現在の教育水準を低下させることのないように、教育環境の整備について、強力求めていく考えであります」、これが広陵町の教育委員会の考え方です。ですから、本当に教育の地域間格差をなくそうと思えば、今回知事会の方が決定した内容は、広陵町議会としても到底受け入れることができない、明らかでございます。ぜひ皆さんのこの広陵町の理事者と一緒に力を合わせて広陵町の教育を守っていくために、意見書を可決していただきますように心からお願いいたします。以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

8番議員！

8番議員 国の方でも、やはり財政は大変厳しく、約40%の国債を発行して、何とか歳入を維持しているということをご承知のとおりでございます。そして、この義務教育費について、ここにも新聞にも書いてありますとおり、この案を出したのは、知事会を含む地方6団体がこの案を出したということでございます。そして、これには、ここに書いてありますとおり、文部科学省が反対をしていると。これは日本では大抵今まで補助金政策、この補助金によって各省庁の権力といいますか、権限を維持してきたということでございます。どの省庁においても、この補助金削減、それを一般財源化していくということについては、どの省庁であっても反対をしているのは現実でございます。それで、自分ら役人としての権限が縮小されていくということが一番怖がっているのは、各役所である、それは間違いのないところでございます。

そこで、やはりこうして自分らが責任を持ってこちらの方へ裁量権を移されるということは、こちらが責任を持ってやらにやあなんことなる。自由に裁量権がふえてくるということは、こちらがしっかりしなくてはならないということは当然でございます。その中で、やはりこれからは、いや応なしにこれだけに限らず、いろんな面において、こういう地方分権という名において、やはりそれだけのことが移譲されてくるんじゃないか。三位一体の改革も一緒でございます。こちらへその裁量権が入ってくる、それをしっかりと受けとめて、やはりこちらが運営しなくてはならない、私はそのように思うわけでございます。そういうことで、やはり知事会の中でこういう案が出たというのであり、そういう省庁の強力な権限を縮小したいと、そして地方で権限を、地方の裁量権をふやしたいということが最大の目的ではなかろうかと、こういうことで、私はこの松野議員から出されましたこの案件につきまして反対いたします。

議長 ほかに討論。 6番議員！

6番議員 山本議員の考え方というところで、真っ向から全国PTA協議会会長、あるいは全国PTAがこの制度に反対している趣旨、また全国知事会の決定だというふうに言っているわけですがけれども、現実には大議論が起こって、中央からの押しつけをはね返せなかったと、そういう知事会の姿も逆にありますけれども、公然とその問題に対して反対をされている知事も多数おられます。実際のところの部分を見ますと、鳥取県知事が、山本議員が今お

っしやった裁量権、地方の裁量権の強化につながるという点について、このように述べておられます。「義務教育費は国の負担義務を法律で定めた負担金だ。地方が特に陳情や申請をしなくても確実に受け取れる。以前は使い勝手が悪かったが、今年度から総額裁量制が導入され、地方の創意工夫や実勢を阻害しないよう改善された。教員の給料は払わないといけないのだから、一般財源であることができるわけがない」、こういう形で今、地方に裁量権があるから地方が責任を持ってやっていくのだからいいんだと、こういうことをおっしやった部分について、この鳥取県知事片山知事は、明快にこの矛盾点を述べておられます。事実、義務教育負担金については、裁量の余地のない、いわゆる負担金であります。そういう点では、山本議員が今裁量権をもっと地方が持つことにつながると言っているのは公共事業の補助金等であって、この義務教育の問題ではありません。

また、ちなみに、全国PTAの協議会会長はこのように述べておられます。「6・3制の見直し、小・中一貫校、いわゆるこれについては、義務教育の保障になる部分だから、これは見直すべきでない」ということを言うておられるわけですが、もう一つ、いわゆる省庁間の利害関係という点について述べておられるところもあります。これは、国際基督教大学教授で、この教授も参加している日本の教育を考える10人委員会、これは座長は京大経済研究所長佐和教授という方だそうですが、いわゆる4月に全国の自治体を対象に行ったアンケートでも、自治体の9割は一般財源化に反対と回答してきた。委員会の試算では、先ほども松野議員が述べたように、一般財源化された場合、都道府県の財源格差により、40近くの道府県で十分な財源が確保されず、義務教育水準の低下と地域格差の拡大は必至だと、このように言っているわけです。そこの後にもかかわらず、一般財源化がされようとしているのは、三位一体改革が省庁間の縄張り争いの中で、数合わせの論理で進められている。いわゆる教育委員会が、文部省が一番弱いというところに集中したということでありませぬ。

だから、山本議員があえて述べられた裁量権をもって行えるから、今度は責任が重大でありいいんだと、省庁間の利害関係があつて、これが反対している理由なんだということは、結局は山本議員は広陵町の教育長も、この問題、一般財源化については反対の意向を示されました。そしてまた、先ほどあったように、全国の9割の教育委員会が反対している。町長もこの義務教育負担についての三位一体の問題については、疑問の趣旨を述べられているわけです。こういうような状況にあつて、なお山本議員、これは個人の意見ですが、この義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書に反対をされる、これは説明されている部分

が不十分だというように思います。

あえて私たちは、この問題については、国が抱えている矛盾であり、全国の教育委員会が、また教育関係者がこぞって義務教育国庫負担金の存続を求めている中であって、ぜひ可決し、全PTA及び地方6団体の大多数の意見を代弁するこの広陵町議会であってほしいというように思います。そういう意味を込めて、この反対についての、いわゆる保守系の方々でも少数意見の代弁を山本議員がされているわけですけれども、ぜひ良識ある結論を広陵町議会において行っていただくことを強く要望して、賛成の討論にかえます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 1番議員！

1番議員 今、この義務教育国庫負担廃止について、公明党の方も大変苦しんでいるわけがあります。それは、やはり義務教育国庫負担制度の問題については、義務教育は国が責任を果たすべきものとして、教育の機会均等、水準確保の実現のためには、同制度は不可欠として廃止、縮小することなく堅持すべきとした考え方があるわけであります。

また一方、地方分権の推進は教育においても例外ではなく、地域の教育の主体性、独自性を確立するためには、同制度を廃止し、税源移譲により所要の財源を確保すべきとした考えもある、これが2つの考えが我が党の中にもあるわけであります。

しかし、現在政府において、三位一体の改革の一環として、基本方針2004年において、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定するとし、全体像には平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の行程表を盛り込むとしたところであります。これを受けて、地方6団体では、先般国庫補助負担金等に関する改革案を取りまとめた、この中で義務教育費国庫負担は、第2期改革、平成19年度から平成21年度までにその全額を廃止し、第1期改革、平成18年度では、中学校教員の給与費等に係る負担金を移譲対象補助金としました。ただし、東京都を初め13都県は、改革案において義務教育費国庫負担の取り扱いについて反対意見を付記しているというのが現状であり、公明党もこうした中を読みながら、いろいろな専門部会でお話しさせていただいてるわけでありますが、今の段階においては、国庫負担制度の廃止は義務教育に大きな地域間格差が生じかねないとして、今後も堅持すべきものであり、その廃止、縮減は問題があるとの見解を表明したところでありまして、この意見書については現段階では賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案については反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって本案は可決されました。

議 長 次に日程10番、議員提出議案第14号、介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書については寺前君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 6番議員！

6番議員 それでは、介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書について説明をさせていただきます。

これについては、その趣旨は本文に説明をさせていただいているとおりです。そして、これはどのような場所でどのようにこのことが言われてきたのかということ述べさせていただきます。

これは、平成16年の財政制度等審議会で議論をされた中身です。これは5月に行われたものでありますけれども、この考え方についてというのは、財務大臣の谷垣禎一殿に意見具申をした、そういう内容であります。この内容はどういうことかといえば、「初めに」という文章から始まって、17年度の予算編成において徹底した歳出改革を推し進める必要がある。これまでの構造改革の成果も相まって、財政秩序なき景気回復が実現しており、16年度予算で基礎的財政収支、先ほども言いましたプライマリーバランスも若干の改善を見ている云々から始まるわけであります。

そして、各論で、社会保障という項が起こされています。1の社会保障のところ、その1の中の1、いわゆるそこで介護保険制度の問題を述べております。2番は生活保護の問題を述べています。この介護保険制度のところではどのように言っているかといいますと、介護保険制度については、これまで給付費が10%を超えて伸びており、これを支える保険料、公費負担も急増している。保険料について見れば云々の問題がずっと書かれていまして、その中、最後のところで、介護保険法附則を踏まえ、17年度において制度改革が予定されている。当審議会は昨年6月県議、及び11月県議において、主に以下のような改革の方向

性を示してきたが、17年度の改革に向け、その実現を図るべきである、このように述べているところです。

そして、ア、自己負担割合の見直し、利用者の自己負担率の2から3割への引き上げにより、コスト意識を喚起すべきである。既に高齢者医療云々の問題がずっと書かれています。

イ、旧範囲の見直し。在宅と施設のバランスを踏まえ、施設におけるホテルコスト、食費等を公的保険の給付対象から除外するとともに、軽度の患者については重度化の防止を重視し、給付を見直すか、一定額までの保険免除制度を導入云々が出ております。

ウ、負担の公平。現在の制度では、負担軽減措置を受けることのできる低所得者の判定基準を住民税によっているため、対象者の割合が相当に高くなっているが、世代間の公平を確保する等の観点から、今後はその範囲を低収入で低資産の者に限定することが適当である。また、受給者の死後、残された資産により費用を回収する仕組みも検討すべきである、このように言っております。

そういうような中身がこの部分で、次のことを改善を求めるといってうたわれているものであります。そういうことがこの中に出ているわけですがけれども、ぜひ介護保険が現在よりも大幅に利用低下してくるということになってくると、具体的には施設介護で、いわゆる昔から言う特養については、待機者が多数を占めている、その整備も追いつかない。保険を払って介護保険が受けられないという今の現状が固定化されるどころか、ますますふえてくるわけであります。

また、低所得者層の基準は、現在でも65歳から見ると年金者の8割が200万円カットというのが現状であります。このような現状を考えると、やはりこの介護保険制度の改善は、一層国の負担によって進めることが肝要であります。1%をふやすだけで十分にヨーロッパ並みの施策ができる、全く値上げもしないでできるという数字もあわせて紹介しておきたいと思います。

そのような状況にある中であって、ぜひ皆さん方の賛同をいただきたいと思います。ちなみに、現行で利用料が1割、食費が2万5,000円の方、約5万円が、今後その利用料二、三割から食費、部屋代が取られると、16万円から18万5,000円になってくる、これが今この建議された中身であります。このような中身についての具体的な検討は今後になるわけですがけれども、このような具体的に政府の諮問機関が発したこの問題については、ぜひとどめを刺しておく必要があるというように思いますので、ぜひ賛成のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

1 番議員！

1 番議員 私はこの介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書（案）に反対いたします。

まず、このタイトルが気に入らんわけでありまして。「介護保険の改悪に反対し」と、これが、であります。いろいろ介護保険制度ができて数年たつわけでありまして。いろんなところで問題点はあるわけでありまして、今この中に改悪、反対と、この何項目か、2割、3割の利用料引き上げをやめること等々云々書いてあるわけでありまして、やはりこうしたことはなるほどなど、すべてできたらいいなというわけでありましてけれども、やはりそれにはお金が要るわけでありまして。雇用全部できたら結構なことではありますけど、それには給付と負担という、やはり同じような並行でなかったら、同時進行でなかったはいけないのではないかと思っています。

今、制度の見直しの基本的な考え方について、見直しの基本的視点に立つことが大事ではないかと。一つは、それには3つの論点があると言われております。1つは、基本理念を踏まえた施行……。おれは政府の与党やからな。だから、言うてんねやないか。だから、わかったんじゃ、黙って聞いといたらいんやがな。ほんま、おれ与党や、おまえ野党やから言いたいことを言うてきたわけや。言いたいことばっかし言うてんねん。何でやのん。これはこれで、あれはあれや。

ほんで、見直しの基本的視点、3つの論点であります。1つは、基本理念を踏まえた施行状況の検証、2つは、将来展望に基づく新たな課題への対応、それから3つは、制度創設からの課題についての検討、これが3つの論点であり、もう一つは見直しの基本的視点に立って、一つは制度の持続可能性があるのかどうか、介護保険制度は国民の老後における介護の不安にこたえる社会システムの定着と制度の持続可能性を高める視点から、将来の急速な高齢化の進展を見据え、給付の効率化、重点化を思い切って進める必要があると思う。

それから、2つは、明るく活力ある超高齢社会の構築、明るく活力ある超高齢社会を築く観点から、要介護状態の予防、改善を重視した予防重視型システムへの転換を図ることが重要であると。また、経済活性化や雇用創出、地域再生の面で期待される役割が大きい。

3つ目は、社会保障の総合化と。社会保障の総合化の観点から、介護、年金、医療等の各制度間の機能分担を明確にし、相互の調整を進めることが求められる。これにより、制度の

重複や空白を解消し、社会保障制度全体を効率的、効果的な体系へ見直していくことが必要である。これが、基本的なものを踏まえて……。だから、おれ反対してんねや。だから、こういうことは、やはり負担ばっかし、そういうのではなくして、やはりこの制度の持続可能性が一番大事でありますから、破綻してもだめですから、こうしたことを社会保障審議会介護保険部会にて、こうしたことを議論されたことは十分知っておりますが、こうした皆さんの今共産党が出されてるようなことばっかしを要求するのにはいかなものかなと思って反対しています。

議 長 ほかに討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 反対の討論がありましたので、賛成の立場で討論いたします。

るとおっしゃっていただいたんですけど、基本的には制度の存続の可能性を高めるといふのが主な反対の内容だというふうに思います。

そもそも国の政治、また地方の政治が果たさなければいけない分野というのは、教育と福祉なんですね。ですから、教育と福祉を重視した政治の方向に変えていく、このことが今本当に求められていると思うんです。残念ながら、日本の国家がこんなにたくさんの借金ができてきたのは、やはり土木偏重の政治の流れの中で、この国民1人当たり幾らだったかな、莫大な借金をしなければいけないというような状況が生まれてきたんです。だから、この税金の使い方を根本的に見直していくということが、教育・福祉を守っていくために一番大事な問題なんです。ところが、この問題がきっちり解決をされない中で、このような福祉が大きく後退をさせられていく、これは国の責任の放棄と言わざるを得ません。

国の方の負担の問題で言えば、日本の福祉の給付費は、対国民所得で比較いたしますと、スウェーデンが23.3%なんです。そして、フランスが10.2%、ドイツが10.3%、イギリスが9.1%で、日本はわずか2.9%なんです。ですから、このスウェーデンでも、フランス、ドイツ、イギリスなどヨーロッパ諸国でも、福祉に対する税金の使い道をふやしたとしても、全然破綻してないんですよ。ですから、根本的には、そこの公共事業、土木事業偏重の税金の使い方をただして、ヨーロッパやアメリカ並みの当たり前の税金の使い方、福祉・教育を重視する税金の使い方に改めることこそが求められています。

今、高齢化社会にもなってくるわけですが、そういう形で解決することは十分可能です。それには、長期の緻密な計画を今早期につくることが大変大切だというふうに思います。そういう点で、今国保の問題でも言いましたけれども、不況の中でお金が払えない、医者へ行けない、こういう状況ができております。そして、そういう弱者がまた動けなくなったとき

に、介護保険の適用もより厳しい形で受けることができない、介護保険は特に国民健康保険の制度と違いまして、保険料を納めることができなかつたら、そのサービスを利用するときにはペナルティーがかけられる、本当にお金がないと介護保険制度を使うことができません。このような厳しい制度を改善をしながら、本当にだれもが安心して使える制度をつくっていくことこそ今国民が求めていることであり、こういう社会保障が充実すれば、国民の皆さんは消費の方にも目を向いていき、安心できる社会の中で景気も回復していくということも今指摘をされているところです。

以上、反対の意見がありましたので、今の反対に対する賛成を討論させていただきまして、賛成討論を終わります。

議 長 ほかに討論ありませんか。 8 番議員！

8 番議員 こういう問題につきましては、賛否両論があるのは当然でございます。これ、寺前君から出されております。私もちょっと疑問に思っているところがあります。その点を申し上げたいと。

たとえて言いますと、家、土地など資産のある者は、低所得者対策から除外するなどということになっておりますが、私は生活保護におきましても、非常に大きな屋敷で家を建ててあるのに生活保護が受けられると。それはそれでいいんです。それを今度はその人が亡くなられたときにどうなるのかといたら、相続人が相続をされると。これで本当に……。負担される方がね、それで納得できるんだろうかというような……。これからそういうことで、こういうことにつきましても、当然やはりその辺問題になってくるんじゃないかと。

それと、「国庫負担を増額し」となっておりますけれども、国庫負担を増額するということは、それだけの税金を国民が負担しなくてはならないということでございます。共産党さんは、現在の消費税 5%にも反対されているわけでございます。ヨーロッパではこうですという支給額の方の話をされました。ヨーロッパの消費税は、幾らかという話は出されておらない、ということでございます。とにかく給付についてはそれなりの負担があるということ、やはり書き上げてもらいたい。

例えて申しますと、だからこれ 2 割になるか、これちょっと資料をいただいておりますのでね、私たちちょっとそれを持っとらん、2 割から 3 割と。あるいは、寺前君が先ほど申されました数字については、それを実証する資料をいただいておりますので、それ自身が正しいかどうかということをお私ちょっと判断しかねるところはありますねやけれども、やはり給付と負担という、それと持続性ということでございます。これから高齢化がふえていく

のには、当然それなりの負担がふえてくるということは十分考えなくてはならない。そして、やはり今現在、保険料を負担しております年代を下げてもいくか、現在のものの負担の額を上げるか、どちらかになっていくと、私はそういうふう思うわけでございます。

そして、介護保険の改悪と言ってますけれども、共産党が出しましたら全部改悪でございます。政府が出しましたら、全部改善でございます、非常に全く正反対の言葉で書かれておるといってございます。そういうことで、やはり制度というのは、やっぱりいろいろ政府の方でも考えていただかなくてはならないのは、やはり給付と負担のバランスということで、やはり見直しは私はそれなりに必要だと、極端な数字が出てくとは思いませんので、将来に向かって、10年先、20年先になって、どういう数字かということになりましたら別ですけれども……。

議 長 寺前さん、静かにしてください。

8番議員 だから、そういうことで、やはり見直しは必要であると、そのままいけるわけはないと、私はそう考えておりますので、本案には反対する次第でございます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので……。静かにしてください。 2番議員！

2番議員 私は先ほどから聞いてまいりますと、余り勉強しておりませんが、これ権利と義務というのをやはり持っていただかんと。一つは、保険料の値上げには反対、またいろんなものですが、やはり自分が権利を主張するならば、やはり義務を果たしてもらいたい。総括的な意見です。それで、私は反対します。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案については反対者がおりますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成16年第3回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 4 : 25閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成16年9月24日

広陵町議会議長 吉 岡 章 男

署 名 議 員 山 本 登

署 名 議 員 寺 前 憲 一